

会 議 録

第 1 日

(平成6年12月1日)

○議 事 日 程 第1号

平成6年12月1日(木) 午前10時開会

第1 会議録署名議員の指名について

第2 会期の決定について

第3 議案第102号ないし議案第127号 …………… 説 明

議案第102号 平成6年度四日市市一般会計補正予算(第2号)

議案第103号 平成6年度四日市市土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)

議案第104号 平成6年度四日市市老人保健医療特別会計補正予算(第2号)

議案第105号 平成6年度四日市市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)

議案第106号 平成6年度四日市市水道事業会計第1回補正予算

議案第107号 四日市市議会議員及び四日市市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の制定について

議案第108号 四日市市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について

議案第109号 四日市市職員退職手当支給条例の一部改正について

議案第110号 過料の額の引上げのための関係条例の一部改正について

議案第111号 四日市市乳幼児の医療費の助成に関する条例等の一部改正について

議案第112号 四日市市都市公園条例の一部改正について

議案第113号 四日市市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

- 議案第 114号 四日市市立小学校及び中学校設置条例の一部改正
について
- 議案第 115号 四日市市消防団員等公務災害補償条例の一部改正
について
- 議案第 116号 四日市市火災予防条例の一部改正について
- 議案第 117号 市道路線の廃止について
- 議案第 118号 市道路線の認定について
- 議案第 119号 工事請負契約の締結について
－(仮称)本町プラザ建設工事(建築工事)－
- 議案第 120号 工事請負契約の締結について
－(仮称)本町プラザ建設工事(建築電気設備)－
- 議案第 121号 工事請負契約の締結について
－(仮称)本町プラザ建設工事(建築機械設備)－
- 議案第 122号 工事請負契約の締結について
－庁舎空調用熱源改修工事－
- 議案第 123号 工事請負契約の締結について
－午起ポンプ場雨水ポンプ設備工事－
- 議案第 124号 工事請負契約の締結について
－白須賀ポンプ場φ1800雨水ポンプ設備工事－
- 議案第 125号 工事請負契約の変更について
－羽津茂福1号幹線水路築造工事(その2)－
- 議案第 126号 工事請負契約の変更について
－羽津茂福3号幹線水路築造工事(その2)－
- 議案第 127号 委託協定の変更について
－桜污水1号幹線管渠布設工事－

青 山 弘 忠
小 井 道 夫
石 川 勝 彦
市 川 悦 子
市 川 正 徳
伊 藤 正 数
伊 藤 雅 敏
伊 藤 正 巳
宇 野 長 好
大 島 武 雄
大 谷 茂 生
小 川 政 人
喜 多 野 等
久 保 博 正
桑 原 勇
小 林 博 次
坂 口 正 次
佐 藤 晃 久
佐 野 光 信
瀬 川 憲 生
田 中 武
田 中 俊 行
土 井 数 馬
豊 田 忠 正
中 森 慎 二
野 崎 洋
橋 本 茂

○出席議員 (37名)

長谷川 昭 雄
日 置 記 平
藤 井 浩 治
古 市 元 一
堀 内 弘 士
益 田 力
水 野 和 子
水 野 幹 郎
毛 利 道 哉
森 真寿朗

○欠席議員（2名）

谷 口 廣 睦
野 呂 平 和

○出席議事説明者

市 長	加 藤 寛 嗣
助 役	加 藤 宣 雄
助 役	奥 山 武 助
収 入 役	毛 利 道 男
港 湾 審 議 監	梅 木 勇 二
市 長 公 室 長	佐々木 龍 夫
計 画 推 進 部 長	川 畑 義 之
総 務 部 長	鈴 木 一 美
財 政 部 長	野 呂 修
市 民 部 長	小 畑 廣 次
保 健 福 祉 部 長	服 部 美 次
商 工 部 長	米 津 正 夫

農 林 水 産 部 長	須 原 賢 治
環 境 部 長	玉 置 泰 生
都 市 計 画 部 長	大 橋 実
建 設 部 長	西 田 喜 大
下 水 道 部 長	岡 田 幹 夫
消 防 長	島 村 隆
病 院 事 務 長	谷 口 淳 一
水 道 事 業 管 理 者	鎌 田 悟

教 育 長 丹 羽 武

代 表 監 査 委 員 栗 本 春 樹

○出席事務局職員

事 務 局 長	長谷川 昭 彦
参 事 兼 議 事 課 長	伊 藤 千 秋
議 事 課 長 補 佐	玉 田 耕 士
議 事 係 長	井 上 紀 久 夫
主 事	濱 田 信 二
主 事	芝 田 敏 樹

午前10時1分開会

○議長（伊藤雅敏君） ただいまから平成6年12月四日市市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、36名であります。

今定例会の議事説明者は、市長はじめ22名であります。

○議長（伊藤雅敏君） これより本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付しました議事日程第1号により取り進めますので、よろしく願いいたします。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（伊藤雅敏君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今定例会の会議録署名議員に、市川正徳君及び橋本 茂君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（伊藤雅敏君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

おはかりいたします。今定例会の会期は、本日から12月16日までの16日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤雅敏君） ご異議なしと認めます。よって、今定例会の会期は本日から12月16日までの16日間と決定いたしました。

日程第3 議案第102号 平成6年度四日市市一般会計補正予算（第2号）ないし議案第127号 委託協定の変更について

○議長（伊藤雅敏君） 日程第3、議案第102号平成6年度四日市市一般会計補正予算（第2号）ないし議案第127号委託協定の変更についての26件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） ただいま上程されました各議案についてご説明申

し上げます。

議案第102号は、本市一般会計補正予算第2号案であります。

今回の補正の主な内容は、国・県から補助割り当てのあった公共事業費、急施を要する単独事業費のほか、台風26号等による災害復旧費等であります。歳入歳出予算のほか、これに関連する債務負担行為及び地方債の補正であります。

歳入歳出予算の追加額は、11億4,067万円で、補正後の予算額は、942億7,608万8,000円と相なるのであります。

以下、各款にわたり補正の主な内容についてご説明申し上げます。

第1款議会費は、議員2名の欠員によります報酬等の減額補正であります。

第2款総務費は、交通安全施設等整備事業費及び過年度国県支出金等返還金の追加計上であります。

第3款民生費は、入院時の食事療養に係る標準負担額を助成するための心身障害者医療費及び臨時備人料の不足見込み額の追加計上のほか、来年度改築を予定しております保育所の調査設計費の計上であります。

第4款衛生費は、合併処理浄化槽設置費補助金の追加計上であります。

第6款農林水産業費は、国・県からの補助割り当てによるふるさとふれあい牧場づくり事業費、土地改良事業費の追加計上及び桜地区かんがい排水事業費並びに農村総合整備モデル事業費の減額補正であります。

第8款土木費は、国庫補助内示に合わせた中央通り地下駐車場整備事業費及び街路、公園事業費の補正のほか、単独事業として道路、河川、街路、公園、都市下水路事業費及び狹隘道路対策費の追加計上であります。

第9款消防費は、実績に合わせた消防団員費用弁償及び水防用資材の補充経費の追加計上であります。

第10款教育費は、全国大会等出場選手激励金及び臨時備人料の不足見込み額の追加計上であります。

第11款公債費は、減税及び第三次総合経済対策等の繰越事業の増大による資金管理の面から、一時借入金の最高額を変更することによる一時借入金利子の追加計上であります。

第14款災害復旧費は、9月の集中豪雨及び台風26号による土木施設、農業用施設及び公園施設に係る災害復旧費の計上であります。

以上、概要をご説明いたしましたが、歳入につきましては、歳出各科目に対する特定財源を充当するとともに、一般財源として市税を計上して収支の均衡を図ったのであります。

議案第103号から議案第106号までは、各特別会計及び企業会計の補正予算案であります。

土地区画整理事業特別会計は、資金管理の面から一時借入金の最高額を変更しようとするものであります。

老人保健医療特別会計は、国庫負担金の減による資金管理の面から一時借入金の最高額を変更することによる一時借入金利子の追加計上であり、歳入につきましては、一般会計繰入金を追加計上いたしました。

農業集落排水事業特別会計は、国庫補助割り当ての減による農業集落排水施設整備費の減額補正であり、歳入につきましては、歳出に関連する特定財源を減額補正するとともに、繰越金の追加計上及び消費税還付金を計上いたしました。

水道事業会計は、実績に合わせての配水管移設工事費等の追加計上であります。

続きまして、条例その他の議案についてご説明申し上げます。

議案第107号四日市市議会議員及び四日市市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の制定につきましては、公職選挙法に基づき選挙運動用自動車の使用、ポスターの作成に係る公営制度を新たに設けようとするものであります。

議案第108号議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する

条例の一部改正につきましては、地方公務員災害補償法施行令の一部改正により、公務で外国旅行中の職員に係る療養補償の特例制度が新たに設けられたことに伴い、関係規定の整備を図ろうとするものであります。

議案第109号職員退職手当支給条例の一部改正につきましては、雇用保険法の一部改正に伴い関係規定の整備を図ろうとするものであります。

議案第110号過料の額の引上げのための関係条例の一部改正につきましては、地方自治法の改正に伴い、過料に関する条例等9条例について過料の上限額を引き上げようとするものであります。

議案第111号乳幼児の医療費の助成に関する条例等の一部改正につきましては、乳幼児医療費等の助成制度の充実を図るため、乳幼児、心身障害者及び母子世帯に係る訪問看護療養費及び入院時の食事療養に係る標準負担額を助成対象とするとともに、老人につきましては訪問看護療養費を助成の対象にしようとするものであります。

議案第112号都市公園条例の一部改正及び議案第113号運動施設の設置及び管理に関する条例の一部改正につきましては、霞ヶ浦第1サッカー場の廃止等に当たり関係規定の整備を図ろうとするものであります。

議案第114号市立小学校及び中学校設置条例の一部改正につきましては、中部東小学校及び納屋小学校を統合し、新たに中央小学校を設置するに当たり、関係規定の整備を図ろうとするものであります。

議案第115号消防団員等公務災害補償条例の一部改正につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、療養の給付対象等を変更しようとするものであります。

議案第116号火災予防条例の一部改正につきましては、消防法の一部改正に伴い、罰金の上限額を引き上げようとするものであります。

議案第117号及び議案第118号は、道路法に基づく市道路線の廃止及び認定案でありまして、西伊倉市営住宅建てかえに伴い、西伊倉5号線等3路線を廃止するとともに、土地開発等により別名67号線等9路線を認定しよ

うとするもので、所在はそれぞれお手元の図に示すとおりであります。

議案第119号から議案第124号までは、いずれも工事請負契約締結議案でありまして、(仮称)本町プラザ建設工事(建築工事)及び庁舎空調用熱源改修工事外4件につきまして、それぞれ指名競争入札により請負契約を締結しようとするものであります。

議案第125号から議案第127号までは、既に契約を締結して施工しております羽津茂福1号幹線水路築造工事(その2)外2件について、工事内容の一部を変更し、契約金額の増額を行おうとするものであります。

以上が各議案の概要であります。

どうかよろしくご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長(伊藤雅敏君) 提案理由の説明は、お聞き及びのとおりであります。

議事日程に従い、本件に関する審議は留保いたします。

○議長(伊藤雅敏君) この際、報告いたします。

専決処分報告及び監査結果報告が参っております。既にお手元に送付いたしておりますので、ご了承願います。

○議長(伊藤雅敏君) 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、12月6日午前10時から会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。ご苦労さまでした。

午前10時16分散会

会 議 録

第 2 日

(平成6年12月6日)

○議 事 日 程 第2号

平成6年12月6日(火) 午前10時開議

第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員 (37名)

青 山 弘 忠
小 井 道 夫
石 川 勝 彦
市 川 悦 子
市 川 正 徳
伊 藤 正 数
伊 藤 雅 敏
伊 藤 正 巳
宇 野 長 好
大 島 武 雄
大 谷 茂 生
小 川 政 人
喜多野 等
久 保 博 正
桑 原 勇
小 林 博 次
坂 口 正 次
佐 藤 晃 久
佐 野 光 信

瀬川 憲生
 田中 武
 田中 俊行
 土井 数馬
 豊田 忠正
 中森 慎二
 野崎 洋
 橋本 茂
 長谷川 昭雄
 日置 記平
 藤井 浩治
 古市 元一
 堀内 弘士
 益田 力
 水野 和子
 水野 幹郎
 毛利 道哉
 森 真寿朗

○欠席議員 (2名)

谷口 廣睦
 野呂 平和

○出席議事説明者

市	長	加藤 寛嗣
助	役	加藤 宣雄
助	役	奥山 武助
収	入 役	毛利 道男

港湾審議監	梅木 勇二
市長公室長	佐々木 龍夫
計画推進部長	川畑 義之
総務部長	鈴木 一美
財政部長	野呂 修
市民部長	小畑 廣次
保健福祉部長	服部 美次
商工部長	米津 正夫
農林水産部長	須原 賢治
環境部長	玉置 泰生
都市計画部長	大橋 実
建設部長	西田 喜大
下水道部長	岡田 幹夫
消防長	島村 隆一
病院事務長	谷口 淳
水道事業管理者	鎌田 悟

教 育 長 丹羽 武

代表監査委員 栗本 春樹

○出席事務局職員

事務局長	長谷川 昭彦
参事兼議事課長	伊藤 千秋
議事課長補佐	玉田 耕士
議事係長	井上 紀久夫
主 事	濱田 信二

主 事 芝 田 敏 樹

午前10時1分開議

○議長（伊藤雅敏君） おはようございます。これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は36名であります。

本日の議事は、一般質問であります。

日程第1 一般質問

○議長（伊藤雅敏君） 日程第1、これより一般質問を行います。

順次発言を許します。

石川勝彦君。

〔石川勝彦君登壇〕

○石川勝彦君 おはようございます。本議会一般質問初日のトップで質問をお許しいただきましたので、通告に基づきまして順次質問をさせていただきますので、何とぞよろしくご答弁のほどをお願い申し上げます。

緑に関係した質問を4点ほどさせていただきます。

まず第1点、街路樹の維持管理についてお尋ねいたします。

今年の夏は異常に暑かった。そして梅雨の後半から8月いっぱいほとんど雨らしい雨も降りませんでした。そのためか今年のセミは、例年になく早く出現して、8月中ごろ過ぎには鳴き声を聞かなくなりました。市役所周辺では、クマゼミが7月6日に鳴き始めました。また、我が家の庭では、ツクツクボウシが7月19日に鳴き始めました。いずれも初鳴きは7月20日過ぎ、あるいは8月10日前後で、今年はかなり早く鳴き始め、早く鳴きおさめました。トンボのアキアカネの第1陣が御在所山頂に登ったのは6月20日過ぎで、これも例年より早く、いつまでも続く猛暑のため、いつもなら8月20日過ぎには下山し始めるのに、9月の彼岸過ぎまで山頂はにぎ

わっておりました。そして猛暑を終え下界におり始めたのはちょうど彼岸の終わるころでした。異常でなかったのは、あれだけ暑かったのに開花をずらすことなく、彼岸の入りにはヒガンバナが川岸や土手や田のあぜを真っ赤に染め始めたことです。自然は物は言いませんが、それぞれの異常をしっかりと受けとめているのです。

さて、街路樹や緑地、公園等のサツキ、ツツジ、ツゲなどの下草や根の浅い樹木の多くが回復力を失い枯れてしまいました。また、すみ分けができなかった樹木もかなり枯れたようです。視察等であちこち訪れましたが、例外なく手に負えない状態でありました。ここで街路樹、公園の植栽の維持管理のあり方についてお尋ねいたします。

今年のように猛暑、雨の少なかった夏、さらには暖秋暖冬は、地球の温暖化で来年も続かないとは限りません。10年単位で見ますと、北海道、東北、北陸の雪どころの積雪量は、明らかに急減しております。どう見ても地球の気候システムに異変が起こっているとしか思えません。地球の生態系は、そこに生息するあらゆる生き物の微妙なバランスの上に成り立っております。そのバランスが少しでも崩れると地球の生態系はがたがたに崩れてしまいます。今がその崩壊の瀬戸際にあるように思います。地球的なことはさておき、現実問題、枯れたら植えるというたちごっこをこれからも続けざるを得ないのでしょうか。この猛暑・少雨に対して、街路樹対策として自然水の確保、また散水車の導入についてどうお考えになっておられるか、お尋ねいたします。

街路樹に必要な中水についての考え方は、9月議会において土井議員の質問に対して、当時の栗本水道事業管理者により詳しく説明がありました。そして水は豊かであるとされていた当市において新たな課題という答弁があり、また、雨水利用システムについても、国技館の例を出し説明がありましたが、大規模な貯水槽で散水する目的で雨水の二次利用のため、諸施策をお考えいただけたらと存じます。いかがでしょうか。

さきの訪中で、上海には中水、下水の区別がはっきり存在する実態を目にいたしました。マンホールのふたに、中水、下水と明示してあったのを写真に写してきましたが、早くから雨水をむだにしなかった取り組みがあることにびっくりしたものです。本市としても今後本格的な雨水の利用を考える必要があるのではと思います。水が豊かなまちも、上水と中水をはっきり区別して使うようなことも考えてもよいのではと思います。ご所見をお尋ねいたします。

昔から水を制するものは国を制すると言います。水の管理は難しいものです。なくては困るし、あり過ぎても困る。しかし、水がなくては生きてはいけない生き物にとっては、やはりないときのことを考えておくことが最も重要なことです。古くから日本人は、水をだだくさに使っても尽きないと思ってきました。やはりもう少し使い方を考え直した方がよいのではないのでしょうか。水だって使い捨ては考えもの、生活排水を街路樹の水まきに回したら、もう少し植物とも共存できるように思います。コンクリートの大地では、雨水もほとんど下水に流れ込みます。ちょっと多過ぎてもすぐはらんします。紙くずのように捨てる無用なものの代表だった紙くずだって、最近ではリサイクルが叫ばれて、再生紙の利用が盛んになりました。湯水のリサイクルもぼつぼつ考えてみる時が来ているように思いますが、いかがでしょうか。

次に、街路樹の勇み足と樹種についてお尋ねいたします。

新興住宅地をはじめ、幹線道路に植えられた街路樹の樹高も伸びて大変立派になりました。それら街路樹の成長も著しく、四季折々の風情を楽しむこともできるようになってきており、街路樹は新しいまちの顔として地域に根差しているようです。しかし、落ち葉の行方など、苦情があるのは否めません。落ち葉はその木の根元に置いてやり、徐々に腐葉土となって土に帰り、その木の肥料となるのが一番いいのですが、風で飛ばされたりして市民にとってマイナスの部分も多いようです。

さて、成長が著しいため、根も勢いがよく、歩道を持ち上げるなどして、歩行者に大変迷惑がやかかるようになってきている街路樹があります。耳にし目にしたところでは、笹川団地、三重団地、三滝台などのトウカエデ、プラタナス、ナンキンハゼ、クスノキなどですが、けつまずいてけがをしたり、足の不自由な人には大変歩きにくい歩道であったりして、街路樹に困惑している市民が多いようです。このように街路樹のあるところ、しかも歩道に植えられた街路樹の点検などの取り組みについて、どのように行っているのかお尋ねいたします。

トウカエデの紅葉も美しいし、ナンキンハゼの紅葉、また白い実のはじけた姿にも親しみが持てますが、地域の住民にとっては目の敵的存在。プラタナスも同じく、葉は大きく、根はごつごつと遠慮がないとか、プラタナスは木の選択を間違えたというところもあり、植生上、本市の街路樹としてはふさわしくないように思います。

また、柳通りという名で親しまれている西新地の通りのヤナギが台風で折れたり倒れたりして歯抜けの状態ですが、見かけのいいシダレヤナギも木のもろさ、弱さを考えずに植えてしまったように思います。ヤナギの仲間街路樹にふさわしいものとしてバッコヤナギ、ケショウヤナギ、ギンドロ、ドロノキなどがあります。やっとな柳通りという名が定着してきた今日、樹種を選択していただけたらと考えますが、この点をどう考えておられるのか、お尋ねいたします。

次に、新日本街路樹100景、新みえ街路樹10景についてお尋ねいたします。

人々に親しまれている街路樹を守り育てようということで選ばれた読売新聞120周年記念企画「新日本街路樹100景」に、本市の中央通りのクス並木と塩浜の工場街路樹が選ばれました。街路樹は、本来命を守るものであり、かつて街道筋に植えられた並木は、風雨や雪から旅人を守ったと言われます。現代の街路樹は、地域の快適な環境づくりの役目が重視されてお

ります。都市の緑化は情緒のみの問題ではなく、命に直結する課題と言えますが、今後これからの街路樹をより生活に根差した豊かな街路樹にしていくため、中央通りのクス並木の根の周りがある、あの戦争の遺物、瓦れきを取り出してやり、よい土を入れてやるということにあります。30年以上になろうとしているのに成長が悪く、20年程度の太さしかない木も多く、このままでは現状維持が精いっぱいということになりはしないかと心配があります。この点についてどのように考えておられるか。100景に選ばれたゆえにぜひともお尋ねしておきたいと存じます。

新100景に選ばれたら今後全国的に紹介されようし、わざわざ並木を見に来る人も増えるのではないかと思います。塩浜の工場街路樹も、工場から出る汚れた空気のフィルター効果もあり、かつての公害のまちと言われた四日市市ならではの街路樹と言えますが、今後さらに公害克服のまちの街路樹としての位置づけがなされようし、ニューファクトリー、ファクトリーパークなど、市民はもちろんのこと、働く人々にとって快適な労働環境を考えた工場づくりの中で、これら街路樹が新たな役割を目指していかなければならないと思いますが、どのように考え位置づけをして誘導していくつもりか、お尋ねいたします。今後これら街路樹を守り育てていくためにどのような配慮をされようとしておられるか、お尋ねしておきたいと思えます。ご所見のほどどうかよろしく願いいたします。

次に、大樹名木の保護についてお尋ねいたします。

本市の堂ヶ山の神明社のクスノキをはじめとして、樹齢200年以上市民の発展を見続けてきた樹木が本市には200本以上ありますが、本市の大樹名木として今後保護育成し、緑のまちづくりを推進するため大樹の所有者に、大樹名木年金等を給付するなど考えてみたらどうかと提案するものがあります。開発が進み、都市化が進む本市において、まだまだ自然環境の破壊が心配されます。そのためにも大樹名木を保護育成して、緑化事業を推進する必要があります。対象は、市の天然記念物堂ヶ山のクスノキを初

め、これに準じた樹木や、将来的に保護育成が必要な樹木ですが、所有者、すなわち個人、地区、神社、寺などの申請に基づき、市文化財調査委員会等が審査し、名木に指定する。樹木について年金を支給し、保護育成に役立ててもらい、市民の自然保護や緑化意識の高揚を促すのが目的です。自然との共生が言われるようになりました。古くから生き続けているもの、力強く頑張っている樹齢を数えているものの保護育成について、いかがお考えかお尋ねいたします。

次に、鎮守の森の周辺の整備についてお尋ねいたします。

本市には都心にまだわずかな自然が残っております。また、周辺都心からかなり離れたところには、さらに自然が豊かともまでは言えなくとも残されております。しかし、こんもり茂った自然は、鎮守の森という神社に残るのみとなっております。都心から離れたところも、あるところでは鎮守の森のすぐそばの開発が進み、後ろから、横から見ると哀れな姿をさらしております。また、昔ほど神社にかかわりがなくなったため、鎮守の森の犬木の下草には雑草が茂っており、すなわち下草刈りなど手の届かないことが多くなっております。境内を昔の情景に戻すことはそれほど難しいことではないようですが、氏子や地域の住民の協力を得て、低木、下草、山草などを植えつけ、往時の鎮守の森の景観を再現し、ふるさと本来の自然の趣を味わえたらどんなに心和むことでしょうか。車で通り過ぎることの多い中であって、森の存在はやはり人の心を引きつけるものがあります。それぞれの鎮守の森が高齢者や幼児などの心癒える、目も楽しめる場所になればと思います。昔、神社は立派な人の集まる場所の一つであったように思いますし、今もなお、秋祭り等にぎわいはいたしますが、平素は人の集まり、和む場所ではなくなってしまいました。前回、祭礼としての四日市まつりについてお尋ねいたしました。行政と神事とのかかわりの問題等、課題が多いとの米津商工部長のご答弁がありましたが、神社を含む周辺の整備について、さらに人とのかかわりの中で大局的に鎮守の森につ

いてその維持管理をどう考えておられるか、ご所見をちょうだいできたらと思います。

神社の周りは大変都市化し、あか抜けした住宅地、商業地に様変わりしているのに、鎮守の森自体は取り残されているのが実情です。それ自体旧態依然でいいのですが、鎮守の森周辺の鎮守の森としての整備は怠ってはならないと思います。自然保護、環境保全、景観的にも、また防災の視点からも考えなくてはなりません。それは氏が考えればいいと言ってしまえばそれまでですが、いかがお考えかお尋ねいたします。

最後に、公園のリフレッシュについてお尋ねいたします。

公園や緑地は都市に生活する人が憩い、触れ合い、語らう場として、また運動やレクリエーションの空間として欠くことのできない施設であります。都市化の進展により都市及び都市周辺の緑とオープンスペースが失われつつあり、都市環境の水準を保つために計画的な公園緑地の整備が一段と求められております。本市においても南部丘陵など総合公園、さらに各地区の住区基幹公園や運動公園を順次整備をしていただいております。また霞ヶ浦緑地や中央緑地などの緑地の緑化、環境の向上に努力をしていただいておりますことに敬意を表すところであります。いろいろな種類の公園、緑地を合わせて約 260の公園があり、緑地はなお整備を必要としておりますが、街区公園はほとんどが整備済みであるとの認識をいたしておりますが、新興住宅地の開発業者がつくった公園は人の存在が多く感じられます。それに対して規格品というべき街区公園には、余り人、子供が見当たりません。本当に市民のための公園になっているのかを考えてみると、決まりきった遊具、砂場、周りの植栽に、安らぎ、ゆとり、解放感、気分転換の雰囲気は乏しいように思われます。核家族化、少子化、高齢化と時代が変わり、社会も変化しつつあります。高齢者が増えるごとく、それ以上に子供、若者が増える時代が全く終わり、数年前から高齢者は増えても若者は減り、出生率は低下するという成熟時代に入りました。すなわち民間で

は、若い者相手の商売が成り立ちにくくなり、診療所としての小児科、産婦人科も成り立ちにくくなったとの声が聞かれるようになりました。こんな中、社会的に考えていかなばならぬところの一つが、市民の憩いの場である公園ではないかと提案する次第であります。これからの全国総合開発計画も、もろもろのプロジェクト、すなわち高速道路、新幹線建設より、生活道路、公園緑地、下水道等、生活重視の施策がキーワードになるとの新聞記事がありましたが、子供の減少、地域の高齢化が進む現状に合わせた街区公園の総合的な見直し、そして順次リフレッシュが必要かと存じます。今後公園というものは、真に人々の心よりどころとして不可欠なものとなり、子供にとっては生涯の思い出の場となり、まちの地域のシンボルとなるためには、単なる合理性と機能性に基づく緑地空間ではなく、何らかの意味で今までより以上に社会性、人間性、文化性、市民性、総合性が付与された豊かなイメージの新しい公園像が模索されなければならないだろうと思います。ここで提案ですが、まちじゅうの公園をリフレッシュし、子供も大人も楽しめる公園とする、すなわち都市の貴重な憩いの場、また市民みんなのアオシスとして整備を考えたいかがでしょうか。

ただしこの場合、どの公園も同じ顔を持つのではなく、地域に合った公園づくりを地域挙げて考え、アイデアの結集としてリフレッシュするというものでなければなりません。法的にも昨年6月、都市公園法施行規則の一部改正が行われ、従来の児童公園という考え方が主として街区内の住民が利用する、利用できる街区公園という位置づけに変わりました。本市においても市民公園が整備されつつあり、また鶴の森公園が複合的な目的で茶室周辺の整備が進められておりますが、さらに市内に点在する公園の一つ一つを見直し、例えば、子供たちの歓声が上がるところでお年寄りもベンチで憩うというような形など、積極的に取り組んでもいいのではと考えます。また、あずまややベンチ等で弁当を広げられるような空間の整備も必要でしょう。今、都心でおむすびでも食べようとすると、運悪く雨が

降り始めた場合、場所としては隣の総合会館ぐらいしかないとの声も聞かれます。ほとんど使用されていない遊具など撤去を考えるなど、公園のリフレッシュが必要になってきたのではないのでしょうか。あずまやや、あるいはあずまやの役を果たすような樹木の植樹、またベンチの新設など、もっともって考えてもいいと思います。まちじゅうのオアシスとして、また地域のオアシス、遊び空間として親しまれている公園は少ないように思いますがいかがでしょうか。路上の立ち話、井戸端会議も、公園の中でゆっくりベンチに座っておしゃべりができる。囲碁や将棋を楽しむことのできるテーブルがある。また、小さい曲水や滝を配置するなど、こんな公園があちこちに必要になるのではないのでしょうか。また、最近のお年寄りはサラリーマン生活を経験しているせいか、逆にまちへとどまりたがっているケースが多い。市街地に憩える場所をつくる方向での取り組みが望まれます。全市的に都市化の傾向がある本市としても、街区公園の総合的見直しを、そして順次リフレッシュをしたらどうでしょうか、ご所見をお尋ねいたします。

以上をもちまして1回目の質問を終わります。

○議長（伊藤雅敏君） 都市計画部長。

〔都市計画部長（大橋 実君）登壇〕

○都市計画部長（大橋 実君） 1点目の街路樹の維持管理について、また2点目の大樹名木の保護育成についてと、4点目の公園のリフレッシュについてお答えを申し上げます。

猛暑、少雨への対応と散水車の導入につきまして、今夏の異常気象により、本市の街路樹や公園緑地の樹木、特にサツキ、ツツジ、ツゲ、カシなどが甚大な被害を受けました。確かに来年以降も本年同様の猛暑と少雨が来ないとは申せません。こういった樹木の補植は行わなければなりません。今回と同様の事態を避けるためには、行政の対応に加えて、沿線住民の協力も欠かせないと思われまますので、家庭雑用水の街路樹への散水を応

援いただけるよう、街路樹愛護の啓発活動も行ってまいりたいと考えております。

また、街路樹等の渇水対策について、ご提案の雨水利用システム等、中水の利用につきましては、本市においても霞ヶ浦緑地に建設を予定しておりますドーム型多目的スポーツ施設のトイレ等の雑用水の一部に、ドームの屋根に降った雨水を集めて利用するシステムの導入を考えております。こうしたシステムを非常渇水時の街路樹等の散水にも利用する必要が強くなるうと考えておりますが、降った雨水を集めて後々の渇水時まで貯留しておく技術上の問題、例えば、貯留施設の安全性、水質悪化の予防策等の検討、また経済性の検討も必要でございますので、今後調査研究してまいりたいと考えております。

また、猛暑、少雨時の散水については、今夏に試験的にバキュームカーを借り上げて使用したところでございますが、ご提案のありました散水車の導入については、水の効率の利用、経済性等の観点から、委託も含めまして検討をしてみたい、このように考えております。

次に、街路樹の根が歩道を持ち上げ、高齢者や障害者にとって歩きにくい歩道となっている点等につきましては、急速成長の樹種をサルスベリやクロガネモチ等の樹木に計画的に樹種転換を図るとともに、障害の原因となっている樹木の根を削ったり、植樹升の改良等、その都度対処してまいりましたが、今後歩道の形態や樹種、樹形等を総合的に検討して対策を講じてまいりたいと考えております。

また、柳通りのヤナギにつきましては、育成環境の悪化や老化に加えて、去る9月29日の台風26号により多くのヤナギが倒れました。柳通りの名にふさわしく、また歩行者や自転車で通行する市民の迷惑にならないようマンジュヤナギを補植しており、引き続き植栽してまいりたいと考えております。

次に、街路樹の育成についてであります。読売新聞社が企画した「新

日本街路樹100景」が、去る11月30日の新聞紙上に発表され、この中に、本市の中央通りのクスノキの並木と市道追分石原線の街路樹が選ばれ、全国に紹介されました。今後、各方面から本市を訪れる方々の注目を浴びるものと思われまます。中央通りのクスノキにつきましては、昭和40年ごろに植栽され、以来二十数余年を経過し、今日のような木に成長してまいりました。しかしながら、ご指摘のように、瓦れきの上に植樹されておりますので樹勢が損なわれている面がございます。さらに成長を促すため、ご提案のありましたことも含めまして、今後検討してまいりたいと考えております。

また、追分石原線の街路樹につきましては、工場群の中の貴重な緑であります。今回の選定を契機として、「広報よっかいち」等を通じて広くPRし、快適環境の創造と工場緑化についての啓発に努めてまいりたい。

また、これらの街路樹について長く市民に親しまれ愛される街路樹となるよう、その木の特性に合った維持管理に努めてまいりたいと考えております。

次に、大樹名木の保護育成であります。本市では現在、都市における環境を維持するための樹木保存に関する要綱に基づき、昭和52年から市街地の塩浜地区にあるイチョウ、エゴノキ、また河原田地区のトチノキ、あるいは大矢知地区のクスノキ等の巨木31本と、霞ヶ浦町の黒松の一集団を、所有者の協力を得て本市の保存樹木として指定しております。この保存樹木につきましては、樹木の指定の表示看板を設置し、市民の皆様親しみを持っていただくよう、その周知に努めております。

また、平成3年度より、四日市市緑被環境調査研究グループに市内の巨木等の調査を委託し、本年度その調査結果が示される運びとなっております。今後はその資料をもとに、所有者の意向も考慮しながら、市街地に残る貴重な巨木について、保存樹木の追加指定を考えておるところでございます。

また、これら保存樹木につきましては、民有地の緑化推進の一環として、緑化基金事業の果実の活用を検討し、保護育成に必要な経費の一部助成を実施するなどして、市民に親しまれる本市の大切な保存樹木として育て、守っていきたくと考えております。

最後に、身近な街区公園を、だれもが使えるように見直せとのご意見についてであります。本市の街区公園は、昭和31年に開設されたものから現在に至るまで83カ所、面積16万7,933㎡を供用開始しておりますが、地域的な偏りや箇所数、面積ともに不足しているのが現状であります。また、週休二日制の定着や高齢者の増加等を背景として、多様化、高度化する市民のニーズに対応するために、身近な街区公園の整備充実が急務となっております。平成5年6月の都市公園法施行規則の一部改正による児童公園から街区公園の変更趣旨は、まさに近年の公園利用の多様化をかんがみ、地域の実情に応じた多様な都市公園整備を可能とするため改められたものであります。

街区公園につきましては、画一的なものでなく、地域の実情に合ったもの、また幼児から高齢者まで多くの人々が憩える魅力ある公園整備が求められておりますことから、再整備に当たっては地域での話し合いの場を設けるなど、住民のニーズを取り入れて特色ある公園づくりに努めるなど、ご指摘の趣旨を十分踏まえまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（伊藤雅敏君） 教育長。

〔教育長（丹羽 武君）登壇〕

○教育長（丹羽 武君） ただいま都市計画部の方から巨木の保存育成についての現状説明がございましたが、現在、巨樹で本市の天然記念物に指定されておりますものは、議員ご発言のように、堂ヶ山町の神明神社境内のオオクスの1件のみでございます。今後も数多くあるこうした巨樹名木といわれるものの中で、特に文化財として貴重なものにつきましては、市

の指定天然記念物に指定をいたしまして、その保存及び活用を図ってまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（伊藤雅敏君） 環境部長。

〔環境部長（玉置泰生君）登壇〕

○環境部長（玉置泰生君） 第3点目のご質問、鎮守の森周辺の整備についてご答弁を申し上げます。

ご指摘のように、都市の中に点在をしております鎮守の森は、自然が息づきそのまちの個性ある風景をつくり上げ、市民の憩いの場、あるいは休憩の場として重要な役割を果たしております。また、植生から見ましても貴重な森として、鳥や昆虫を含めた一つの生態系を形成いたしております。こうした鎮守の森を保存することにつきましては、その周辺において宅地化などの開発が行われる際には、環境や景観への配慮を事前に検討した上で開発行為に取り組んでいくことが何よりも大切かと思っております。このため環境管理計画とも関連をさせまして、開発行為を行う際に環境への配慮を検討するための資料といたしまして、環境に配慮することが必要な地区図、あるいは配慮事項を示しました地域開発環境配慮指針を取りまとめたところでございます。今後はこの配慮指針を積極的に活用していくために、具体例を盛り込んだ概要版などを作成しながら、関係各課と連携を図り、開発の際に環境への十分な配慮がなされるよう誘導をしてまいりたいと考えております。

一方、活力ある鎮守の森をいつまでも維持していくためには、氏子さんなど市民の皆さんが身近な自然に目を向け、自然に親しみ、自然を慈しむ気持ちを持っていただくとともに、こうした貴重な自然環境や地区の景観を保全するための行動をとっていただくことが重要なことは、申すまでもございません。また、そのことが郷土愛をはぐくむことにつながると考えております。このような観点から市民や事業者の皆さんが主体的に取り組む、必要に応じて市の指導、助言が得られるよう、都市景観条例を制定し

たところでございます。今後はこのような鎮守の森がまちの景色であり、市民共有の財産であるといった意識の高揚の啓発に努めるとともに、市民みずからがその保全活用に取り組めるよう、都市景観条例の運用にも努めていきたいと考えております。都市に残された貴重な環境資源として、また景観資源として、自然観察会や、冊子「四日市の自然」の中にも取り入れたりして、あるいはまたタウンウォッチングなどを実施したり、地区の広報で紹介をするなど、いろいろな面から市民の皆さんが関心を持っていただけるように啓発を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（伊藤雅敏君） 石川勝彦君。

○石川勝彦君 それぞれ大変よくお考えになっていただいた上でのご答弁をいただきましてありがとうございます。

非常にグローバルな物の考え方ですが、地球温暖化というものが今年の猛暑というものにつながっていったと思いますし、それも太平洋高気圧にとどまらず、チベット高気圧まで刺激をしたと。さらにはシベリアの永久凍土、これは溶け出すということは考えられなかったものが既に溶け出して、ここ10年以上前からシベリアの方の海岸線が毎年4mも後退しておるということでございまして、大変な変化が生じてきておるということを考えました場合、決して今年だけに限ったことではないかと思っております。最近の気温上昇の傾向も0.3度から0.6度というぐらい、100年間の間に高くなってきております。0.3ということとは3倍、あるいは0.6度というのは6倍ということで、急激な温暖化が起りつつあるわけでございますので、我々生きる物も、あるいは物言わない自然界もやはりそれなりに守りの姿勢を考えていかなければなりませんけれども、我々人間はいろいろな知恵を働かせて対策を講じながら生きていくことができますけれども、自然界というのはそんなわけにはいきませんし、また我々の目を楽しませてくれる街路樹にしましても、ほうっておくわけにはいきません。先ほどバキューム

カーということでお話がありましたけれども、バキュームカーというとはばけつに例えていいかと思います。ばけつに水をくんでぶっかけると、山になっておれば自然に下の方へ流れていくだけで、肝心なところには水はとまらない。散水車というのはジョーロの役目をなすわけでございますので、細かいところから水が出ることによってその部分に浸透して、その木も潤うということでございます。そんなところから散水車の必要性あるいは導入を求めているわけでございますけれども、それに向けていろいろ調査研究をしていただきながら、他市におくれることなく努力をしていただきたいと思っております。

今年の猛暑に対するいろいろな対応は、本市においてもコンビナートで大変なご苦労がありました。我々市民にとっても、隣からの刺激で節水を自然と学びとおるわけでございますけれども、企業は1日たりとも機械を止めるわけにはいきません。そういうことからこれまで捨てておった排水を回収してでもそれを生かそうという姿勢がありましたし、また年じゅう水で苦しんでおる、今も節水をしておる、あるいは時間的に節水を図っておる福岡市等におきましても、あるいは愛知県の蒲郡市などでも、水のリサイクルについて積極的に取り組んでおるということでございます。先進市を学ぶということは、これから特に豊かに、水に悩まされることのない本市においても、大変必要ではないかと思っております。浜松市の例もでございます。それから、滋賀県あるいは福井県の下水処理場等においても、トイレや樹木への散水に利用しておるというようなことがございます。中水の先進地は福岡市でございますけれども、やはりその痛みを感じながら私たちも、我々幸いに四日市に住める者はいい水に恵まれておりますけれども、樹木にそれだけの思いも必要ではないかと思っております。近い将来というよりも、これから高齢化が進み、今、植えられた、あるいはそれ以前に植えられたものが、お年寄りあるいはやさしいまちづくりの中で、本当に四日市に住んでよかったということにつながっていくのも街路樹ではない

かと思っておりますし、自然ではないかと思っております。その自然を物を言わないからといって、枯れたら抜いてまた植えるというような物の考え方でいくんじゃなくして、少しでも余分な水を、あるいは雨水を有効に使えるような努力が今後必要ではないかと思っております。そのためにも雨水利用による水源の自立、あるいは都市の水循環への積極的取り組みについて、より具体的な努力を要望しておきたいと思っております。

それから、樹種転換ということにつきましては、今、サルスベリとか、あるいはクロガネモチ等の樹種転換にご努力をいただいておりますけれども、抜いて植えるということでございますし、しかもそれぞれの木は大変大きく成長しております。大変な費用がかかるというふうに思います。私は言葉にして勇み足という言葉で、成長しているがゆえに根が上がってくるわけでございます。その結果歩道を持ち上げているということでございますけれども、木というのは人間の体とまた違って、思い切った手術のつもりで樹木の根を切ってやるという、それがかえって樹木にはプラスの部分もございます。すべて切るということは決してよくないことでございますけれども、人間と共存していくためには、また街路樹として生きていくためには、よそへ植えられるよりもそこで育てて大きくなって、地域に根づく樹木としてあるためにも、よく樹木を研究した上で根を切除するなど、その方に向けての研究をしていただきたいと思っております。大変費用がかかるということから、金銭的な問題以前の問題がありますけれども、その辺のところを十分お考えになって実施に向けて努力していただけたらと思っております。

それから、私、ちょっとお話の中に入れさせていただきました落ち葉につきましても、やっぱりいろいろよく聞かせていただきます。都市型の利用などを図っていただく。武蔵野市がアイデア募集をしているようですが、そういった市民からたくさん声が出てきてからでなくして、落ち葉についても、それなりの取り組みもあってもいいかというふうに思

います。

それから、第4点目の100景あるいは10景についてでございますが、瓦れきを取り出すということは大変なことであるということは十分わかっておりますし、その辺は大変なご努力が要るかと思いますが、やはり土を掘ったときにミミズが住んでおるような状態であってこそ初めて、その土が生きているということ、これは申し上げることもないと思いますけれども、どこの畑でも田んぼでも、あるいは我々の近いところの街路樹の植わっておるところにしましても、その辺が一つの目安になるわけでございます。ミミズが住めるような環境維持、木の周辺を余りきれいにし過ぎないことが大切であることをつけ加えておきたいと思っております。落ち葉をきれいにしてしまうということは、その木にとっては大変寂しいことであります。物は言いませんが、落ち葉というものをもっともっと有効に使えたらなど、そんな思いでございます。

それから、巨樹名木につきましては、これは武蔵野市が西暦2000年を目標にして2,000本の大木を残す運動を進めているやに聞いております。ご承知のように、武蔵野市というのは、国木田独歩で有名な武蔵野の周辺でございますが、文化財としてという以前に大事にしていこうという、そんな運動が続けられております。だから文化財として、あるいは市指定のものにする以前にもっともっと大事にしていく方法を探っていただければというふうに思います。

それから、第3番目の鎮守の森でございますが、大変自然環境あるいは環境保全という角度から、あるいは都市景観的なところから、あるいは環境資源という面から、いろんな角度からご答弁をいただきまして大変うれしく思いますが、取り残されているというものはそれなりに保存する方向でいきたいなというふうな思いでございます。大都市へ行きますと、大都市でなくてもそうですが、ビルの谷間に神社仏閣があるようでございます。その植物を見ますと、カイガラムシとかあるいはスズ病に冒されて本当

にグリーンの葉っぱが真っ黒けの葉っぱをしているとか、あるいはカイガラムシが非常に鈴なりのようにしているような状態であるということは、もう木は既に瀕死の状態にあるわけでございます。そういった意味からそれなりに保全するというところでの取り組みがないと、都市景観的にも、あるいは環境資源を保全していくためにも、大変難しいものがあるかと思っております。その辺のご配慮も含めてお願いをしておきたいと思っております。

それから、公園のリフレッシュでございますが、力強く地域において、地域のいろいろの声を聞いた上で街区公園のリフレッシュに取り組みたいということをお聞きいたしまして、大変心強く思うわけでございますが、今後の公園は国の補助がいただけなくなっておるということでございますので、当然市の予算を丸々使わなくてはならない、そういう形になりますので大変なご苦労がこれからかかってくるかと思っております。やさしいまちづくりには大変なお金がかかるということを痛感するわけでございます。福祉にしてしかり、あるいはこういう福祉の中の一翼を担う公園にしてしかり、同じようなことでございますけれども、以前にも申し上げましたように、後になってからやるのではなくて、順番に早くそれに取り組みを始めていただきたいと思っておりますし、市独自の公園づくりのひとつのマニュアル的なものができてくれば大変うれしいところでございます。公園の存在、あるいは公園の意義、あるいは公園の重要性というものを考えながらいろいろお尋ねをさせていただき、グリーンに対する全体的ないご答弁をちょうだいいたしました。ひとつご答弁いただきましたように、いろいろな取り組みを期待を申し上げまして、私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（伊藤雅敏君） 暫時休憩いたします。

午前10時53分休憩

午前11時5分再開

○議長（伊藤雅敏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市川正徳君。

〔市川正徳君登壇〕

○市川正徳君 通告に従いまして発言させていただきます。

小山田地区の諸問題についてということで、第1番に、見守り安心電話のことを発言させていただきますが、昨年の長雨にうって変わったような日照り続きの夏も過ぎ去り、今年もあとわずかで暮れようとしております。今年の日照り続きがよかったと申しますか、大豊作となり、昨年の一般質問に皆様の前で、米のできぐあいをお見せしまして、同情していただいたのがうそのようなことでありまして、農家の方々も不作であればそれなりに苦勞も多く、また豊作であればそれなりに悩みもできてきております。今、私ら議員も、平成7年度統一地方選挙に打ち勝つにはどのようにしたらよいかと思われている今日、平成6年も余すところ1カ月足らずで新しい平成7年が生まれようとしております。皆々様におかれましても、元気なお姿で会えることを信じて、緑水会第2番目の質問とさせていただきます。

第1、日本の国民が皆思っていることは、家庭を守り、親子ともども楽しく暮らし、老後をいかに過ごすか。人間一生は最後で決まると言っても過言ではありません。私ら小山田地区には、全国屈指の小山田記念温泉病院があることは、皆様もご承知のことと思います。その病院の一室に見守り安心電話が設置されております。小山田地区社協の皆様もこの事業に一丸となって取り組まれたことは言うまでもありません。その結果、現在20名近くの方々が加入しておられます。皆々様方には見守り安心電話と言ってもわからない方もみえますかと思いますが、簡単に言えば電話機の横に1台押しボタンがある機械を取りつけ、一人暮らしの方々が朝、きょう1日無事ですよという印のボタンを押して病院へ連絡することで、病院

の方もあきょう1日皆様全員無事で何よりだなと安心していただける、そのための見守り安心電話と名づけてあります。

さて、ここで一言皆様に聞いていただきたいと申しますのは、特に保健福祉部長さんをお願いすることで、といっても既に小山田地区の市長を囲んでの1日、保健福祉部長もおみえになり、この見守り安心電話のことについてはよくご承知のことであり、私の後ろで目を細くして同情されている姿がよくわかります。よしわかっているぞ、そう言ってもお家の事情があつてのという心がうかがえますが、そこで一言、老人の方々に1カ月約500円の維持費が要ることであり、老人の方々には月々わずかなお金であっても大切でありまして、また金銭面ばかり申しているではありません。小山田、水沢、内部、四郷地区の方々の、とりわけ一人暮らしの老人の方々にお勧めしてあげたいと思い一般質問に取り上げさせていただきました。私の第1点目の見守り安心電話については、地区の方々もかたずをのんで見守っておられることを皆さんをお願いしつつ、次の質問に入らせていただきます。

第2番目の質問に入らせていただきます。前にも言ったように、ミルクロードにバス路線をとという見出しでありまして、前回の一般質問にも質問させていただきましたが、理事者の方々にお尋ねいたしますが、その後、三重交通の言い分、その後の考え方はどのようにになっているのか、再度お聞きいたします。この問題を二度取り上げましたのも、将来きつと役立つことでありまして、特に南部地区の抱えた問題であります。なぜかと申しますと、工業団地も皆々様のお骨折りで立派に成果を上げられ、円高不況の波にもめげず励んでおられますが、その後押しと申しますか、雇用のことについてももう少し骨折ってあげてよいかと思います。それというものバスの乗り入れて従業員確保を図ることでありまして、パート、アルバイトの方々が四日市笹川地区より時間を制限されずに気楽に乗り降りして、各工場へ勤務に来ること、それはバスでしかありません。バス路線をつく

り南部地区の活性化に役立つことは言うまでもありませんが、前回に述べましたように、笹川にたむろしている、時間待ちのバスを利用して笹川温泉ジャブ、工業団地、福祉の温泉病院、桜の名所幸福村公園、桜花台、名古屋といったようなバス路線をつくり、皆様の手となり足となってくれるバス路線を開通してあげるべきであります。また、ボランティアの方々も小山田記念温泉病院に来て老人の方々の介護をしてあげたくても、バスが不便でということ、職員の福田さんが申されておりましたが、将来にはなくてはならないバス路線を開通されんことを願っての第2の質問とさせていただきます。

小山田の諸問題についての第3番目の幸福村の整備については、要望にとどめさせていただきます。幸福村設立また育ての親は、四日市のナガサワカバン店の社長長澤氏であられることは、皆様も既にご承知のことです。過日、社長にお会いしましてお話を伺いましたところ、要望としては、東名阪自動車道にかかっている橋を広げてほしい、バス乗り口近くの道路の整備に力を入れて、何とかこの公園にバスを乗り入れでもして、1日ゆっくり遊んで、また楽しんでほしいと言って見えました。私が市側に要望することは、四日市市内には小さな公園があるだけで、南部丘陵公園もあり、市も取り組んでおられていますことは言うまでもありませんが、一度幸福村公園を市の理事者の方々も訪れられたら、このような立派な公園が四日市の一角にあったのかと驚かされることと思います。長澤社長が三十数年、こつこつと積み重ねられて今日に至り、木立ち並木の中に日蓮上人の銅像も建立され、その上がったお金も1銭も自分にはとらず、一身田の高田本山へと上げておられます。また、池には白鳥のボートを浮かべ、緑豊かな木々の間には立派な六角堂も建立され、名阪の東側には30年前に植えられた桜も大きく育ち、春には池にその美しい姿を浮かべ、ボートをこぐ若者の憩いの場となっております。氏は80歳の高齢にもめげず、一生をこの公園にささげ、後の代の人々に喜んでいただければ何も言うことは

ないと言っておられましたが、市側におかれましても、でき上がっている幸福村の公園ももう少し後押ししてあげて、四日市市にこのような立派な公園があるんだぞということを、全市に、また名古屋方面の方々にもお見せくださるだけの道路、また、橋の拡張にも取り組んでいただきたいということをお願いしつつ、第3番目の質問を要望とさせていただきます。

次に、南部地区の文化振興についての質問に入らせていただきます。

三重県下最大の住宅団地、すなわち笹川団地を控える南部地区には、それらしい振興とうかがえる建造物がありません。私の見たところ、四日市の中心部、とりわけ近鉄近辺、また問題になりつつある、いや、今後発展されなくてはならない富田方面の霞ヶ浦緑地にドーム型多目的スポーツ施設を建設されることであり、中心部、北西部と地区的に偏っていると私なりに思っていますが、ひがみでしょうか。いや、ひがみでも何でもありません。私ら同会派の藤井議員も、前々回の一般質問に取り上げられてみえます。ここで私が一言皆様にこの場で、南部地区にスポーツ文化施設的なものを設けていただきたい。人口密度の高い笹川団地にも、市ももう少し目を向けていただきたい。土地も大分余っており、地価も下がっておりまして、円高で海外へと工場を新設されている今日、また単身赴任に追いやられている家庭も多く、残された妻子の方々にはスポーツや憩いの場もつくってあげてもよいと思うのは、私一人ではないかと思えます。水沢にはI C E T Tがあり、農場もつくられ、緑豊かな山並みもあり、自然にマッチした施設もできがりつつあるのも喜ばしいことでもあります。しかし、小山田、内部、河原田、四郷方面にはこれらしい施設はない私は思っております。一度このことをよく検討されまして、南部地区に、とりわけ人口の多い笹川地区に目を向けていただきたいと思えます。この点市長はどのように取り組んでいかれますか、お答えをいただきまして、私の質問とさせていただきます。

○議長（伊藤雅敏君） 保健福祉部長。

〔保健福祉部長（服部美次君）登壇〕

○保健福祉部長（服部美次君） ただいまのご質問の見守り安心電話についてお答えを申し上げます。

ご指摘のとおり、小山田地区の見守り安心電話のシステムは、社会福祉法人青山里会が、財団法人日本生命財団の高齢社会福祉助成1,500万円を受けて取り組んだ事業の一環として、同法人がコンピューター等の機器を購入し、平成6年4月から小山田地区社会福祉協議会を実施主体として現在、地区内の18名の一人暮らしの高齢者に対し、月500円の利用料で安否確認を行っております。これは利用者が毎日、決められた時刻に専用の安心ボタンを押し、電話回線を通じて同法人のコンピューターに安否確認を報告し、定刻にボタンが押されなかった場合、青山里会職員などが、電話や自宅訪問によって安否確認を行うものでございます。これと同様の対策につきましては、市におきましては、ペンダント型緊急ボタンによる緊急通報機能付電話を無償貸与し、受信センターの消防本部で緊急事態に対応しており、また福祉電話相談センターから電話による定期的な安否確認を実施いたしております。ほかにも市社会福祉協議会における緊急通報のインターホンや緊急ベルの貸与、NTTにおけるペンダント型緊急ボタンによる緊急通報機能付電話のレンタルなどが行われております。

小山田地区の見守り安心電話のシステムは、社会福祉法人が持つ福祉や介護に関する専門機関としての機能を地域へ広く開放し、地域団体がそれを活用して、地域が抱える福祉問題に対して自主的に取り組んでいただいているものでございます。このように地域においては、地区社会福祉協議会が中心となりまして、多様な、またさまざまな福祉に関する活動や取り組みが行われております。これらの取り組みに対する助成などの支援のあり方と方策につきましては、市社会福祉協議会と共同して今後研究してまいりたいと考えておりますので、どうかご理解を賜りたいと思います。

○議長（伊藤雅敏君） 市長公室長。

〔市長公室長（佐々木龍夫君）登壇〕

○市長公室長（佐々木龍夫君） ご質問の笹川団地からミルクロードをいまして南部工業団地、小山田記念温泉病院、桜花台高速バス乗り場に至りますバス路線の開設につきましては、ご指摘のようにそれらの施設へ通われる方々も増えておりまして、その必要性は大きくなってきておる、そのように感じるところでございます。しかしながら、民間企業によりますバスの運行事業といえますのは、公共交通機関としての使命はございますものの、採算性というものが最大、最優先の条件となっております、特に新規路線につきましては、採算性の度合いが路線認可の重要な審査基準になっておる、こういうところでございます。したがって、ご質問の路線につきましては、バス会社の方とも話し合いを行ってきたところではございますが、やはり採算をとる上で必要となります平均の乗客数、1車当たりの15人、その確保がとて容易ではない、そういうふうな予測となっております、そういったことから中量輸送機関でありますバス路線の開設、こういうことにつきましては、やはりなかなか厳しいというのが認識となっております。

それから、ミルクロードへのバス路線につきましては、笹川団地内を通るバスの待機所であります笹川ゴルフ場ですとか、笹川ジャブあたりでバスが待っておるのではないかと、こういうふうなお話で、それを延ばしたらどうかということでございますけれども、これはそれらのバス路線の、走るバスの交通渋滞等がありましたときの時間を調整したり、あるいは休止をしたり、そういう上で運行上どうしても必要な待ち時間、こういうことになっているようでございまして、運転手さんの一定時間走行した後の休憩による安全確保、こういうふうな意味もあるようでございまして、これはどうしても必要であって、それをなくしてミルクロードまで延長することはちょっと不可能なことだと、こういうふうなお話のようでございます。したがって、新しいバス路線網ということにつきましては、交

通弱者の利便性を向上させたり、あるいは交通渋滞の解消によりましてNOxを削減するという生活環境上の観点からも、その充実がより強く求められるような時代になっておる、こういうことは事実でございますので、そういう可能性はできるだけ四日市市域全体のバス路線に対しまして、その可能性を見い出していくように努めてまいりたい、そのようには考えておるところでございます。したがって、一番大きな壁になるのが採算性でございますので、その辺のことにつきまして国、県等に対しまして、新たな制度創設ができないか、そういうふうなこともあわせて働きかけをしたり、私どもとともに連携をとりながら検討等を重ねてまいりたい、そのように考えておりますので、よろしくご理解を賜りたいと思う次第でございます。

○議長（伊藤雅敏君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 西南部の文化振興に絡みまして公共施設の設置というご要望がございました。今、私どもは西南部にどういう公共施設を設置していったらいいのかということ、事務の面から検討をさせていただいておりますが、ちょうど議会の方でも特別委員会を設けられまして、施設整備についてご検討をいただいているところでございまして、ご審議をいただいてその結論をちょうだいいたしまして、最終的に西南部関係の公共施設の整備について結論を出してまいりたいというふうに考えているところでありますが、現在、内部にあります西南総合福祉センター、これも老朽化しておりますし、そういったもの全体を含めまして、西南部にどういう施設がふさわしいか、よく考えた上で結論を出してまいりたいというふうに考えておるところでございます。これはそう時間がかかるというものでもございませんと思いますので、できれば来年の7月までには何らかの結論を見い出してお諮りを申し上げたい、こういうふうに考えておるところでございますので、ご理解を賜っておきたいというふうに思いま

す。

○議長（伊藤雅敏君） 市川正徳君。

○市川正徳君 市長を初め、理事者の皆さんにはいろいろと質問の答えをしていただきまして、まことにありがとうございます。保健福祉部長も、私らの1日市長を囲んでということで、市の方々と私らの小山田の方と一生懸命取り組んでもらったことは、ここにも重ねて厚く御礼申し上げます。この場で500円云々というようなことなし、ただ、今のところ50名、100名近くも受け入れ体制は整っております。安心の電話をボタンを押すだけできょうは安心かなという、記号が入ったら職員の方も、皆、元気やなということで取り組むのが、今の見守り安心電話でございますけれども、私が言ったところの四郷、内部、水沢地区、言うに及ばん小山田地区でございますが、そこにでもまだ一人暮らしの方々の機能を十分取り入れるだけの機械の設備も整っております。何とかそのことを利用していただきまして、本当に少しでございますが、その方のお金の面につきましても、老人の方々に補助してあげたいというような気持ちで取り組んでもらいたいなというようなことで、私も再度お願いするわけでございます。

第2番目のバス路線は、これは私も言いにくかったわけでございますけれども、とにかく三重交通の方々も経済面でなかなか採算がとれないということは、私も知っております。現在、私の前を通っております10時から4時、5時までの間は、1人か2人か乗らんような現状のバスも、まだ三重交通は走らせてでも、皆さんの手となり足となって努められてるということはあるが、私も知っております。そうでありまして、皆さんのお陰で南部工業団地もできまして、いろいろな面で朝・昼・晩とこれの便に、近鉄の前で待って、また笹川の前で待って、菰野の方からも取り組んでみえるバスのことを考えてあげて、また私、今、言いましたように、介護のボランティアの方が、小山田で介護したくても本当にバスがないで、笹川の方から1本のバスがあったらなということのもとに私がお

願いするものでございます。だんだん福祉の方も手間がかかり、金もかかる現状でございますけれども、60歳以上の、また70歳までの現役の方も市内には必ず小山田記念温泉病院、またほかの方のところでパートもアルバイトもしたいと。子供や孫のために1銭でも助けてあげたいような働き手の方もみえます。そのことを考えたら、採算面は初めはどんな商売しても、私、商売しておりましたが、3年や5年はもうかりゃしません。長い間取り組んでもろて、名古屋からの直通で笹川行き、笹川の方も名古屋から乗って行って1,000円ぐらいのバスがターミナルで乗り降りできると。名古屋の交流も、また四日市の交流もできてくるのが、私だけの話ではないですが、ミルクロードの開通ということにつながっておる次第でございます。

それを踏まえて、幸福村の要望のことでございますが、あの方も80歳以上になってみえますが、本当に一人であれだけの幸福村の桜並木、またいろいろなところをこつこつとやられて現在に至っておりますが、私も80歳になっておるんやで、後どうしようかなと、悩んでおるんやということを聞きまして、それも踏まえてひとつバス路線と、また幸福村の後押しもしてあげたいなど。民間でやっとなんやでええやないかということでありまして、民間でありましてあれだけでき上がった公園でございます。後押ししてあげたらきっと喜ばれるし、後の世代にも立派に、これが長澤さんがしてもろた公園やなということで喜んでもらえると、真実その方も取り組んでみえます。そういうことを踏まえてバス路線、また幸福村のことも、また小山田の見守り安心電話というようなことで、私の地区ばっかの問題を取り上げて、あれ何や、選挙前やでいいこと言っとってあかんぞよというようなことでみえておりますけれども、地区で選ばれた議員でございますもんで、それだけしか今のところ言うことありませんが、いろいろなことで財源のことも伴います。そうであってもこれは私が言うのが、そういう問題を私が取り上げさせてもらって、今は市長がいい返事をしていただきまして、南部の方も考えていると。来年7月には何か建ててやるぞ

と言われるような、そういうようなありがたい言葉を、私は言葉へたでございますが、承って喜んで帰る次第でございますが、そういうことで喜んでおりますので、残された緑豊かな小山田地区でございます。また、何遍か言うやないですけども、四日市地区の中では一番土地の価格も安定しておりますし、地区の住民も素朴な方でございます。こういうことを思っただけでどうかよろしく、この問題はここで再質問はさせていただきますが、要望としてお願いするところでございます。どうもありがとうございました。

○議長（伊藤雅敏君） 暫時休憩いたします。

午前11時34分休憩

午後1時1分再開

○議長（伊藤雅敏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、ご報告いたします。小川政人君から一般質問の通告を取り下げたい旨の申し出がありましたので、ご了承願います。

桑原 勇君。

〔桑原 勇君登壇〕

○桑原 勇君 通告に従いましてお伺いいたします。

最初に、学校週5日制、月2回実施についてをお伺いいたします。

文部省は、現行の学習指導要領下でも月2回の週5日制導入は可能とし、平成7年度4月以降、毎月第2、第4土曜日を休業日にすることを決定されました。完全週休2日制の実施が文部省の最終目標であります。現時点では学習指導要領を改定せず、月2回実施の通達が本市教育委員会に既に届いていると思います。

学校週5日制問題を審議してきた文部省の協力者会議は、今回の実施に当たり、留意点として、「授業時数の上乗せは子供の学習負担や生活のリズムに配慮する」、次に「土曜日に保護者が家庭にいない子供、心身に障

害のある子供に配慮し、遊びやスポーツの機会、場の提供などに努める」、また「過度の塾通いにつながらないように保護者や塾の理解を求める」、最後に「私立学校も週5日制実施に向けて積極的に取り組む」などを挙げておりますが、文部省からの通知は、どのような内容のものか、まずお伺いいたします。

現在、月1回週5日制を実施しておりますが、当初懸念されました問題について、どのように対応してこられたのかお伺いいたします。

まず最初に、子供の負担になる減った授業時間を他の曜日で補う上乗せ授業について、次に土曜休日に保護者が家庭にいない子供について、学校での対応と指導員の実態について、最後に非行などの問題行動や塾通いも増加していないか、以上3点、お尋ねいたします。

また、2年前の月1回学校週5日制導入時には、いろいろな面で懸念されましたが、今回は全般的に冷静な受けとめ方をしておられるようですが、裏を返せば、心配するほどの事態が起きなかったと言えるかと思えます。本市としても同様で、冷静に受けとめておられるのか、お伺いいたします。

文部省に指定されました月2回週5日制のモデル校の研究成果では、授業時間、指導内容、指導方法、学校運営の工夫改善で対応しておられます。例えば、全校大掃除のやり方を変えたり、儀礼的なプール開きをやめたり、むだな学校行事の見直しで年間の授業時間を減らさないよう努めております。本市の月2回のモデル校に指定されました橋北中学校では、授業時間を確保するために、平日の6時限授業を増やしたり、春の遠足や芸術鑑賞会を取りやめ対応してきたようではありますが、生徒から、平日が忙しくなったとの不満の声もあり、この辺のところをどう受けとめ、参考にし、適切な対応を検討されておられることと思えますが、よい対応の案があればお答え願います。

モデル校の研究課題は、土曜休日で減った授業時間を平日に上乗せしな

いで、どう対応するかであると思えます。これは一番重要なことではありますが、子供たちが土曜休日の使い方にも重要な問題であると思えます。平日が忙しいから、のんびりテレビを見たり、寝ていて家でのもろろり過ごした、これでは心豊かに過ごしているとは言えないと思えます。せっかくの土曜休みをむだに過ごすことのないよう、自分なりの計画を立て、幅広い学習やスポーツをして過ごすことで今後の子供たちの人生が大きく変わってくると思えます。学校や父兄が子供たちに意義のある過ごし方を指導することも大切だと思いますが、お考えをお尋ねいたします。

現在、土曜休業日の午前中は保護者が家庭にいない子供や心身に障害のある子供のために学校を開放しておりますが、ほとんどの学校は活用されていないと聞いております。そこで有意義に活用するために、日曜祭日同様に地区住民のために開放してはと思いますが、いかがお考えか、お伺いいたします。

次に、痴呆性老人対策についてお伺いいたします。

最近、徘徊をしたり、大声を張り上げるなどの症状を呈する痴呆性老人の問題が大きくクローズアップされております。痴呆性老人の発症率は年齢とともに高まる傾向が強いと言われており、高齢者人口が増加するにつれ、痴呆性問題が社会の注目を集めるようになってきたことは周知のとおりであります。しかし、問題が顕在化するのが比較的最近であったため、対策は全般におくれていると言われております。痴呆性老人は老人人口の約4%の発症率と見られており、現在、本市には物忘れがひどいなど、痴呆性症状があっても、身の回りのことなど日常生活には問題はなく、自立した生活をおくることのできる軽い人から、昼夜を問わず徘徊したり、自分や他人に危害を及ぼす危険性のある重度の人まで何人おられるのか、また現在、老人福祉課で対応しておりますが、どのように他との連携をし、対応しておられるかをお伺いいたします。

高齢者人口の増加に比例して痴呆性老人の増加も予想されます。そこで、

在宅痴呆性老人のための健診と相談、介護している家族の負担を減らすためのデイサービス、痴呆性老人の入院施設の整備と拡大などの業務を行う痴呆性老人対策推進室を設け、拡充を図る必要が今後生じてくると思いますが、いかがお考えか、お尋ねをいたします。

○議長（伊藤雅敏君） 教育長。

〔教育長（丹羽 武君）登壇〕

○教育長（丹羽 武君） ただいまご質問のございました学校週5日制の月2回の実施に関しまして、種々ご質問がございましたわけですが、お答えをしたいと思います。

先ほど申されましたように、文部省ではこの月2回の実施につきまして、協力者会議の報告を受けて、来年4月から実施されることが正式に決定されましたことは、ただいまご発言のあったとおりでございますが、ただきょう現在、まだ文部省からこれに関する正式な通知が私どもの方に届いておりませんので、本日のところは、本市における今までのこれらに対する取り組み、さらに今後に対する対応についてに絞ってお答えをさせていただきますと思います。

学校週5日制の対応につきましては、市民の代表も交えた学校関係者等を中心とした、学校5日制実施検討委員会というものを設置いたしまして、そこでは文部省及び県の5日制に対する方針に基づきまして、さらには四日市の橋北地区で行われております調査、研究協力校の実践例をも参考にしながら、その協議、対応を進めてまいったところでございます。

そうした中で、当初懸念がありましたその5日制に対する混乱もなく、月1回につきまして円滑に進められてまいったというふうに考えております。そういった経験を踏まえまして、月2回の実施についても一応我々は冷静に受けとめているところでございます。

ご指摘の土曜休日に伴います授業時数の確保についてでございますが、本市におきましては、平日の授業時間数を増やすという手段をとるのでは

なく、平日のゆとりの時間へスライドさせるなどして、児童生徒の大きな負担増にはならないような配慮をしてきたところでございます。

これまで行われてまいりました学校行事等を見直いたしまして、例えば運動会の練習の密度を高めることによりまして、その練習の回数の削減に努めたり、あるいは似通った行事を統合することによって、一つの行事にまとめたり、あるいは教科の学習と関係の深い行事につきましては、そういった授業の関連として取り上げていくなど、そういった工夫をすることによって授業時数の確保に努めてまいったところでございます。

ちょっと専門的になるかもわかりませんが、なぜそんなことができるかという疑問も出てまいるかと思っておりますので、少しだけ申し上げますと、例えば小学校5年生までは従来、いわゆる年間の標準時間というものが定められておりました。これは学年によって全部数字が違いますので、一々は挙げませんが、いわゆる標準時間としなければならぬとされている標準時間と、5日制が実施される以前、学校が行っている授業数との差は、小学校5年生までで1年から5年生まで年間138時間あったわけでございます。そういったものがゆとりであるとか、その他の学校裁量の時間になっているわけですが、そういった時間を土曜日の休日でなくなっていく時間に振り充てていくということでございます。

さらに、これが月2回になりますと、月1回を実施した段階で、今言いました、5年生までに138時間あったのが、現在大体105時間のお余裕があるわけでございます。それを使って月2回の実施をまたそこでいろいろ工夫しながらやっていけば、なお8時間ぐらゐの標準時間を超えて学校がいろいろと授業なり行事を組むことができるようなことになっていると、そういうようなことを申し上げたわけでございます。

次に、土曜日に保護者がいない家庭の子供たちのためには学校施設を開放いたしまして、指導員を配置する措置も当初からとってまいったところでございます。この5日制実施当初の段階におきましては、これをそう

いった制度を利用するといいますか、家庭で親に面倒を見てもらえないという児童が学校へ来て、指導員のもとで過ごすという生徒が当初130人ございました。平成5年4月にはそれが平均的に33人、それから今年の4月段階では12人と、随分と減少をしまっているのでございます。これはいろいろな考え方があろうかと思いますが、次第に子供がみずからの計画に従って土曜日の過ごし方というようなものをだんだん見出してきた結果のあらわれではないかと考えられますし、また各家庭における土曜休日への親の理解といったようなものも次第に深まってきておるのではないかとこのように思っております。

また、当初土曜日が休みになると非行とか問題行動が多くなるのではないかとといったようなことも言われたわけですが、これにつきましては、各学校から毎月いろんな報告をもらっておりますが、現在まで傾向を見ましても、これが増えてきたという傾向は四日市の場合あらわれておりませんし、また塾通いについても、これが増えたという傾向もないと思っております。これはそういったような意味で、学校の対応とか、あるいは呼びかけが一応だんだん親にも浸透してきておるのではないかとこのようにも思っているところでございます。

それから、土曜日の過ごし方についてでございますが、議員からただいまご指摘がありましたように、この学校週5日制の趣旨からも、子供たちが主体的にこの過ごし方の選択を考え、それを行動に移していくという、そういう生活をつくり上げていく資質や能力を、学校、家庭あるいは地域が一体となって育てていくということも大事な要素でございますので、これは月2回になった場合も、さらにこういった方面にも要請もし、また努力も続けてまいりたいというふうに考えております。

そういった視点から、今後もこの具体的な過ごし方の例については、子供にも例示をしたり、あるいは保護者とともにそういった計画を立てるなどの指導をいたしまして、有意義に、しかも主体的に過ごすことができる

ように今後も一層努力をしまいたいというふうに思っているところでございます。

いずれにいたしましても、そういった指導の中で子供が自分で時間の使い方を考えることができるようになってきたという親の声もございまして、そういったようなことにつきまして一層充実してまいりたいと思っております。

最後に、社会教育団体への土曜日の休日の学校開放についてでございますが、当初は先ほども申し上げましたように、家庭で面倒を見てもらえない子供のために学校を開放することを用意しておく必要があったわけでございますが、そういったような事情もございましたが、先ほど申し上げたような現状でもございまして、今後、各学校の学校開放運営委員会というのを設けられておると思っておりますので、運営委員会とも連絡をとる中で、実情を踏まえながらできる限り有効に学校施設が使えるように、今後前向きに検討をしまいたいというふうにも考えておりますので、何とぞご理解を賜りたいと存じます。

○議長（伊藤雅敏君） 保健福祉部長。

〔保健福祉部長（服部美次君）登壇〕

○保健福祉部長（服部美次君） 先ほど痴呆性老人対策についてご質問がございましたので、お答え申し上げます。

まず、1点目の痴呆症の軽度から重度まで何人いるかということでございますが、ご承知のようにこの症状の判定は非常に難しいものがございまして、厚生省では精神科医などによって幾つかの自治体でサンプル調査をいたしまして、65歳以上の高齢者人口についての出現率を持ってございます。この率で本市の人口に当てはめると、在宅の痴呆性の老人は約1,800人ぐらいと推計されております。これは日常生活を送る上でほとんど問題がない方も含まれておまして、実際に在宅で介護を要する痴呆性の老人は、本年10月1日現在で166名でございました。また、このほか特別養護老人

ホーム及び老人保健施設へ入所されている介護を要する痴呆性老人は約150名でございます。

次に、保健・医療面における痴呆性老人対策でございますが、痴呆性であるかどうかの判定を行うに当たって、専門的な診断と痴呆の傾向が見られた場合の治療方針の選定など、的確なフォローが必要でございます。これに対応するため、国におきまして平成元年に老人性痴呆疾患センター事業実施要綱が定められ、三重県におきましては4カ所の病院が知事指定を受けてございます。北勢地域では本市の日永病院が指定を受け、専門医相談、診断、治療方針の選定、救急対応、関係機関調整等を行っております。

また、本市の保健センターや県の保健所の予防活動といたしましては、高齢者等に対する健康教育やパンフレットの発行を通じての痴呆予防の啓発を行うとともに、在宅の痴呆性老人につきましては、訪問指導による介護者への助言、指導を行っております。施設面の対応といたしましては、老人保健施設への入所や、そこでのデイケアが利用されてございます。

今後の予防といたしましては、痴呆の主な原因の一つである脳血管疾患が高血圧や高コレステロール、糖尿病等から生ずる場合が多いことから、保健センターの活動を通じまして、これらの疾患の予防や早期発見、早期治療の推進に一層努めますとともに、老人性痴呆疾患センターの活用や訪問指導の推進等により対応してまいりたいと考えております。

また、福祉施策といたしましては、特別養護老人ホームへの入所、在宅介護支援センターへの相談、デイサービスやショートステイの利用、ホームヘルパーの派遣など、ニーズに見合ったサービスを活用いただいております。

2点目の痴呆性老人対策推進室のご提言でございますが、さきにも申し上げました施策の拡充を図るとともに、医療、保健、福祉の関係機関が連携して取り組むとともに、地元民生委員さんなどのご協力を得た、きめ細やかな取り組みに努めてまいりたい、さよう考えておりますので、どうか

ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（伊藤雅敏君） 桑原 勇君。

○桑原 勇君 ご答弁ありがとうございました。学校週5日制についてありますが、月1回実施の際にはいろいろと懸念されましたが、各学校の適切な対応と父兄の方々のご理解があったために、心配された問題が起きなかった、このように思っております。関係各位に対しまして、そのご努力に対し敬意を表したいと思います。

文部省は完全週5日制が最終目標でありますので、完全週5日制にするには学習指導要領を全面的に改正してくると思います。2年先、平成9年度より実施と予測されます。現在は、その過渡期でございますので、定着するまで学校長会等で情報交換や、いろいろな検討をしていただきまして、なお一層適切な対応を要望いたします。

また、土曜休日の学校開放でございますが、前向きに検討をしていただくというご答弁をいただきましたので、来年4月より、従来の日曜、祭日のような形で地域住民や各種スポーツ団体等に開放するよう、これも要望しておきます。

次に、痴呆性老人対策についてでございますが、痴呆性老人といっても、ただいまご答弁がありましたように、原因や症状、また日常活動などで人によってみんな違うというふうに聞いております。お一人お一人適切な対応は大変難しいかと思いますが、痴呆性老人が今後増加することは間違いございません。どうか老人福祉課が病院・保健センター等と連絡を密にして、なお一層適切な対応ができるよう検討していただきますよう、これも強く要望して私の質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（伊藤雅敏君） 暫時休憩いたします。

午後1時27分休憩

午後1時44分再開

○議長（伊藤雅敏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

伊藤正数君。

〔伊藤正数君登壇〕

○伊藤正数君 通告に従って順次お尋ねいたします。

質問の第1点は、外郭団体の見直しに関する問題でございます。

四日市市には外郭団体として、財団法人が9、社会福祉法人1、特殊法人1、社団法人1、株式会社7社があります。とりわけその中の株式会社4社と社団法人についてお尋ねいたします。

北勢インフォメーションサービス株式会社は、昭和48年8月、郵政省がテレピア構想を発表、その指定都市にされたのに伴い、昭和62年10月に四日市市、三重県、三重郡4町と地元企業を中心となって株式会社インフォメーションサービス四日市として設立され、平成6年11月に鈴鹿、桑名、亀山3市の資本参加を得、現在の名称に変更されました。

ケーブルテレビジョン四日市株式会社は、昭和63年6月20日、会社設立され、平成元年6月に郵政省有線テレビジョン放送施設設置許可を取得し、同年10月に四日市市が資本参加し、地元企業とともに経営に当たっています。

株式会社三重北勢ソフトウェアセンターは、平成元年に施行された地域ソフトウェア供給力開発事業推進臨時措置法に基づき、国（情報処理振興事業協会）、三重県、四日市市、民間が協力し、平成3年5月に設立され、現在の事業展開となっております。

3社の業態、内容はそれぞれ異なりますが、高度情報化社会を迎え、地域の情報化にかかわる生活文化情報を住民に提供し、地域の活性化、産業の発展に寄与しようとする目的は同じであると思います。その目的達成のためには北勢地域全体の自治体がともに支援協力し合いながら、これからの情報化社会に立ち向かっていく必要があると思われまます。そのためによ

り広域的でなければならず、ここに県の強力な行政指導が必要と思われ、かつ大きな期待を寄せるものであります。

四日市市にはこの点を踏まえ、県に強力に働きかけをしてもらいたいと思います。情報化社会の中で真に住民が情報を利用し、活用できるシステムを多面的に検討していく必要がある現在、そのためにはまず四日市地域の情報通信分野の第三セクターが相互に連携し、それぞれどう役割分担をし合っていくのか、そうした中で自治体がどんな役割を果たし、密接な連携を保っていくのか、情報通信分野での第三セクターはともに経営が厳しく、自治体の財政支援にも限界があり、マルチメディア時代を迎え、抜本的に今後の基本方向について十分検討していく必要がある。そのため自治体と第三セクターはともに調査研究を行うためのプロジェクトを組織する必要があると思いますが、その点どのように考えておられますか、お尋ねいたします。

次に、株式会社生活環境公社であります。この公社は昭和61年10月に四日市市、民間企業の東産業が中心となって会社設立され、同年11月1日より業務が開始されました。生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るための事業を推進しております。今までの実績を調べてみますと、設立当初61年度売上は1,945万円であったものが、平成5年度は11億9,463万円余に伸びております。そのうち市委託の金額は当初1,945万円であったものが、5年度は10億3,893万円余となっており、8年間で53.42倍に増え、6年度当初予算では11億7,666万円余となり、60.5倍となっております。

その反面、公社自主事業は、63年度が1億876万円余であったものが、平成5年度において1億5,569万円余と、6年間で4,693万円余の伸びにとどまっており、年間平均約782万円の増加でしかありません。

利益面を見ますと、昭和61年度当期利益は438万円余の赤字であったものが、平成5年度において1億1,447万円余の黒字となっております。こういった点を見たとき、ほとんどの事業は当市の委託事業であり、全く市

依存であります。市依存から公社自主事業の拡大を図り、主体性を持った体質づくりを急ぐとともに、株式会社である以上、利益追求は必要でありましょうが、今の内容からいくと、利益幅が大き過ぎ、そのために市民サービスの低下は否めません。し尿収集運搬業務を初め、17カ所に上る委託事業費は適正に支出されているとお思いですか、疑問を持たざるを得ません。

また、今まで計上されてきた利益金はどう処理されていますか。市民サービスの低下並びに委託事業、支出金見直し、会社の体質強化等、あわせてお尋ねいたします。

社団法人シルバー人材センター四日市高齢者事業団は昭和55年8月に設立され、高齢者が臨時的かつ短期的な就業を通して、みずからの生きがいを高め、活力ある地域社会づくりに寄与することを目的としてつくられた公益法人で、営利を目的としない団体であります。設立当初180人の会員が、平成5年度は680人となり、会員数は3.8倍、受注額は当初872万円でありましたが、5年度は3億2,070万円余となり、37倍の伸びとなっております。設立15年目を迎え、着実に実績を上げてきているように見えますが、高齢化社会を迎えております今日、会員数が伸びていないのではないのでしょうか。社団法人設立から15年、理事長は現在まで変わっておりません。いつまでも超高齢者がという声も耳にいたします。人事の刷新を図っていく必要があるのではと思われまます。四日市市には独自の退職勧奨制度（定年を待たずに）があります。毎年新しい感覚を持った優秀な人材が数多く市役所を退職していきます。マンネリを防止する意味からも一定の年数制限を設け、人事の刷新を図るべきであると思いますが、市民へのサービス、外郭団体の体質強化の面からどのように考えておられるのか、お尋ねいたします。

質問の第2点は、三重ハイテクプラネット21構想（鈴鹿山麓リサーチパーク）と周辺について。この質問は2年前の平成4年12月議会においてお聞きいたしました。2年という時間が過ぎておりますので、その後の経緯に

ついてお尋ねいたします。

桜財産区第1期造成用地21haのうちの中核施設用地5.2haの中に建設する予定であると答えられた（仮称）学園都市センター、それと開放型試験研究施設についてお尋ねいたします。

学園都市センターについては、4年度において基本設計調査を行っているとのことでありました。また、開放型試験研究施設については、三重県の（仮称）環境総合センターの立地が予定されているとのことでありましたが、これら施設のその後の進捗状況についてお尋ねいたします。

第1期造成工事の中核施設建設用地以外の市保有地約16haの現状は、造成後、雑草が生い茂り、移植された苗木は倒れたまま放置されている現状であります。前回ご答弁で、民間研究施設用地については、中部通産局、通産省並びに三重県にも協力をお願いして、中部圏だけでなく、東京においても積極的なPR活動を行っているとのことでありましたが、昨今の景気の動向を見ると、決して明るい見通しがあるようには思えません。これから先、どのような方策を立てて行かれるおつもりなのか、今の状況と合わせてお聞きいたします。

また、この造成地を今後どのように管理していかれるのか、管理はどの部署において行っていくのか、今のような現地の状況は開発前から地元桜地区民が最も心配していたことでもあります。市長はかねがね三重ハイテクプラネット21構想の中の鈴鹿山麓リサーチパークについては、平成3年1月に多極分散型国土形成促進法に基づく振興拠点地域基本構想として全国に先駆けて国の承認を得たものであり、長い目で見てくれとっておられますが、このような状態で放置されていると、財産区返還問題にも発展しかねません。身を入れて管理していただきたい。2期工事分の33haの土地造成については、今の財政事情を考えますと、当分延期はやむを得ないことではありますが、第6次基本計画の中で明確な計画が示されておりません。今後の進め方についてお尋ねいたします。

前回ご答弁では、第2次開発区域については、自然環境に十分配慮し、自然を残すべきところは残し、開発するにふさわしいところを造成していく、いわゆる自然地形に合わせた整備基本計画を示していきたい。また、一例ではあるが、散策道など、市民や研究学園都市内の研究者が自然を満喫できるような整備も進めていけたらということでありました。

さらに、スポーツランドから国道306号までの研究学園都市整備については、現在、三重大学の伊藤教授を座長といたした第2次整備基本調査委員会を設けて、この中で学識経験者、また地元企業の代表、地元地区の代表、各分野の専門的立場から意見を聞いて、よりよい開発計画をつくっていききたい、3月末を目途とするとのことでありましたが、以後1年8カ月が過ぎています。今日どこまで進められているのか、さらに矢合川の管理について、三滝川の合流点から国道306号の妹橋まで、約6kmが県管理河川、その上流約2.1kmが市管理河川となっており、市管理区間の中には部分的に狭小なところや、未整備箇所が残っておりましたが、その後、改修工事はどこまで完成を見ましたか。また、県管理部分の約6kmについても、管理不十分による残土の堆積、護岸の破損箇所がたくさん見受けられ、毎年の地区要望会に提出されておりますが、四日市市も責任なしとは言えないと思いますから、今後十分調査の上、県に対し早急に対策を講じるよう要望していただき、今後この矢合川流域においては、株式会社ヘラルドコーポレーションが（仮称）ヘラルドカントリークラブを県の開発許可を得、造成していきますし、名古屋鉄道が（仮称）名鉄四日市桜団地造成事業を計画中であります。これらの開発によって現在山林である地域の保水能力は著しく低下し、一度集中豪雨が起きれば大災害につながることは間違いなしであります。

なお、この開発はすべて県許可の事業であり、県管理の矢合川流域の整備は必要不可欠なことであります。この点について市はどのように考えておられるのか、お尋ねいたします。

質問の第3点は、公共事業にかかわる用地取得についてお尋ねいたします。

四日市市が市民のために施策する公共事業は年々複雑多岐にわたり、その投資額は増加する一方であります。21世紀はもうすぐそこにあり、また市制施行100周年も目前に迫ってきております。こういった中で市民のニーズに沿った政策を展開するため、理事者の皆様方は日夜努力をされておられます。そのご努力に敬意を表しますとともに感謝を申し上げます。

そこで、ひとつお尋ねしたいのは、どんな公共事業を施工する場合でも、当然用地が必要になってまいります。役所所有の土地もあれば、民間所有の土地もあります。また、土地のみの場合もあれば、その上に家屋が建っている場合もあります。役所所有の土地であれば余り問題もないと思われませんが、民間所有であれば取得しなければなりませんし、その都度いろんな問題が派生してくるものと思われれます。

申し上げるまでもなく、市におかれては市民の血税を使うわけでありますから、公有財産取得審査会で種々検討され、取得価格の査定がなされていると思われれます。しかしながら、現実には市の査定価格では地主との折衝において、ほとんど地主の同意が得られないということをよく耳にします。その場合、市におかれては公共事業の推進上、どのように対処されているのか、お聞きします。また、市の審査会における検討では、専門業者の鑑定評価が重要な要素となっていると聞いております。そこで、市としては公平を期するため、その場合、何社ぐらい使っておられるのか、あわせてお尋ねいたします。

第1回目の質問を終わります。

○議長（伊藤雅敏君） 市長公室長。

〔市長公室長（佐々木龍夫君）登壇〕

○市長公室長（佐々木龍夫君） まず、ご質問の外郭団体のうち情報関連の3団体につきまして、現況と今後の方向性をご説明申し上げます。

1点目の北勢インフォメーションサービス株式会社についてでございますが、先ほど話がありましたように、昭和62年にキャプテンを中心とした地域情報を提供する会社としてスタートをしたわけでございます。会社発足以来、テレピア構想推進のニューメディアとして文字情報を中心とした静止画像で、行政や文化、タウン、イベント情報等、街頭や行政機関の窓口等の102台の端末機を使いまして、一般の市民の方々に情報を提供してまいったわけでございます。最近では、市民ニーズの高い救急医療ガイドですとか、パート情報、それから映画案内等のメニューも追加するなどいたしまして、情報内容の充実に努めているところでございます。

ちなみに、平成5年度の実績といたしまして、センターコールが約27万6,000回、アクセス画面数が1,483万画面、こういうぐあいに着実に増加をしてきておりまして、本年11月にはこれも先ほどご紹介がありましたように、鈴鹿市、桑名市、それから亀山市等から出資を受けまして、対象エリアの拡大を図ったところでございます。今後、北勢地域にエリアを拡大いたしまして、情報提供会社、新しい内容も組み込みました情報提供会社に生まれ変わろう、こういうところでございますので、あとしばらく行方を見守っていききたい、そういうふうに考えているところでございます。

それから、2点目のケーブルテレビジョン四日市株式会社でございますが、これは県下初めての都市型CATVといたしまして、地域に密着した情報を提供する、こういう目的で設立されたわけでございます。現在では、37チャンネルの情報提供を行っておりまして、特に地域情報チャンネルのCTV10というのは、視聴世帯数が約6万軒に達しておりまして、確実に地域情報チャンネル、地域情報メディアとして定着をしておるところでございます。したがって、9月議会でもその6割以上のエリアに及んでいるということから、情報格差の問題を逆にご質問いただく、こういうふうな状況になっておりまして、今後そのエリア拡大が一つの課題になってくるのではないかと、そういうふうに考えておるところでございます。

それから、3点目の三重北勢ソフトウェアセンターでございますが、これは平成元年に施行されました地域ソフトウェア供給力開発事業推進臨時措置法、これに基づきまして、平成3年に国及び県の参画を得てつくった会社でございます、むしろ国策的な意味が背景にあった組織でございます。情報化社会の要請する高度な情報技術者の育成に努めますとともに、三重県地域のソフトウェア供給力の強化等のため、ソフトウェア人材育成事業等を行う、こういうことでございます。この分野につきましては、将来的に多様な展開が見込まれるところでございますので、地域情報化の一つの柱であるソフトウェアの拠点として今後も発展をさせていきたい、そういうふうに考えておるところでございます。

そういった現況でございますが、これらの情報関連の各団体につきましては、いずれも県や市が参画をいたしました第三セクターとして設立をされた経緯がございますが、設立目的の必要性に比べまして、財政運用の内容が必ずしも良好な状況とはなっていない、そういうところは事実でございます。

したがって、本市といたしましても、今盛んに言われております来るべきマルチメディアの社会におきます情報関連団体のあり方、あるいは情報関連事業のそれぞれのかかわり、そういったものも含めまして、庁内的にも研究組織をつくりまして、幅広く調査研究をしてまいりたい、そういうふうに考えておりますので、しばらくお時間をおかりいたしますとともに、よろしくご理解を賜りたい、そのように思う次第でございます。よろしくお祈りいたします。

○議長（伊藤雅敏君） 総務部長。

〔総務部長（鈴木一美君）登壇〕

○総務部長（鈴木一美君） ご質問の第1点のうち株式会社四日市市生活環境公社と社団法人シルバー人材センターに関しまして、並びに第3点目の公共事業用地の取得のことに関しましてご答弁を申し上げたいと思いま

す。

時間の関係がございますので、議員ご発言の重複する部分については避けさせていただきたいと思いますが、まず四日市市生活環境公社でございますが、同社は行政改革の推進の一つの柱でございます外部委託ということを進める中で、この受け皿として民間企業との協調を図りながら設立をした会社でございます。既にご承知のように、資本金が2,000万円、これにつきましては、昨年度剰余金の中より1,000万円の資本金組み入れを行いまして、現在では資本金が3,000万円ということに相なっておりますが、設立当初から市が40%、民間で60%、この民間の60%のうちの40%は、三四地区浄化槽維持管理協同組合が持っておりまして、あと残る20%が民間3社で分担をいただいて出資いただいております。

先ほど議員がご指摘のような業績になってきておるわけでございますが、この昭和61年10月に設立をした当時、公園除草作業等をまず手始めに、昭和63年度からし尿収集業務につきまして、市の直営を順次計画的に委託に切りかえるということで移行拡大を図ってきたところでございまして、平成7年度においてはこのし尿収集運搬作業につきましては100%同社に委託をするものでございます。業績といたしましては、一昨年来、議員ご発言のような経常利益が自主事業ともども計上されるに至っておりますのでございます。

一方、シルバー人材センターでございますが、現在でございますと、この会員数は本年度約750名の会員になっておられます。議員がご指摘になりましたような売上といいますか、業務の中でおよそ50%程度はやはり公共事業による作業を受け持っていておる部分がございます。これらにつきましては、特にシルバー人材センターの場合には、皆さん方も既にご承知の駅前等におきます駐輪場の整理業務等に配置をされておる方々もあるわけでございますが、固定的な業務ということよりも、むしろその業務に対する人的な量を確保するのに流動的に行い得るというふうな利点

もあって、シルバー人材センターで受け持っていておるといふふうな実態でございます。

これら株式会社生活環境公社及び社団法人のシルバー人材センター等におきます事業方針あるいは役員人事等の決定に当たりましては、定款に定めます株主総会あるいは全会員の総会によって方針が決められ、役員人事が決められるということであるわけでありまして、これら二つの第三セクターにつきましては、市が方針的には打ち出して誕生したものでございますが、必ずしも市の行政機構の一部にランチとしてぶら下がるというふうな性格のものではございません。あくまでも自主独歩をしていただくということが主眼であるわけでありまして、そういった面でそれぞれ民法あるいは商法に基づく法人としての人格でお進めをいただいておりますということであるわけでありまして、

これは基本ではございますが、設立当初の趣旨等を踏まえ、より一層適切な運営がこれら団体において行われますように、市としても別途協議の場が必要であろうというふうにご考慮しておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

第3点目の公共事業用地の買取でございますが、端的にご質問にお答えさせていただきます。議員ご指摘のように、公有財産審査会で調整を図っておりますのでございます。これについて不動産鑑定士等の鑑定を何社とるかというお尋ねがございました。原則的には本市の場合、通常1社とっております。ただ、補助事業等におきまして、その指導の上において複数以上の鑑定士からとりなさいというふうな指示があった場合、あるいは近傍において類似の売買実例等が見つかりにくいといったような箇所につきましては、2社以上のものを参考にとるというふうなことで進めております。

このメンバーといたしましては、不動産にかかわる鑑定といいますか、評価の専門としております資産税課長等を初めとして関係職員が参画いた

しておりますので、今後ともより適正な買収単価というものを設定しながら、公共事業の果たす役割を十分に所有者の方にもご理解をいただきながら進めてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（伊藤雅敏君） 計画推進部長。

〔計画推進部長（川畑義之君）登壇〕

○計画推進部長（川畑義之君） ご質問の第2点目の三重ハイテクプラネット21構想（鈴鹿山麓リサーチパーク）と周辺についての関係分についてお答え申し上げます。

ご高承のとおり鈴鹿山麓研究学園都市につきましては、平成4年11月に第1期工区21haの造成が完了しまして、その中核施設用地にはほぼ同時期にICETTの本部施設が竣工したところでございます。その後、三重県におきましては、県内全域の保健環境部門の中核的な試験研究施設としまして（仮称）三重県保健環境センターと、それから研究学園都市の中核施設であります交流、人材育成、情報提供、福利厚生機能を合わせ持ちます学園都市センターの建設が平成9年を目標に計画されており、市といたしましても、県施設の立地に向け鋭意努力しております。

次に、造成地の管理につきましては市が行っておりますが、適時土地開発公社に維持・補修を委託しており、今後とも適正な維持管理に努めてまいりたいと考えております。

また、研究所誘致につきましては、従前から国、県への協力を依頼しているところでございますが、県とともに東京での展示会の参加、あるいは専門誌への広告掲載によるPR活動、また1,300社に上る企業へのアンケート調査の実施、それをもとにした企業への誘致活動を行ってきておりますが、現下の厳しい経済状況にありまして、企業の投資意欲が低調なこともあり、研究所の立地を見るに至っておりません。

しかしながら、近時におきましては、ICETTの後、既立地機関の順

調な活動、あるいは三重県保健環境センター、学園都市センターの立地進展、あるいはまたインフラ整備の進展などが相まって、当研究学園都市としてのポテンシャルも高まっていると考えられることから、今後ともPR活動、情報収集の強化を図りながら、民間研究所の誘致に向け、積極的に活動を続けてまいりたいと考えております。

次いで、第2期工区の今後の進め方についてでございますが、景気の動向、これに影響されます市財政面との問題、加えて第1期工区への立地動向等を見きわめながら慎重に取り組んでいきたいというふうに考えております。

最後に、スポーツランドより東の開発についてでございますが、研究開発、人材交流並びに生活文化の各拠点の形成を開発理念としまして、自然保全重視で地形になじませた小規模分散型のクラスター開発構想として、学識経験者を中心に長期ビジョンが取りまとめられたわけでございます。当研究学園都市につきましては、環境保護技術、バイオテクノロジー、新素材等を中心とした技術を創造するための研究拠点の形成を目的としており、第1期工区には既にICETT、三重北勢ソフトウェアセンターが立地し、また学園都市センター等の立地も予定されておりますが、前にも述べましたとおり、いまだ民間研究所の立地を見るに至っていない状況にありますので、着実にその実現を図っていくためにも、第1期工区への誘致活動に重点的に取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

○議長（伊藤雅敏君） 建設部長。

〔建設部長（西田喜大君）登壇〕

○建設部長（西田喜大君） ご質問の2点目の矢合川の改修関係につきましてお答えいたします。

矢合川の市管理区間の改修状況につきましては、研究学園都市の開発に伴いまして、優先的に年次計画をもちまして改修を進めてまいったところ

でございます。今年度、残る上流部の護岸整備を行いまして完了をいたすところでございます。

県管理区間につきましては、護岸整備は完成しておりますが、河床に堆砂や護岸の洗掘を生じているところもでございます。強く整備につきまして要望をしており、現在、一部河床整備等の工事をしていただいているところであります。また、今年被災いたしました2カ所の護岸につきましては、災害復旧事業で施工する予定であります。

なお、大規模開発につきましては、三重県の開発指導要綱に基づきまして、矢合川の現況能力見合いの調整池を設置し、放流抑制を図るよう指導してまいりますので、よろしくご理解をお願いいたします。

○議長（伊藤雅敏君） 伊藤正数君。時間がありませんので簡潔に。

○伊藤正数君 ご答弁ありがとうございました。

肝心の質問の中身がほとんど抜けていると、私はそのように感じておりますので、平成7年の3月議会において再度パート2をやらせていただくつもりであります。

1点目の市長公室長がお答えをいただきました調査研究はしていくということは結構でございますが、いつごろ始められるのかお聞きをいたしておきたい。平成7年度においてその予算措置をされるかどうかということとをまずお聞きをいたしておきます。

2点目の生活環境公社につきましては、肝心の市民サービスはどうなっておるのかとか、委託事業費は適正に支出されているのだろうかとか、その見直しをする必要がないのかといろいろお尋ねしましたが、それに対するご答弁がなかったように思います。

なぜこういうことを申し上げましたかという、先ほど数字を挙げて説明をさせていただきましたが、ほとんど市委託事業であります。今まで市職員でやっていて、それでうまくいかないからということで公社をつくってやった。これだけの利益を上げておるわけですから、私は適正にされて

いると思えませんから、それについて再度また3月議会でお尋ねをいたします。

それから、桜財産区につきまして開発公社で委託をしておられるということですが、あのままの状態ではどうやっておいて研究学園都市としてはよしとされるのか、きちっとやっぱり研究学園都市も自分らで身を入れて管理をしてもらいたい。開発公社ということになれば、黒田常務理事にきちっと申し入れを行うつもりであります。もう一度これもご答弁をいただきたいんですが、これも3月議会に回させていただきます。ありがとうございました。

〔「関連」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤雅敏君） 大谷茂生君。

○大谷茂生君 先ほどの伊藤正数議員の質問につきまして、3月議会で改めてやるということですので、結構なことでありますけれども、その中でも特に第1番の外郭団体の見直しの中で、多くの市民生活に直結する問題ということで株式会社四日市市生活環境公社の問題については関連質問としてお尋ねをいたしておきたいと思えます。

先ほどご答弁をいただきましたけれども、その中でちょっと気になりましたのが、外部委託事業の促進の中からそういう制度を設けられたということですが、現在民間企業であるので、その自主的な運営をゆだねていると、よって基本的な方針はともかくとして市の声の及ぶところではないという、こういうご答弁のように受けとめさせていただいたわけですね。この辺の確認をさせていただきたいと思えますので、改めてその面についてのご答弁をいただきたいというふうに思います。

○議長（伊藤雅敏君） 総務部長。

○総務部長（鈴木一美君） 言葉足らずで誤解が生じておろうかと思いますが、運営そのものについて独立独歩ということの法人格としての方針を申し上げたことでございまして、業務につきましては、当然委託業務とし

て特に入札を行うという対象では行っておりません。したがって、随意契約の形で委託を出してあるわけでございますので、特にし尿収集等につきましても単価契約でもって行うというのを原則にいたしております。したがって、この単価契約の設定につきましては、市と業者である生活環境公社との間に十分な詰めを行って委託を行っておるということでございます。

ただ、その後におきます業務のあり方につきましては、その中に一部時間外の扱い等におきまして企業努力がなされておるというふうに承知をしておるところでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（伊藤雅敏君） 大谷茂生君。

○大谷茂生君 そうすると、私が今受けとめさせていただいたご答弁とちょっと違っていたというようなことでいいわけですね。といいますのは、単価という面で今ご答弁されておるわけですが、総体的な利益が1億1,400万円余りですか、平成5年度に生じておるということですね。たしか外部委託といいますか、第三セクター方式の議論が議会でなされたときに、まずモットーとして市民サービスの低下につながらないことを原則とするというような約束が交わされたということを記憶いたしておるわけがあります。

ですから、一般的に民間企業の場合は、利益追求型というのはこれは否めないことでありますけれども、やはり第三セクター方式として市が40%の出資をいたして設立をした、そしてその設立の業務委託の内容が市民生活に直結するという、こういう見方をしますと、やはりその莫大な利益を生じておる、これが一概に企業努力によってなし得たものだというだけの理解で済ませていいものかどうかという、こういう議論があるわけがあります。この辺のところの見解をひとつお示しをいただきたいと思っております。

○議長（伊藤雅敏君） 市長。

○市長（加藤寛嗣君） お答えをいたします。

この生活環境公社をつくる前には直営で全部やっておりました。したがって、直営でやっておりますときの経費と今日の経費とではかなり後者の方が改善をされておるということは事実でございます。

ただ、そこで上がってきた利益をどう配分するかという問題があるかと思っております。この株主を構成しております会社というのは限定をされておりますので、今日、公共下水道の普及等を考えますと、将来的に経営不安というものがあるわけでありまして、したがって、そのようなことを勘案しながら生じてきた利益をどう処分していくかというところに私は問題があるのかなというふうに想定をいたしますので、そういった面について今後会社側の方と十分打ち合わせをしてみたいというふうに思っておりますので、この点をお答え申し上げ、ご理解をちょうだいいたしたいと思っております。

○議長（伊藤雅敏君） 大谷茂生君。

○大谷茂生君 市長からそういうご答弁をいただきましたので、理解をいたしたいと思いますけれども、基本的には法人という性格の中で、いざという場合の準備積立金のようなもの、これは必要だというふうに思います。ただ、それに引き当てるには、多少額が過大かなと。その過大な分は市民に還元すべきである、そういう法人の内容であろうというふうに解釈をしております。そういった声が届きやすい形でいきますと、今の出資比率40%を50%まで上げて、もう少し内容をきっちり把握できるような、こういう体制づくりを強く要望して、関連質問を終わります。

○議長（伊藤雅敏君） 暫時休憩いたします。

午後2時25分休憩

午後2時42分再開

○議長（伊藤雅敏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

長谷川昭雄君。

〔長谷川昭雄君登壇〕

○長谷川昭雄君 本日の最後になりました。しばらくのお時間をお願いいたしますと存じます。

高齢者対策についての質問をさせていただきます。

現在の高齢者は多産多死世代に育ち、3世代同居の大家族環境で成長した人たちであります。昭和中後期に入り、経済の急進や交通機関の発達、教育の高等化に伴う職業の多様化で、親と子の住生活は遠隔もいとうことなく、海外までも別離するに至っております。

時の流れは同じでも今振り返ってみたら高齢者の仲間に入っていた現実であります。医療の充実や住環境の改善、社会の構造変化で高齢化へと急速に移行しているのはご承知のとおりであります。若年人口は都市に集中し、各所に過疎の村や町が出現し、高知県の池川町では高齢化率は40%を超えております。本市でも既に65歳以上の高齢化率は12%を超えているところです。すべての人が健康というわけではありません。施設に入所中の人もいます。在宅で605名は寝たきりであります。1人暮らしは2,418名であります。中でも在宅寝たきりのほとんどは家族の介護に頼っております。家族は職を離れて介護するのです。その介護をする人もすぐ高齢者の仲間入りです。夫婦は助け合っている、1人が不幸になれば、たちまち独居老人所帯となります。恵まれた人は近住の子供たちの世話も受けられますが、遠隔の子女が生活を犠牲にして介護するとは限りません。

今日まで厚生省を初め地方自治体も高齢化対策の施策を図ってはいても、特別養護老人ホームの整備に追われているのが精いっぱいのところあります。厚生省は在宅福祉へと注目し、ゴールドプラン10カ年計画を策定し、現在、折り返し時期になっております。本市においても昭和38年、市の嘱託ヘルパー2名でスタート、現在、市嘱託14名、市社協嘱託30名、パート10名で、11月現在、276名の在宅老人介護を行っております。ゴールドプ

ランの目標は1999年には本市で210名のヘルパーを確保することになっております。人あってのプランであると思います。介護者は介護を必要とする人に喜ばれ、信頼される人材を求めなければなりません。ヘルパーが安心して働く環境と、身分の保障も確立すべきです。介護は行う方も受ける方も心の交流が基本であります。手のひらのぬくもり、愛情の伝達によって目的が達成されるものと私は信じております。

私は先般、ホームヘルプ事業の現場で活躍している皆さんにアンケート調査をいたしました。1番目に「この職を選んだ理由」には、「何かをしたい」「世間の役に立ちたい」「自分でもできると思った」「人に勧められた」などなどがありました。2番目に「今の職を今後何年ほど続けるか」には、ほとんどの人は「健康であれば続けたい」、その中で「長く続けたい」という人の答えには、1番目に「身分保障の確立、できれば市職員と同等に」、2番目に「退職時にも同様の処遇」、3番目は「60歳まで続けたい」、これは回答の90%ありました。最後に「勤務時間は8時から17時まで」、中には「時差や3部出勤」、このような意見もありました。そして最後の提言、意見というところには「現場で献身的に働く熱意が伝わる体験」や「デスク指示を超えるごみ処理の問題」「老人との出会いで一層の責任を痛感した」、あるいは「38年体制の制度の見直し」等々、多くの意見が寄せられております。回答は41名中37名でありました。

そこで、他市での現況を見ても、昇給昇格、給与表、退職金なしの3なし状態が目立っております。これらの結果、現状を見るまでもなく、ヘルパーの処遇に対して検討をすべきと思いますが、いかがですか。ヘルパーが安心して働ける職場と保障の整備は理事者ばかりではなしに、行政にかかわる我々も真剣に取り組む課題であります。今後、ますます増え続けるホームヘルプサービス事業は人あってこそ達成できる事業であると確信し、今後の対処をお尋ねいたします。

これからの老人保健福祉をより推進するには在宅介護支援センター、デ

イサービスセンター、ヘルパーの拠点、また地域での保健センター、保健婦、理学療法士、介護福祉士等、有資格者の拠点整備を図り、24時間介護体制を整える時期に来ております。

厚生省は平成4年に夜間巡回介護のモデル事業として福岡市の民間看護会社コムスンに委託をし、在宅介護の実施をいたしました。報告書は今、市長にお渡ししましたが、そのとおりです。本市においても長時間介護に対応しなくてはなりません。また、家族、介護者に対するヘルパーに準ずるような経済支援、あるいは交代ショート介護支援、夜間支援等々、施策の実施に対する所見をお伺いいたします。

高齢化対策は保健福祉部の専任ではありません。市民に広く理解を求めするためにも、またいつか来る自身の高齢化への対処に、ぼけない、寝たきりにならない等の処方せんや知恵を学校教育の福祉教科として力を注ぐことも必要であります。生涯学習の分野でも啓蒙推進すべきと考えますが、いかがですか。

高齢者の就業もこれからの重要課題であります。60歳定年で65歳年金支給という社会構造の中で、健康な人がただ時計と太陽を眺めて暮らせるものではありません。定年退職後、まだまだ健在で社会の現役であると自認する人がほとんどではないかと思えます。平成6年度の高齢者が求職したのは912名に上り、就業したのは91名であります。内容、条件が合わないところもあると思いますが、事業所や社会の対応のおくれでもあると思えます。

シルバー事業団にしても登録数は750名であります。本市の65歳以上、3万5,243名の動向を調査して、就労実態を把握すべきであります。行政は商業、経済の推移と合わせ、あらゆる機会をとらえ、高齢者の就業を啓発すべきであります。求職、求人はハローワークだけの業務ではないと強く申し述べておきます。

商業振興は消費の拡大が起因をいたします。経済の活性はマネーの流通

が原則であります。高齢者への職場提供もマネーの流通には大きく寄与すると考えます。商工部の所管としてのお考えをいただきたい。

建設省は老人向け住宅対策として公営住宅、公団住宅、公庫住宅に対するもろもろの資金援助を講じております。県においても老人住宅向けの改良資金貸付を行っておるところです。昭和62年には厚生省、建設省が協力して、シルバーハウジングモデル事業を実施し、その成果に期待が寄せられていますが、本市の住宅困窮高齢者に対する支援体制はどうなっているのか。また、高齢者対策の道路改善にはどのような施策を講じているのかをお尋ねいたします。

最後に、高齢化社会における地域と女性の施策についてお尋ねをいたします。平成5年、女性課の新設に伴う相談の中で、家庭事情や身の上相談が多いと聞きます。その中で、ある家庭において、老人介護に疲れ、夫婦のきずなも切れ、家庭に破綻を来したとの話を聞くに及び、家族介護のあり方にもっと行政が介入すべきであると思えます。今日、高齢者介護の分野では、専門介護者、ボランティア、家族介護者等合わせて99%以上を女性に依存している実情であります。女性は子育て、家事労働と追われ、老人介護をするに至っては休む間もなく、さらには自分も高齢者の仲間入り、決して生きがいを感じる人生ではないと思えます。婦人青少年審議会では産休と同じく介護休業の法制化を検討していると報道されております。これは家族介護への労働と経済の支援を願ったものと解しております。国はいろいろな施策を模索しておりますが、高齢者を女性だけに任せるのではなく、家族全員が協力し、地域からの支援と行政も知恵とお金を出して対処し、女性の人権擁護に努力すべきと考え、理事者の今後の方針、施策についてお答えをいただきたいと思えます。

1回目の質問を終わります。

○議長（伊藤雅敏君） 保健福祉部長。

〔保健福祉部長（服部美次君）登壇〕

○保健福祉部長（服部美次君） 先ほどのご質問のヘルプケア関連部分についてお答え申し上げます。

ご承知のように、ホームヘルプサービスはデイサービスやショートステイとともに在宅福祉3本柱として重要なサービスの一つでございます。したがって、今後の高齢化社会の進展に対応するため、ご指摘のように、この事業の内容を充実していく必要がございます。例えば、サービスの提供時間帯の拡大、訪問回数の増加、定期派遣のほか、不定期、臨時派遣などにより柔軟なサービス提供をしていきたいと考えております。また、夜間介護のご指摘をいただきましたが、国等におきましては、ホームヘルプサービスの24時間体制をモデル的に試行しつつございまして、そのあり方が確立されていくものと考えられております。

このような状況に伴いまして、ホームヘルパーにありましては、常勤のヘルパーが基幹的な役割を担い、非常勤のホームヘルパーとチームを組みまして、利用者のニーズと提供しているサービスの効果を評価しながら進めていく体制をつくってまいりたいと考えております。そのためには従来も待遇改善を図ってまいりましたが、ご指摘のようなより一層の待遇改善が必要になってまいりますので、引き続きそういった面で努力をしてまいりたいと存じます。

次に、地域の拠点につきましては、本市老人保健福祉計画の中で位置づけられておりますとおり、一つには介護に関する地域の総合拠点として、（仮称）在宅介護サービスセンターがございます。この施設ではソーシャルワーカー、ホームヘルパー、看護婦、寮母等を配置し、福祉や看護等に関する総合相談、通所や訪問による入浴、給食サービス、ホームヘルプサービス、訪問指導、健康相談等の保健サービスを提供するとともに、情報の一元化を図るなどして関係者の連携の拠点として機能するものと考えております。

もう一つは、保健に関する基幹的な拠点として、（仮称）地域保健セン

ターでございます。この施設では保健婦や理学療法士等を配置しまして、健康教育や機能訓練等の保健サービスを提供してまいります。これら二つの地域の拠点を中心といたしまして、保健福祉サービスのきめ細かい展開をしてまいりたいと考えております。

次に、家族介護者に対する経済的な支援についてでございますが、社会変化に伴いまして、家庭内介護から社会的介護に移行しつつあり、今後はまず朝から夕方までの公的な介護サービス体制を拡充し、あわせて介護者の負担軽減も図っていくことが肝要であると考えております。したがって、家族介護者への経済的な支援につきましては慰労金の性格を持つものでございますが、現在は、寝たきり老人等介護手当として制度化いたしておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

これからの高齢者対策、いろいろとご提言をいただきました。私どもも時代に沿った施策の研究、実現に努めてまいりたいと存じますので、どうかご理解を賜りたいと存じます。

○議長（伊藤雅敏君） 教育長。

〔教育長（丹羽 武君）登壇〕

○教育長（丹羽 武君） 議員ご指摘がありましたように、既に高齢化社会を迎えておるわけでございますが、子供たち一人一人が自分の問題として、こうした高齢化社会について考えていくことは必要になってきているというふうに考えております。

今回の学習指導要領の改訂におきましても、学校教育において高齢者福祉や、あるいは社会保障制度について正しい理解を深め、望ましい態度の育成を図ることは、今後の人づくりの一つの重要な要素であるという観点から、これらの内容の一層の充実が図られたところでございます。

そこで、教育委員会といたしましても、福祉教育につきましては重要な教育課題であると位置づけて指導しているところでございます。例えて申しますと、小学校3年生の道徳で「福祉のまち」というタイトルのもとで、

障害を持った人々や、寝たきり、あるいはひとり暮らしの老人への思いやりの問題を取り上げておりますし、また6年生では老人福祉センターの機能を通しての福祉行政の必要性を解き、さらに中学生になりますと公民の学習の中で社会福祉制度を系統的に理解させるなど、発達段階に応じた教材を用いまして、福祉の重要性や思いやりの心あるいは高齢者に対する敬愛の念を育てることについて指導を行っているところでございます。

また、教室でのこうした学習だけではなく、実践の場として、例えば児童会あるいは生徒会活動の中で、学校によっては福祉委員会あるいはボランティア委員会といったようなものを設けたりし、そこでは児童生徒自身で何ができるか話し合いを進めたり、また実際活動といたしまして、老人ホームや寝たきり老人の訪問をしたり、あるいは独居老人を学校行事に招待をいたしたり、あるいは年末も近づきましたが、年賀の手紙や葉書を出したり、あるいはいろいろな機会に手紙を出すなどの奉仕活動を体験させる学校が次第に多くなってきておる状況でございます。

このようにして、小中学校のときから福祉の問題について考え、体験をしていくということは、高齢化社会に生きる子供たちにとりまして必要不可欠なことでございますし、福祉の心を養う基礎となるものと存じております。そのために高齢者問題を初めとした福祉教育を教育課程の中に適切に位置づけ、人間としての生き方、あるいはみんなでよりよく生きるための心情を育てる指導をしていくことは重要なことと考えております。

いずれにいたしましても、福祉教育の目標というものは、「知、徳、体の調和のとれた人間性豊かな児童・生徒を育てる」といった学校教育の目標そのものと重なり合うものであるという考えのもとに、今後も指導の充実を図ってまいりたいと存じておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（伊藤雅敏君） 商工部長。

〔商工部長（米津正夫君）登壇〕

○商工部長（米津正夫君） 3点目の就業対策につきましてご答弁を申し上げます。

本格的な高齢化社会の到来のもとで、活力ある経済社会を維持していくためには、高齢者の方々の高い就業意欲を生かしながら、その能力を發揮していただくことが大変重要であると考えており、60歳定年を基礎として65歳までの継続雇用を推進していくことが重要な課題となっております。

本市が実施いたしました平成6年度の雇用実態景気動向調査によりますと、55歳から59歳までの定年を定めている事業所は11.2%、60歳定年を定めている事業所は63.9%であるのに比べまして、61歳から65歳までの定年を定めている事業所はわずか7.9%と低い数字を示しており、60歳定年制は定着しつつあるわけでございますけれども、65歳までの継続雇用の普及については十分とは言えない状況にあるところでございます。

本市におきます高齢者の職業紹介の場といたしましては、ご承知のとおり、四日市市高齢者職業相談室とシルバー人材センターがあるわけでございますが、この四日市市高齢者職業相談室は昭和58年に開設をしたわけでございまして、平成5年度におきましては、求人情数が600件、求職件数が1,400件の職業相談を行っておるところでございます。

また、シルバー人材センターにつきましては、先ほどもご指摘もございましたが、昭和55年の発足以来、着実に事業実績を伸ばしておるわけでございまして、来年には15周年を迎えるわけでございます。長引く不況下にあっても、平成5年度の契約実績高は約3億円、会員数も700人を突破するなど、高齢者の生きがいや社会参加を基本理念として臨時的かつ短期的な就労の機会の提供に努めており、これからの高齢化に向け、ますますその役割は期待されているところでございます。

また、企業等の協力を得まして、就職相談、年金相談、職業適性体験コーナーなど、中高年齢者の雇用促進を図るために、平成4年度から中高

高齢者就職プラザを開催いたしまして、本年度は約300人の来場をいただきましたほか、高齢者の求職情報などを掲載した求職者情報を市内企業1,500社に年4回送付いたしますとともに、事業主に対しましても、各種の高齢者雇用を奨励する国の制度などの周知に努めているところでございます。

一方、商工会議所におきましても、「アクセス65」いわゆる定年を65歳に近づけると、こういう制度でございしますが、これの推進母体の指定を受けまして、パイロット企業を選定し、企業における高齢者の雇用を阻害する要因の把握、分析を行いまして、65歳雇用システムの確立に取り組んでいただいているところでございます。

今後とも公共職業安定所はもとより、四日市雇用対策協議会あるいは商工業団体と連携を図りながら、ご指摘の高齢者の雇用機会の拡大を図るということは大変重要な施策でございますので、今後もより一層努力をしてみたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（伊藤雅敏君） 建設部長。

〔建設部長（西田喜大君）登壇〕

○建設部長（西田喜大君） ご質問の中から住宅施策につきまして、まずお答えいたします。

平均寿命の伸長に加えまして、社会の価値観の変化、核家族化の進展、住宅事情等の社会情勢の変化から、今後高齢者のみの世帯が増加することが予測されます。したがいまして、これから増加する高齢者世帯の居住の安定を図ることが重要な課題の一つであろうかと考えます。こういったことから市営住宅におきましても、高齢者が生きがいのある生活ができるよう、建てかえ時には住戸の内外の段差の解消、トイレ、浴室の手すりや緊急警報装置等の設備を設けた高齢者向け住宅を配置いたしまして、量的供給の確保に努めているところでございます。

しかし、これからは単に高齢者に配慮した住宅の提供だけでなく、高齢

者が自立し、安全な生活を営むことができるよう生活相談指導や緊急時にサービスを提供するライフサポートアドバイザーの配置されたシルバーハウジングの導入も検討視野に入れていかなければならないと考えておるところでございます。

いずれにいたしましても、これからの高齢化社会に向けての住宅施策は、公営住宅の量的供給ばかりでなく、より幅の広い住宅施策の展開に迫られているところでございます。老人保健福祉計画の方針に沿いながら、保健福祉部局との密接な連携のもとに、ご提言をいただきましたシルバーハウジングを含めたより効果的な施策を検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

次に、高齢者や身体障害者に対する道路整備につきましては、歩行者に配慮した人にやさしい道づくり事業の一環といたしまして、歩道の新設、拡幅、段差の切り下げ等の改良事業を利用度や危険度の高い路線から計画的に進めております。また、道路の新設に当たりしては、福祉を考慮した新しい道路構造令によりまして整備をしておるところでございます。

いずれにいたしましても、福祉のまちづくり要綱に基づき、高齢者や身体障害者に配慮した施策の推進に努めてまいりますので、よろしくご理解をお願いいたします。

○議長（伊藤雅敏君） 市民部長。

〔市民部長（小畑廣次君）登壇〕

○市民部長（小畑廣次君） 5点目の女性の人権についてお答えをいたしたいと思ひます。

言うまでもなく、女性の幸せは女性施策の重要な柱でございますし、ご指摘のとおり、子育てあるいは家事労働、そしてまた老人介護は女性の仕事という、いわゆる性別役割分担意識がまだまだ残っているのが現状でございます。先ほど議員が申されましたように、女性課が実施をいたしました調査あるいは相談事業でもそのことが端的にあらわれているところで

ございます。

とりわけ老人介護の問題は、地域福祉が叫ばれている今日、家族内での高齢者を介護する女性たちの人権と、介護される高齢女性の人権が守られているかという両面から考えなければならない必要があると思います。

高齢社会の問題は女性の人権の問題であるといっても過言ではないと考えておるところでございます。したがって、女性たち一人一人がその人らしく生きることができるために、さらに家族内でも、特に男性の理解を深めることが必要であろうと考えておりますし、市全体で今何ができるか、このことは生涯教育を通じて考える場、あるいはプランづくりを福祉施策とタイアップしながら今後前進をさせていきたいと考えておりますので、ご理解を願いたいと思います。

○議長（伊藤雅敏君） 長谷川昭雄君。

○長谷川昭雄君 ご答弁いただきました。いろいろと将来的な分野にわたっての質問をいたしましたので、非常に答えにくい点もあったんじゃないかなというふうな感じはしたんですが、まず1点目の保健福祉部の関係でございますけれども、ヘルパーの待遇改善というところで、具体的な、どのような形でこれから進めていくのかというのがちっとも出てこない。ということは、全く施策に対して自信がないのか、抱負がないのか、そういうところをもう少し具体的に将来こういうふうな形で福祉施策はやらなければならぬ、介護の問題は取り組まなければならぬというような形で答弁ができないのか、していないのか、そこら辺をもう少し自信を持って答えるような形にしていきたい。

それから、あとの教育の問題でございますが、これは時間のかかる問題でございますので、今の方針を持続してもらって、新しい方針があればどんどん取り入れていただくということをしていただきたいと思います。

それから、高齢者の雇用の問題でございますが、今、商工部長が答弁していただきましたのは、確かにいろいろ資料を出してまとめて答弁してい

ただいたと思うんですが、先日僕が四日市の高齢者の就職はどうなっているんだというようなことをセクションの方へ尋ねましたら、職業安定所で聞きますと、こういうようなことで高齢者就職というのが対応できるのかどうか、非常に私は心もとない。もっと真剣に取り組んでいただくということが大切ではなからうかと思うわけです。

そして、例えば、補助金、助成金というのをあらゆるところに出しております。そういうものを削ってでも高齢者が就職をした会社に対してその賃金の補てんをするような考えもしたらいかかかと思うんです。これも一つの福祉施策であり、商業の発展にもつながっていく、経済の振興にもつながっていく、要はお金が回らなくては活性化は望めないということでございますので、その点にも一つ十分にこれから取り組んでもらいたい。コメントがあれば、これについてもお答えを願いたいわけでございます。

それから、高齢者のシルバー住宅の件でございますが、かつて私はアメリカのロサンゼルススの近郊で、シルバーハウスの団地を見学してまいりました。ミニゴルフ場のところに、その中に1戸建ての住宅、3DKぐらいの住宅だと思っておりますが、平屋建ての家が各所に建っておるわけです。そして、その中で生活してみるのは、年金受給者ということで限定されております。そして、あらゆるその中の必要な管理費、あるいはガス、電気等々についても共同で支払われております。土地は全く共有のものでございます。そして、管理しているのは、その一区画に全部管理責任者がおりまして、ゲートがありまして、そこへ出入りを管理していただいている、その管理費も皆さんが持っておる。囲いや、あるいは個々の家の間仕切りというのは一切ございません。こういうような住宅を見てまいりました。アメリカのようにはいかぬと思いますけれども、こういうような新しい発想、僕が行ってからちょうど20年たちますよ。そういうような発想も僕は考えてもらっていいんじゃないか、夢のような希望を持っていただくということも、私はいいいんじゃないかと、こういうことを強く望んでおるわけ

でございます。

最後の女性の問題でございますが、女性の生涯というのは、先ほど申しましたように、非常にハードな精神的、労働的な負担の中で一日を生活されてみえるわけです。そういうような観点の中でこれからどのようにするかと、なかなか難しい問題であろうと思っておりますけれども、先ほども申しましたように、ある程度の資金も出さなければいかぬ、そして皆さんが知恵を出していただくなり、そしてこれは行政だけではなしに、地域の人たちがどのようなかかわりを持ちながら女性問題に取り組んで、女性の人権の擁護というものを進めるべきだと私は思うわけでございます。

そういうような過程の中で二、三お尋ねをいたしましたので、答弁があればひとつお答えを願ひ、今こういうことをやっていますというような答弁は私、聞きたくございません。これからどうするんかということをお尋ねしておるのですから、その点をひとつ明快にお答えを願ひたいと、こういうふうに思います。

○議長（伊藤雅敏君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（服部美次君） ヘルパーの件でございますけれども、先ほども申し上げたように、基幹的な役割を担う常勤ヘルパーの確保は今後は必要と考えております。したがって、その体制の整備に向け努力をしてまいりたいと存じます。

それから、施設等の整備につきましては、今年の2月に公表させていただきました四日市市老人保健福祉計画に沿って施設等の整備を進めてまいりたい、さよう考えておりますので、よろしくご理解を賜りたいと存じます。

○議長（伊藤雅敏君） 商工部長。

○商工部長（米津正夫君） 高齢者の実態とか施策について再質問をちょうだいしたわけでございますが、実は去る11月29日に開催いたしました中高年齢者の就職プラザ、約300人来訪をされたわけですが、この方々のア

ンケート調査も実施をいたしておるところでございます、これらの分析等も踏まえまして、今後この高齢者の雇用拡大に努力をしてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（伊藤雅敏君） 市民部長。

○市民部長（小畑廣次君） 女性施策の問題でございますが、今申されておりますように、私たちの活動というのはやはり地域の人々にどう援助あるいは支援をしてもらうか、これが非常に重要なこととありますので、今、21世紀に向けての四日市の女性施策プランを製作中でございます。これは報告が恐らく3月には完成をするだろうと思っております。その中で具体的に地域を含めた女性施策のもとに前進をさせていきたいと、かように考えておりますので、ご理解願ひたいと思ひます。

○議長（伊藤雅敏君） 長谷川昭雄君。

○長谷川昭雄君 ありがとうございます。保健福祉部長の方は、そうすると待遇改善については前向きに検討すると受け取ってよろしいですね。はい。ありがとうございます。

それでは、いろいろとお尋ねをいたしました、かつては四日市は公害のまちというふうに全国に名を知られました。これからは福祉のまち、あるいは人権擁護のまちだというふうに全国にそのアイデアを発信をしていただきたい。これは島根県の出雲市だけがアイデアのまちではないんだということで、岩國市長のお株をとるように、四日市市の加藤市長の手腕に期待して、私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（伊藤雅敏君） 本日はこの程度にとどめることにいたします。

次回は、明日午前10時から会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。ご苦労さまでした。

午後3時26分散会

会 議 録

第 3 日

(平成 6 年 12 月 7 日)

○議 事 日 程 第3号

平成6年12月7日(水) 午前10時開議

第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員 (37名)

青 山 弘 忠
小 井 道 夫
石 川 勝 彦
市 川 悦 子
市 川 正 徳
伊 藤 正 数
伊 藤 雅 敏
伊 藤 正 巳
宇 野 長 好
大 島 武 雄
大 谷 茂 生
小 川 政 人
喜多野 等
久 保 博 正
桑 原 勇
小 林 博 次
坂 口 正 次
佐 藤 晃 久
佐 野 光 信

瀬川憲生
田中武
田中俊行
土井数馬
豊田忠正
中森慎二
野崎洋
橋本茂
長谷川昭雄
日置記平
藤井浩治
古市元一
堀内弘士
益田力
水野和子
水野幹郎
毛利道哉
森真寿朗

○欠席議員（2名）

谷口廣睦
野呂平和

○出席議事説明者

市	長	加藤寛嗣	
助	役	加藤宣雄	
助	役	奥山武助	
収	入	役	毛利道男

港湾審議監
市長公室長
計画推進部長
総務部長
財政部長
市民部長
保健福祉部長
商工部長
農林水産部長
環境部長
都市計画部長
建設部長
下水道部長
消防長
病院事務長
水道事業管理者

梅木勇二
佐々木龍夫
川畑義之
鈴木一美
野呂修
小畑廣次
服部美次
米津正夫
須原賢治
玉置泰生
大橋実
西田喜大
岡田幹夫
島村隆
谷口淳一
鎌田悟

教 育 長 丹 羽 武

代表監査委員 栗本春樹

○出席事務局職員

事務局長	長谷川昭彦
参事兼議事課長	伊藤千秋
議事課長補佐	玉田耕士
議事係長	井上紀久夫
主 事	濱田信二

午前10時1分開議

○議長（伊藤雅敏君） おはようございます。これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は37名であります。

本日の議事は、一般質問であります。

日程第1 一般質問

○議長（伊藤雅敏君） 日程第1、これより一般質問を昨日に引き続き行います。

順次発言を許します。

土井数馬君。

〔土井数馬君登壇〕

○土井数馬君 おはようございます。通告に従いまして順次質問をさせていただきます。

昨年度より市民クラブとしまして、市民との小人数グループによる各種の勉強会を定期的実施しております。勉強会は、教育、福祉、環境、文化など、それぞれの分野にかかわってみえる方やボランティアの方など、一般市民の皆様と、時には行政の皆様にも参加をしていただき、各種のテーマについて気軽に話し合える場として開催をしているわけですが、身近な子育てや台所からの話題から国際的な話題までと、幅広く市民の皆様をじかにお伺いをして市政に反映をしていこうという、そういう趣旨でございます。そこで今回、教育、福祉、環境の分野での勉強会の中から、皆様の意見を集約しまして質問をさせていただきます。

1番目は、学童保育についてお尋ねいたします。

「よく学びよく遊べ」と言われますように、遊びは子供たちの健全な成

長にとっては必要不可欠な要素であります。ところが、最近の子供の遊び場を見てみますと、厚生省の調査におきましても、公園や空き地などの野外よりも、自分の家や友達の家で遊ぶ、そういった方が抜きん出て多くなっている結果が出ております。この背景には、都市化に伴います遊び場の減少や交通事故の増大、またテレビゲームなど、室内でできる遊びが普及したことなどが考えられます。このような社会環境の変化の中で、子供たちが社会に対応していく能力と資質を持ち、人間性豊かにたくましく成長していくためには、育成環境を整備して、地域において遊びや自然との触れ合いが体験できる居場所づくりが必要かと考えております。本市ではそういった居場所づくりの環境整備におきまして、子供広場への整備事業費の補助や、子供たちの学校外体験を豊かにするための環境づくり、地域において共同して子育てする視点に立った事業としての学童保育への支援など、子供たちが健全に育つための環境の整備や、子育て支援等を目的とするさまざまな施策に取り組んでいただいております。その中で今回は、子供たちの健全育成と子育て支援の両面をあわせ持ちます学童保育について、数点お伺いいたします。

学童保育への支援につきましては、学童保育事業の運営費を初め、建設費への補助などに深いご理解をいただいているわけですが、先日、各地域で学童保育にかかわってみえる皆様と、青少年課、市民クラブ、そして藤井議員にもご参加をいただき、今年度3回目の勉強会を開催いたしました。特に今回は、来年の4月に学童保育所を開設したいとこの1年間、地域でのアンケート調査や、地区市民センター、自治会、PTAなどの皆さんの協力を得て準備を進めてみえます常磐、常磐西、内部の三つの小学校区の皆さんを交えて、「開設に向けての現状と今後の課題」、こういったテーマで行われたわけですが、アンケート調査では、小学校一、二年生、幼稚園、保育園の親を対象に各地域において実施されたものですが、三つの地区ともに40%近い方が学童保育所や児童館の必要性を訴えております。そ

のうち、すぐにでも必要だ、来年から必要だ、そういった答えがありました数が、常磐小学校区で70人、常磐西小学校区で48人、内部小学校区で40人と相当な数に上がっているわけです。

そこでお尋ねをいたします。これら参加者の共通の問題点は、現時点におきましても開設場所が見つからないということです。これは既存のほかの学童保育所の皆様も参加をしていたわけですが、開設当初に同じ悩みを抱えていたと発言をしてみえます。女性の社会進出が目覚しく、親が安心して就労できるような施策が望まれている今、地域において共同して子育て支援をしていこうと芽生えました大切な芽でありますから、学校、地域集会所等の開放や、遊休地や遊休施設の貸与などを含めて、今後の学童保育所の開所場所への支援をご検討いただきたいと考えますが、この点についてのお考えをお伺いしたいと思います。

2点目は、四日市市学童保育事業補助要綱の見直しの件についてですが、平成4年に一部改正をしていただき3年を経過したわけですが、その時点でも現行の制度が最善であるとは考えられない、時代に合った制度への見直しも必要であるとの教育長の認識を伺ったわけですが、実際には補助金交付の見直し程度にとどまっております、抜本的な学童保育対策にはなっていないわけです。抜本的な対策までの経過的な処置といたしましても、補助要綱の中で土地や建物の施設としての賃貸料や建設費の補助、また指導員の人件費等も単に標準経費として合わせて扱うのではなく、個々に算出計上していただき、実情に合わせて助成するなどの見直しが必要かと考えますが、この点についてのご所見もお聞きしたいと思います。

最後3点目は、国の法制化への動きについて、今後どのように対応していくのか、お聞かせをいただきたいと思っております。

国の方では、放課後児童対策の事業内容についての充実を図るとともに、事業の弾力性を損なわない範囲で、健全育成対策としての法的位置づけを明確にし、計画的に整備をしていく方向です。そして児童館とあわせて、

おおむね小学校区に1カ所程度の整備を目標としていると聞いております。ですから、本市におきましても、各地域において開設への動きや条件が整いそうな小学校区から、順次年次的な計画の中で公設公営、あるいは公設民営、また民設民営での事業委託など、幅広い視野に立って今後の学童保育のあり方を検討していただきたいと考えますが、ご所見をお聞かせください。

2番目は、障害福祉についてお尋ねいたします。

「完全参加と平等」をテーマといたしました国連障害者の10年は、平成4年をもって終了いたしました。これに引き続き1993年からの10年間を、アジア太平洋障害者の10年とし、この地域の障害者施策をさらに推進することとしています。また、我が国におきましても平成5年3月に、障害者対策に関する新長期計画、全員参加の社会づくりを目指して、これを国連障害者の10年以降の障害者施策の推進の基本指針として策定しております。このような内外の動きを踏まえ、障害者の自立と社会参加の一層の促進を図るために、心身障害者対策基本法の一部改正が行われまして、障害者はあらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるものとする、そういった旨が加えられております。また、市民の間にさらに広く障害者の福祉について関心と理解を深めるために、毎年12月9日を「障害の日」として定めております。その障害の日を2日後に控えまして、本市におきます障害福祉について数点お伺いしたいと思います。

本市の障害者は平成6年10月1日現在で、身体障害者6,159人、精神薄弱者は881人、昨年4月の状況と比較をいたしますと、身体障害者で451人、精神薄弱者で53人と、なんと1年半で約7%増と年々増加の傾向がございます。特に近年、重度障害、重複障害の増加に加えて障害者の高齢化が進むなど、障害者の福祉ニーズも複雑、そして多様化する状況にあり、解決すべき課題は少なくありません。

障害者福祉対策は、在宅施設福祉、雇用就労、住宅、交通、通信、情報、

文化など、本当に幅広い分野に及んでいます。ノーマライゼーションの理念に沿って、可能な限り地域で生活できる条件を整備することが基本であると考えられます。ですから早期発見、早期療育、在宅福祉対策、福祉施設対策、社会参加の促進などの施策を、総合的、積極的に展開する必要があります。

そこでお伺いをいたしますが、本市におきましては年々増加傾向にあります障害者や障害児に対して、乳幼児期より老年期に至るまでの障害福祉のニーズの複雑、そして多様化に今後十分な対応ができ得る体制がとれるのかどうか。また、現在においても成長の過程において、節目節目で十分な進路の選択ができるような整備も必要かと考えておりますが、この点についてのご所見をお聞かせください。

2点目は、学校卒業後の進路先の作業所問題についてですが、先日の養護学校の父母の皆さんと教師を交えての勉強会におきましても、非常に数多くの問題点が出されたわけですが、一つは、作業所の絶対数が不足をしているということ、また、運営資金上の問題からどうしても作業中心の施設運営となり、作業のできる軽度の障害の子供しか入れない。また、レクリエーションや野外活動などを取り入れてリズムのある生活が送れる施設が少ないなど、問題は山積みようです。できれば今後も認可作業所の整備を進めていただくとともに、既存の小規模授産施設の認可、法人化に向けてのアドバイスや指導、援助を進めていただきたいと思います。この点についてのお考えをお聞かせください。

3点目は、就労援助に関しての問題ですが、障害者の雇用の促進等に関する法律など、法制上も逐次整備改善が図られてきてはおりますが、事業所自体の受け入れ上の問題や通勤上の問題など、社会環境の整備の立ちおくれから雇用の実態も停滞しているのが現状のようです。就労援助は、就労前、就労時、職場定着後とさまざまな時点で医療、保健、福祉、労働行政などの関係機関の網の目のようなネットワークづくりによる支援体制が

必要ですから、関係機関との連携をさらに深めていただくことと、一人でも多くの方が社会復帰及び経済的自立が図れるよう、一般企業への雇用機会の拡大に努めていただきたいと思います。今後の予定等あればお聞かせいただきたいと思います。

最後の4点目ですが、以上申し上げました事項だけを見ましても、現在の障害福祉課の体制、嘱託2名を含みます13名の職員の方の体制ですが、これでは十分な対応は物理的にも無理かと思えます。もちろんすべてが障害福祉課の所管ではございませんが、今後さらに重度障害、重複障害の増加に加えて、障害者の高齢化が進み、障害者の福祉ニーズの複雑多様化に対応できるよう、積極的な人員補強、職員のレベルアップのための研修、視察などを図っていただき、積極的に課の充実に努めていただきたいと思います。お考えをお聞かせください。

最後、3番目は、産業廃棄物処理場と都市景観についてお尋ねいたします。

近年、各地におきまして、美しく住みよいまちづくりや環境保全への関心が深まっている中、市民が主体となりまして河川や公園の浄化や清掃、広場の緑化など、自主的な環境づくりが進められております。これはいずれも地域の持つ個性や特性を生かし、身の回りの生活環境を潤いのある快適なものにしていこうという地域の人々の願いをあらわしているものと思えます。また、まちの美しさは外観だけでとらえられるものではなく、安全性などの生活の基礎的条件を具備していることや、環境などへの課題にも十分配慮し、これらへの対応が必要なことは言うまでもありません。本市におきましても、今年3月に都市景観条例を制定していただき、市民や事業者の皆様と行政が一体となり、愛着と誇りを持てる美しいふるさとづくりを進めていただいております。

また、環境保全の面におきましても、同じく3月にまとめたいただきました環境配慮指針により、限りある環境資源の保全、活用を図る必要があ

るということで、公害の防止や自然環境の保全、快適環境の創造へと総合的に取り組んでいただくことが、第6次基本計画の中でも示されております。そういった中で今回特に都市景観上、及び安全性や環境の面から見ました産業廃棄物処理場について、数点お伺いいたします。

まず1点目は、本市内には現在、十数カ所の産業廃棄物処理場が点在をしているわけですが、第6次基本計画の中での産業廃棄物処理場等に対し、快適な環境保全、創造に向けての配慮がなされるよう調整に努める、こういった部分があるわけですが、今後も本市内におきまして新規の産業廃棄物処理場や、既存のもので拡張するなどの箇所は、環境面からの調整ということだけでは今後も増えていくのではないかと思います、この点についてご答弁をいただきたいと思います。

2点目は、現在、桜地区の産業廃棄物処理場の拡張計画が県より許可をされたと聞いておりますが、本市としまして環境面からの調整とは、具体的にその業者に対してどういったことを行うのか、お伺いをしたいと思います。

さて、産業廃棄物は広域的に処理されている実態があることや、主に民間の施設で処理、処分をされていることなどから、施設周辺の住民の方に大変不安を与えていることが間々ございます。これまで数度、先ほどの桜地区の産業廃棄物処理場付近の住民の方より相談がありまして、日に日に産業廃棄物が高く積み上げられていくが、どこまで積み上げられてもよいものなのか。また、そびえ立つように積み上げられていくが崩れてこないのか、非常に不安を持って生活をしている。また、子供たちがフェンスの間から出たり入ったりして遊んでいるのを見かけると非常に心配になってくるが、本当に大丈夫なのか、そういった相談がございまして。

そこで3点目をお伺いいたしますが、事業者に対して処理責任を徹底させるなど、意識啓発を図るとともに、処理、処分施設が市民生活に不安を与えないようにと、県との連携を密にして、監視、指導を強化していくと

ということですが、実際にはどのようにして監視、指導をいただいているのか、ご答弁をいただきたいと思います。

最後、4点目ですが、都市景観上からこの産業廃棄物処理場を見た場合について、お伺いをいたします。

都市景観の形成に重要な役割を果たしております、良好な山林や丘陵地などの自然環境を保全するとともに、開発行為や産業廃棄物処理事業に対しては、自然との調和を図るよう適切な規制、誘導に努めていただいていると聞いていますが、この処理場のそびえ立つように積まれた産業廃棄物の山は、良好な景観を著しく損ねているように思います。また、面しておりますミルクロードは、鈴鹿山麓リサーチパークや四日市スポーツランドへの通行道路ともなっており、市内外よりたくさんの方が通過する箇所でもございます。自然景観にも恵まれた道路でもあるわけですが、都市景観向上への取り組みに対し、この事業者に対し本当に指導及び誘導をいただいているのかどうか、詳しくお尋ねしたいと思います。

1回目の質問を終わります。

○議長（伊藤雅敏君） 教育長。

〔教育長（丹羽 武君）登壇〕

○教育長（丹羽 武君） ただいまは学童保育についていろいろとご質問をいただいたわけですが、現在、女性の社会進出が50%を超える時代となってまいりまして、また祖父母世代においても相当数が働きに出るという時代になってまいりまして、留守家庭児童の問題は、社会的な問題として大きな課題となってまいりました。学童保育もそういった対応策の一環として、私どもも位置づけをしておるわけですが、ご指摘がございました件につきましては、新規開設に向けての支援として必要性を十分認識しておるわけですが、現在、庁内で留守家庭児童対策検討委員会というものを設置して検討を続けておる最中ですが、ただいまご指摘がございました点をも十分に考えながら、具体的な支援策につ

いて協議、取りまとめを行っているところでございますので、もうしばらくご猶予を賜りたいというふうに存ずるわけでございます。いずれにいたしましても、学童保育につきましては、当該保護者の方のみならず、地域の方々の理解と協力を得る中で、この事業の推進を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

また、厚生省の方がこの学童保育について、新しい観点に立った法制化の動きがあるという報道が、昨年、新聞報道でなされましたが、現在のところ、その後具体的な動きはまだ起こっていないようでございます。今後そういった内容が明確になった時点で、私どもといたしましても、保健福祉の方とも十分に連携をとる中で対応してまいりたいというふうに存じておりますので、何とぞご理解を賜りたいと存じます。

○議長（伊藤雅敏君） 保健福祉部長。

〔保健福祉部長（服部美次君）登壇〕

○保健福祉部長（服部美次君） ただいまの障害福祉についての1、2点目及び4点目についてお答え申し上げます。

障害が早期に発見された場合、あけぼの学園や保育園、幼稚園、そして学齢期には障害児学級や養護学校へ進むことになります。義務教育修了後の高等部につきましては、知的障害はもとより、肢体不自由の養護学校についても整備が進められているところでございます。

さて、学校卒業後は就労、在宅あるいは障害者を対象とした施設などで活動するということになるわけでございますが、ご指摘のように、卒業後に障害者が利用できる資源についてなお不十分なのが現状でございます。本市は平成2年に県下で唯一の精神薄弱者通所更生施設たんぼぼを開設し、また昨年7月には身体障害者授産施設あさけワークスを開設するなど、施設整備に取り組んでまいりました。来年度は、本市2番目の知的障害者の入所施設が社会福祉法人により開設される予定になっております。しかしながら、資源整備がなかなか進まないのは、障害者のニーズに対応した法

の整備、制度化が追いつかないというのが大きな要因であろうかと考えております。例えば、今、重度の知的障害者の通所する施設が法に用意されておられません。市といたしましても、国に障害の特性と程度に応じたきめ細かい法の整備を働きかけていくとともに、障害者のライフサイクルを見据えた、現在策定中の障害者福祉に関する長期計画に基づき、資源の整備、充実に努めてまいりたいと考えております。

次に、小規模授産所につきましては、市内に9施設あり、運営の安定を図るため運営費の助成を行っております。しかしながら、民間の授産施設と比較すると、まだまだ格差があるのも事実でございます。市といたしましては、障害者の処遇の公平という観点から、格差解消に努めていかなければならないと考えております。そのため、毎年助成金の充実に努めておるところでございます。また、法人化につきましても、指導、助言を行ってきているところでございます。また、小規模授産所における指導員の資質向上を図るため、今後は通所施設の連合会議を定期的に行い、研修等を実施していきたいと考えております。

続きまして課の体制でございますが、国際障害者年を初めとした障害者福祉の大きな動きの中で、毎年その業務も飛躍的に増えるとともに、きめ細かいケースワークが求められてきており、それに対応した体制づくりが必要となってきております。そのため平成5年4月には、福祉課を老人福祉課と障害福祉課に分け、福祉事業の対応を図ってまいりました。今後も市社協への業務委託、情報のオンライン処理化などを進め、市民のニーズに対応ができるよう、課の体制づくりに取り組んでまいりまいる所存でございますので、どうかご理解を賜りたいと存じます。

○議長（伊藤雅敏君） 商工部長。

〔商工部長（米津正夫君）登壇〕

○商工部長（米津正夫君） 2点目の障害福祉の中で、一般企業への雇用機会の拡大につきましてご答弁をさせていただきます。

市内におきます障害者の雇用状況につきましては、きのう一部新聞でも全国的な傾向が報道されておったわけでございますが、本年の6月現在で、本市の障害者の雇用義務がございます63人以上の事業所155社のうち、法定雇用率1.6%になっておるわけでございますが、この法定雇用率を達成しております事業所は80社、全体の51.6%となっております。したがって、実雇用率は1.5%でございます。毎年徐々にこれは改善されつつあるわけでございますが、依然として法定雇用率を達成していない事業所は75社、全体の48.4%という現状になっております。本市といたしましては、9月議会でもご答弁いたしておりますが、障害者の雇用機会の拡大をするために、障害者雇用優良事業所の表彰を行いますほか、働きたいという意欲を持っております障害者に関する情報を求職者情報として企業に配付いたしますほか、障害者の職場への定着を図るために、毎年、新規に就職されました方々を招待いたしまして、四日市港の周遊など、勤労障害者激励会を行っております。さらに、毎年9月の障害者雇用促進月間におきましては、障害者雇用促進展の開催とか、駅前での街頭啓発など、障害者の雇用促進に努めているところでございます。

一方、障害者を新たに雇い入れる事業主とか、あるいは障害者の雇用を前提に職業訓練を実施する事業主、重度障害者5人以上のための通勤用バスを購入する事業主等につきまして、各種の障害者雇用を奨励するための国等の助成金制度の周知にも努めておるところでございます。障害者がその適性と能力に応じた職業につき、その職業に生きがいを感じて充実した毎日を過ごしていただきますことは、障害者の社会復帰及び経済的自立に必要なことでございますので、今後とも各種の機会を通じ啓発に努めますとともに、事業主の理解をより一層深めるための方策につきまして、調査研究をしてみたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（伊藤雅敏君） 環境部長。

〔環境部長（玉置泰生君）登壇〕

○環境部長（玉置泰生君） 産業廃棄物処理場と都市景観についてのご質問に対してご答弁を申し上げます。

産業廃棄物処分場は、以前から各地で種々の問題を起こしており、全国的な社会問題となったことから、国におきましては、平成3年10月に廃棄物の処理及び清掃に関する法律の全面改正を行いまして、その設置が届け出制から許可制に変更されました。しかし、この際の許可の基準は、産業廃棄物の飛散及び流出の防止、公共の水域及び地下水汚染の防止に関する事項等についての災害防止のための計画を提出するにとどまっておりますため、立地規制を行うことはできない現状でございます。そこで、許可権限を有しております県におきましては、産業廃棄物処分場の許可申請に際して、三重県産業廃棄物処理指導要綱に基づき、事業者に対し、あらかじめ周辺住民の同意を得ることを義務づけておりますほか、事前協議会を開催し、市を含めた関係機関との事前調整を行っており、この中で市は意見を申し述べることができるようになっております。ここで環境面の調整となるわけでございますが、市といたしましては、快適環境の創造に向け環境面からの調整を図る必要があることから、平成5年3月に四日市市特定事業の適正開発に関する要綱を制定いたしまして、この中で産業廃棄物処分場の設置の際には、自然的、社会的条件に応じた環境保全との調和を図るよう調査、対策をとらせるようにいたしております。具体的には、水道水源、周辺の土地利用等を調査させ、環境に配慮した施設として届け出をさせます。市がこれを受けまして、環境保全審議会に諮問をさせていただき、審議会では専門部会をつくっていただき、現地調査の上、法律面、自然環境などの専門的な見地からのご意見をちょうだいいたします。市はこれらの意見を十分に参考にさせていただき、県要綱に基づく事前協議への意見を提出する一方、県とともにあらかじめ必要な対策を講じるよう指導をいたしております。

ご指摘の産業廃棄物処分場につきましては、本市の要綱を制定する以前に申請をされた案件でございますが、三重県産業廃棄物処理指導要綱に基づきまして、事前協議会の中で市の意見として、排水等によって付近に被害を及ぼさないように十分に留意すること、あるいは、処分場周辺の緑化を図るように要請をいたしたところでございます。

次に、日常の監視、指導の現状でございますが、産業廃棄物を所管する県におきましては、現在、月に二、三回の割り、各産業廃棄物処分場に監視指導班を抜き打的に派遣いたしておるほか、市とも連携をして、四日市保健所からも月に三、四回の立入調査を行いまして、埋立物の確認、排水調査など、適正管理についての指導をいたしております。

最後に、都市景観の観点からのご質問でございますが、本市の都市景観条例は、市民、事業者の責務として、みずからが景観形成の主体であることを認識し、個性と創意を発揮することにより景観形成に努めなければならないとしており、特に事業者については、事業活動の実施に当たって景観への必要な配慮を求めています。このことから市といたしましても、条例に基づきまして、事業者に対して、本市の美しいまちづくりへの取り組みについての理解、協力を要請いたし、景観への配慮を行っていただくように啓発に努めてまいります。今後とも、今の県要綱では、積み上げ勾配の指導しかできない状況でございますが、高さを含めまして、産業廃棄物処分場を地域と調和した施設に近づけるために、県あるいは庁内関係部局とも連携をして努力をしておりますので、よろしくご理解をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤雅敏君） 土井数馬君。

○土井数馬君 ご答弁ありがとうございました。

まず1番目の学童保育についてですけれども、簡潔明瞭なご答弁をいただいたわけですが、1点目の開設場所につきましては、既存の施設においても、海蔵のように学校の校庭内に設置しているところもあれば、笹川の

ように集会場をお借りしたり、また日永の方は無償貸与の私有地への設置、桜地区の方では、市の遊休施設であります公民館ですか、以前の公民館の開放と、それぞれの地域の状況や開設時の状況においていろんな形態を見せているわけですが、社会問題として学童保育をとらえていただいているというふうなご答弁だったわけですが、特に今後は留守家庭児童対策検討委員会ですか、これを設置して検討していただくということなんですけれども、この4月開設に向けてご尽力をいただいております、先ほど申し上げました常磐、常磐西、内部の各小学校区におきましては、各地域の状況等も十分に考慮いただきまして、実際うまくスタートをさせていただきたいと思うんですが、3地区におきまして開設場所として、今、適切な場所が、教育委員会の方としてあるのかなのか、この辺だけは明確にご答弁をいただきたい。再度ご答弁をいただきたいと思います。

2点目の補助事業の見直しについては、これといったご答弁がなかったわけですが、利用者の会費なども年々各保育所の方でアップをしているわけですが、それにもかかわらず赤字決算で、次年度に繰り越しているような状況も聞いております。ですから抜本的な対策、それ以前の問題として、ぜひ見直しの方も取り組んでいただきたいと思うんですが、これは1回目にご答弁がなかったものですから、簡単でも結構ですので、お考えをお聞きしておきたいと思います。

3点目の国の法制化の動きにつきましては、国の方が具体的な指針を出していないというふうなご答弁だったわけですが、前段でも申し上げましたように、国の方は、放課後児童対策の事業内容について充実を図るとともに、事業の弾力を損なわない範囲で法的位置づけを明確にしていきたい、それと児童館への併設も含めて、せめて小学校区に1カ所程度の整備を目標にしているというふうにはっきり方向が出ているわけですので、教育長のお話では、全く国の方針が出ていないというようなことでしたが、そういったことも含めて法制化が進んでいるようですので、法制化の時点

までに本市の各地域にあったいろんな形態があると思いますが、学童保育所の事業が整備促進されますように、この点は要望をしておきます。

2番目の障害福祉についてですが、1点目の今後の対応についてですが、保健福祉部長、素直に施設が不十分だというお答えをはっきりと言われましたので、どういうふうにご質問しているのかわからないんですが、どんな障害でありまして、また重度の障害でありまして、一生涯を通じて可能な限り地域で生活ができるような体制づくりを進めていただきたいと思っておりますので、不十分であるならば十分になるように、ぜひ整備促進を図っていただくように、この点をご要望をしておきます。

2点目の作業所問題につきましては、これも運営上で大変なやりくりをなさってみえまして、先ほどの学童保育と同じですけれども、赤字あるいは人件費を削ったりと大変な実情のようですので、その点も含めて既存の認可施設との格差の是正、これ、お答えをいただきましたが、ぜひ早期に実現をしていただくように、この点もご要望をしておきます。

それから、既存の作業所の法人化認可を取得しようとする施設に対しては、ご助言をいただくというようなご答弁をいただいたわけですが、実際どうでしょうか。自前の土地を取得しまして、もちろん建設費の何%かは補助金で出るわけですが、そういった建設までして、父母あるいはボランティアの方、教員たちで果たしてできるのかどうか、実際のところ、部長どう考えているのか、再度お答えをいただきたいと思っております。私は、とても難しいんじゃないかな。また、新規に作業所をつくる場合、いきなり法人化や認可というのも難しいんじゃないかと思っておりますので、この辺もはっきりとお答えをいただきたいと思っております。

4点目に飛びますけれども、障害福祉課の充実につきましては、ご答弁いただきましたように、一昨年、老人福祉課と障害福祉課に分けていただきまして、さらに事業の細分化を図っていただいておりますので、先ほども申し上げましたように、今、人員削減やリスト

ラが叫ばれているときではあるんですけども、障害者の方自身はもちろんのことですけれども、父母や関係者の皆さん一人一人とコミュニケーションを図っていただいて、そして信頼感を得ていく。そうした場合、どうしても専門的な知識とマンパワーがなければ、これからの障害福祉の充実を図れないと思っておりますので、この点どうかよろしくご配慮いただき、充実を図っていただくように、この点は再度ご要望をしておきます。

3点目の就労援助に関しましては、商工部長の方からご答弁をいただいたわけですが、市として各種の施策をもって、一人でも多くの方を雇用促進していただく、そういったご努力を図っていただいているようで感謝をいたしておるわけですが、部長の方からもお答えがありましたように、昨日、平成5年度において全国での障害者の就労数が24万人と、昨年よりも1万人増えたわけなんですけども、重度障害の方の就労率は、やはりまだ29%と非常に低いということが障害白書の方でも報告をされておりました。それで一般企業への雇用対策だけじゃなしに、作業所など障害に応じた雇用対策が必要じゃないかといった提言も出されておりますので、この辺も一般企業への雇用機会の拡大を努めていただくと同時に、福祉工場の設置なども視野に入れながら、一人でも多くの方が就労できるような施策を、今後ともお願いをしておきたいと思っております。この点をご要望にとどめておきます。

3番目の産業廃棄物処理場と都市景観についてですけれども、環境部の方から一括しましたご答弁というふうには受け取ったわけですが、産業廃棄物処理場の問題は、おおむね県の所管だということで、実際には市としては、余り何もできないんだというようなご答弁だったんじゃないかというふうに感じておるんですけども、1点目につきましては、今後も本市にどんどん産業廃棄物処理場が増えること、あるいは既存の処理場が拡張されることも法的には仕方ない、そういったことは私も十分に認識をしているわけですが、しかし、新規の拡張の場合であれば、事業者に対し

まして事前に何がしかの指導ができる、そういった部長のご答弁がありましたように、これは県に対しても事前に規模や条件等の説明も受けまして、十分に本市の意向を反映していただきたいと考えるわけですが、この点にお答えをもう一度いただきたい。

それと2点目の桜地区の産業廃棄物処理場の拡張問題にいたしましても、既に県の許可がおりているわけですが、どの程度の規模で、また環境問題、安全性の問題など、どういった条件や指導の上で許可されたのか。地域住民の方は、全く周知しない問題であります。この辺はいささか問題があるんじゃないかと思いますが、この辺のご答弁もいただきたいと思えます。

3点目は、県の方と連携をとって立入調査や指導も随時行っていただいているというふうに聞いていますけれども、例えば、先ほどもありましたが、緑化や景観のことで10の指導をいたしましても、二つから三つしか聞き入れていただけない、実行されていない、そういった実情も伺っております。現行法では対処の方法がないということですが、せめて地域住民の皆さんの生活に不安を与えるような問題だけでも、県といわずに本市が積極的に指導をしていただきたいと思うんですが、この辺は要望にとどめておきます。

4点目の都市景観上から見た産業廃棄物処理場につきましては、だれがどう見てもうず高く積み上げられた瓦れきやコンクリートの山は、美しいものとは見えないわけでございます。まして、丘陵地一帯が産業廃棄物で覆われていては、周辺の自然景観も台なしであると私は考えております。せめて周辺の斜面やフェンスですね、矢板を打ちっぱなしになっているようなフェンスになっております。こういったものも、先ほど環境部長の方からは指導をしているというふうにお伺いしたわけですが、実際一度ぐらいは行って、都市計画の方から直接指導をしていただいたのかどうか、この辺きちっとしたご答弁をいただきたいと思えます。

以上、2回目の質問を終わります。

○議長（伊藤雅敏君） 教育長。

○教育長（丹羽 武君） ただいまご質問がございました、教育委員会が内部、常磐の学童保育の施設に関して提供できる土地、それらを用意しているかということですが、現在、そういったものを持ち合わせておりません。しかし、現在、両地区とも、例えば、常磐地区におかれましては、企業が持ってみえる建物であるとか、あるいは内部地区では、民家あるいは集会場等でできないかといった検討も進められていると聞いておるわけですが、今後、両学童保育所が目標として4月ごろには開設したいというご意向をお持ちでございますので、私どもの方も担当を決めまして、精力的に協力をさせていただき中で、そういった確保について努力を重ねていきたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思えます。

○議長（伊藤雅敏君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（服部美次君） 先ほどの法人化への指導でございますが、確かに指導の窓口は県の社会課ないし、障害福祉ですと障害福祉課が担当することになっております。したがって、私ども地元の役所としてでき得る限り、法人になる要件に合うような情報等を提供しながら、法人化に向けてのご指導を差し上げておるのが実情でございます。

それから、以前と違って現在は、福祉法人を設立する場合に、基本財産を持つということが大事な要件の一つとされておりまして、基本財産は原則的にはその事業をする敷地、これを法人が基本財産として持つということが要求されております。それ以外に確実な基本財産があるということであれば、また別な観点からご配慮をいただくというふうなことも伺っております。できる限り認可のおりるような形で私どもご指導させていただいておるわけですが、現在、認可を受けていない施設が法人化していく上で一番ネックになっていると伺いますか、ハードルになっているの

は、基本財産をどう持つかということがネックになっておるわけでございます。したがって、市の敷地をお貸しするというだけでは、基本財産を所有するという事にならないので、相当な基本財産を確保するという事のご努力に向けていろいろな知恵や工夫を、県にご指導いただきながらご指導をさせていただいているのが実情でございます。

○議長（伊藤雅敏君） 環境部長。

○環境部長（玉置泰生君） 県の方へ市の意見、意向を十分に伝えろというようなことでございますが、市といたしましても、市民の皆さんの不安と懸念が産業廃棄物の処分場の周辺には多々あるということを十分に認識いたしております、市で検討いたしております環境の配慮のいろいろ技術的な面も合わせまして、県の方へ今後とも十分に伝えながら、県の事前協議会の中で主張をしまいたいというふうに考えております。

それから、今般の産業廃棄物処分場の増設の件でございますが、今般の計画は平成5年3月8日に計画書が提出されまして、この中で従前は5万㎡であった敷地面積を8万㎡に増設するというような計画になっております。なお、地元の自治会とは、公害防止協定を締結していただいております。

○議長（伊藤雅敏君） 土井数馬君。

○土井数馬君 どうもありがとうございました。学童保育につきましては、開設場所で可能な場所があればご援助をいただくというふうなご答弁ですが、教育委員会としては直接タッチをしないというように感じたわけですが、4月にはどうしても開設をしていきたいという強い意思がおりますので、どうか最大限の努力を払って協力をお願いしておきたいと思っております。

従来の放課後児童対策、いわゆる留守家庭児童のみを対象にするのではなく、子供たちが将来の社会の担い手であるということ十分に認識していただいて、地域全体の子供の健全育成を促すためにもご協力をお願いし

ておきたいと思っております。

また、個々の学童保育所の方でも、それぞれの地域や風土に合った行事や文化的な催し物を開催しているわけですが、積極的に社会参加活動に取り組んでいただいておりますが、どうしても従来の託児所的なイメージが払拭されていないように思いますので、今後は広報での紹介、あるいはリーフレットなどを作成していただいて、そういった啓発も含めて、市民の皆様のコンセンサスが十分に得られるようなご努力もあわせてお願いしておきます。

障害福祉につきましては、作業所問題は、県の社会課との連携で十分に進めたいわけですが、部長おっしゃいましたように、土地の取得となりますと、今もう大変難しい問題だと思うんですが、先ほども言いましたように、遊休地等があれば十分にありません、あるいは一緒に探していただく、協力をさせていただきたいわけですが、先ほども申し上げましたけれども、実際、父母やボランティアの方たちだけでそういったところまで進めるとは到底考えられませんので、もちろんそういった面を模索していただきながら、市あるいは県の施設の拡充も十分に促進をしていただきたいと、そんなふうに思いますので、この点は再度強くご要望を申し上げます。

3番目の産業廃棄物処理場と都市景観についてですが、再度のご答弁をいただいたわけですが、県の方へ指導をお願いする、あるいは県の方に十分協議をしていくというふうな形だけではなく、市としていろんな面から指導していただきたいわけですが、法的に産業廃棄物処理場としては市として権限がないというのであれば、先ほど申し上げましたように、都市景観上の問題があるじゃないか。あるいは地域住民の方の安全性の問題があるじゃないか。私も現場を何度も見に行っておるわけですが、もう5mの道路を挟んでうず高く山が見えているわけですが、その前の家の方など、地震があったら崩れるんじゃないか、そんな心配をしと

るわけです。鉄筋が入った建物でも相当の地震が来れば崩れるわけですから、何もそういった施工がしてないような、ただ固めてあるような廃棄物が崩れない保証はどこにもないわけですから、そういった安全の面からの指導も、私は市としてできるんじゃないかというふうに考えておるわけですが。

また、問題の桜地区の産業廃棄物処理場が5万㎡から8万㎡への拡張、これはすごいほぼ倍のような規模になるわけなんですけれども、この辺についても本当に十分に協議をしていただいたのかどうか。また、地域住民の方とは公害防止協定ですか、そういったものを結んでいただいているということなんですけれども、この拡張問題が出てから住民の方と相談をなさったのか、約束をなさったのかどうか、この点だけ再度ご答弁をいただきたいと思います。

○議長（伊藤雅敏君） 環境部長。

○環境部長（玉置泰生君） 高野興業の産業廃棄物の処分場が当初に桜地区に立地をいたしますときに大変な反対運動がありまして、その中で公害防止協定を締結しよう、かような形になりまして、今般の計画につきましては、公害防止計画の中での変更という形で対応しております。

○議長（伊藤雅敏君） 土井数馬君。

○土井数馬君 前回のときの協定ということで、今回は変更というだけで行われるというふうなご答弁に聞こえたわけですが、変更だけで倍になるような感覚を住民の方が持っているのかどうか、その辺ちょっとわからないわけですが、そういった部分も含めて、市として十分に地域の方のご理解をいただけるように、また県の方にも、また事業者、当事者に対して強く指導、誘導していただくようお願いを申し上げまして、私の質問を終わります。

〔「関連」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤雅敏君） 小林博次君。

○小林博次君 1点目と3点目に関連して質問させていただきますが、まず1点目の学童保育ですね、これ教育長から答弁がないんですが、留守家庭の子供さんを預かるという、託児所みたいなことをお願いしているわけではないわけですね。ですから今、例えば、いじめで子供さんが自殺したり、あるいはそれ以外のさまざまな問題があるわけですが、適当な遊び方もわからないと。そういうもろもろの問題を含めて、地域社会の中で新たな角度で子供さんへの対応をしていく必要があるんじゃないかと、こういうことで質問してるわけですから、留守家庭と決めつけるという内容での検討なら、やってもらわない方がいいんじゃないかと。そうではなくて、さっき答弁がありましたように、検討委員会をつくって検討していただくということであれば、それ以外の問題も含めて、21世紀に向けて子供さんをどう育てていくかという観点で検討してほしいと。せっかく検討委員会ができたんですから、どれぐらいの時期に、どんな方向で答えを出そうとしているのか、そこのところをご答弁いただきたい。

3点目の産廃の問題についてですが、私どもに苦情がありますのは、仮に公害防止協定を結んだとしても、あそこで何かいっぱい燃やしてさすが飛び込んできて、裁判やろうかということで何遍も苦情が来てるわけですね。しかし、1回も市は有効に対応したことがないわけです。ですから紙切れで公害防止協定があるからというふうな話だけで問題が処理できるというふうに思うのは、間違いではないかな。基本的には法治国家ですから、お互い協定を結べば守ると。だめなら次の処分といいますか、処置ができるということであればいいわけですが、なかなかそれもうまくいってないと、こういうふうなことです。そこら辺の指導の問題ですね。

それから、今一番心配してるのは、川越に不法投棄をしました産廃業者があったわけですが、今もう山に積んだまま倒産したわけですね。これも同じような危険もありますし、そこら辺をもっときちっとやらせるということが大事ではないか。もっと大事なのは、市の方で工事をした、そうい

うものを全部あそこに積んでいるということについて、一体何を考えているのかと、そういう業者は排除すべきじゃないかというふうに思うわけですが、その辺含めてご答弁いただきたい。これは助役でないかと答弁できんかと思えますから、よろしく願います。

○議長（伊藤雅敏君） 教育長。

○教育長（丹羽 武君） ただいまご質問がございましたように、確かに放課後の児童対策につきましては、二通りの考え方が従前あったかと思えます。一つは、いわゆる放課後、特に下級生といえますか、小さい子への対応、そういったような考えと、いわゆる厚生省が言っておる児童館の問題、これらが今絡んできておると思えますので、私どもその点をきちんと整理しながらもう1回再検討していきたいと、こういうこととございます。

○議長（伊藤雅敏君） 加藤助役。

○助役（加藤宣雄君） 現行法上での指導につきましては、先ほど環境部長の方から申し上げましたとおりなかなか難しい面もあるわけとございますが、ご趣旨を踏まえまして厳格に対応してまいりたいと存じます。

○議長（伊藤雅敏君） 小林博次君。

○小林博次君 市の方で出た工事のものをあそこへ積んでいるということですから、市の方が言うてって、きちんとしてくれなければ工事はさせないと、市の方のものはあそこへ捨てさせないと、こういうぐらいの処置が要ると思うんですが、その辺はどうですか。

○議長（伊藤雅敏君） 加藤助役。

○助役（加藤宣雄君） その辺も踏まえまして検討してまいりたいと存じます。

○議長（伊藤雅敏君） 暫時休憩いたします。

午前11時5分休憩

午前11時16分再開

○議長（伊藤雅敏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市川悦子君。

〔市川悦子君登壇〕

○市川悦子君 早いもので、四日市市議会議員の一員に加えていただき、もう4年がたとうとしています。政治活動や市民活動は全く経験のないゼロからの出発でしたが、生意気な私を先輩議員の皆様は大きく、温かく支えてくださいました。また、同期の議員の皆様の声援は本当にうれしく、明るく喜んで活動することができました。そして市長を初め、理事者の皆様には無理難題をととても快く、そうでないこともありました。聞いていただきました。このように皆様に支えられながら大きな失敗もすることなく、何とか無事に4年間を務めさせていただきそうです。この場をおかりしましてお礼を申し上げます。本当にありがとうございました。

さて、それでは質問に入らせていただきます。よろしく願います。

最初は視覚障害者対策について伺います。

ここに手記を書いた1通の手紙があります。伊藤美保さん、今は清水美保さんですが、彼女からいただきました。本市が他の自治体に先駆け、初めて採用した視覚障害者の方です。覚えてみえますでしょうか。私はエレベーターの前で時々会いました。凜と立った美しい美保さんのそばに、黒い瞳の真っ白な盲導犬パルがそっと寄り添う姿は、まるで1枚の絵のように思い出されます。ここで少し紹介させていただきます。

「盲導犬パルとの出会いによって」 清水美保

私は四日市市立朝明中学1年生のとき、突然の交通事故で視力を失いました。それまで元気に野山を駆け回って遊んでいた私にとって、このできごとはまさに青天のへきれきでした。目の見える人が突然見えなくなると、何もできないかのように錯覚します。目が見えなければ何もできないという錯覚は、すべての気力を奪ってしまうのです。さらにそのことは、今ま

で自由に過ごしてきた自分の過去や、自分なりに築き上げてきた価値観、そして未来に抱いていた夢までもすべて打ち砕き、現実とのギャップに、目が見えなくなった自分自身を受け入れることすらできなくなるのです。失明は死を意味すると言われるが、その意味はそこにあると思います。しかし、何かのきっかけにより失明して何もできなかった人も、持っている能力と自分自身を取り戻すことができるはずなのです」そして彼女は、盲学校に通う中で持ち前の明るさと強さで障害を受容していきます。そして自由に外を歩きたいと、ぶつからずにスマートに歩きたいと、盲導犬を強く希望するようになりました。「私が盲導犬を持つきっかけとなったのは、大阪日本ライトハウスというところで電話交換手になるための職業訓練を受けていたときに、京都の関西盲導犬訓練センターの所長である多和田悟氏に出会ったことでした。そして私が盲導犬パルを得たのは今から約6年前、失明して13年後のことでした。私はパルのおかげで、お天気のよい日に目的もなくふらっと散歩に出かけることができるようになりました。私は13年間、かごの中では自由でもかごの外で羽ばたくことができなかったのですが、パルと好きなときに好きなところへ自由に出かけられるようになり、心から解放感を味わいました。目が見えないがゆえに感じる孤独感も、いつも寄り添ってくれる犬のぬくもりのおかげで全く忘れてしまいました。あんなに不幸だった自分が1匹の犬の存在でこんなにも幸福感を味わうなんて、本当に感謝の気持ちでいっぱいです。その後、私は、幸運にも四日市市の公務員としての職務を得ることができました。よい上司や同僚に恵まれ、大変幸せな毎日を送らせていただきました。しかし、仕事ができる喜びもさることながら、私が大変うれしかったことは、同僚にいろいろとお使いを頼まれるようになったことです。出かけるのならついでに私のお弁当も買ってきて。それから帰りにポストにこれ入れてきてくれないかな。私はパルのおかげで難なくその用事を済ますことができました。普通目の見えない人に何かをしてあげることがあっても、逆に目の見えな

い人に物を頼むことはありません。このしてあげる人、してもらう人の関係が、知らず知らずのうちに上と下の関係をつくり上げてしまうことがよくあります。しかし、私の場合は、対等な人間関係で同じ仲間としてのお付き合いをさせていただいたのです。私は厄介者ではなく、目が見えない私自身がその中に自然に存在することができたのです。これが恐らくノーマライゼーションなのだと思います。私はこうしてパルと出会い、初めて胸を張ってまちを歩けるようになりました。そのおかげでたくさんの人たちと出会い、よい職にも恵まれ、自分が社会の一員であると実感することもできたのです。しかし、四日市に住む多くの中途失明者はどうなのでしょう。私のように盲導犬が欲しいと思っても、すぐ手に入るわけではありません。白杖を使って歩くにしても、福祉事務所で白杖はいただけますが、そのつえの使い方を教えてくれるわけではありません。訓練を受けずに歩くことなどできません。残念ながら白杖の使い方を正しく指導できる人は、四日市には一人もいないのです。きちんと訓練を受ければ再び社会に復帰することだってできるのです。死にも等しいと言われる失明により受けた心の傷を少しでもいやし、その人が復帰できそうなケアが必要なのではないでしょうか。

現在、私は結婚のため広島に転居し、新たな生活を始めていますが、今後ふるさと四日市が、障害を持つ人にとって過ごしやすいまちに発展いたしますよう心より願っております。私の方は、また1から始めた職探しが難航しておりますが、決してあきらめることなく、自分に適した職を必ず見つけて社会に貢献できるよう頑張りたいと思っております。」

さて、皆さん、どう思われましたでしょうか。この手紙からは、とても大切なメッセージが凝縮して送られています。しかも、四日市で生まれ、育ち、そして見事に障害を受容し、社会に貢献したいと願う、四日市を離れてもなおふるさとを愛する、かけがえのない人からの声なのです。しっかりと心にとめていただいて質問にお答えください。

先回は、本市の障害者長期計画に関連して、視覚障害者対策の課題五つを質問しました。お答えは、計画作成中とのことで、いずれも総論的段階に終始しましたが、推進に当たってのご決意は聞かせていただいたと思っております。したがって、今回はその中の2点について質問いたします。行動計画作成の今年度もそろそろ終わりが近づきました。くどいようですが、事ここに至っては総論とご決意は削除していただき、具体的なご意見をお聞かせください。

まず1点目、リハビリテーション体制づくりをどう進めていかれるのか、お聞かせください。

失明により情報の90%が遮断され、やみの世界を余儀なくされた方の失意と恐怖は想像を絶するものです。そして本来なら、失明の告知とそのサポートは入院中からされるべきですが、実施している病院はほとんどなく、そのまま在宅へ戻されているのが現状のようです。日常生活訓練と歩行訓練、それに精神的なフォローは、きちんとした専門家により、生活の場である在宅から実施しなければなりません。今回改正された障害者基本法第2章第10条の2には、「国及び地方公共団体は障害者の家庭を訪問する等の方法により、必要な指導もしくは訓練が行われ、または日常生活を営むに必要な便宜が供与されるよう、必要な施策を講じなければならない」。また10条の4には、「国及び地方公共団体にその指導・訓練の義務」が加えられました。質の高い専門技術を持つ職員が必要なのです。しかし、視覚障害者生活訓練あるいは歩行訓練指導員の正規の資格を持つ人は、今、全国では174名、中部では4名しかなく、この三重県ではゼロという現状です。対策に既に動き出した自治体は、熱心な訓練士の獲得作戦や育成をしております。訪問リハビリを行い、中途失明者緊急生活訓練事業を実施している北九州市に伺いましたが、ここでは心理職能判定員が、不安な心理状態の解消を図るため、歩行訓練士とともに派遣されています。また、豊田市では、歩行訓練士を中心にチームを編成し、視覚障害者のきめ細か

なデイサービス事業を行い、社会参加の促進を図っています。いずれも最終的には、県や国のリハビリセンターでの職能訓練に参加できるまで支えていきます。大事なことは、歩行訓練をするのではなく、歩こうとさせることなのです。今、本市の保健センターにはOT、PT、STや視能訓練士の専門職の方はいますが、生活歩行訓練士の方はいません。これからの時代は、個々の障害に対するプロフェッショナルな職員がぜひ必要です。そういった人を登用できるかどうかは管理職の責任ではないでしょうか。キーパースンの確保についてお答えください。

2点目は、啓発、広報活動について伺います。

行動計画策定に当たり、実態の掌握は既に行われていると思いますが、よくトラブルの原因となります盲導犬について、企業、商店街等の認識の実態と啓蒙の具体的なプランをお聞かせください。

次に、項目の2番目、救急業務のあり方について伺います。

これは昨年3月の議会で質問しました。したがって、先回と重複するお答えはすべて削除していただき、結論だけで結構です。先回は、ナースカー、看護婦同乗救急車を導入して、救急業務の質を高め、市民のニーズにこたえた救急医療を提供していただきたいと訴えました。消防長からの答えは、救急業務はあくまで消防活動の一部であり、救命士を養成し、救急救助係を中心に取り組むという非常に消極的な内容だったと記憶しています。それから一年半が経過しました。今回質問の理由は、先般、私の最も信頼する最愛の友人が、くも膜下出血でなくなりました。45歳でした。残されたご主人、それに高校生と中学生の娘さん二人の悲しみを思いますと、今も胸がいっぱいになります。救急車で運ばれた先は、病院名は控えますが、脳も心臓も設備のない病院でした。1時間余りのすったもんだの末、市立病院へ再度運ばれ、その三日後に亡くなりました。病院への受け入れの問題は論外です。脳血管障害が疑わしいという重篤な状況判断が正しくなされていたなら、一刻を争って専門の科へ搬送されたはずで

防長もプレホスピタルケア、病院到着前救急医療の重要性は当然認識されていると思いますが、それには適切な観察能力、状況判断能力を備えていることは必須の条件であり、処置以前の問題です。しかし、日本の救急隊は、医師でも看護婦でもない、消防署の職員であり、救急隊として消防署の内部研修は受けてはいるが、あくまで消防士なのです。専門教育の現状を見てみますと、本市の救急隊員は現在180名、ごく簡単な基礎的な学習を受けます。そしてもう少し研修を積まれた救急Ⅱ課程の方は、活動者が19名、さらに救命士は3名、実に救急隊のわずか7%という貧しい専門性の実情なのです。既にナースカーを導入し、地域医療に真っ正面から取り組んでいる埼玉県入間東部地区に先回伺い、勉強させていただきましたが、ここで看護婦さんを救急隊のスタッフに入れた一番大きな理由は、まず年間一、二名しか養成できない救命士では、もう到底間に合わない。時代と市民のニーズにこたえた救急医療を早急に提供するには、看護婦さんを導入することが一番早いと考えたこと。二つ目は、医療を専門に学び、経験を積んだ看護婦さんが救急隊のスタッフに入ることにより、実戦力として大いに期待できること。そしてまた彼女たちの持つ医療知識や看護のノウハウで、署内の研修や隊員の指導ができることが大きなメリットと聞きました。隊全体の一早いレベルアップを考えたのです。救急車を出動させる消防は、国の単位でも県の単位でもなく、市町村の単位です。救命士法が国の法律として成立しても、各自治体の消防の単位でいろんなアイデアが生まれ施行されてもよいのではないのでしょうか。西宮市のランデブー方式によるドクターカーも独自のやり方です。救急隊の方は消防業務のかたわら、一生懸命研修を積んでみえると聞きましたが、今、求められているプロフェッショナルな救命隊を目指すには物理的に困難です。ご所見をお聞かせください。

次に、項目の三つ目、女性センターの建設について伺います。

きょうもまた、多くの女性の方が傍聴に来てくださっています。ウィミ

ン四日市、自治ゼミナールのメンバー、その他いろんなグループの方々です。すてきな四日市のまちづくりのため活動してくださっています。こういった方々の念願の女性センターの建設です。どうか心あるお答えをお願いいたします。

さて、この質問は、公明党の掲げる重要施策の一つとしてこれまで再三質問し、要望もしてきました。今年3月の代表質問でも、毛利議員から、具体的構想をぜひ示してほしいと提案されました。市長は、平成7年に建築設計を固め、8年着工との具体的目標年度を示されました。そのときもきょうのように傍聴に来ていただいていたのですが、その喜びの声は、一気に方々へと届きました。どの公共施設も市民の要望にこたえて建設されていきますが、このセンターへの女性たちの期待はまた格別です。市内のみならず、近隣市町村からも待望の声を聞きます。これほど待ち望まれて建てられる施設が今までありましたでしょうか。どうか皆さんの熱い思いにこたえ、やっぱり四日市だからできたと誇れる、内容の充実した施設をと念願しております。

さて、生涯学習センター構想は三つの施設部分、一つ、学習推進地域創造センター、これは生涯学習センター、二つ、学習情報センター、これは図書館、三つ目、情報活動センターから構成されています。

まず1点目、これら三つの部分は、それぞれ並列すると考えます。重要な点は、その機能の明確化です。共有する部分を明らかにすることと、それぞれの機能の独自性を最大限尊重することは大切ですが、そのように理解してよろしいのでしょうか、お伺いいたします。

2点目は、女性課の人材育成グループの一つに、女性のための施設調査研究グループが編成されていますが、これは草の根の声を精いっぱい取り入れた、市民とともに企画する女性センターにしたいとつくられたそうですが、その調査結果をお聞かせください。

本市の女性課の設置とその活動は今、三重県全体の大きな牽引力となっ

ています。とても高い評価をいただいております。県内交流をしますと、いかに大きな波動を起こしているかを実感いたします。建設するからには、県の女性センターとはまた違った、四日市らしい女性センター建設の一日も早い実現を待望しています。

以上、2点についてお答えください。

最後の項目の4番目、温水プールについてお伺いたします。

私事になりますが、今年より市の開催する婦人水泳教室で手ほどきを受けました。整形外科のお医者様より熱心に勧められたのがきっかけですが、温水プールに行って余りの老朽化と混雑の状況に驚きました。きょうはプールを利用される方の訴えを代弁させていただきます。2点お伺いたします。

さて、本市の市営温水プールも老朽化の進んでいる施設の一つです。第6次基本計画でも、今年度も引き続き整備検討費が600万円計上されていますが、建てかえが叫ばれてから既に何年も経過し、改修、補修ももう限界です。今年の改修費用は、昨年の約3倍の740万円かかっています。問題点を挙げてみますと、まず第1には、ライフスタイルの変化と健康意識の高まりにより水泳に対する認識は著しく変化しました。当初競技目的で建設された施設は、今、使用しづらく不便である。そしてシャワー室、更衣室に至っては、特に不快であること。二つ目には、大切なコミュニティの空間がない。さらに三つ目には、水泳の果たす治療的効果は大きく、機能訓練はもとより、ぜんそく、腰痛、骨粗しょう症対策、精神衛生によい等、子供から高齢者まで利用する年齢と目的は多様である。そして今後さらに利用者の増加が予想される。四つ目は、駐車場のスペースの問題。

以上、今申し上げた現状を理解していただき、プール建設に対する計画をお聞かせください。

次に2点目ですが、北勢健康増進センターにも温水プールを予定されています。健康増進のほかにリハビリ機能を目的としています。障害を持た

れた方が、機能訓練のため多く利用されると思います。この際、北勢健康増進センターと一般の温水プールとの目的、機能的な違いを明確にして、混同することなく推進する必要があると考えます。ご所見をお聞かせください。この問題は、教育委員会はもちろん建設の必要性は痛感しておられることと思います。調査費も計上しているわけですから、むしろ市全体の公共施設の建設をどう進めるかという点からお答えいただけたらなと思います。

第1回目の質問を終わります。

○議長（伊藤雅敏君） 保健福祉部長。

〔保健福祉部長（服部美次君）登壇〕

○保健福祉部長（服部美次君） ただいまご質問いただきました視覚障害者対策についてお答え申し上げます。

途中で失明されました人は、病気、例えば、糖尿病合併症、盲膜色素変性症などによるものが多いと言われております。中途失明者にとって今後の生活をどうしていくかという観点から、生活能力の技術を身につける生活訓練、さらには職業訓練などの必要があるとともに、障害を受容した精神面でどう克服していくかが大きな課題であると考えております。特に、毎日の生活をとらえた生活訓練を確実に身につけることが、精神的な安定を図る上でも最も重要なことであろうと思っております。病院での治療を終え、障害が固定した人の場合、病院でも身体障害者手帳取りを勧められるわけですが、手帳を取られた方については、手帳取得者に対する説明会を実施しており、その中で各種の制度の説明をするとともに、訓練の必要な方には施設紹介なども行っております。病院からも直接施設を勧められる場合もございます。

中途失明者のリハビリテーションにつきましては、本人の1日の生活、いわば朝起きてから寝るまでの生活の場面、場面をとらえた訓練を効果的に行い、考えてできるというんではなくて、体で覚える。身体で習得でき

るようになるまで、相当の期間を要した徹底した訓練が必要でございます。例えば、洗顔、調理、食事、衣類の脱着、掃除、洗濯、外出などがございます。このことから中途失明者にとっては、体制の整った専門的な訓練施設におけるリハビリテーションが最も効果的だと考えております。

今後の方針といたしましては、身体障害者のリハビリテーションは、保健センター、障害者福祉センターを中心に推進してまいりたいと考えておりますが、必要によっては訓練施設等の社会資源を活用するなど、どんな訓練が必要なのかなどについて、病院等関係機関との連携を図りながら対応してまいりたいと思います。しかしながら、現在のところ、障害者の対応につきましては、名古屋市の身体障害者総合リハビリテーションセンターとか、先ほどお話がございました日本ライトハウスなどといった専門の訓練施設において、3カ月から6カ月の相当期間をかけた社会復帰の訓練が実施されております。訓練内容といたしましては、聴覚、触覚等、残された諸感覚を活用する感覚訓練、屋内、屋外での歩行や公共交通機関を利用した歩行訓練、そして身辺管理、食事、調理、洗濯などの日常生活上の必要な日常生活動作訓練等がございます。これらの訓練を通じて、社会復帰や自立を図っております。

また、県下におきましては、三重県視覚障害者協会においても、これは三日でございますが、短期訓練がございますが、中途失明者の緊急生活訓練事業、例えば、感覚訓練とか、点字指導とか、盲人用具の使用方法、歩行訓練、日常生活動作訓練等を行っております。

このほか、市の対応といたしましては、盲人福祉センターに専門職を招き、歩行訓練を実施しておりますので、これらの機会もご利用いただければと存じます。

なお、ご指摘の視覚障害者の歩行訓練士の養成につきましては、十分検討してまいりたいと存じます。

次に、視覚障害者を対象とした啓発の問題でございますが、ご指摘いた

できましたように、盲導犬を伴った視覚障害者がホテル、飲食店等を利用しようとする際に断られるといったこともあるやに伺っております。先般も市内のホテルにおいてそういったことがございましたので、早速にホテルの方に出向き、盲導犬についての理解と認識を改めていただくよう強く要望したところでございます。このほかにも幾つかのホテル、レストラン等へ問い合わせたところ、いつでもどうぞというところもございますけれども、消極的なところもございまして、そういうところにはご理解とご協力をお願いしているところでございます。しかしながら、まだまだ周知徹底されていないのが実情と見受けられますので、さらに市広報等も活用した啓発に努めるとともに、保健所等との連携を図り、積極的に関係者の理解と協力を求めてまいりたいと存じますので、どうかご理解を賜りたいと存じます。

○議長（伊藤雅敏君） 消防長。

〔消防長（島村 隆君）登壇〕

○消防長（島村 隆君） 第2点目の救急業務についてお答えを申し上げます。まず、平素いろいろと具体的なお提言をいただいております。またご指導いただいております。この機会に厚く御礼を申し上げたいと存じます。

救急業務につきまして、看護婦同乗の救急隊を編成してはどうかということであると受けとめまして、ご答弁を申し上げます。

昨年の3月議会にご質問をいただきましたが、その後、ご紹介のあった先進の消防本部へ職員を派遣して、視察、研修を行わせました。また、いろいろな角度から救急業務全般について検討を重ねてまいりましたが、その結果、看護婦を救急車に同乗させることについては、メリットがある一方で現時点では、実施に踏み切るには残念ながら多くの問題点、障害があると考えております。その内容について申し上げてみたいと思いますが、私どもの調査の結果では、現在、救急車に何らかの形で看護婦を乗車させ

ている消防本部は、全国に3カ所ほどございます。これらの消防本部について運用実態などを確認いたしました結果、ご指摘のとおり、搬送中の患者への応対等の点において大きい効果があったということも事実でございます。大いに参考になったのであります。しかし、全国930の消防本部のうち、いろんな面で極めて条件が整った少ない例であろうかと思えます。四日市消防の現状を見た場合、ここしばらくはこれ以上の職員の増員は困難でありますし、また、女性の待機勤務場所の施設的な問題もあります。さらには、救急業務専従とせざるを得なくなることから来る将来の処遇上の問題もあります。また、全国的な看護婦不足の現状を見ますと、救急車に経験の豊かな看護婦を同乗させるということは、病院、医師会などとの関係からも、大変難しいものがあると考えております。救命率向上のためには、救急の高度化を進めていくことが市民の皆さんの期待であるということ強く認識をいたしておりますけれども、当面四日市消防としては、内部の救急隊員の教育が大変重要であるというように考えておまして、現在、進めております救急救命士及び救急2課程修了者の養成をさらに積極的に推進し、すべての救急者にこれらの資格者を乗車させることに努めてまいりたいと考えております。ご指摘の点も含めまして、今後救急病院、医師会など、関係機関との協議を積み重ねながら、長期展望に立って、さらによりよい救急体制の確立に向けて努力をしてまいりますので、ご理解とさらなるご支援をお願い申し上げます。

○議長（伊藤雅敏君） 市民部長。

〔市民部長（小畑廣次君）登壇〕

○市民部長（小畑廣次君） 第3点目の（仮称）女性センターについてお答えを申し上げたいと思います。

第1点目の質問で、女性センターにつきましても問題でございますが、さきの3月議会でお答えしましたように、生涯学習センター構想に基づきまして、その建設に向けて教育委員会と市民部を中心に議論を重ねている

ところでございます。ご質問にありましたように、生涯学習センターとは、ホールあるいは展示ギャラリー、情報室、管理スペース等共有部分を持ちながら、女性センターの目的、すなわち男女共生社会を目指す中で、女性の自立、社会参加、そして男女の意識改革を目的といたしました市民活動の場と認識しておまして、生涯学習センターと女性センターが共存して、今申しあげました男女共生社会をつくる拠点とすることに努力をしていきたい、かように考えているところでございます。

次に、2点目の女性施設調査研究グループの検討内容について報告をせよということでございますが、女性センターには、女性が社会とのきずなを深めるための活動の場として、また女性たちの活動の成長を援助、支援する場としての拠点になることが求められているところでございまして、そのために具体的に女性センターで何をするか、四日市ではどのようなセンターが望ましいか、主体的に利用される女性たちの立場から、今年度初め、女性施設調査研究グループを、女性会議等の修了生を中心にいたしまして構成をし、数回の会議、あるいはまた先進地の視察を重ねてまいりました。この12月末にはその報告書が提出されることになっておりますが、先日、中間報告として、女性たちの自立促進、交流促進、情報提供といった活動の柱を中心にした機能やスペースが挙げられております。

また、子育て真っ最中の女性たちや障害を持った人たちの参加、さらには今後ますます増えていくであろう高齢者の人材活用などへの配慮などが、豊かな発想と感性で挙げられているところでございます。いずれにいたしましても、自立促進、交流促進、あるいは情報提供、さらに女らしさを追求するという四つの目的と同時に、二つのための管理施設の機能が求められているところでありまして、これらをカバーする施設、内容でなければならぬと認識しているところでございます。したがって、よく言われますように、「仏つくって魂入れず」ではなく、魂を軸にした箱物を建設していくことが大切だと思っているところでございます。女性センター

建設に向けての女性たちの願いを現実とすべく、最大の努力をしていきたいと考えておりますので、ご了解を願いたいと思います。

○議長（伊藤雅敏君） 教育長。

〔教育長（丹羽 武君）登壇〕

○教育長（丹羽 武君） 最後のご質問の、温水プールについてのご質問にお答えをしたいと存じます。

近年、市民の方々の余暇時間の増加、あるいは健康志向など、社会環境が大きく変化してまいりました。特に、生涯スポーツに対する関心の深まりとも相まって、温水プールに対するニーズも拡大、多様化してきておるかと思えます。利用者の皆さんが、泳げる人も、あるいは泳げない人も含めて、リラックスして楽しむことができ、健康、体力づくりに役立つとともに、相互の親睦を図ることができる、コミュニティ的な機能をも持つことが必要であるというふうに考えております。こうしたことから温水プールの整備につきましては、競技型プールのほかに、生涯スポーツの振興を図るという観点から、多様なニーズにこたえられ、通年型で、レジャーを中心にしたプールを整備していく必要があるというふうにも考えております。

一方、本市における現在の温水プールは、先ほど議員ご指摘のように、昭和49年に建設をされまして、既に20年を経過してきております。建物の雨漏りや、あるいはプール槽、ボイラーの老化などの施設の全体的に老朽化が進んでおるわけでございまして、利用者の拡大、あるいは増加によって、施設そのものが非常に手狭になってきておるのも事実でございます。そうした事情を踏まえまして、第6次基本計画におきまして将来的な施設整備について調査を行い、構想をまとめ、建設の実現に向けていく予定でございますが、その際にも、先ほど申しましたようなコミュニティ化、あるいはそういったレジャー的な要素も含めた、そういうことも考えながら、施設の規模、あるいは立地条件の検討をも含めまして、施設の機能面や衛

生面、さらには運営面等をも考慮しながら研究を進めてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

その際、現在基本設計に入っております（仮称）北勢健康増進センターに設けられる温水プールとは、当然目的もかわってこようかと思っておりますので、その辺を理解しながら検討を進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（伊藤雅敏君） 市川悦子君。

○市川悦子君 ご答弁ありがとうございました。最初の視覚障害者対策ですが、これは2回目の質問になります。服部部長のお答え聞いてますと、本当に核心から外れたところでお答えいただいている。これは先回の議会で、いろんな問題提起を私はさせていただいたなと思っております。ですから問題提起させていただいたことに対して、どれだけ検討されたのか。本議会でこのようにふうな問題提起を、一体どういうふうに受けておられるのか。本議会とは、そのようなものなのか。軽い軽いものなのか。もう一度その辺をよく考えていただきたいなと思います。福祉を担当される最高の指揮官として、どういうふうな理念をお持ちかなというようなこと、ちょっと私、聞きとうなりましたので、失礼かとは思いますが、ちょっとお答えください。国際障害者年にWHOが障害の定義を三つに分類されました。これをどのように部長は認識されておられますか。それからもう一つ、リハビリテーションをどういうふうにとらえてみえるのでしょうか。この2点をもう一度お聞かせいただきたい。

先ほど愛知県の施設だとか、三重県の施設だとか、施設をいろいろ紹介していただきましたが、そんなことは聞いてはいない。四日市はどうなのかというふうなこと、私はお聞きしようございます。盲人福祉センターで専門職員を招いてどうのこうのとおっしゃいましたが、それ以前のことを私は今、いろんな問題提起をまた再度させていただいたわけです。その肝心な部分をどうやっていくのかというふうなこと、お聞きしたい。です

ので理念がこれは問題や思います。どういう理念をお持ちかなというように、ちょっと教えていただきたいと思います。

それから、認識の実態ですが、ホテルで盲導犬を連れての方のトラブルがあったと。そして飛んでいってその解消を図ったっておっしゃいましたが、飛んでいって図ったんでは遅いんです。問題が起こってからそういうふうなことされても遅い。問題が起こる前にそういうふうな啓蒙、教育活動はぜひされる必要があると思うんですね。私、その前に、これは1978年の12月に道路交通法が改正になって、目の見えない者は政令で定めるつえか盲導犬を連れていなければならないという法が改正されたわけですね。その承認を受けて、次の1981年1月に厚生省の方から、盲導犬はペット動物とは役割が違うんだと。目の不自由な人が利用できるよう配慮を求めるといふ通達、保健所を通して旅館や飲食店などに出されたわけですね。にもかかわらず、四日市でもそうですが、ホテルで拒否されるという実態は約8割なんですね。これは電話で私が調べたところなんですが、ホテルの場合は、レストランと宿泊に分けて聞いてみました。これは単純操作で聞いたものですからそのように理解していただきたいんですが、ホテルサンルート四日市は、これはいずれも犬を連れて利用できますからどうぞと言われましたが、あとはほとんどできないんですね。これが実態です。医療機関を調べました。四日市市立病院はさすが、つえがわりですから診察室までどうぞとおっしゃいました。ですけれども、ほかの病院はすべていろんなクレームがきました。目の不自由な方にとって、盲導犬は一体どういう役割をするのか。体の一部なんですね。その一部を置いて診察室に入れということは、どういうことなのか、そういうふうな啓蒙をしていただきたいんですね。もしも盲導犬を外に置いて入ってきてくれと言うなら、その方の目のかわりの大切な盲導犬を、どういうふうに管理をしていくかというふうなところまで、そこまでいろんな指導をしていただきたい。

それから、飲食店も調べました。ラパンドール、これは盲導犬と一緒に

どうぞと言われましたが、あとひどいのは、白揚は、お断りするとはっきり言われました。マーケットもしかりです。マーケットもフレックス松本店、ここは盲導犬と一緒にどうぞって、必要ならば買い物のお手伝いもさせていただくと、こんなようなお店もあるのに、スーパーサンシは、ご遠慮願いたい。ご遠慮願いたいということは、買い物しても困るということなんですね。盲導犬を拒否するんじゃなくて、その人を拒否しているわけですね。ですからこのような実態をどこまで部長は知っておいでになるのか。どのように協力をお願いして今までみえたのかというふうなことも、これももう1点聞かせていただきたい。

この3点をお願いします。

次に、救急業務のあり方なんですが、消防長の方から苦しいお答えを聞かせていただきましたが、すみませんがもう少し質問させていただきます。消防長は、いろんな処遇の問題だとか、任用の問題、施設の問題等、看護婦を採用することに当たって言われましたが、これは私は今、これだからできないという前提に挙げる問題ではない、そのように思います。もう少し現実を申させていただきますが、これをどう認識されるかということ、もう1回お答えください。救命士の方と救急Ⅱ課程の隊員の方で7%という現実、これは救急車は3人チームで編成されます。そうしますと7%という現実、ほとんど初級の心得の方がチームを編成されるというわけですね。そうしますと複雑ないろんな場面の状況判断というのは、当然困難になると思うんですね。そういう状態で救急車が出動しているということ。

それから2点目は、これは一概には言えませんが、平成4年に第1回の救命士の国家試験が行われました。そして平成6年の10月に第6回が終わったわけですが、合格率がだんだん低下しています。そういうことは資格取得後もさらに資質を高める、そういうふうな努力をより一層していかなあかんというふうなことが考えられるわけですが、これが2点目。

3点目ですが、専門教育にかける時間数の比較をしてみました。看護教

育ですが、これはレギュラーコースなんです、専門教育の要する時間は3,000時間です。救命士は1,000時間、救急Ⅱ課程の方は250時間なんです。救急隊と言われるⅠ課程の方は135時間なんです。この専門教育の時間数の差は厳然としてあるんですね。この辺のことをちょっと考えていただきたい。

4番目は、救命士の資格を取得させることに全力を挙げたいとおっしゃいましたが、1年に救命士の方を5人養成するとしても、隊員の半分の100名の方が救命士の資格をとるのに20年ぐらいかかるんですね。10年一昔と言いますが、20年もかかってたらどないになりますやろ。その辺のこと、ちょっとこの現実をどう認識されるかというふうなこと、もう1回聞かせていただきたい。

それから、女性センターですが、今、市民部長からのお答え、市民が主体、女性が主体者であるというふうなことを前面に持ってきて、そして推進をするといううれしいお返事をいただきました。来年度はもう具体的設計図完成の段階です。女性センターと生涯学習センターの双方の特質が十分発揮できる施設にするには、私は設計段階から建設後の運営管理に至るまで、十分な論議を交わして共通理解をしていくことが大事やと思いますので、その辺のことよく踏まえられた上で推進していただけたらうれしいなと思います。

それから温水プールですが、本当にこれは緊急性を要する施設の一つやと思います。ですから1日も早く、水泳というのは一つは危険が伴うスポーツでもありますし、間違ったことが起こらない、その前に早いこと施設を整備していただきたい。大日市としては恥ずかしい施設の一つですから、その辺のこと踏まえられて、北勢健康増進センターもいろんな問題点があります。設計図の問題点があります。その辺もしっかりと検討を重ねられながら、お互い違う面をしっかりと最大限に、いいところを発揮される、そういうふうな施設にしていっていただきたいなと思いますので、どうぞよろし

くお願いいたします。

じゃ、今、再度質問しました点についてお答えください。

○議長（伊藤雅敏君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（服部美次君） 保健福祉部長の福祉観というんですか、そういうものをお尋ねになられたようですけれども、障害福祉に限って申し上げますと、まず第1点目は、人権の問題だと思います。2点目は、ノーマライゼーション。3点目は、先ほどから問題になっているリハビリテーション、この問題だと思います。このリハビリテーションというのは、人間はすべからず可能性を持つ。その可能性をいかに成長させ、実現させるか、それがリハビリテーションだ、そんなふうには考えております。したがって、今回の視覚障害者に限られたもの、このご質問にもお答えさせていただいておるわけですが、前回もたしかそういう視点でお答えは差し上げたかと思うんですが、障害を持つ方、目だけでなくいろんな方がおみえになります。その辺をバランスよく、皆さんがそれぞれの、それから、障害そのものというのは、個性だというふうな言われ方がされております。障害を持つ、それがいわゆるインペアメントからディサビリティになるわけですが、ディサビリティだってそれができない、できるということは、これは個性なんだというふうな理解がされております。だからそれぞれの個性をいかにうまく補い合い助け合う、共に生きるか、その辺が大事なんだ、そんなふうな考えて、私は障害福祉を進めさせていってまいります。

それから、とりわけ障害福祉の基本的な施策そのものというのは、私は国と県の方にまずはやっていただかなきゃならない、そんなことで国、県へはお願いはしてるわけです。したがって、核となるような施設というのは、国または県の方で整備をしていただいているわけでございますけれども、市としても、市民がお困りであれば当然それにつなぐとか、市自身でできるものは市で汗をかき努力をしていく、これが私どもの務めじゃ

ないか、そんなふうに思っております。

それから啓発の点でございますけれども、前に確かに啓発は市広報でさせていただきます。小さなものです。でも、普段の業務の中で、いろんな人権の啓発の中で、障害者の啓発の問題も取り上げ、啓発に努めているところでございます。確かに私ども、陣容も十二分とはいえませんが、なかなか目立ったような成果は出ておりませんが、これからのいろんなメディアも使って啓発を進めてまいりたい、そんなふうに思っておりますのでご理解を賜りたいと存じます。

○議長（伊藤雅敏君） 消防長。

○消防長（島村 隆君） 4点ほどご質問をいただきましたけれども、お互いに絡んだ問題もございましてまとめてお答えを申し上げたいと思いますが、現在の救急を取り巻く客観情勢といいますか、そういう点につきましては、議員ご指摘のとおりだというふうに私も認識しております。その中でどう対応していくかという問題であろうと思うんですが、まず第1点目の現在の四日市消防の救急隊員のうち、7%の者が救急Ⅱ課程なり救急救命士であると、そういう実数であることは間違いございません。先ほどのご答弁で申し上げましたように、なるべく多くの者にとらせたいと。できれば全員にそういう資格をとらせたいということでもありますけれども、現実問題として大変難しいでございますので、当面は1台の救急車に最低限度1名はそういうⅡ課程なり、救急救命士の資格を持った者を同乗させると。となりますと現在、救急隊員180名でございますので、そのうちの3分の1、交代制勤務でありますので若干でこぼこはあろうかと思っておりますけれども、最低は60名程度の取得者をねらっておるということをお願いしたいと思います。現在は19名プラス3名でございますので大変な数になるわけですが、それなりの努力をしなければならぬという状況でございます。

それから、救急救命士の合格率がだんだん下がってきておると、これも事実でございます、全国の消防長会でもいろいろ議論があるわけですが

れども、最初はそれにふさわしい資質のある者を選んで研修派遣をしておったわけですが、消防職員にもいろいろございますので、適、不適の問題もございまして、全員が研修を終えたから救急救命士に合格するとは限らないと。現に、消防職員の中でも不合格の職員もおるわけでございます、そういった悩みも抱えております。そういった消防の現状を踏まえて、ご指摘の看護婦同乗の問題、ドクターカーの問題も含めて、これからのうちちょっと詰めていきたいということでございます。ただ、すぐにこれは実現不可能でございますので、当座の対策として、資質の向上なり、資格取得者の養成を図っていくと、こういうことでしばらくの間は対応せざるを得ないということでございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

○議長（伊藤雅敏君） 市川悦子君。

○市川悦子君 保健福祉部長のお答えですが、私の一番嫌いな言葉が今、出てきました。バランスよく推進していく、一方だけを推進することはできない、バランスよく推進する、これは私ははっきり言いますと、できない、やらないということを言葉を飾って言われている、そんなふうにも思います。これは私の一番嫌いな言葉なんです。もう一つ嫌いなのは、これをするによって、後の歯どめがきかないというふうな意味合いのことをよくおっしゃいますが、この二つの言葉が一番嫌いな言葉です。決してそんなふうな意識は持っていただきたくないなと思いますので、その辺よくお願いいたします。

今、お話聞いてまして、県、国を大事にしていきたい。じゃ、市の主体性はどこにあるのかというふうなこと、伺いたいなと思います。今、部長、インペアメント、ディサビリティ、ハンディキャップ言われましたが、ディサビリティ、これは個性だとおっしゃいました。それは文化的なとらえ方は個性でしょう。しかし、行政としてそれをどうとらえるかということは大事ななと違いますが、ディサビリティをどんなふうにしてサポートしていくか、どんなふうな質の高いサポートするかということが行政の仕

事じゃないんでしょうか。私はそう思います。今、ハンディキャップがみんないろんな、インペアメントもディサビリティもみな違いますのに、社会的な不利益をもたらすというハンディキャップはみな共通のものをだかえてみえます。ですからそこでどれだけの質の高いディサビリティ、失った能力を補うケアができるかということが行政のする仕事でないかなって、そんなふうに思います。

もう障害者の福祉の流れももうフォーの時代からトゥの時代、それからもうウイズの時代、共に生きる時代にかわったと言われます。その共生の基礎となるのが、今、部長が言われました人権ですね。今、人権週間真ただ中ですが、これはアタイデさん、前ブラジル文学のアカデミー総裁ですが、アタイデさんは、「差別に対する人々の意識をどう変革するか。今、求められているのは、透徹した平等観を日常生活意識の中に育てられる思想、哲学である」とおっしゃいました。日ごろの教育、啓蒙がいかに大事かというふうなことを痛感したわけですが、これはちょっと余談になりますが、私が視覚障害者の調査研究をするに当たって、中部の盲導犬の訓練センターの所長さんといろんなお話をする中で、「四日市は中学校で人権教育をしていて、盲導犬協会へ来てくれるんですよ」というお話がありました。それでその中学校のお話を伺いたいと思って電話したわけです。そうしたところが、余りにも失礼な、余りにも不親切な対応に、私はびっくりしました。興味本意でそういうことを聞かれるのかというふうな意味合いのことを言われました。私は愕然としました。ですので、これが人権教育を進めている学校長の言われることかかって思ったことがありますが、もう1回原点に立ち返っていただいて、教育のレベルから、そしてお役所の方々の意識の点からしっかりと踏まえられて、啓蒙を推進していただきたいなって思います。

それから、消防長、これは私の叫びは、消防署の立場からでも、医師の立場からでもなく、あくまで救急車を呼ぶ患者の立場、そして家族からの

私の発言です。もっと言えば、私の大切な家族の命を託するに足る救急車がほしいという切なる願いなんです。長期展望に立ってなんて言ったら、もうこんなこととんでもありません。明日は我が身なんです。この議場にも心臓の悪い方が何人かみえるんですが、本当に明日は我が身なんですから、長期展望なんてことおっしゃらずに、今々どうするかというふうなこと、対策を考えていただきたいなと思います。

最後になりましたが、これはご報告ですが、美保さんが出産されます。また私たちに感動のドラマと生きる勇気を与えてくれると思います。「私は障害者として生まれたこと、不幸だとは思いませんが、四日市に生まれたことにとっても不幸を感じます」、こんな声の聞かれないうちに、太陽のぬくもりのある施策をとお願いいたします。

〔「関連」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤雅敏君） 久保博正君。

○久保博正君 2点目の救急業務につきまして、消防長にお尋ねいたします。

現在の男女雇用機会均等法というのが施行されておりますけれども、今、消防の方で女性職員は何人おられるのか、その点がまず1点。

次に、救急救命士の試験は国家試験でありますけれども、これについて看護婦さんの方からも恐らく受験をされておられるのではないかな、こういうふうな気がいたします。女性というふうにとらえても結構です。その中で合格されておられる方がおられるのかどうか。私も、実は13年前になりますけれども、父を亡くしまして、そのときに本当に、普段はうるさいなと思っておりましたあのサイレンが非常に心地よく、本当に安心させていただいた、そういう経験がございまして、本当に命のとうとさとかいうか、また、家族の不安というのは最高潮に達するわけでありまして、それに対して適切に、患者が適切な場所へ送られて、そして処置されてというふうなことをだれもが期待するのではないかな。しかし、それがとんでもない方

向へ行くということに対して、ああ、そのときに市民病院へ直接入ればな、こういう気がするわけでありませう。そういった面からひとつ女性というふうで、いわゆる訓練を受けた看護婦さんというのは本当に大事だな、こういう気がいたしますので、その2点についてちょっとお尋ねをいたします。

○議長（伊藤雅敏君） 消防長。

○消防長（島村 隆君） 第1点目の女性の職員の問題でございませうが、四日市には女性消防士が3名おります。ちなみに県下には、桑名市に3名、県下で2,000人ぐらいの消防職員がおりますけれども、6名の女性消防士がおると、こういうことございませう。

2点目の救急救命士の資格取得者についてでありますけれども、四日市消防としては現在3名おりまして、1名研修派遣をさせております。来年度は2名ぐらいの養成計画がございませうけれども、そういった消防職員の救急救命士を養成した人員なり計画でございませう。

それから、お話がございました看護婦さんの救急救命士でございませうけれども、これはプライバシーの問題がございまして、私どもせんさくをすることを控えておりますけれども、うわさとしては、四日市市内にも数名おみえになるということは伺ってませう。それ以上のどこのどなたということ、承知をいたしておりませう。

○議長（伊藤雅敏君） 暫時休憩いたします。

午後0時19分休憩

午後1時1分再開

○議長（伊藤雅敏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

益田 力君。

〔益田 力君登壇〕

○益田 力君 質問に先立ちまして、一言ご了解いただきたいことがございませう。皆さんも既にご存じかと思ひませうが、私ども公明党は、このたび

政党名を公明という名称で新たに出発をいたしました。それに伴ひまして、会派の名称変更も近々行いたいと思ひませうので、何とぞご了解いただきたいと思ひませう。

それでは、通告の順に従ひまして3点につき質問をいたします。

まず第1点目は、市民ふれあい農園についてであります。

本市は昭和58年度に、農村地域整備共同推進事業により、市内5カ所に市民菜園が開設されました。その後、昭和59年度より毎年1カ所ずつ増やしまして、現在では、市内各所に16カ所の市民菜園があるわけございませう。市民が自然に親しみ、作物づくりを通して農業への理解を深め、収穫の喜びを得るといふ当初の設置目的から見れば、それなりの成果があったと思ひませうが、今後現状のままでいくとするならば、何かしら物足りなさを感じないわけにはまいりませう。そこで、今後どのようなされようとしておられるのか、現状とあわせてお尋ねをいたします。

次に、政府は平成元年9月と2年9月に、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律と、市民農園整備促進法をそれぞれ施行いたしました。従来、農園のあり方から、時代のニーズによりこたえるためにそれに積極的に呼応して、土や緑、すなわち自然との豊かな出会いの場として、また安らぎを与え、人と人が交流するコミュニティの場として、圃場の規模を広げたり、管理棟、駐車場、休息場、堆肥置場などをつくったりして、本格的な農園造成を目指す自治体が増えてきております。その代表的な自治体として、島根県の平田市を紹介いたします。当市では、市民農園の一角にヨーロッパ風のしゃれたクラブハウスを建てました。そこへ定年退職した人、サラリーマン、子供連れの家族、学校の先生など、さまざまな人たちが集い、作物のできぐあいを尋ねたり、創造の喜びを分かち合いながら交流の場を広げていく交流の拠点をつくりました。平田市の市長は、「今やライフスタイルは便利さを享受することから、みずから楽しみをつくり出す方向へと変化している。このニーズにこたえるためにも、

今後はもっと農園を広げて施設も充実させ、生きがいと健康、人と人との融和をつくり出す場にしていきたい」と豊富を語っております。

次に、宇都宮市の市民農園を紹介しますと、当市では58年の開設時から市民農園をコミュニティ農園として位置づけ、市民相互の交流の場の提供を主な目的としております。当然のことながら、担当課は市民部であります。

種々述べてまいりましたが、ここで本市の当事業も見直すべきときが来ているのではないかと思います。現行の農林水産部におきます市民菜園はそれとして、新たに市民部が一括窓口となって、地区市民センター単位ぐらいで、土に交わりつくる喜びを味わうと同時に交流の場も広げ、さらに新たな生きがいをも見い出せるようなふれあい農園と申しますか、コミュニティ農園の開設を、ぜひとも考えていただきたく提案するものであります。ご所見をお伺いいたします。

2点目は、学校週5日制月2回実施についてであります。この点につきましては、昨日、桑原議員が同種の質問をされております。重複する点が多々あるかと思いますが、お許しをいただきたいと思っております。なお、重複する答弁につきましては、省略していただいて結構でございます。

ゆとりある教育、ゆとりある子供たちの生活を取り戻そうと、毎月第2土曜日を休日とする学校5日制がスタートしてから丸2年が経過いたしました。一昨年9月の制度導入前後には、明治以来の仕組み変更ということで少なからず戸惑いがありましたが、このたび学校週5日制の月2回移行問題を審議してまいりました文部省の協力者会議は、現行の学習指導要領下でも月2回の週5日制導入は可能であり、平成7年度初めから、毎月第2、第4土曜日を休日とするのが適当であるという報告が示されました。これを受けて文部省は、来春の新学期から月2回に移行すると正式決定がなされました。その調査内容によりますと、月に2回の実施について調査した保護者のうち、66%が「賛成」、「どちらかといえば賛成」と答え、

「反対」、「どちらかといえば反対」の27.7%を大きく上回る結果となっております。また、賛成の理由、これは複数回答でございますが、賛成の理由として、「子供が自由に過ごす時間が増えた」が61.8%、「親子で一緒に過ごす時間が増えた」が50.9%、「子供同士で遊ぶ時間が増えた」が25.4%など挙げられております。また、保護者や地域の理解が得られたと判断する研究協力校では、小学校で99.5%、中学校で99.3%に上ったと報告されております。

その一方で、「月1回で十分である」、「社会の週休二日制が完全に実施されているわけではない」と、月2回に反対する意見も根強く残っていると指摘しております。

また、問題点として、休日となった土曜日の授業を他の曜日に振り替えた学校が中学校で5割、小学校で4割、高校で3割、特殊教育学校で2割に上り、子供たちの平日の学習負担の増加が目立つ。これでは子供たちに学校以外の場で自由な時間をつくり、ゆとりを持たせるようにするとの5日制の趣旨が生かされていないという結果となっております。

また、小中学校では、運動会や家庭訪問などを整理する学校が9割を突破し、なじみの行事が次々に姿を消すという事態を招いているようです。教科授業以外の学校活動を通して学ぶものは多々あります。むしろ集団の中で協調性や責任感をはぐくむものも、これらの活動によるところが大きいです。教科教育に偏った学校は、子供たちにとってたまらなく息苦しい場所になってしまうのではないかと危惧されております。

おおむねこのような調査結果であります。本市におきます現状と、来春から全校で月2回の実施に対して、どのように取り組まれようとしておられるのか、お尋ねをいたしたいと思っております。

3点目は、市立博物館についてでございます。

市立博物館が昨年11月にオープンしてはや1年がたち、「姿をあらわした神々」と題して、開館1周年記念特別展が盛大に行われましたことは、

既に皆さんもご承知のとおりであります。市民が待ち望んでいた施設だけに、オープン後大変好評で、市民はもとより、県内外を問わず、多くの方が見学に来られていることはまことに喜ばしい限りであります。オープンから1年を経過した今、その間に見学に行かれた入館者の声や私の考えをまじえながら、今後ぜひとも検討し改善をしていただきたい点につき、二、三指摘しながらお尋ねをいたします。

まず入館状況であります。昨年11月オープンから今年10月までの1年間の入館者数は、常設展で見ますと延べ7万3,400人とのございます。ちなみに、本市と同種の総合博物館は全国で250館ほどあるそうですが、その入館状況は、年間入館者数が5万人以下のところが60%、5万人から10万人の間が13%となっており、この数字から見ると、本市は高い水準に位置していることにはなりますが、オープン時の昨年11月の1カ月間の1万9,600人という記録的な数値が加味されておりますし、平成6年度の4月から10月までの7カ月間の1カ月平均の入館者数は4,050人で、オープン当初より徐々に減少する傾向にあります。

また、地域別に入館者数を調べてみますと、本市の入館者が全体の35.5%で、これは少々低い数値であります。県内34.5%、県外26.1%、三重郡3.9%の順になっております。市民に対するPRが今一步足りないのではないかと思っております。これらのデータから当局はどのように受けとめられ、今後どのようになされようとしているのか、まずお尋ねをいたします。

次に、これは聞いた話でございますが、特別企画展を見たくてわざわざ東京から来られた人が、近鉄四日市駅で下車し、駅の人に博物館の場所を尋ねたそうではありますが、「知らない、そんなものあるの」と言われ、3人目に尋ねた人にやっと教えてもらった。苦労してやっとの思いで博物館に来た。わかりにくいですねとの苦情や、当館の近くまで来ていながらうろろするばかりで時間を費やし、あきらめて帰ってしまったなどの声も聞いております。特にレベルの高い企画展などでは、今述べましたように

遠く東京や大阪からも多数本市に来られるわけでありますから、駅構内等に、初めて本市を訪れた人たちにもはっきりとわかる案内板の設置などの気配りが必要であります。

また、従来から公共施設には、施設の名称を余り表示しておりませんが、建物自体にはっきり表示するなり、入り口付近に広告塔の設置や懸垂幕等を掲げ、博物館の存在感を強くアピールする必要があるかと思っております。いかがなものでしょうか。

次に、常設展示についてであります。展示物そのものをかえることはできませんが、現在のままでは二度、三度と足を運んでこられる方には、飽きが出て興味がなくなってしまいます。一工夫が必要であります。そこで、六つのテーマそれぞれに解説をする案内人を起用してはどうかと思っております。その道に詳しい文化ボランティアの方が、細やかな気配りをしながら説明をすることで、入館者により親しみと深い理解を得るのではないかと思います。いかがなものでしょうか。

最後に、私が特に提案したいのは、1階フロアの改善であります。市民にはまだまだ博物館そのものになじめない、とっつきにくい、入りにくいというものがあるようです。そこで、1階フロアを市民が肩を張らずに気軽に利用できるよう、憩いの場、待ち合わせ場所的な雰囲気づくりが大事であると思っております。それにはまず、喫茶コーナーの設置が重要なポイントになると思っております。また、現在、情報コーナーがございますが、ソフトをもっと広げたり、図書の充実を図ることも必要であろうと思っております。そのほかいろいろ検討すべき点があるとは思いますが、この1階フロアについてどのようにお考えになっておられるのか、お尋ねをいたします。

第1回目の質問を終わります。

○議長（伊藤雅敏君） 農林水産部長。

〔農林水産部長（須原賢治君）登壇〕

○農林水産部長（須原賢治君） 1点目の市民ふれあい農園のご質問に関連いたしまして、そのうち市民菜園の現在の設置状況と今後についてということにつきまして、ご答弁を申し上げたいと思います。

本市の市民菜園につきましては、市街化区域の遊休農地などの有効利用を図るとともに、耕作地、畑でございますが、耕作地を持たない市民の皆様が、野菜や草花の栽培を通じまして、自然に親しみながら農作業の一端を体験して、農業への理解を深めていただくということを目的に設置をいたしておるものでございまして、現在、農林水産部が所管をしておりますこのような市民菜園につきましては、議員もおっしゃってみたいように、市内の16カ所において、約700区画設置をしております。日ごろ土と接する機会が少ない多数の市民の皆さんに、大変好評をいただいております。このような市民菜園につきましては、新しく住宅団地が建設される等、地域住民の皆様方のご要望なり、あるいは開園用地の確保など、一定の条件が整った地域につきましては、今後とも緑資源の確保と農業への理解をより深めていただくために、今後も設置していきたいというふうに考えております。

また、ご提案をいただきましたように、地域住民全体を対象といたしましたコミュニティ施設の整った、規模の大きな市民ふれあい農園の設置でございますが、これにつきましては、地域社会づくりを推進する上では大変効果的な一つの手法であるというふうに考えておりますので、今後は現在あります既存の市民菜園のあり方も含めまして、市民部と十分に協議をして進めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくご理解願いたいと思います。

○議長（伊藤雅敏君） 市民部長。

〔市民部長（小畑廣次君）登壇〕

○市民部長（小畑廣次君） 市民ふれあい農園の現状等々につきましては、今、農林水産部長の方から申し上げましたが、さらに進んで地域全体への

波及との質問でございますので、私の方から若干重複する部分もございしますが、お答えをしたいと思います。

最近の社会は、地域において隣組的なふれあいの希薄化、あるいはまた一方で高齢化社会の到来によります、住民が連帯をして協力し合わなければならない状態がますます拡大をしてきている状態であります。住民主体によるまちづくりの活動の発展が今後強く望まれるところでございまして、当然のことながら生涯学習施策を実施する立場からしても、住民活動を振興するための対策としても、真剣に考えていかなければならない、こう思っているところでございまして、現在、本市で実施されている、先ほど、農林水産部長が申し上げましたように市民菜園、あるいは老人生きがい農園、障害者ふれあい農園がありますが、これらの事業は未利用地の農地を有効に活用すると同時に、農業に対する理解、あるいは老人や障害者の皆さんが生きがいを求めて社会参加する、促進を図るという一つの目的があるわけでございまして、ご質問のように、地域全体を対象にして地域社会づくりの促進を直接目的にしたものではないわけでございまして、ご提案の地域住民のふれあいを促進するための市民菜園的な事業は、本市が今、財政的な支援を行っている、各地で実施をされておりますふれあい活動事業の中でも、地域住民の要望に基づいて既に何カ所か実施をされております。例えば、東橋北地区では、平成5年度から市の土地を利用いたしまして実施をしておりますし、海蔵や保々地区でも数年前から、民有地を借りまして花やハーブの栽培をしており、住民へその還元をしているところであります。いずれも活動内容は個性的で、参加している住民の自己満足にとどまらず、地域のふれあい事業につながっていると評価できるものであらうと思っております。今後ともこれらの活動を一層充実することは、市といたしましても支援をしていきたいと思っております。しかしながら、ご提案のこの取り組みを制度化して、全市域的に一律に拡大することにつきましては、将来とも地域住民が年間を通じて共同作業が伴うわけでありまして、一

つには、地域住民がそれを望んでいるかどうかということ考察しなければならぬと思います。二つ目は、全市域に制度化して画一的に設置することが、住民本来のまちづくり活動の趣旨に沿うかどうかということであり、三つ目は、地域にその場所があるかどうかということも見きわめなければならぬと思います、等々のこの3点で今申し上げましたが、これらをクリアしなければならぬと考えており、地域住民の皆さんの理解を得て推進するということになりますので、したがって、ご提案のふれあい農園の設置、運営等につきましては、当然のことながら、農林サイド、福祉サイドとの連携をとりながら、住民本位の地域活動がスムーズに運ぶことを念頭におきながら、今後十分検討してまいりたいと考えておりますので、ご了解をお願いしたいと思います。

○議長（伊藤雅敏君） 教育長。

〔教育長（丹羽 武君）登壇〕

○教育長（丹羽 武君） ただいまご質問のごございました学校週5日制月2回の実施についての諸問題についてお答えをさせていただきます。

今日、教育が抱えている課題の一つには、子供たちがみずから学ぶ意欲を持ち、これからの社会の変化に主体的に対応して、みずから考え判断し、行動するために必要な資質や能力を伸ばしていくと、こういったようなことがあろうかと存じます。こうした資質や能力は、家庭や地域社会の中で生きて働く力として発揮されることで、確かなものと次第になっていくのではないかと思います。したがって、地域社会や家庭は、子供たちにとって重要な教育の場となってまいります。学校週5日制の趣旨も、休日の過ごし方を子供たちが自分で考え、有意義に生活できるようになっていくことを目指したものでございます。こうした意味では議員ご指摘がありましたとおり、日常の学校教育がゆとりあるものでなくなってしまい、休日の活動意欲がそがれるようなことがあってはならないというふうに存じておるところでございます。

また、子供たちが目的に向かって意欲的に取り組もうとする学校行事を安易に削減し、協調性や責任感など子供のよさを伸ばす場をなくしていくことは、5日制本来の趣旨と相反するものと考えております。本市におきましては、こうした点を考慮いたしまして、月1回の土曜休業の実施に当たっては、いわゆる授業時数の上乗せを避けるとともに、学校行事が真に子供の教育に効果が発揮される形で実施されるよう、各学校、園に指導してまいったところでございます。各学校、園も、それぞれの教育課程に工夫を凝らすなど、努力を重ねてきた結果、月1回の学校週5日制は順調に定着してきているものと考えております。

しかしながら、平成7年4月から月2回の実施となってまいりますと、学校の授業時数は本年よりもさらに24時間ほど少なくなります。したがって、各学校、園の教育課程を編成していくに当たりましては、これまで取り組んできた成果を踏まえながら、なお一層の努力が必要になってまいろうかと存じます。この点につきましては、平成3年に発足をいたしました四日市市学校5日制実施検討委員会の中に設けました学校教育部会による検討結果や、あるいは橋北地区の調査研究協力校の研究結果等をもとにしながら、現在、小学校あるいは中学校それぞれについて、教育課程研究委員会の研究課題として、望ましいあり方を提言できるよう努めているところでございます。

文部省の研究校の調査結果によりますと、5日制に賛成の保護者の声が多いようでございますが、これはこうした趣旨の啓発と実施の継続によって徐々に理解されてきたものと考えているところでございます。今後さらに教材の一層の精選や、さらには指導方法の工夫改善に努めることによって、1時間、1時間の授業の質の向上を図り、過度の学習負担を子供に課すことのない週日課の工夫とか、あるいは真に充実した学校行事にするための工夫を行っていくとともに、5日制の趣旨の一層の理解を図るようにして、学校、家庭、それから地域社会が本来の教育的役割をそれぞれ

に発揮して、ゆとりある子供の生活が実現できるよう努力してまいり所存でございますので、何とぞご理解とご協力をお願いする次第でございます。

次に、市立博物館について何点かのご指摘、ご質問をいただきました。この市立博物館は、昨年11月1日にオープンをいたしました。各方面からご理解とご協力を得まして、無事1年を経過しまして、それなりの評価をいただいていることは、大変ありがたく思っているところでございます。入館者も11月末現在で、常設展で約7万8,600人、6回実施いたしました企画展あるいは特別展で約6万2,000人、プラネタリウムで約6万6,000人と、重複はもちろんです。総入館者数で20万人を先日突破したところでございます。

しかしながら、入館者の推移を見てみますと、ご指摘がありましたとおり、オープン当初に比べますと、明らかに現在は下降してきておりますが、これは他のどこの館でも見られる一般的現象でございますが、当初は物珍しさといったようなものもございまして入館者が多いが、次第に下降すると理解しております。したがって、月により波はございますが、この12月からは平均して月5,000人という入館者で推移しております、この数字は全国平均からいたしましても、比較的多い入館者数になっているかと思えます。

また、市民の入館者が少ないとのご指摘でございますが、総入館者で見た場合35.5%といえますと、先ほどの入館者の数で推計しますと約7万1,000人となるわけで、四日市市民の4人に1人は来ていただいたということになるかと存じます。この数は多いともいえませんが、必ずしも少ないということもできない数字ではないかと思っております。見方によりますと、当館の立地条件のよさとか、あるいは企画展の内容が比較的好評で、市外あるいは県外から多くの入館者が得られたのではないかと、こういうふうにも理解しております。しかし、市内外の方から、先ほどお話がございましたように、いまだ場所がわからないとか、いろいろとPRが不

足しているというご指摘もいただいたわけでございます。今後もポスターとかチラシ、あるいは新聞、テレビ等の報道関係者の方々の協力も得る中で、広報、宣伝についても一層充実を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

次に、公共交通機関の施設及びそこから博物館に至る表示につきましても、当館への来館者の約46%がそういった交通機関の利用者であり、今後JRとか三重交通、あるいは近鉄等とも十分協議をして、適切な処置を講じたいと考えているところでございます。

また、館自体の表示につきましても、PRも兼ね、車あるいは歩行者にも明らかになるよう、宣伝塔などの設置を現在、部内でも検討をいたしておるところでございます。

3点目にご指摘の常設展のあり方についてでございますが、常設展は展示品を一部入れかえる程度で、ほとんど現状のままというのが一つの博物館の特徴でもあります。これについても観覧者により理解していただける方法として、各テーマごとの観覧の手引きや、あるいは解説シートを設置したり、さらには来館者とのコミュニケーションを図るために、グループあるいは団体等希望者に対し、展示解説を行える、そういった学芸員等も指導をして、そういった体制づくりを今後も考えていきたいということによって、常設展の一層の魅力化にも努めてまいりたいというふうにご存じているところでございます。

また、1階フロアの改善についてでございますが、1階というのは、いわば博物館の顔のようなものでございますが、現在、1階には講座室、情報コーナー、あるいはミュージアムショップ、エントランスホールなどがございまして、まずはそれぞれの機能の充実を図ることと、周辺の環境、立地条件を考えた場合、ご提案いただいたところでもございますが、この1階はオープンに開放することによって、市民の方々に自由にご利用いただける雰囲気をつくってまいりたいと存じます。将来は1階ホールに、例

えば、館蔵品で持っている萬古焼の展示をしたり、あるいは遺跡を発掘して得た発掘品等も適宜無料で自由にごらんいただけるように展示を行うなどに努めていくことによって、博物館がとつきにくいとか、あるいは近寄りがたい施設だというイメージの払拭に努めてまいりたいというふうにも考えております。博物館全体が市民にとってより親しみやすい、楽しい施設であるという印象を持っていただけるよう、今後も極力努力をしてまいりますので、何とぞご理解を賜りたいと存じます。

○議長（伊藤雅敏君） 益田 力君。

○益田 力君 ご答弁大変にありがとうございました。第1点目のふれあい農園につきましては、私の意図するところを理解していただいたと、そのように解釈をいたします。今後、農林、福祉サイドとの協議を含めて十分検討していくという答弁をいただきましたので、ひとつよろしく願いしたいと思います。

答弁の中で、全市的に一律に拡大するということにつきまして、3項目の検討課題が提示されておりましたけれども、特にその中で土地の確保というのがネックになってこようかと思うわけです。財政的な面から民有地を借地として対応しているのが現状でございますけれども、遊休地がありながらなかなか確保が容易ではありません。固定資産税の免税はもとより、農地等の借り上げ料の大幅アップなど、条件面で思い切った見直しが必要です。この点も含めまして十分今後検討をしていただきたいと思っております。

また、全市的に一律に拡大できれば結構なことではございますけれども、私はそこまで高望みはしておりません。先ほどもありましたように、おのおの地域の実情もあるわけでございますので、手がかけられるところからピックアップしていただいて、モデルケース的にでも取り組んでいただきたい、これをつけ加えさせていただきたいと思っております。

それから、市長が今年度の地区懇で内部地区に来られましたときに、懇

談会が終わりまして、自治会長等の話の中で、ぜひとも公園がほしいと要望したわけですが、そのときに市長は、これからは市民農園ですよ、このような発言をなされました。これはどういう意図とするのか、その点ちょっとお答えをいただきたいと思っております。

それから、2点目につきまして、種々ご努力をいただいておりますことに対しましては、心から敬意を表するものでございます。来年4月から月2回実施されるようになるわけでございますので、先ほどもありましたように、この5日制の趣旨に反する問題点、これがますます深刻化していくおそれがございます。くどいようでございますけれども、この点につきましては、よくよく検討いただきまして、望ましいあり方を見い出させていただきますよう重ねてお願いをしておきたいと思っております。

今、学校教育は、変革への重要な局面に立たされていると私は思います。この学校5日制が、今の日本の偏差値教育や学歴偏重社会を改革するための大きな一石とならなければならないと思います。進学塾依存の教育システム等、考え直す流れをつくらなければならないと思います。どうか名実ともに学校5日制を定着させて、潤いある学校教育を実現するために今後とも一層のご努力を賜りますようお願いいたします。

最後、3点目でございますが、私の提案いたしました要件、ほぼ網羅していただきましてどうもありがとうございました。今後とも市民により親しまれ、愛され、また中身の濃い博物館を目指してご努力賜りますようお願いいたします。

1点だけご要望いたしますが、現在、学校行事やクラブで利用する三泗地区の児童生徒には無料開放をしているようでございますけれども、この際、枠を広げまして、来春から学校週5日制月2回の土曜日だけでも、市内の全児童に無料で利用していただくことはできないのか、これは要望としておきますのでよろしくお願いいたします。

先ほどの市長の答弁だけお願いいたしまして、質問を終わりたいと思

ます。

○議長（伊藤雅敏君） 市長。

○市長（加藤寛嗣君） 市民農園であります、これは実はそもそもの始まりは、広島大学の教授でいらっしゃる津端教授というのが大変ご熱心な方でした。今から約20年前、私は津端教授に誘われまして、ヨーロッパにおける市民菜園のあり方を視察をまいりました。ドイツで2都市、スイスで1都市、それからフランス、イギリス等ございました。いずれの市民菜園を見ても、非常に広大な土地に大勢の人、都市の人が出てきて、耕し、憩っておったという実態をながめまして、大変日本でもこういうものがあつたらいいのになということを書いて帰ってきて、市民菜園というものを実は導入をしたわけですが、ただ、この場合気をつけなきゃいけないことは、農地法の適用もございますので、そんなに大きな菜園はできない。したがって、今、15㎡ぐらいが限度でつくっておるわけがあります。したがって、土地が権利化をしないという条件で仕事を進めていかなければならぬだろうというふうに思っております。そういった意味で私は、ヨーロッパにおけるようなものじゃなくて、日本独自の市民菜園のあり方をもうちょっと探っていきたいし、日本の公園のあり方にも日本がもっと……

○議長（伊藤雅敏君） 市長、時間になりました。

○市長（加藤寛嗣君） ということでございます。

○議長（伊藤雅敏君） 時間が参りましたので、益田 力君の一般質問はこの程度にとどめさせていただきます。

暫時休憩いたします。

午後1時42分休憩

午後1時59分再開

○議長（伊藤雅敏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

中森慎二君。

〔中森慎二君登壇〕

○中森慎二君 市政クラブの中森でございます。お昼からの大変お疲れの中ですが、しばらくの間、おつき合いをいただきたいと思っております。本日はたくさんの市民の傍聴者の方々にもお集まりをいただいております。ありがとうございます。私にとりましても、1期4年間の最後の一般質問の場になるのではないかと、このように考えております。加藤市長を初め各理事者の皆さん方におかれましては、多くの傍聴者の皆さん方にも十分納得をいただけるような明快なご答弁をいただきますように、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、通告に従いまして順次質問をさせていただきます。

まず、市民の皆さん方へのサービス向上施策として二つほど質問をさせていただきます。

1点目として、行政手続法制定に伴う対応についてお尋ねをいたします。

行政手続法は昨年11月12日に公布をされました。本年10月1日に施行されたわけですが、この行政手続法の制定の背景には、近年、行政運営において行政指導が多様化される傾向にあること、あるいは審査や処理の基準が明確になっていないなどの指摘がされるなど、国内のみならず、諸外国からも公正で透明な行政運営の確保を求める声が高まる中、昭和39年の第1次臨時行政審査会での指摘以来、実に30年という年月を経て成立を見たものであります。

この法律は、我が国にとって全く新しい制度でありまして、許可や認可などに関する事務を通じて、民間の企業や一般市民の権利利益にも密接に関連をし、国民の関心も高いものとなっております。行政手続法の柱は、透明化、公平さ、処理のスピードアップを目的としており、申請に関する基準を定め、これを公にするとともに、申請の処理に通常要すべき標準的な期間、これを標準処理期間と言っておりますけれども、これを定めるよう

に努め、公にすることとされています。また、申請が到着したときには、遅滞なく審査を開始し、形式上不適合なものであっても速やかに応答することとなっております。

簡単にお話をしますと、許認可事務の審査基準の内容と標準的な処理日数を公表して迅速に処理をなささいということでもあります。例えば、これまで内規とされていた審査基準などが公にされることによって、行政運営が透明化され、不公平な取り扱いが防止できる。申請から許可までの期間を明示することで、処理期間の目安がわかり、行政事務の処理を促進する利点があります。この行政手続法の対象はといいますと、国の機関委任事務に限ってと定義をされておりますが、国の機関委任事務と申しますのは、法律または政令によって、地方公共団体の執行機関、つまり県知事あるいは市町村長に対して委任された国などの事務のことを指しております。例えば、戸籍、住民登録、河川の維持管理など、多数ありますけれども、その国の機関委任事務は市町村の事務処理総件数の数十%まで占めると言われています。埼玉県調査によりますと、県関係の対象件数は2,486件、市町村関係では756件にも上るとされています。

そこで、本市といたしましても、これら行政手続法の施行に伴い、既に全庁的に対応いただいていることと思っておりますが、次の点についてお尋ねいたします。

まず、四日市市として行政手続法の対象となる国の機関委任事務はどのようなものがあり、その対象件数はどの程度あるのでしょうか。また、それらの対象についての窓口対応、そして、その実施状況についてお尋ねいたします。

また、行政手続法の動きに合わせる形で、全国の自治体間で行政手続条例の制定をし、国の機関委任事務以外の地方自治体独自の内容についても同種の方向を目指し、条例化の動きがあります。私自身、その方向への対応が必要と考えておりますが、その問題について、本市の考え方、また、

今後、条例制定化に向かっての対応についてお尋ねいたします。

次に、固定資産税の過誤納金返済制度についてお尋ねいたします。

過誤納金返済請求という言葉は、余り耳なれない言葉ではありますが、一口に申し上げますと、誤って長く支払っていた税金を返してほしいという請求のことです。当然、市民の立場からすれば、ごく当たり前のことでもあります。では、なぜこの問題を今回取り上げたかと申しますと、現在、過誤納金返済請求には5年間という時効がありまして、例えば、5年以上15年あるいは20年間、間違えて余分に税金を支払っていても、5年以前の部分については請求できないという制度上の問題があります。ということで、今回取り上げさせていただきました。

納税者が固定資産税などを払い過ぎていたことがわかっていても、過去5年間分までしか返還を請求できないとする地方税法上の規定は、地方税法第18条の3、還付金の消滅時効の中に明記されておりますが、固定資産税は土地や家屋などにかかる税金であり、その納め方は所得税のように市民の方々がみずからの申告に基づく申告納税方式ではありません。固定資産税の場合は、市役所資産税課において、所有者の土地、家屋に対して定められた一定の根拠により算出した納税額を一方的に通知する賦課課税方式がとられています。このため、納税者にとっては全体の課税標準額や納税額だけを記載した納税通知書を見ただけでは自分のどの資産にどれぐらいの税額がわかり、また、所有する土地、家屋に対する課税が高いのか、あるいは低いのか判断できない。つまり、課税に誤りがあるかどうか納税者自身がチェックするのは、事実上無理なわけです。

このように、自分自身で満足なチェックもできない賦課課税方式であるのに、現制度上では納税者は5年間の時効があるために、それ以前の部分は返還請求をあきらめなくてはならず、結局、まじめに支払ってきた納税者は払い損ということになるわけです。

現在、四日市市において管理をしています固定資産の内容ですが、土地

30万2,000筆、家屋14万7,000棟、納税義務者総数9万3,000人余りとなっております。また、それに伴う課税関係にかかわるデータ量となりますと膨大なものとなっていると思います。資産税課の職員の皆さんを初め関係職員の皆さん方は、税負担の公平確保のために日夜大変ご努力をいただいていることは、私自身十分認識をいたしておりますが、戦後の混乱期を経て、時代に対応したコンピューター化の時点における入力ミス、あるいはそのもととなる原票の記載ミスなどがあり、間違った課税がなされている可能性は少なからずあり、過誤納金返済請求の対象となる納税者が発生していることと考えます。しかるに、この問題が余り問題にならないのは、先ほど申し上げましたように、納税者自身が間違っただけで課税されているかどうか分からないために、余り表面化しないだけであり、実際には多くの問題を抱えていると思います。

私は、今回、このミスの部分を大きく取り上げて論議をする気持ちは全くありません。あってはいけないことではありますけれども、膨大なデータを処理する中、人間が関与している以上、完全なものではないというふうに考えるわけであります。それよりも、ミスはミスとして謙虚に受けとめ、納税者の方々に対して信頼を回復するための方策がまず一番何よりも不可欠と考えます。

また、四日市市は平成9年には課税の内容が納税者に理解いただける納税明細書を新たに作成し、納税者全員に配布する準備を進めていただいております。これは、納税者の立場を配慮した施策と高く評価するものでありますが、納税明細書が納税者の手元に届いた時点で、各納税者が内容をチェックした場合、先ほど表面化していないだけだとお話をしたこと、つまり、5年間の時効以前からの過誤納金返済請求が多数表面化してくることが十分予測できるわけであります。

そこで、これらの背景を踏まえ、お尋ねをいたします。

過去、四日市市において、納税者からの過誤納金返済請求は年間どの程

度発生していたのでしょうか。また、そのうち、地方税法上5年間の時効以前を対象とした請求件数はどの程度あったのでしょうか。

また、5年間の時効により、返済請求をあきらめなければならない、まじめに支払っていた納税者が払い損ということにならないために、税法上の枠を超えて市独自で救済できる制度の整備が早急に必要と考えますが、いかがお考えでしょうか。

また、平成9年に実施をしようとしている課税明細書の様式作成に当たっては、過誤納金返済請求の発生を恐れることなく、真に納税者の立場に立った、理解しやすい明瞭な書式として整備し、配布いただきたいと考えます。この点についても、あわせてお尋ねいたします。

次に、大きな2番目としまして、道路整備についてお尋ねいたします。今回、三重地区を中心にした道路整備についてお尋ねさせていただきます。

四日市市内における道路整備のおくれにつきましては、以前より本議会の場においても一般質問で多数取り上げられてまいりました。そして、現在まで、それぞれの立場でご努力をいただいているわけでありますが、まだまだ十分な道路対策に至っていないのが現状ではないかと思っております。しかし、抜本的な対策は、既設路線の拡幅とともに、やはり新路線の整備が急務であることは、皆さん周知の事実であると思っております。

最近、増え続ける車は、道路渋滞を避けるために裏道へ裏道へと、車1台がやっと通行できる道にまで流れ込み、朝夕の通勤ラッシュには、生活道路まで車があふれている状態であります。とりわけ、三滝川以北よりの通勤車両は三滝川にかかるいずれかの橋を横断しないと市内中心部に入ることができないわけであります。三滝川を西から見てみますと、大井手町の柳橋、生桑町の生桑橋、そして久保田橋、野田町の野田橋と、朝夕のラッシュは大変なものになっております。先日、私も自宅から、三重団地の方面であります。7時45分に自宅を出まして、三滝川にかかります柳橋を渡り終えましたのが8時10分でありました。三重団地から柳橋までは

わずか二、三分でありますので、わずか30mの柳橋を渡るために20分以上も必要であったわけであります。また、このような経験は私のみならず多くの市民の皆さんが毎日通勤あるいは通学で不便を感じられておられることと思います。

このような慢性的な交通渋滞の対策として期待をいたしております現在工事中の新設道路及び計画段階の道路についてお尋ねいたします。

まず一つ目は、国道477号バイパス、通称湯の山街道の三滝川左岸のバイパス工事についてであります。この道路は、三滝川にかかります久保田橋より生桑神田町から尾平町、そして高角町に至る道路計画であります。既に一部供用を開始いたしておりますが、特に生桑神田町地内において立ち退き問題から工事着手がおくれておりましたが、その問題も解決し、一部工事も再開されているように思います。この現状と工事の完成時期についてお尋ねいたします。

また、尾平町以西、高角町間までの全面開通の見通しについてもあわせてお尋ねいたします。

次に、先ほども出ておりました生桑神田町の久保田橋から四日市関ヶ原線へ向かいます北へ延びます泊船線についてであります。何をおきまして、四日市関ヶ原線への接続が交通渋滞の状況を見ましても、大変急務であるというふうに考えます。これも一部工事が完成いたしておりますが、途中で中断をしている状況にもありますが、現状と工事の完成時期についてお尋ねいたしたいと思っております。

次に、四日市関ヶ原線の生桑町地内、ジャスコ生桑店北西部分の交差点改良と歩道整備についてであります。この部分は、三重団地から近鉄四日市駅に向かいますバス路線でもあり、右折帯がなく、バスの右折時などは特に交通支障を来しております。早急に交差点改良の整備が必要だと考えますが、どのようにお考えでしょうか。

最後に、現在、環状1号線は青葉町地内でストップをいたしております。

それより以北、近鉄湯の山線を横断して国道477号、湯の山街道でございますが、そして三滝川を横断して、先ほどお話を申し上げました477号バイパス線への接続が三滝川の橋梁ネック箇所の対策にも大変大きな効果があると考えています。早急に整備に向けて特段の推進をいただきたいと考えておりますが、お考えをお尋ねいたします。

これで1回目の質問を終わります。

○議長（伊藤雅敏君） 総務部長。

〔総務部長（鈴木一美君）登壇〕

○総務部長（鈴木一美君） ご質問の第1点目の市民サービスの関連で、行政手続法の制定に伴う対応に関しまして、ご答弁を申し上げたいと思います。

今、中森議員がご質問の中でご指摘をいただきましたように、平成6年の10月1日以降、施行されております行政手続法でございますが、これにつきましては、今議員のご発言の中にございましたように、まず行政が行う手続につきまして、申請等の受け付けから、その処分といいますか、処理を行う期間を定めて明確にしていくということがまず一つと、もう一つには、不利益処分にかかわる処分を行う場合の手続等について明確に定められたものでございます。この行政手続法と、行政手続法の施行に伴いまして、関連する法律を定める整備を図る法律、行政手続二法というのが同時に施行になっておるわけでございます。個々の法律において、手続が定められておるものにつきましては文言の整理等が重複しないように整理をされたものが二つ目の手続法に関連する各関係法令の整備に関する法律ということでございます。

こういった手続法を定めることによりまして、今議員からご発言がございましたように、審査基準が原則公開されるということになります。したがって、行政運営の透明化の向上、あるいはまた、許可あるいは不許可に対する予見の可能性が非常に高まってくるといったようなことと、二

面的には行政側の処分にかかわる恣意的な取り扱いが防止されるということが一つのねらいでございます。

次に、標準処理期間を設けることによりましては、申請者にとりまして、その申請にかかわる処分がどれだけの期間でおいてくるかといったような処理の目安が明らかになることによりまして、その後の各申請者に対する対応が予想できるということにもなるわけでございますし、同時に、処理の迅速化が図られるというのがねらいであるわけでございます。それと、その標準期間を定めることと同時に、申請を受け付けるということが、全くの義務づけのような法律になっております。したがって、仮に若干の書類の不備等がありましても、これを受け付けて審査に入ることが行政側に課せられた責務になってまいっております。したがって、申請を留保するか、受理を留保するといったようなあいまいな期間がここには許されないということに相なってくるわけでございます。これらのことに関しましては、特に申請を許可しない処分あるいは不利益処分を行った場合には、その理由を文書をもって明示をして、相手方に提示をするということも義務づけられております。このことによりまして、その後に生じてまいります行政手続にかかわる申請者あるいは不利益処分者に対する争訟等が、明快に一つの証拠立てで争われるものになるというふうなことも出てくるわけでございます。

これらにつきましては、先ほどご発言がございましたように、30年の年月がかかってやっと法制化がされたところでございます。特に、日米構造協議の中でも一つの大きな問題となってまいりまして、日本の行政が行う処分についての国際的な透明性、行政システムを構築するという上で重要な柱の一つになったものでございます。

それで、具体的なお質問の内容でございます。特に、今ございましたように、機関委任事務について、この法律が厳格に適用されるということでございます。機関委任事務にはどういったものがあるのかということでご

ざいますが、先ほど議員の方からもございましたように、戸籍法による戸籍の登録等の手続については当然でございますし、同様に外国人登録の法律に基づく外国人登録の事務取り扱い等についてもございます。また、生活保護法の定めるところによりまして、保護の決定及び実施等に関する事務を行うことも市長の責務となっております。地方自治法の規定といたしまして、これらは地方自治法の第148条に定められておるところでございます。別表がそれに伴って地方自治法にございます。この別表第4の中には、数えてまいりますと、市長が管理、執行しなければならない機関委任事務が74件に集約されております。それと、市町村長が執行すべき事務が89件記載されております。教育委員会として処理しなければならない機関委任事務が10件、選挙管理委員会が機関委任事務として行うのが5件、農業委員会が行う機関委任事務が6件、合わせまして189件が地方自治法の別表第4に定めたところでございます。

まず、第1点の市長が管理、執行するものには、おおむね政令都市あるいは保健所法その他によりまして保健所を設置する市町村、いわゆる保健所に関する特定行政庁の長が行うもの等々、おおむね74件の大部分は政令市に委ねられておるところでございます。

2番目でございます市町村長の規定の中に89件ございますのは、おおむねこれらは本市としてもかわりを持っておるものであるということでございます。

それで、先ほど埼玉県のお引きいただいたわけでございますが、手続法にかかわる許認可等の事務につきまして、総務庁の行政管理局行政手続執行準備室というのが一応ピックアップして示されたものでございますが、申請に対する処分に関する審査基準を設けなければならないという項目が、市町村関係で413項目、同様に、その処分にかかわる標準処理期間を定めなければならないのが413項目、同数でございますが、これがございます。そのほかに、不利益処分にかかわる処分基準を定めなければな

らない項目が494項目というふうに挙げられております。このうち、先ほど申し上げましたように、政令市等々の関係もございます。それらを省いて、不急不要のものといえますか、余りかかわりのないものを省いてまいりますと、四日市におきます行政手続法の適用対象項目としては、およそ200項目数えられるわけございまして、このうちの半数100項目ほどは既に各種の法律の中で基準が存在をしております。今まで基準がまだ設定されていないものが残り100項目ございまして、現在、これらについて検討をし、項目に従って、その基準を定めつつあるものがあるわけございまして、この100項目の中でも、およそ六十数項目につきましては、現在、独自で設定を対応しなければならぬもの、あるいは他の市町村とのかかわりで、独自では設定ができないもの等々、およそ半々になっておるわけございまして。六十数項目、そういったことで、今基準の策定を終わったものもございまして、まだ未策定、現在準備中のものもあるわけございまして、これまでに事例等がなく、あるいは当面本市として対応が急務でないというふうなものにつきましても、残り三十数項目があるわけございまして。

いずれにしても、これらに関しましては、各部局におきまして、当該事務に係る審査基準等の策定作業を行ってきておるところでございまして、今申し上げましたように、およそ130件、6割5分程度はこの基準の策定が終わっております。これは、公表という表現でございまして、必ずしも、規則でありますとか、例えば条例でありますとか、そういうもので公表を義務づけられておるものでもございまして、窓口で明快に対応ができる形で公表ができるという姿勢で対応が可能でございまして、そういったことで今やっておるわけございまして。

一つの例といたしましては、学校教育法施行令に基づきます学区外通学の許可の申請があった場合の教育委員会がこれを相当と認めるときの審査基準等につきましては、住居建築中あるいは転居予定の児童、生徒である

ことがその基準の要件であるというふうに決められておまして、これの標準処理期間としてはおよそ1週間というふうに定めておるのが具体の例でございまして。過去に許認可の例がないものにつきましては、これからおいおい国、県の指導を受けながら、可能な限り具体的な基準の策定に努めてまいりたいと思っております。

また、この法律の適用除外となっております地方自治体が独自に条例、規則に基づく許認可事務、例えば市の公共施設の使用許可に関する申請に対する処分でございます。こういったものにつきましては、この行政手続法の例に倣って条例または規則等で整備をしないということになっておりますので、これら事務につきましては、まだ県の方も明確に条例化、規則化というふうなことが表に出てまいっておりませんが、県の指導等も受けながら、今後、条例または規則等の制度を含めて、必要な措置を講じてまいりたい。全庁的に作業を進めてまいりたいと考えております。

なお、もう1点、行政手続法の制定によりまして、現行行われております行政事務の中で、行政指導という形の事務の取り扱いにつきましては、あくまで行政指導につきましては、その行政指導を受ける対象の相手方が十分その趣旨、内容を理解した上で対応されるべきものというふうになりますので、これら行政指導の基準等につきましては、なお一層研究を深めて、適正な行政が行えるように準備を進めてまいりたいと思っております。

○議長（伊藤雅敏君） 財政部長。

（財政部長（野呂 修君）登壇）

○財政部長（野呂 修君） 市民サービスについての2番目、固定資産税の過課納金返還制度についてお答え申し上げます。

中森議員からもご紹介がありまして、固定資産税というのは、所得税など国税のほとんどは申告納税方式になっているんですが、それとは違っていて、課税する側の市町村長が土地や家屋などを調査した上で課税するという賦課課税の方式がとられております。このために、納税者が課

税内容の適否のチェックを個別に行おうとすれば、納税通知書を受け取った段階で、私どもの方にその内容を照会していただくというような形になっているわけでございます。したがって、このような現行の制度では、納税者側にとって不利な措置でございますし、また、行政に対する信頼の確保でありますとか、公益上の観点からも好ましくないと、こういう判断から、税法の上では義務づけはしていないんですが、自治省におきましては、納税通知書に課税資産の明細書を添付するように、現在市町村に指導を始めているところでございます。

しかしながら、市内に所在いたします土地や家屋の数は、先ほど中森議員からもご紹介がありました、非常に膨大な数に上っておりますし、近年、社会のテンポが非常に早くなりまして、家等の変動とか異動、こういうものも目立って多くなってきておりますので、限られた調査員の手ですべてを正確に把握するためには、相当の時間が必要になってまいります。

こういう情勢のために、自治省が調査したところによりまして、平成5年度末現在で、課税資産の明細書を送付している市町村は、現在全国には3,236の市町村がありますが、その中で188の団体、率にいたしますと5.8%に過ぎない状況になっております。そして、これらの先進自治体では、課税資産の明細書の送付によりまして、課税の誤りが発見された場合に、既に納めてしまっている税金の返還を求めることができる期間あるいは手続、方法、こういうものを定めた要綱などをつくりまして、対応している市町村が多くなってきております。

現行の地方税法では、既に納められた税金を還付できる期間を5年に制限しておりますが、これは課税台帳を一定期間縦覧に供して、価格や課税内容に不服があるときは、現在では審査の申し出ができるという制度がありますが、課税が法的に成立していると、それによって成立しているんだという考え方に基づくものだ、あるいはまた、市町村の会計上から税額の安定を早期に決済しておく必要があると、こういう観点から、一定の期間

を超える税の返還請求に対して時効による消滅を認めているんだというふうに解されております。

このような情勢のもとで、四日市市におきましても、課税資産の明細書の送付につきまして、自治省や三重県の指導をいただきながら、できるだけ早く実現できるように現在準備を進めておりますので、よろしくご理解を賜りたいと思います。

ご質問の中で、第1点目に、課税誤りに伴う年間の還付件数はどのくらいあるんだというご質問がございました。この数年、大体平均いたしますと年間に約70件ほどでございます。そのうち約3割程度が5年の時効を超えているような事例ではないかというふうに考えております。しかし、この中身、どういう誤りかというあたりを見てみますと、大半が家屋を建てかえられた場合、現在の制度ですと、建てる時には建築確認その他登記等が行われるんですが、壊すというのはほとんど届けの必要がないということから、そういう建てかえなんかが行われたときの把握漏れ、これが圧倒的でございます。しかし、こういう事態でございますが、納税者の方に詳しくそのあたりの事情等を説明した上でご理解をいただいているというのが現状でございますが、こうしたことのないように、今後さらに努力をしていきたいというふうに考えております。

それから、ご質問の2点目に、5年を超える救済制度、これを設けるべきではないかということでございます。これにつきましては、課税資産明細書の送付を実現するときにあわせて、納税者の側に立った返還の取り扱いができるように、先進諸都市の実例などを十分考慮に入れながら、要綱の制定などを進めていきたいと、かように考えております。

それから、三つ目のご質問で、課税資産の明細書にはどのような内容、様式等を書き込むのかということでございますが、これにつきましては、固定資産別に所在地でありますとか面積、現在の評価額、課税上の特例があるのかないのか、税額などを記載することによりまして、納税者が課税内

容にご理解がいただけるような、そういう明細書にしていきたいと考えております。

一方、固定資産税の状況を的確に把握していくというのが、こうした課税誤りを発生させない一番基本的な手段でございますから、法務局からの登記の異動通知でありますとか、建築確認申請などにつきまして、関係部署との連携をより強化するとともに、従来から調査員が実地に現地に出向きまして確認をしている調査をやっているんですが、そういう調査に加えて、新しく航空写真を活用いたしまして、土地、家屋等の異動を把握しながら、実地確認と合わせて、ミスのないようにしていくというような手法も導入いたしまして、さらに公平で透明な課税を目指して努力してまいりたいと、かように考えておりますので、よろしくご理解を賜りたいと思います。

○議長（伊藤雅敏君） 建設部長。

〔建設部長（西田喜大君）登壇〕

○建設部長（西田喜大君） 道路の整備につきましてお答えいたします。

まず、国道477号の整備状況につきましては、昭和55年度から県事業といたしまして着手され、第1工区といたしまして、久保田橋から北勢バイパスまで約2.3km、第2工区といたしまして、北勢バイパスから（仮称）高角インターチェンジまでの間、延長約2.4km、第3工区といたしまして、（仮称）高角インターチェンジから東名阪自動車道四日市インターチェンジまでの間、延長約900mの三つの工区に分けて計画あるいは事業が施工されておるところでございます。

まず、第1工区につきましては、生桑橋北詰より東の部分を現在工事中であります。本年度末には暫定断面で供用を開始する予定であります。また、第2工区につきましては、神前橋より神前地区市民センターへの道路との交差点、市道西坂部高角線でございますが、ほぼこの間につきましては、用地買収を終えておるところでございます。また、平成7年度末に

は供用開始の予定でございます。なお、第2工区の全体の完成は平成10年ごろ、また、第3工区につきましては、平成12年ごろの完成を予定しております。

次に、環状1号線につきましては、千歳町小生線から近鉄湯の山線を高架橋で渡り、国道477号バイパスまでを現在、測量作業に入るため、地元協議を行っております。県の方では、今後、六、七年で完成を予定して取り組んでおるところでございます。

次に、国道365号と県道小牧小杉線の交差点改良でございますが、平成3年度より事業に着手されまして、本年11月末に完成したところでございます。

また、県道四日市鈴鹿環状線の交差点改良につきましては、現在、県の方で事業化に向けまして測量を行っていただいております。今後、地元の皆様との協議が整い次第、整備に取り組んでいただく予定になっております。

国道477号、環状1号線、国道365号の交差点改良につきましては、市内の交通渋滞の緩和に大きく寄与するものでございます。今後ともより一層の事業促進に向けまして、三重県に強く要望してまいるところでございます。

最後に、泊船線の三重地区内の整備状況でございますが、平成3年度より、久保田橋から国道365号までの間950mを野田西川原線といたしまして、平成8年度に供用開始すべく市事業で取り組んでおります。現在、このうち540mの区間で工事が完成しており、一部未買収の区間もございまして、通行可能な区間につきましては、交通安全に十分配慮した上で部分暫定供用をしたいと考えております。今後とも円滑な事業の進捗に努めてまいりますので、よろしくご理解をお願いいたします。

○議長（伊藤雅敏君） 中森慎二君。

○中森慎二君 それぞれご答弁をいただきまして、ありがとうございます。

まず、1点目の行政手続法に関する部分であります。施行後間もない法律でありますので、整備状況につきましては、やむを得ない部分も多いかとは思いますが、法の精神を十分酌み取っていただく中で、早期に十分な整備をしていただいて、市民の方々に十分ご理解をいただけるような対応について強く要望しておきたいと思っております。

それから、条例化に向かっての話なんですけれども、そういったことも含めて考えていきたいというご答弁をいただいたわけなんですけれども、市独自の条例化の制定に当たっていく中には、四日市独自の業務を再度洗い直してみる、あるいは、本当に今までの決まりの中にむだがなかったのか、そういった部分のことも含めて、再認識をしていただく、行政改革そのものへの対応というものも大変多く含まれていると私は考えています。

そういった意味で、県の動向等も考慮していただくことも大変重要ではありますが、そういった部分も含めていきますと、大きな作業量にもなるかと思っておりますので、早速条例化に向かっての準備に入らせていただいて、その中で県とのすり合わせも進めていただく、そういったことが重要ではないかと思っておりますので、条例化に向かっての決意をぜひ加藤市長の方からお聞かせいただきたいというふうに思います。

それから、過誤納金返済請求についてでありますけれども、先ほど財政部長の方から、年間約70件程度請求が出ている、そのうちの3割が5年間を経過している請求であったというようなご答弁がございました。先ほど私もお話をさせていただきましたように、それらの問題については、納税明細書が平成9年に実施をされると伺っておるんですが、そのタイミングに合わせて、また多くの問題が発生をしていくというふうに考えています。ですから、それまでにはぜひそういった部分の整備、先ほどご答弁の中にもその意向が入っておりましたので、大変ありがたいと思うわけなんですけれども、その要綱の整備に当たって、何年を目途に整備をされるのかという点、それから、じゃ何年までさかのぼったものを対象としていくのかといった

ところについて、現時点での考え方で結構でありますので、ぜひもう一度、財政部長の方からご答弁をいただきたいと思っております。

それから、道路問題についてであります。建設部長の方から種々ご説明をいただきました。当初、私、お話を申し上げましたように、新設道路の部分というのは大変交通渋滞の解消には大きな効果があるということをおっしゃったわけなんですけれども、今後ともその推進に向かって特段のご配慮をいただきたいと思うわけですが、市民の方々にこういうお話をよく伺うんです。道路はつけていただくというお話は聞くだけなんですけれども、なかなか工事に着手をしていただけない、また、なかなか完成を見ないというようなお話を聞かせていただいております。確かに用地買収の問題等も含めて難しい問題はたくさんありますけれども、早期に実施できるような方策に向かって、特段の配慮をいただくようによろしくお願いいたします。

先ほどの点につきまして、お願いいたします。

○議長（伊藤雅敏君） 市長。時間が余りありませんので、簡潔に。

○市長（加藤寛嗣君） ご趣旨を踏まえまして、庁舎の内部組織全体について見直ししながら整備していきたいというふうに思っております。

○議長（伊藤雅敏君） 財政部長。

○財政部長（野呂 修君） 過誤納金の返還に関する要綱の作成につきましては、課税資産の明細書を送付する年度の以前には作成していくべきだというふうに考えております。

その内容につきましては、現在、先進諸都市188の団体で実施しておりますが、そういうところがどういう形で実施しているかというようなことを現在いろいろ調査をさせていただいておりますが、大体そういう先進諸都市の実例を見てみますと、おおむね10年程度の上限を設けているという事例が多く見受けられるように感じております。したがって、本市におきましても、こうした他市の実情でありますとか、ご提案いただきました趣旨も考慮に入れまして、本市の実情に即した内容とするように考えて

いきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（伊藤雅敏君） 中森慎二君。

○中森慎二君 ご答弁ありがとうございます。

そうしますと、過誤納金の返還制度につきましては、おおむね平成8年度を目途に整備をしていただくというふうに解釈をさせていただきましたけれども、中身につきましても、十分ご配慮をいただいて、ぜひいい要綱にまとめていただきますように、よろしく願いしたいと思います。

以上で終わります。ありがとうございます。

○議長（伊藤雅敏君） 暫時、休憩いたします。

午後2時49分休憩

午後3時5分再開

○議長（伊藤雅敏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

水野幹郎君。

〔水野幹郎君登壇〕

○水野幹郎君 傍聴者もほとんどお見えにならない状態の身内の議会になりました。少しリラックスをして質問させていただきたいと思います。何しろきょうの最終になったわけでありまして、最近の市民のニーズというのは大変多様化をしまっていました。それを受けて、今議会におきましても、活発な質問、要望が出されたところでございます。何はともあれ、この多くのニーズにこたえようと思いますと、財政の充実が一番大切だと、こんなふうに考えまして、その件に絞って質問をさせていただきたいと思っております。

また、通告を少し欲張りまして、4番、5番は次期の質問の機会にさせていただきたい、このことをご理解をいただきたいと思います。

国際都市四日市の構築に向けて（教育・文化・産業・市民交流等総合的な視野のもとに）ということで、お尋ねいたしたいと思っております。

当市議会におきましても、国際都市四日市形成特別委員会を平成元年に私は委員長として報告をまとめさせていただいたところでありまして。国際交流を積極的に推進するよう提言をいたしたところでございます。近年、情報通信とか交通手段の飛躍的な発展に伴いまして、国境という枠を超え、教育、文化、産業、さらには市民交流等、総合的な視野での交流が急速に進められつつあるところでありまして、今後、地域レベルの国際交流の期待はますます高まっていくものと考えます。なお、本市の海の玄関、四日市港を活用した海外へのポートセールス等を積極的に推進することが市民の多くから望まれているところであります。

この時期に、加藤市長におかれましては、10月には中国・天津市へ、11月にはインドネシアへと、矢継ぎ早に両国を訪問され、国際交流を通して、当市の活性化のためにご尽力をいただいているところ、心から敬意を表したいと思います。

そこで、この機会にぜひ、これら2カ国の訪問の感想を含めた成果をお聞かせいただきたいと思います。

次に、平成6年度、7年度の予算、財政に関連してお尋ねいたします。

平成6年度の歳入状況と財政の確立についてお尋ねいたします。平成6年度に入ってから、我が国の経済はバブル経済の崩壊の影響に加えまして、相次ぐ円高等の影響もあって、総じて低迷を続けており、一部に回復の兆しを示す動きが見られますが、依然として厳しい状況に直面していると思っております。このような中で、歳入の大勢を占める市税収入が、景気後退、住民税減税等の影響もあり、その伸びが期待できないように聞いておるところでありまして、ちなみに、平成元年度には法人市民税が100億円あったのが、平成6年度の見通しでは50億円、半分に減ったというようなことも聞いているわけでありまして。

以上のような情勢のもとで、平成6年度予算を執行されまして、4分の3を経過したところでございます。予算の裏づけとなる歳入の今後の見通

しと歳出のバランスをいかに保たれるかをお尋ねいたしたいと思います。

次に、平成7年度予算作成に当たってであります。

バブル経済の崩壊以来、急速な円高は当四日市の地場産業にも深刻な影響を与えているところであり、また、この夏の猛暑によります異常渇水は、石油コンビナートの操業率の低下を招きまして、来年度における法人市民税の伸びは非常に期待ができないのではないかと考えるわけであります。あわせて、住民税減税が行われ、大変厳しい財政環境が予想されます。一方、景気は平成6年度より随時緩やかに回復する兆しも見られますが、恐らくは財政の最大の危機は平成7年度に大きな問題としてのしかかってくるのではないかと思います。来年度予算をどのように編成するのか、また、行政改革をいかに実現していくのかにもかかると思います。今、民間企業では、不況を乗り切るために人員削減や経費の切り詰め等、血のにじむようなリストラの努力をされているところであります。公務員だけが例外というのでは、市民の納得を得られないはずであります。今こそ徹底した行政改革のさらなる推進を強く求めるところであります。

また、地方自治は今、戦後50年を経過いたしまして、新たな時代を迎え、大きな転換期にあると言えます。そんな中で、昨年6月の国会において、地方分権の推進に関する決議や、年内に予定されている地方分権大綱などに見られるように、国主導で動きが大変急がれているところあります。本来、これらの問題は、主体は地方自治体自体ではないかと思います。このような観点から、平成7年度、当市としていかに対応されていくのか、お伺いをいたしたいと思います。

以上のような財政の危機下にある平成7年度予算編成に臨む市長の基本姿勢についてをお尋ねいたしたいと思います。

次に、公民館活動についてであります。

公民館はどの町にもある最も一般的な公共施設であり、上手に活用すれば地域活性化をするために最も手近な核としての存在を果たせると思いま

すが、地区市民センター方式をとった四日市では、その影響を受け、活動が埋没しているのではないかと、本来の目的を見失っているような気がしてならないわけでもあります。利用者の顔ぶれはいつも同じようで、およそ若者の参加しそうなプログラムなどは見当たらないような状態かと思えます。囲碁や茶道や華道や料理教室のようなカルチャーセンターと化しているような気がしてなりません。

こうした利用状況は、それぞれで意味があるのであろうが、もともと公民館が発足した趣旨から大分外れているような気がいたします。本来、趣味や教養は全く個人的な趣向によって選択されるものであり、公民館の原点は社会人としての自覚と責任感を持った地域社会の主体的な意識、そして自治意識を持つ公民を養うことにあった点から、全く逆行しているのではないのでしょうか。

そこで、公民館活動を活発にするために、私なりにアイデア、方策を考えてみたわけでもあります。

施設の長を一般から公募あるいは住民投票によって選出し、地域との結びつきを強める。2番目といたしまして、地域活動の活発な団体、事務局を設置する。例えば、ライオンズクラブの事務局を置く、あるいはまた、各商店街の事務局を置く等々、常勤のスタッフを配置して、関係団体の相互交流や情報交換ができるようにしたらどうか。3番目には、生涯学習センター構想などと関連を持たせながら、活動を推進する。活動の活発なところには予算に差をつけまして、従来の各館均等配分を見直す。4番目といたしましては、午前中は一部休館といたしまして、午後からオープンする。現在も四日市でされておりますが、夜間開放、さらには閉館までスタッフを配置する方法。5番目としては、どの施設へ行っても設置されている備品は全く似たようなものであり、住民に対しヒヤリングをして、もっと地域のニーズに合ったものを購入したらどうか。6番目といたしまして、今の公民館は近隣の施設の取り組みすら知らない状態でありまして、

各地区市民センター単位で公民館活動成果のコンクールのような幅広い発表会の機会を持ったらどうか。7番目といたしまして、公民館の運営会議を公開いたしまして、一般の市民と申しますか、住民が傍聴できるような方法をとったらどうか。等々、私なりに考えたところであります。

以上のような課題を解決する必要から、ぜひ公民館は、もともとGHQの肝入りでつくられた近代的市民をつくるための社会人学校でありましたが、しかし、その目的は今なお必ずしも達成されているとは言えないと思います。都市の生んださまざまな問題、教育、高齢化問題、環境問題、あるいはまた、富田におきましては、まちづくりなど、個人や家庭だけでは解決できない政治や行政の問題を論議し、解決していくことも公民館活動の大きな目的であろうと信じるわけであります。政治的、経済的転機の今、公民館活動について、いま一度原点に戻って見直す時期が来ていると、こんなふうに思います。ご所見をお伺いしたいと思います。

○議長（伊藤雅敏君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 第1点目についてお答えを申し上げます。

帰朝報告のようになりまして大変恐縮でございますが、時間の都合上、計数的なご説明は省かせていただきますので、あらかじめご了承をいただいで、お聞き取りをちょうだいいたしたいというふうに思います。今回の訪問でございますが、これは10月と11月下旬に中国及びインドネシア両国をそれぞれ1週間程度訪問したわけであります。中国の訪問は元来4月にやる予定でございました。残念ながら、前川村議長の突然のご不幸で、延期せざるを得ないということになりまして、延期をいたしてございまして、双方の都合が合ったのが今年の秋の暮れであったと、こういう状況でございます。したがって、これは1980年に天津と友好都市提携を結んだわけでありますが、当時の市長さん、胡啓立さんであります。そして、さらに前の天津市の市長さん、現在では天津市の人代の議長さんであ

りますが、聶璧初さん、このお二人に当市から特別名誉市民章を差し上げるということになっておりましたので、それを実施し、かつ現市長の張立昌さんにお目にかかって、今後のお互いの交流を深めていきたいということと同時に、天津市四日市市友好都市提携15周年を迎えまして、そのイベントをどういうふうにするかということについて、打ち合せをしようというのが、その主たる目的でございます。同時に、実は博物館の行事として、中国の歴史の原点とも言うべき、西安市を訪れまして、西安の兵馬俑坑あるいは博物館の視察をさせていただきました。

したがって、私は、中国で天津市の皆さん方にお目にかかり、ただいま申し上げました特別名誉市民章をお渡ししたことと、さらに、今四日市港で考えていますFAZの中身につきまして、天津市さんの方にも、ひとつぜひご協力をいただきたいというお願いをいたしてまいりました。同時に、四日市港の振興のためもありまして、天津海運公司をお訪ねをして、その責任者の方とお話し合いをさせていただいた。いずれも、それぞれの目的を十分にとは申せませんが、それなりに達成をすることができたというふうに思っております。

なお、西安に参りまして、天津市や、あるいは中国の博物館から価値のある何らかの展示物をお借りはできないかというふうに思いまして、申し上げましたが、これは今後の課題ということになっておりますので、今後とも努力を続けてまいりたいというふうに思っております。

西安へお邪魔をしたときには、主として陝西省の職員の方々がご対応をいただきました。陝西省の方は、環境問題で今大変苦しんでおる。四日市は環境問題について随分努力をしているので、自分たちもひとつ面倒を見てほしいと、こういう申し入れをいただきまして、私の方もいろいろ調査をいたしました。これはICETTの協力がなければなかなか難しいことではないかということで、ICETTと協議をして、お助けをする手段がないものかということを探りました。同時に、陝西省の方からは、ちょ

うど京都市の平安建都1200年祭に参加をされておられました陝西省の人民代表の副議長さんがおいでになられておられましたが、予定を変更されて当市へおいでになられまして、強いご要請を受けました。これについて、私どもはできるだけ対応を今後 I C E T T と協力をして進めていくということでご了解をいただいたのでございます。

以上が大体、非常にはしょった報告で恐縮ですが、中国訪問の報告とさせていただきます。

なお、インドネシアでございますが、これは実は I C E T T ができた直後に、I C E T T の目的は途上国の環境テクノクラートの研修ということですが、I C E T T の主目的になっております。したがって、私は途上国を訪ねようということで、約4年ぐらい前だったと思うのですが、シンガポール、インドネシア、タイ等をお訪ねいたしました。当時、インドネシアにおきましては、科学技術応用庁の次官をされておりましたワルディマンさんという方にお目にかかりましたが、大変熱心に私どもの話を聞いていただきました。以後、今日まで、研修生としてお国からこちらへ来ていただいた数は、I C E T T の中でも一番多い、非常に熱心に取り組んでおられるところでございます。

そのようなことを踏まえまして、一遍インドネシアの実態を知りたいな、そして、できれば私は、インドネシアという国は、発展途上国の中でも優れて経済開発あるいはそういった面で進んだ国でございます。先だって A P E C がインドネシアのジャカルタで行われた直後でありましたが、A P E C の中でもその指導性を発揮をされるであろうという国でございます。したがって、そのインドネシアからの研修生が非常にたくさん来ておるといって、そのお礼も兼ねまして、お邪魔をいたしましたのでございますが、ちょうど当時のワルディマン次官は、今文部大臣をしていらっしゃいますが、ワルディマン次官にもお目にかかることができました。もちろん、その前に、当初から関係をいたしております J I F ですが、ジャパン

・インドネシア・フォーラム、そういう団体が財団で日本にできておまして、これがジャカルタに常駐をいたしております。したがって、ここを通じていろいろ連携を図っております、お陰さまで今申しましたように、文部大臣にもお目にかかることができました。

このインドネシアの実情は、先ほどちょっと申し上げましたが、A P E C の中でも先進国の中に入るとはならないかというふうに思われております。そして、インドネシアからは、パレンバン、グレスック、スラバヤ等々から研修生がたくさん来ておまして、いずれの研修生も四日市と都市提携をしないかというような申し入れを受けております。したがって、実情を一遍調査をしようと思ってまいりました。大臣にお目にかかる前に、大使館の公使をお訪ねいたしまして、神長さんという方でございますが、神長さんのご意見もちょうだいいたしました。「そりゃ市長、スラバヤがいいよ」と。「今四日市がおやりになるなら、スラバヤがいいんじゃないか」というアドバイスもちょうだいいたしました。そこで、私どもは、スラバヤへ行って見たわけでありませぬ。

スラバヤは、港を持っております。ちょっと今、その名前がややごしいので、資料を見ないとわかりませんが、この港のスケールが非常に大きい。施設、設備等は四日市港とほぼ同じぐらい、面積からいいますと、コンテナヤードははるかに向こうの方が大きいという実態でございます。残念ながら、水深が10mから11mぐらいしかございませんので、その点、大きなコンテナ船は入らないということから、スラバヤの方では、輸出入貨物は全部シンガポールへ送っております。そして、シンガポールから諸外国へ出ておる。オーストラリアの輸出貨物の一部、あるいはすぐそばにあります木材の大量たくさん出るところであります、カリマンタン島という島がございます。昔のボルネオ島でございます。ここからの荷物も、大体インドネシア国内の荷物はスラバヤ港に集まって、スラバヤからシンガポールへ送られていると、こういう実態がございますが、港のスケール、規模

からいって、私は、四日市港にまさるとも劣らないのではないだろうか。今はメインポートにはなっておりませんが、将来性というものが大変あるというふうに見て帰ってまいりました。

そういった意味で、私はやはりスラバヤと提携をしていくのが一番いいのかなというふうに思っておりますけれども、この都市提携については、平等互恵ということが前提でございます。熱心に言ってお見えになるparenバン、あるいはグレシク等の様子を聞いてみますと、どうも一方的に経済的な支援を頼むぞというようなお話がございまして、ちょっと荷が重過ぎるのではないだろうかという感じが私はいたしております。そういった意味で、私はスラバヤ港との提携の可能性を探りたいというふうに思っておりますが、それも急激な提携ということではなくて、双方が今の環境技術だけできずに、いろんな文化あるいはまちづくり等々、広範な提携をしていくことが一番好ましいと思いますので、私は徐々に緩やかな交流を深めながら、それを実現に持っていきたいなというふうに思っております。

スラバヤは現在、東ジャワ州というところにあるんですが、東ジャワ州は大阪府と提携をいたしております。スラバヤ市は外国の都市では、アメリカのシアトル、韓国の釜山と提携をしているということでございますから、非常にいいところをスラバヤ市は見ているなという感じが私はいたしました。そういった意味で、これから徐々にインドネシアとの交流は深めていくであろう。経済投資なんか見ておりますと、インドネシアの経済投資は、諸外国の中でも、日本がすぐれて一番でありますし、さらに、インドネシアから輸出され、あるいはインドネシアに輸入される物資の中でも一番多いのが日本でございます。そういった意味で、日本との関係は非常に深いというところがありますので、私はそういう方向で今後努力をしていきたいなというふうに考えて帰ってきたところでございます。

いずれ詳しくは、また別の機会にご報告をさせていただきたいと存じま

すが、以上で両国訪問のご報告とさせていただきたいというふうに思います。

それから、平成7年度予算に関しまして、ご質問がございました。平成7年度の状況であります。ご承知のように、平成6年3月現在の状況を見ておりますと、景気はなかなか低迷状況にあるようでございまして、その回復はなかなか難しい。一部新聞等によりますと、景気回復がだんだん見えてきたということが書いてございまして、基礎産業部門においては、それがだんだんはっきりしてきているというふうに受け取っておるところでありますけれども、今日、必ずしも実感としてそういう実態が私どもの方に感じられるところまでは、残念ながらいっていないというのが実態でございます。

そこで、経済企画庁の発表でございますが、この景気の後退というのは大体30カ月続いております。第2次石油危機のときには36カ月で、2番目の長さであるということですが、かすかにその回復の兆しが見え始めたのではないかとこのように思っております。しかし、本年度の住民税の特別減税、あるいは経済対策の3期の追加というものが非常に大きく影響を与えてございまして、なかなか苦しい実情に置かれていることも事実でございます。同時に、夏の渇水等もございました。したがって、私は大きく伸びていくということは、期待できないというふうに思っております。特に、固定資産税については、土地の評価がえが行われたわけですが、全体としては前年度に比べ4%程度の増収にとどまる。個人市民税につきましては、特別減税あるいはそういったような影響で二十数億円の減収である。法人市民税は先ほどお話がありましたように、平成元年度は104億円あったんですが、その半分にまで落ち込んでおるといったような状況でございます。その財源不足をどうするかといいますと、減税補てん債、それから減収補てん債などの借金で賄えということでございますので、非常に苦しい運営をせざるを得ないというふうに思っております。前倒し減税

及び前年度における3次の総合経済対策の繰越事業がまだございます。これらの影響によりまして、資金が逼迫することも予測をされますが、今議会におきまして、一般会計で50億円、特別会計で6億円の一時借入金の最高額の追加をお願い申し上げたいと思っております。ご提案させていただいておりますのはご承知のとおりでございます。

このような状況でございますから、国、県の補助金の収入についても、これを早くこちらへ回していただくように、各部を今、督励をいたしておるところでございます。議会が終わりましたら、早速本省と交渉に入りたい、陳情に行きまいるというふうにおもっております。

また、来年度一般会計予算の規模は、大体私は、全体からいって、規模が落ち込むことのないようにしたいと思っておりますけれども、国の方では、来年度一般会計予算の規模を40年ぶりに縮小するというのでありますから、大変厳しい行財政運営をせざるを得ないということでございます。したがって、私は、事業規模につきましては、今申し上げましたように、できるだけ前年度を落ち込まないように、取り計らってまいり所存でございますが、一方で、行政改革というものをぜひ実現していきたいというふうに思います。そのためには、事業の必要度をしっかり踏まえて、予算編成に臨みたいというふうに考えておる次第でございます。

以上で私にご質問のありました2点について、ご答弁をさせていただきました。

○議長（伊藤雅敏君） 教育長。

〔教育長（丹羽 武君）登壇〕

○教育長（丹羽 武君） 先ほどは公民館活動のあり方についていろいろと問題点を挙げられまして、示唆に富んだご発言をいただきまして、ありがとうございました。

本市における公民館活動でございますが、既にご承知のように、本市の

公民館というのは、よその市とは違いまして、いわゆる独立した公民館というものを建てて、そしてそれを運営するというのとは異なりまして、市の行政である出張所と、そういった性格を持った公民館とを合わせ持った、いわゆる地区市民センターの構想で出発を、昭和53年からしてきておるといふ実情でございます。

従来の公民館活動は、学級あるいは講座といったようなものを中心として運営しておるわけでございますが、現在では、学習をそういったところとするというだけにとどまらずに、そういったところで得た成果をさらに地域活動に結びつけていこうと、こういうことをねらっていく方向が四日市においても多くあらわれてきておるといふふうに感じております。このことは、社会教育活動本来の目的であります学習を続ける営みから生まれてくる、いわゆる人づくりから、さらには住みよいまちづくりといった方面にまで結びついていった成果が徐々にではあります、各センターで出てきておるのではないかなというふうにも思っております。

しかし、地区市民センターの利用状況等を見てみますと、人的にも内容的にもたまたまご発言がございましたように、若者が参加できそうなプログラムがないとか、いろいろなそういった問題が出ておることも事実でございます。今後いかにそういった若者をもまめ込んだ、いわゆるプログラムをどうやってつくっていくか、どう運営していくかも大きな問題になっておるといふふうにも承知しております。

また、ご指摘の囲碁とか、あるいは茶道、華道といったような、そういう、いわゆるカルチャー化してきておるのではないかとご指摘もございましたが、基本的には、個々人の趣味とか、あるいは教養をつけていくということもそれぞれの人にとっては一つの生きがいにも通じていく面があるわけで、そういったような観点からすれば、やはり必要な一面かとうかがいます。しかしながら、いわゆる町で行われているカルチャー活動とは違いまして、公民館活動におけるこういったものについては、ただ学ん

で、その人が満足をしていくというだけのものではなしに、さらにそういった活動の中で得られた多くの仲間づくりであるとか、あるいは先ほども申しましたような地域づくりにまでそれを広げていっていただくというところが大切かと思っております。先ほどから言っておるように、住民がそういうセンターでの活動、学習を続けていくという営みの中で、人づくりから地域づくりへというふうに、これからも我々は努力を続けていきたいというふうに思っているところであります。

こうした公民館活動というものをより多く市民の方々に理解していただくために、毎年2月に「人づくり・まちづくりフォーラム」という催しを開いておるのでございますが、本年度は、内容を変えまして、23地区市民センターが持っているいろんな活動からくる意見発表とか、あるいは学習成果をその場で発表していただくといったような、そういうものにしていきたいというふうにも思っておるところでございます。

生涯学習を推進していくという立場と、地域社会づくりの観点といったようなことから、地区市民センターが十分に機能を果たしているのかということにつきましては、ただいま議員からご指摘がございましたように、公民館活動をより一層活発にするためにいろいろなアイデアとか方策といったようなご提案をいただいておりますが、我々もいまま一度、こういった活動については原点に戻って、公民館活動を見直すということにつきまして、現在、市民部とも共同いたしまして、それらの点について、本年度から2カ年計画で、この調査研究を開始したところございまして、その成果をもとにして、ただいまもございました生涯学習の実践の場としてのセンター活動との関連性あるいは運営、あるいは指導者の配置といったようなこと等につきましても、センターにおける公民館活動という視野を持ちまして、今後十分検討を重ねていきたいというふうに思っておりますので、何とぞご理解を賜りますとともに、今後またこういった点について、何かとご指導、ご鞭撻をいただければ幸いです。

おるところでございますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（伊藤雅敏君） 水野幹郎君。

○水野幹郎君 まだ答弁漏れもあるようでございます。まず、地方分権についてどのようにされるかということで、私も三重大の教授が今アンケートをとっている、これを示しながら、対応をどうするかということを探っているわけでございますので、この辺もはっきりひとつお願ひをしたいと思います。

それと、市長から大変詳しくご報告をいただきました。一つには、ICETTが特に東南アジア、世界から注目をされている。これはICETTをつくるときに、栗本さんが市長公室長でございまして、企業に県と一緒に寄附を回られるときに、恐らくこれは四日市の将来の文化という面で評価をされるときが来るだろうと、これを持って各企業に寄附を求められたらどうかと、こんな提言をしたことがございます。わずかな間に、ICETTの非常な努力によって成果が実りつつある。このことは大変今の市長のお話の中から伺って喜んでいただいております。

もう一つ、市長のお話の中で、中国・天津の貿易の問題が出てこなかったんですが、なかなか一朝一夕にはいかないと思いますが、何か四日市港が使いにくいのか、設備の問題なのか、管理の問題なのか、あるようにも思うわけですが、ぜひ天津市との貿易の拡大ということを私ども多く期待をいたしておりますので、この場ではお話をできにくいかわかりませんが、積極的に今後とも続けていただきたい、こういうことを要望しておきたいと思っております。

それから、インドネシアでございまして、お話を伺いますと、都市提携を大変期待をいたしていただいておりますが、いろんな問題があると、引き続き、ぜひひとつご努力をいただきたい、こんなふうに思います。

それから、行政改革ですが、事務改善にとどまらず、これからは積極的に進めていただきたい。特に、行政改革という言葉の中に全部埋まってし

会 議 録

第 4 日

(平成6年12月8日)

○議事日程第4号

平成6年12月8日(木) 午前10時開議

第1 一般質問

第2 議案第102号ないし議案第127号 …………… 質疑・委員会付託

第3 議案第128号ないし議案第137号 …………… 説明・質疑
委員会付託

議案第128号 平成6年度四日市市一般会計補正予算(第3号)

議案第129号 平成6年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

議案第130号 平成6年度四日市市公共下水道特別会計補正予算(第2号)

議案第131号 平成6年度四日市市土地区画整理事業特別会計補正予算(第3号)

議案第132号 四日市市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

議案第133号 四日市市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

議案第134号 四日市市長、助役及び収入役の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

議案第135号 四日市市職員給与条例の一部改正について

議案第136号 四日市市税条例の一部改正について

議案第137号 工事請負契約の締結について

—西伊倉町市営住宅建替(Ⅱ期)工事—

○出席議員(36名)

小井道夫

石川勝彦

市川悦子
 市川正徳
 伊藤正数
 伊藤雅敏
 伊藤正巳
 宇野長好
 大島武雄
 大谷茂生
 小川政人
 喜多野等
 久保博正
 桑原勇
 小林博次
 坂口正次
 佐藤晃久
 佐野光信
 瀬川憲生
 田中武
 田中俊行
 土井数馬
 豊田忠正
 中森慎二
 野崎洋
 橋本茂
 長谷川昭雄
 日置記平
 藤井浩治

古市元一
 堀内弘士
 益田力
 水野和子
 水野幹郎
 毛利道哉
 森真寿朗

青山弘忠
 谷口廣睦
 野呂平

○欠席議員（3名）

○出席議事説明者

市	長	加藤寛嗣
助	役	加藤宣雄
助	役	奥山武助
収	入	毛利道男
港	湾	梅木勇二
審	議	佐々木龍夫
監		川畑義之
市	長	鈴木一美
公	室	野呂修
長		小畑廣次
計	画	服部美次
推	進	米津正夫
部		須原賢治
長		玉置泰生
総	務	
部		
長		
財	政	
部		
長		
市	民	
部		
長		
保	健	
福	祉	
部		
長		
商	工	
部		
長		
農	林	
水	産	
部		
長		
環	境	
部		
長		

都市計画部長 大橋 実
建設部長 西田 喜大
下水道部長 岡田 幹夫
消防長 島村 隆
病院事務長 谷口 淳一
水道事業管理者 鎌田 悟

教育長 丹羽 武

代表監査委員 栗本 春樹

○出席事務局職員

事務局長 長谷川 昭彦
参事兼議事課長 伊藤 千秋
議事課長補佐 玉田 耕士
議事係長 井上 紀久夫
主 事 濱田 信二
主 事 芝田 敏樹

午前10時1分開議

○副議長（豊田忠正君） おはようございます。伊藤議長に代わりまして議長職務を行いますので、よろしくお願いたします。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は34名であります。

本日の議事につきましては、お手元に配付いたしました議事日程第4号により取り進めますので、よろしくお願いたします。

日程第1 一般質問

○副議長（豊田忠正君） 日程第1、これより一般質問を昨日に引き続き行います。

順次発言を許します。

森 真寿朗君。

〔森 真寿朗君登壇〕

○森 真寿朗君 おはようございます。連日大変ご苦労さまでございます。通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず、女性の地位向上対策の、今回は特に農村女性の地位向上についてであります。

私は、我が党の政策の一つの柱である女性の地位向上と窓口設置問題について、10年以上前から、何度もこの壇上から質問をさせていただきましたが、昨年より、その第一歩として、女性課窓口が設置され、本年はその窓口も新しい場所で立派に完成され、今日では新しい女性施策が次々と研究を重ねられ、その上に立って、新しい行政活動が展開され、実効を上げ、女性市民から評価されておりますことに対し敬意を表します。地位向上の本当の成果は、すぐ成果として出るものではありません。今日の1日1日の行政活動が必ず将来、大きな花が咲き、市政全般の大きな発展の力となるものと確信をいたしております。

そこで、今回は農村地域の女性の地位向上について、お伺いをいたします。

村づくり、まちづくり、ふるさとづくりと叫ばれて久しいわけですが、その中で、女性の参加が進んだ地域ほど、村づくり、まちづくりが成功している実態が報告をされております。本市においても、まちづくりはもちろんのこと、新たに平成4年の新農政に基づき、県では農業経営基盤の強化に関する基本方針が既に打ち立てられております。本年度中には四日市市の農業経営の基盤の強化促進に関する基本となる構想を打ち立て、その

実行を進めなければなりません。実行に当たり、女性の参加、地位向上が不可欠となってまいります。しかし、市民の議会である市議会への女性参加もまだまだでございますが、農民の議会である農業委員会への参加は皆無であり、女性の農業委員の実現をと耳にする今日でございます。現状では大変困難な問題があり、本当に困難を打開しなければならないと言わざるを得ない実態であります。

また、農村地域の生活環境整備、農産物の生産販売についても、最近では生産者の顔が見える販売活動、逆に消費者の顔が見える生産活動等、いずれも女性の参加が条件となってまいります。

そこで、3点ほどお伺いをいたします。

第1に、農業委員会、農政審議会等への女性進出指導についても、農林水産部の行政では限界があり、女性課の女性問題対策とタイアップをしながら進める必要を感じるわけでございますが、その取り組みについて、今日までの経過をお尋ねいたしたいと思っております。

第2に、生産活動と消費活動について、農産物の消費活動は大半が女性であります。しかし、従来は農林水産部と商工部の指導が中心であったかと思っております。今後はさきに申し上げたように、消費者のニーズの変革により、農村女性の地位向上と進出が必須条件となってまいります。今後の取り組みについてのご所見をお伺いいたします。

第3に、農村の生活環境整備、これには女性の力が大きく期待をされますが、期待される女性の意識なり、地位向上への指導なり学習についても、ご所見をお伺いいたします。

次に、昨日も市長の海外報告でございましたように、国際交流あるいは友好、こういったものが大変重要な課題となっております。今回は、この国際交流の小中学校の関係についてでございます。国際化の時代と言われてから、もう随分たちますが、さて、国際化とは何かということになりますと、大変定義づけも非常に難しいことでもあります。日本は国際社会の一

員であること、我々とは違った考え方とか、風習、文化の中で生活する国、人が存在し、そのことを理解することも国際化の中に生きる姿勢として大事なことではなかろうかと考えるところでございます。

では、そのためにはどうしたらよいか。その近道は国際交流ではないでしょうか。「百聞は一見にしかず」というように、自分の目で確かめ、肌で感ずることは、極めて有意義であります。今日、少子化社会にあって、21世紀を担う貴重な人材育成のためにも重要なことであります。こうしたことから、中高年者が生涯の思い出として1回の海外旅行をする、これも確かに有意義でありますけれども、「鉄は熱いうちに打て」というように、子供のうちから海外体験をさせる、あるいは外国人との交流を進めることが、子供のためであり、国際化を進めるために効果があるとする観点から、お伺いをいたします。

第1点目は、町を歩いていて、外国人に話しかけられると逃げるといった話を聞きますが、これでは国際化とはとても言えません。本市でも、ロングビーチから先生を招き、交流を進められておりますが、もっともっと枠を広げ、米国、中国と、小中学校の交流の拡大について、また、今回西陵中学校の絵画、書道、写真等、交換交流の促進について進められておりますけれども、教育長はこれについてどうお考えか、お伺いをいたします。

第2点目には、海外体験であります。来年は天津市との友好都市提携15周年に当たります。市長はたしか、この中で国際交流を考えていきたい、こういう発言があったかと思っておりますが、ぜひ小中学校の海外体験の実現についての現在の計画等をお伺いしたいと思いますので、よろしくご答弁をお願いし、第1回目の質問といたします。

○副議長（豊田忠正君） 市民部長。

〔市民部長（小畑廣次君）登壇〕

○市民部長（小畑廣次君） 第1点目の女性の地位向上について、特に農業政策の中における女性の地位向上について3点ほど触れられたわけでご

ざいますが、女性政策を担当しております私の方から、総合的に市全体の女性地位向上の観点から、答弁をさせていただきたいと思っております。

女性の地位向上は、申すまでもなく、女性施策の中での最大の課題であると認識しております。女性課誕生以来、現在までさまざまな事業や調査活動を行ってきているところでございます。

農村女性の活動の一環を申し上げますと、今年の3月に市内の18の女性団体、グループが横に並びまして、「女性の集い四日市」というのを企画いたしましたところでございます。そのメンバーとして、JAの女性部、さらにまた、農村女性を中心となって活動していただいております生活改善グループの皆さんの自発的な参加によりまして、農村女性の地についた力強いエネルギーをこの催し物の中で発揮していただいたことも報告をしたいと思います。農村社会における旧態依然とした男性上位に対する不満の声も、この企画の中でも言われているところでございますが、機械化による農業近代化が進みましたが、家庭経営という中で、女性が家事あるいは育児、介護を担う、農業に従事しているにもかかわらず、その労に報いることが少ないことも現状でございます。

ご質問の中にありましたように、農業委員会の委員につきましても、37名見えるわけですが、全員男性というのが実情でございます。しかし、この委員さんは市議会議員と同じように公職選挙法に準じて選出をされるということでございますので、具体的に行政が介入ということにはならない、こう思っているところでございますが、農政にとって重要な意思決定の場でありますこの場に、男性とともに農業の担い手としての重要な役割を果たしている女性の参画がされることは好ましいことだと思っております。市の中におきましても、女性の登用につきましては、審議会あるいはまた、各種委員の女性委員の登用は現在10.6%ということでまだまだ低い状況にあります。その中で、女性課の一つの大きな目標といたしましては、21世紀に向けての女性施策プランの中で、特に審

議会や地域リーダーへの女性の登用をいかにアップさせるかということを中心に大きな柱として調査研究をしておるところでございます。昨日も申し上げましたように、12月の末には一つの方向が出てくるのではないかなと思っているところでございます。女性委員登用のための人材養成を目的に絞った女性自治セミナーも現在、開設をしているところでございます。

女性の地位確立につきましては、特に女性の多くを占めている農村女性の地位向上が不可欠だと思っております。今後さらに、農村女性を視野に入れた、質問にありましたように、派遣事業や生産者である農村婦人と、消費者としての農村以外の女性との交流の場を、あるいはまた、これも質問の中にありましたように、農林サイドだけではなくて、福祉サイドも含めた消費者という形の中で、農村女性の地位向上のために息の長い事業にはなると思いますが、精いっぱい努力をいたしたい、かように考えておりますので、ご了解を願いたいと思っております。

○副議長（豊田忠正君） 教育長。

〔教育長（丹羽 武君）登壇〕

○教育長（丹羽 武君） ただいまご質問がございました小中学校における国際交流の現状であるとか、あるいはこういった生徒の海外派遣等を含めたご質問に対してお答えを申し上げたいと存じます。

既にご承知のことかと存じますが、本市におきましては、姉妹都市であるロングビーチ市などから、現在7名の英語指導員を招いて、それぞれが3校を受け持っていただき、市内すべての中学校で英語の授業はもちろんのこと、教科外でも、例えばクラブ活動であるとか、あるいは学校行事等に積極的に参加してもらっております。そういった交流を重ねる中で、子供たちが英語指導員と直接触れ合うことを通しまして、英語によるコミュニケーション活動をより活発に行えるように次第になってきたかと存じております。

先ほどご指摘のように、ややもすれば閉鎖的な日本人の国民性といった

ようなものもございまして、外国人ということだけで、どちらかというところを避けようとする風習と申しますか、国民性がございまして、そうしたことについても、こうした外国人教師に接することによりまして、子供たちも次第に異文化に対しての理解を深めるなどして、国際交流の成果を上げてきておるところでございます。

また、国際理解を推進する拠点校として、小学校で2校、中学校で3校を国際理解教育推進校に指定いたしまして、それぞれの学校が特色を持った国際理解教育に現在も取り組んでいただいているところでございます。

ただいまご発言のございました西陵中学校と天津市の第二南開中学校との交流も、そうした一つでございます。この西陵中学校の国際交流につきましては、西陵中からは手づくりのTシャツであるとか、あるいは学校紹介の写真、南開中学校からは、生徒の書道あるいは絵などのプレゼントを交換し合っております。まさしく中学生らしい国際交流の姿という印象を受けておるところでございます。つい先日も、西陵中学校の全生徒によりまして、文化祭の作品として日中友好というものをテーマにした壁画を作成し、これを両校のかけ橋として南開中学校へ送る予定だと聞いております。これらの交流活動は、日常の学校教育活動を通じての生徒の主体的な取り組みでございまして、非常に意義あることと考えている次第でございます。

今申し上げましたような国際交流の活動が市内の小中学校により広がるよう、教職員対象の国際理解教育講座といったようなものも設けて、そこでその推進を図っているところでもございます。

今後の小中学校における国際交流への取り組みといたしましては、議員のお考えのように、国際感覚を身につけた、豊かな心を持つ子供の育成を目指し、より一層、指導の充実を図ってまいりたいと考えております。来年、中国天津市との友好都市提携15周年記念事業の一つとして、本市では中学生を対象とした少年訪中団について、先方と協議中でございまして、

教育委員会といたしましても、この事業は本市の中学生にとって、21世紀に向け飛躍的な成長をしている中国を通して異文化を理解する絶好の機会と考え、その実現に今後も努力を重ねてまいりたいというふうに存じております。

いずれにいたしましても、今後ますます進展してまいります国際化社会の中で、世界に目を向けて生きる子供たちを育成することは重要なことであると認識しておりまして、従前にも増して、本市の学校教育の重点課題の一つとして取り組んでまいり所存でございますので、何とぞご理解を賜りたいと存じます。

○副議長（豊田忠正君） 森 真寿朗君。

○森 真寿朗君 市民部長の方から、相当農村女性をご理解いただいておりますご答弁をいただいたわけでございますけれども、それから、農林水産部とのいろいろ連携を取りながら、今後さらに進めていきたい、こう答弁がございました。まさにそのとおりでございます。

ひとつここに、連日の女性の活躍が報道されております。女性の目から見た農村を話し合うということで、過日、「女性の村づくりフォーラム」というのが、21世紀村づくり塾主催で東京で開催をされております。この中で、相当高度なパネルディスカッションが行われ、有名人を解説委員に招いて、全国の農家の女性の代表に集まっていただいて、盛会に開催をされたらと、こういうことでございます。また、農村女性の将来の育成のためにも農業高校の生徒を招いて、そのメッセージを発表されたらと、こういったことが報道されております。

こういった全国の農業婦人の全国的な会議なり学習会なり交流会が、絶えず本市にも参っておろうかと思っております。こういったところについても、今後市民部にこういった要請はなかなか来ないと思っております。農林水産部にほとんど来るのではないかと思います。こういったときの処理方法について、これからは女性課が窓口になって、農林水産部と十分連携を取りなが

ら、こういった交流にも積極的に参加をいただく、このことが農村女性の地位向上なり進出をし、地域での活躍をし、先ほど答弁がありましたように、いろんな委員会への積極的な参加を喚起するのではなからうかと考えるところでございます。したがって、この点について、農林水産部長の方からも、ひとつこういった立場で農村女性の地位を向上させると、こういうことで、十分連携をとってやっていただけるかどうか、これについての確認をしておきたいと思えます。

それから、先ほど教育長からご答弁をいただいたわけでもございますけれども、きょうこのごろ、連日報道されております西尾市のいじめ事件等、暗いニュースの中で、我が四日市の西陵中学校の明るいニュースについて、ご理解をいただいて、多大のご協力をいただきたいと思うわけでございます。西陵中の国際感覚豊かな生徒を育てようと、日中友好のかけ橋にという大きな目標で、天津市の第二南開中学校と交流が過去から進められてきたわけでもございます。答弁にもございましたように、今回、巨大壁画を贈る交流計画が紙上で発表され、以前から、手づくりのTシャツ、学校紹介の写真、その他プレゼント交流が行われてきたわけでもございますけれども、この費用は大変なものだと思います。学校では、PTAの皆さん方等に多大の協力を得て、現在までこの活動を続けていると、こういうことを耳にいたしております。教育委員会としての援助の必要性についてもお伺いをしたいと思います。先ほどご答弁をいただいた小学校2校、中学校3校、この指定校があるということで、交流を積極的に進めておるということでございますが、この西陵中学校についても、その中学校3校のうちの1校であると、こういうことでございます。これについての指定校への財政援助はどうされておるのか、この辺についても再度、ご答弁をいただきたいと思えます。よろしく願いをいたします。

○副議長（豊田忠正君） 農林水産部長。

○農林水産部長（須原賢治君） 女性の地位向上につきまして、再度質問

をいただきましたが、農業従事者、農業に携わっている方あるいは年間の農業の労働時間の大体半分ぐらいは女性が占めておるわけでもございますので、今後、農村女性の地位向上というのは、大変重要なことでもございますし、まして、農業のリーダー的な立場に将来は女性がたくさん出ていただくことを私も歓迎をしておるところでもございます。

そこで、先ほどご指摘がございましたが、研修会とか学習会への参加ということでございますが、ちなみに、現在、農林水産部で女性施策、極めて乏しいわけでもございますけれども、今後の農業を担います中核的担い手農家の奥さんといえますか、女性で構成しておりますグリーンサークルでありますとか、あるいは生活改善グループでありますとか、そういうものの活動援助は行っておりますし、また、経営簿記セミナーというようなものも開催をして、女性に参加をしていただいて、女性自身が自覚と誇りを持てるような立場になっていただきたいということを考えておるわけでございますので、今後とも国、県段階での女性に関するいろんな研修会、講習会等ございましたら、ただいまご指摘がございましたように、女性課と十分連携を取りながら、参加のできる方向へ持っていくたいと、こういうふう考えております。

いずれにいたしましても、今後の農業経営というのは、企業的な経営に進まざるを得ないだろうということでございますので、家族の中での労働分担等も考え直して、あるいは農村社会の環境の整備も整えまして、そういうふうな女性がいろんなところへ進出しやすいような環境づくりというものに重点を置いた施策を市民部ともよく連携をとりながら、進めてまいりたいと、こういうふう考えております。

○副議長（豊田忠正君） 教育長。

○教育長（丹羽 武君） ただいまご質問がございました国際理解教育推進校等への援助でございますが、これについて、今ちょっときちっとした金額の資料を持ってきておりませんので、後ほど金額についてはお伝えし

たいと思いますが、援助をさせてもらっておるところでございます。

○副議長（豊田忠正君） 森 真寿朗君。

○森 真寿朗君 援助をしていただいておりますと、こういうことですが、この援助が大変財政逼迫の折から不足をしておるのではなからうかと、こういうことでございます。大いに交流を深めて国際化豊かな教育を進め、子供を育成していこうと、こういうことでしたら、やはり不足している予算についても、大幅に増強し、この指定校が市内全域に大きく広がっていくような財政措置も必要でなからうかと思っておりますので、またこれは常任委員会の方でもご議論をいただきたいと、こう思うわけでございますので、お願いをいたしておきたいと思っております。

それから、来年度の15周年の記念行事として少年の訪中団、これについて現在検討中と、こういうことでございます。ぜひとも実現をしていただきますように、お願いを申し上げておきたいと思っております。

最後に、わずか時間がございますので、通告はいたしておりませんが、冒頭に申し上げた教育関係の問題で、いじめの関係で、本市の取り組み、これについて、大変心配でございますので、取り組んでおる報告をいただきたいと思っておりますが、よろしくお願いいたします。

○副議長（豊田忠正君） 森議員に注意しますが、通告以外の場合はご遠慮願いたいのですが、よろしいですか。

○森 真寿朗君 わかりました。

○副議長（豊田忠正君） それでは、暫時、休憩いたします。

午前10時37分休憩

午前10時55分再開

○副議長（豊田忠正君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤晃久君。

〔佐藤晃久君登壇〕

○佐藤晃久君 それでは、通告の順序に従いまして質問をいたします。

今回は初めてトイレ文化を考える第10回全国トイレシンポジウムに参加をして、質問をさせていただきます。

都市社会が高度化し、ライフスタイルが変化する中で、まちづくりに快適さや潤いを求める声が高まっており、都市環境に関するさまざまなテーマが社会と大きくかかわっています。また、高齢化社会に向かいつつある中で、高齢者、障害者もすべての人が暮らしをともにするノーマライゼーションの理念が広まりつつあります。このような背景のもとで、トイレに対する考えもようやく変わってきました。しかし、ハードウェアの開発は進んでいるものの、生活に不可欠なトイレの社会的位置づけはまだ低いと言わざるを得ません。ましてや、都市に必要な施設である公共トイレについては多くの問題を抱えています。

私は、このような認識の中で、トイレに関心を持つ一人として、美しい自然や豊富な幸を求めて多くの観光客が訪れる志摩地方で、11月10日、11日両日で、公共トイレの環境改善や新しいトイレ文化の創出を目指して開かれた全国トイレシンポジウムに参加いたしました。この場所は、皆さんもご承知かと思っておりますけれども、三重県志摩5町、公共トイレの整備充実に消極的な実態が報告をされております。その一例を報告しますと、観光地の顔とも言われる、旅の印象のよしあしにも大きく影響する公共トイレ、有名観光地の各種のトイレ革命が顕著になってきている三重県の老舗の観光地・志摩地方では、トイレの整備が遅れ、大きな課題になっています。トイレシンポジウムの誘致をきっかけに、魅力的な公共トイレづくりを目指そうとする志摩地方の自治体が管轄する屋外公共トイレの現状はいかにということでございます。

今年の黄金週間のこと、磯部町に志摩スペイン村が開業して間もなくの大型連休で、周辺道路は大渋滞をいたしました。ここで困ったのがトイレ問題でございます。磯部町内の幹線道路沿いでは、有料道路を除き、一つ

も公共トイレがないわけであります。何時間も車の中に閉じ込められることになった観光客の皆さんは、道沿いの民間に頭を下げて、次々と駆け込む事態となっていました。また、大型バスが民家近くに横づけしたり、トイレを借りる列もありました。こういう状況の中で、町では来年度中に幹線道路沿いに1カ所トイレを新設するように急いでいるというのが聞かれました。

この志摩5町には、幹線道路沿いを含め、全体でどれだけの屋外公共トイレがあるのだろうか。駅や施設内を除くと、屋外公共トイレは、計61カ所、阿児町が最も多く18カ所、続いて志摩町が16カ所、大王町が14カ所、磯部町は10カ所、浜島町は3カ所になっています。この設置場所は、観光名所の海岸や岬、駐車場、公園などが主であります。整備内容を見ると、61カ所のうち、水洗が15カ所、簡易水洗が5カ所、残りの41カ所はくみ取り式になっております。さらに、障害者のトイレを見ますと、3カ所になっております。

そこで、まず第1点目は、四日市市内で公共トイレが利用したくなくところにきちんと設置されているかであります。ハンディのある方々の立場に立って設置されているか。また、設置に当たって、清掃の方々と市民参加の中でトイレがつくられているか。障害者専用からみんなが使えるゆったりしたトイレになっているか。トイレの維持管理体制が一本化されているか。また、道具置き場は各トイレに設置されているか。このような観点から、我が四日市市内の公共トイレの現状を考えてみますと、公共トイレは、391カ所、その中で、車いす用で設置しておりますのが158カ所あります。こういう中で、ほとんどが公園にあります。また、1日に数えるほどしか利用者がいないところもあるわけでございます。また、これに比べて、人通りの多い繁華街、駅前、バス停には公共トイレがない。また、モータリゼーションの進展に伴って、道路沿いでのトイレがない。また、学校関係では、今日、生涯学習時代と言われている中で、屋外にトイレがない。

ゲートボール場にもトイレがないわけでございます。また、仮設トイレについては、大四日市まつり、海蔵川での花見時期、河川敷きを利用したイベントの開催に対して、仮設トイレは利用者に喜んで利用されていない。四日市港で釣り、散策をする方々のトイレがない現状であります。

トイレの設置に当たって、清掃の方々、市民参加の中でトイレがつくられているか。本当に利用して喜ばれているトイレをつくるためには、事前調査、利用者の意見を十分反映することが必要だと考えます。

東京都世田谷区内の小学校、中学校を対象に、学校トイレはどんなものかという調査をされています。その調査の結果によると、理想とする学校のトイレは、洋式、照明は各個室について、周囲の壁は花模様が描かれている明るいもの、そして、花も生けてあるというものであります。そのように、トイレに対して現実、学校のトイレは、全部ではありませんけれども、暗い、狭い、汚いと評価は極めてよくないと思います。家庭のトイレはもちろん、デパート、駅などのトイレは、どんどん快適なものに改装されているのが現状であろうかと思えます。学校のトイレも、ただ単に用を足せばよいとするのではなく、教室の一部であると思えます。

また、今日、生涯学習時代に入って、地区の多くの方々为学校施設を利用されていますが、学校のトイレが屋内にあるために、屋外で地区の方々が運動するとき不便を感じています。屋外のトイレの設置の要望もあります。

古いトイレを改築する場合、今あるトイレの実態を調べ、1日のトイレの利用者、数、老若男女の比率を調べると意外なことがわかつてきます。例えば、児童公園内でのトイレでは、午前中は幼児、午後は児童、昼休み中はサラリーマンで外で働く人の利用が多いことが発見され、児童公園だから子供利用だけを考えるのではなく、ぜひ公園利用者、周辺の住民から直接どんなところに不便を感じているか、どんなトイレをつくってほしいのか、どんな問題があるのか、意見を聞くべきであります。

また、清掃関係では、清掃の方々にお聞きをいたしますと、多くの問題を抱えております。メンテ関係者が最も不便を感じている道具置き場、トイレを快適に保つためのかぎを握っている場所なのに、現実には道具置き場の数が少ない、狭い、収納棚がない、モップが乾かせないなど、意外に知られていないと思います。道具置き場の実態を調べますと、すべてのトイレに道具置き場がない、広い公園の場合も1カ所しかありません。係の人が重いバケツなりモップを抱えて、ビル内なり公園内を何度も行き来をしなければならぬと言われております。例えば、エレベーターがあっても、一般の人への気兼ねから、使わない傾向が多いと言っています。階段の上がりおりは重労働で、トイレの清掃以上に、移動にエネルギーを使ってしまうとのことです。また、雨の日は補充用のペーパーがぬれないよう、気を使うそうです。もう一つ困っていることは、道具置き場が男性トイレにしかないわけであります。作業員が女性の皆さんですから、気まずい思いをすることが多いようです。理想的には、トイレごとに最低でも1フロアに1カ所は要るのではないかと思います。しかし、現実には清掃道具置き場はトイレブースと同じであります。このようなブースの広さが道具置き場と同じ程度であるわけです。しかも、清掃用の流しと一緒にあります。その狭さは、私もずっと回らせていただきましたが、深刻な問題だというふうに私も実は感じた1人であります。置き場の内部は足の踏み場もないほどであります。バケツにつかえて、途中までしかドアが開かないケースがしばしばあると係の皆さんは言っております。

こうした不都合が生じた原因は、つくる側の道具置き場に対する認識が不足していると思います。今後は、トイレの設計段階から、十分なスペースをもって、道具置き場の計画をしていただきたいと思います。道具置き場の機能も見直すべきだと思います。日常の清掃置き場、またストック用の資材置き場、そして清掃担当者用の控え室のような発想で見直しをしていただきたいと思います。清掃用のシンクの水洗の金具は不便であります。

作業効率をよくするために工夫をするべきだと思います。

3点目は、ハンディのある方々の立場に立って設置されているか。ハンディキャップトイレは、最近、公共トイレでは当然のごとく設置されています。しかし、維持管理上の問題から、車いす専用としているところがまだまだ少ないわけでございます。ハンディキャップトイレは、一般の人が利用できない。私もそういう一員になるわけですがけれども、一般の方々が利用できないという考えから、利用者が少ないと言われております。そのために、内部にいたずらされたり、青少年のたまり場になってしまったり、うまく使われていないと思います。

次は、トイレの維持管理体制が一本化されているかということであります。本市の公共トイレの管理状況は、管理部での先ほど言いましたトイレの設置数でありますけれども、各部にわたって分散されております。その中で、一遍私もお聞きをいたしましたけれども、環境部では、設置数が3カ所あるというふうにお聞きをいたしました。これをどこへ管理させておるかといいますと外部委託、清掃回数はどうかといいますと、毎日1回、総務部での設置数は35カ所、外部委託、清掃回数は毎日、1日に2回というところもあるそうでございます。市民部の関係で見ますと、何と地区市民センターを中心に54カ所、これはまた直営、清掃回数は毎日でございます。そういう中で、都市計画部の公園を含めての数はどうかといいますと、69カ所もあるというふうにお聞きをいたしました。そういう中で、外部委託をされておるわけですがけれども、都市計画部の関係は、地元の自治会、老人会、奉仕団体の関係で行われておるそうでございます。また、清掃回数は、毎日と週に3回という内容になっておるわけです。教育委員会はどうかといいますと、私も不勉強でありましたが、設置数が何と179カ所、これが直営と外部委託、清掃回数はほかのところと同じですがけれども毎日。保健福祉部の関係でいきますと、設置数が51カ所であります。また、直営なり清掃回数はほかのところと同じように毎日やっておられるわ

けでございます。

こういう中で、専門家である業社委託になっておりますけれども、そこで問題になるのは管理体制であります。担当者が清掃内容やトイレの現状を十分チェックしないまま、任せっきりになっているケースがあるかと私は思うわけでございます。また、北九州市では、担当者と清掃の方々との懇談を年に1回やっておられるということでございます。また、そういう意見の中で要望をお聞きして、コミュニケーションも図って、きれいなトイレにされておると言われております。

そういう状況の中で、私の提案を申し上げたいと思います。こういう状況の中で、一体何が欠けておるかといいますと、私なりに考えるわけですが、トイレ課の新設であります。そういう中で、四日市市内に391カ所というふうに先ほど報告しましたが、建設から維持管理まで、一貫して任せる専用のセクションをつくってみたらどうかと思います。担当者を一本化することで、市全体にわたる総合的に、また長期的な政策が可能になる。また、トイレの建設、設計、維持管理、メンテナンスの関係のノウハウや情報を集中できる。このような万全な体制ができてしまえば、担当者がかかわっても、支障を来さないというふうに思います。

また、公共トイレは住民にとって必要不可欠な施設であり、快適性への期待が年々高まっているわけでございますけれども、トイレ課の設置は、住民サービスの向上に大いに貢献するんじゃないかというふうに私なりに思うわけでございます。

その次の提案でございますけれども、先ほど障害者の関係を報告しましたがけれども、障害者専用トイレから、みんなで使えるゆとりトイレへ、障害者専用トイレは、一般の人が利用できないものと考えているため、利用が少ないわけです。従来のような障害者専用トイレでは、お年寄り、親子連れなどなど、広い意味でハンディキャップを持っているわけでございます。ですから、ゆとりトイレを考え、この発想を公共トイレに初めて…

○副議長（豊田忠正君） 佐藤晃久君に申し上げます。質問される項目を明確にされて、答弁時間にも配慮されて質問してください。

○佐藤晃久君 済みません。ゆとりトイレの特徴は、先ほど言いましたように、車いすの人や赤ちゃんや幼児を連れのお母さんなんかが便利に使えるということで、全国的にも、こういうトイレをつくっておるところもあります。今後、このようなトイレを設置したらどうかと思いますが、いかがでしょうか。

次には、市民参加で快適なトイレをということでもありますけれども、市民の手で公共トイレをつくる。これはトイレだけではありませんけれども、市民にとって親しみのある施設にしていくとともに、公共トイレづくりを通して、施設づくり、まちづくりの手法を考えて、身近な公共施設を市民参加でつくる手法だと思えます。それはワークショップ方法が実はあるわけでございます。

○副議長（豊田忠正君） 質問の内容をもうちょっと絞ってお願いいたします。

○佐藤晃久君 そういう中で、公共トイレにこうした手法を導入し、ワークショップができればいいというふうに私は思うわけでございます。何せみんなで地域の公共トイレづくりを考えることができれば、トイレの管理ももっとやりやすくなるだろうし、利用者のマナーもよくなるんじゃないかと思えます。障害者なり高齢者の皆さんも一緒になって、こういう形のやさしいまちづくりを考えるきっかけになろうかというふうに思うわけでございます。

第1回目の質問を終わります。よろしく願いいたします。

○副議長（豊田忠正君） 都市計画部長。時間がありませんので、簡潔に。

〔都市計画部長（大橋 実君）登壇〕

○都市計画部長（大橋 実君） 公共トイレの整備につきましてお答え申し上げます。

公共トイレは、かつて公衆便所と呼ばれた時代から、どこにも悪いイメージがございました。5K、すなわち、臭い、汚い、暗い、怖い、壊れているなど、汚いものの代名詞のように言われてきました。アメニティ豊かな都市空間や公共施設が求められる今日、全国のおちこちで、従来のイメージを払拭するような斬新なトイレがつくられております。本市におきましても、平成5年度に整備しました鶴の森公園の中央部に建設いたしましたトイレは、公園施設の一つとして設置いたしましたが、設計段階から施設、位置などにつきまして、地元の皆様と協議をするとともに、外観につきましては、洒翠庵の景観とバランスに配慮するなど、トイレの設備やデザインの配慮に努めてまいりました。

ご質問の公共トイレの設置方針でございますが、設置管理しなければならない法的根拠は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で定められているものの、具体的な設置基準は明確でないため、各自治体によってまちまちでございます。本市の場合は、設計に際しては、建物の種類によってそれぞれ利用の特性があることから、この利用のプランを勘案して、日本衛生規格、労働安全衛生規則、幼稚園設置基準、工業情報、空気調和衛生工学会の衛生器具の適正個数算定法などを準用いたしまして、必要な設置数、衛生器具の個数やブースの大きさも決めるほか、管理者と設計者が施設使用者の実態を十分に協議、検討いたしまして、利用者のニーズに対応できるよう設計に努めております。また、公園などに設置する屋外の公共トイレにつきましては、周辺の景観になじむようなデザインに配慮しております。

一方、いわゆる社会的弱者が安心して利用できるトイレづくりにつきましては、四日市市福祉環境整備指導要綱及び三重県だれもが住みよい福祉のまちづくりの推進要綱などの整備基準に基づき、福祉環境の整備を促進してまいりました。

また、公共的な施設につきましては、障害者団体の要望も聞きながら整

備を進めており、特に近鉄四日市駅から市役所周辺につきましては、市庁舎、総合会館、ジャスコ、近鉄、アムスクエア、博物館等、数量的には充足しているものと考えております。

次に、維持管理の状況でございますが、現在、屋内に設置された公共トイレは、主として環境部、総務部、市民部、保健福祉部及び教育委員会の管理するトイレで、322カ所、障害者用のトイレは153カ所が設置されております。また、屋外に設置された公共トイレは都市計画部が管理します公園や駅前を中心にして69カ所、全市で391カ所ございまして、障害者用は158カ所の設置となっております。管理は、利用者の実態を十分に把握している公共施設の管理者ごとに行っておりますが、清掃は直営で行ったり、四日市市生活環境公社に外部委託、地元の自治会や老人会、ボランティアの皆様の協力を得て、施設の形態に応じた方法で管理清掃を行っております。しかし、特に不特定多数に利用される公園や駅前のトイレは、使用者のマナーの欠如により、汚されたり落書きされたり、ひどい場合は施設が壊されたりするなど、日常の維持管理に大変苦慮しているところでございます。

今後の公共トイレに対する取り組みでございますが、公共トイレがその町の顔ともなり、その土地のイメージを決める要因にもなる現状を踏まえ、トイレの問題をまちづくりの重要なポイントの一つとしての認識に立った、設計段階から使う人、管理する人、メンテナンスする人との情報収集や情報交換に努め、清潔な、快適で、また維持管理のしやすいトイレを建設してまいりたいと考えております。

また、せっかく立派なトイレを建てましても、きめ細かな維持管理がなければ、すぐに従前の汚い公衆便所の状態に戻りますので、良好な管理をしていくためには、管理者である市と、利用者である市民の皆さんとの協力体制が不可欠であります。今後は、各施設管理者の間で適切な管理方法について勉強会を重ねるとともに、市民の皆様の理解、協力を得るため、

都市景観形成など、まちづくりの啓発活動を通じて、市民の皆さんの公徳心の向上に努めてまいりたい、このように考えておりますので、よろしくお願いたします。

○副議長（豊田忠正君） 佐藤晃久君。

○佐藤晃久君 どうもありがとうございました。

1点だけ、くどいようですけれども、地域の状況をきちっと掌握するために、事前調査なり、意見というか利用者の声を十分反映していただく、そういう場もつくっていただくことを要望して終わりたいと思います。ありがとうございました。

○副議長（豊田忠正君） 暫時、休憩いたします。

午前11時34分休憩

午後1時1分再開

○議長（伊藤雅敏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐野光信君。

〔佐野光信君登壇〕

○佐野光信君 通告に基づき質問をいたします。

第1点目は、市長の政治姿勢についてであります。

一つは、来年度の予算編成でございますが、先日の答弁の中でも経済企画庁の経済見通しについても回復の兆しが見え始めたが、住民税の特別減税や経済対策の影響を受けて苦しい。夏の渇水による影響で、大きく伸びていくのは期待できない。来年度の見通しについても、一般会計の規模が落ち込むことがないようにしたいと思っている。行政改革も実現していきたいし、事業の必要度をしっかり踏まえて予算編成に臨みたいとのことであります。平成5年度の決算においても、法人市民税が落ち込んでいますが、同時に、個人市民税が初めて落ち込みました。今日の円高不況の中で、大企業を中心としたリストラによる人減らし、合理化、残業時間の規

制、パート労働者の首切り、下請けに対して単価の切り下げなどが行われる中で、平成6年度において所得税減税が行われたとはいえ、個人所得は減少することが予想されますし、平成7年度においてもこの傾向が続くであろうことは予想されます。

このような時期の来年度予算においては、市民生活を守ることを優先させるべきであります。具体的には国民健康保険料や保育園・幼稚園の保育料、各種の手数料や使用料など、市民生活を圧迫する市の公共料金の値上げを行うべきではないと思いますが、市長はどのように対応されるのか、お尋ねをいたします。

また、高過ぎる国民健康保険料のために、滞納者が増えてきています。未納者に対して資格証を発行していますが、資格証の発行は三重県が一番多く、県下13市の中でも、同格都市の中でも、この四日市が一番多く発行しており、日本一であります。資格証による受診は、10割負担となることから、受診もできずにいる人もいます。命にもかかわる問題でありますので、保険証を交付して、滞納分については滞納分として徴収に努力するなどして対応すべきだと思いますが、市長はどのように考えておられるのか、お尋ねをいたします。

また、この議会におきまして、ドーム型多目的スポーツ施設建設のための82億4,600万円もの債務負担行為が計上され、来年度予算においてドーム建設の予算が具体化されますが、今日の円高不況の影響を市財政にも受けている中で、ドーム建設により、福祉の予算が削られるおそれがあるのではないかと思います。平成7年度のドーム建設に伴う支出見通しと、起債償還による各年度の負担と影響について明らかにしていただきたいと思っております。市長は、「四日市の福祉がおくれている」という私どもの指摘に対して、「福祉はトータルで見てくれ」と言われていますが、平成4年度の決算において、1人当たりの民生費は県下13市の中で第9位と低い位置であります。市長、福祉をトータル的に見ても低い水準なのに、ドームの

建設による支出が増え、福祉の予算が減らされるのではないのでしょうか。福祉の予算を増やし、一層充実させるべきであります。私どもがいろいろ訪問する中では、ドームの建設について、場所的にも経済効果の面からも、大変批判的なお話をお聞きします。市長は、「事業の必要度をしっかり踏まえて予算編成に臨みたい」ということであれば、今日の円高不況の中で、市財政も厳しい中では、市民的にも批判のあるドームの建設は中止し、市民的にも要求のある、各地区への運動広場の建設、あるいは老人のための施設や児童館の建設、福祉、教育の充実へと変更すべきではありませんか、市長の考えをお尋ねいたします。

先日、愛知県の西尾市で中学2年生の大河内君が、いじめに耐えかねて自殺するという大変悲しい事件が起きました。遺族の方に心から哀悼の意をあらわすものであります。この種の事件は、大なり小なり、どこでも起こり得ることだと言われています。子供の遺書が公表されましたが、涙なくして読むことのできない内容でありました。いじめの問題についても、先生に相談されたことや、いじめの実態を先生も知っていたとする内容が次々と明らかになってまいりました。なぜ適切に対応されなかったのか、疑問が生まれてまいります。文部省の調査でも、中学校において、いじめが増加していることが明らかになり、今年、いじめによる自殺者は6人とされておりまして。

いじめを根絶するために、私ども日本共産党は、五つの提言を行っております。第1には、一切のいじめ根絶を目指す学校づくりであります。第2には、一切の体罰否定の原則の徹底であります。第3には、学校、父母の合意づくりを進め、地域ぐるみの取り組みを起こすこととあります。第4には、いじめ等、教育問題の正しい取り扱い方を確立することであり、第5には、教育条件の整備、確立に努めることこそ、教育基本法の定める教育行政の果たす責任であります。四日市でいじめ根絶のために、これらの体制が十分確立しているのかどうか、お尋ねをいたします。

また、子供の権利条約について、来年度においてどう具体化されようとしているのか、お尋ねをいたします。

二つ目には、消費税率アップによる市民生活への影響についてお尋ねをいたします。

市長もご存じのように、昨年の総選挙のときには、どの政党も消費税率を上げるなどとは一言も言っておりませんでした。逆に、消費税をなくすと言っていた政党もありました。ところが、総選挙後は、日本共産党以外のすべての政党が消費税率アップを言い出し、国民の世論調査でも65%の反対があるにもかかわらず、日本共産党のみの反対で、消費税率アップが平成9年度から実施されることになりました。しかも、税率が5%なのか、7%となるのか、まだ決まっておりません。もし5%でも導入された場合、市財政にどれだけ影響を受けるのか、お尋ねをいたします。

先日、ご老人のところをお訪ねしたところ、口をついて出されたのが、入院給食の問題と消費税率アップで困るという話でありました。年金生活者、特に国民年金者にとってみれば、収入が少ないということで、非課税となっているのに、入院したら給食費は取られる、消費税が今後はさらに税率がアップされる、結局名前を変えた税金で、収入が少ない者からも税金を取っていく、大変な悪税だ、ぜひ中止してほしいという切実な話が出されました。また、老人をだしに使った消費税率アップで肩身の狭い思いもしていることも語られました。今回の所得税減税と抱き合わせの消費税率アップは、年収900万円までの国民の9割以上が増税となる大変な悪税です。市長、あなたはこのような消費税率アップに対して、市民生活を守る立場から反対し、市長会等を通じて政府に働きかけるべきだと思いますが、いかがでしょうか、お尋ねをいたします。

三つ目は、環境基本条例についてであります。市長、あなたは各地区での懇談会で環境基本条例の作成について強調されていますが、公害指定地域も解除した、環境基本条例もつくったということで、公害問題は環境

一般に解消されようとしているのではないのでしょうか。環境基本条例の制定に当たっては、この条例は四日市の公害、環境について、憲法と同じぐらいの役割を果たすものだと思います。その立場から、市長の基本的姿勢についてお尋ねをいたします。

今日、憲法の第9条、戦争放棄をめぐって解釈改憲や条文改憲が行われようとしております。憲法条文の中でも、国民の権利を含めて具体的に明記されていますが、今回策定しようとする基本条例においても、解釈によってゆがめられないように、内容を具体的に豊かにすべきであります。

一つには、公害裁判では、企業とともに四日市の責任が厳しく問われた判決でありました。公害防止のために企業は最高の技術でもって対策をとることが要求されたわけでありますので、基本条例の中に、公害防止対策のために最高の技術をもって対応することを明文化すべきであります。それと同時に、原因者責任についても明確に文書上もあらわすべきであります。

二つには、自然や緑、植生を守る上で、開発との関係であります。開発に当たって、アセスメントが行われますが、このアセスメントがアワセメントと言われるように、数値を規制値内に抑えるようにしているのではないかと批判がありますが、開発に当たってのアセスメントは、住民が指定する期間にアセスメントを行わせて、住民参加のもとに行うことと、開発に当たり、自然や緑、植生を守る立場を明確にして、問題があったら開発を中止する方針を明らかにすべきであります。特に、植生については、周辺環境整備について保存をすべきであります。

三つには、審議会の中に住民代表が入っておりますが、もっと環境問題に取り組んでいる団体も参加させるべきであります。

四つには、基本条例案について、市民にも詳しく公開して、広く市民の声を聞いて、内容を豊かなものにすべきだと思いますが、市長はどのように考えているのか、お尋ねをしたいと思います。

第2点目は、末永・本郷の土地区画整理事業についてお尋ねをいたしません。

再開発住宅が20戸建設されましたが、私どもはアパートの入居者等の人数を踏まえて、この戸数で十分間に合うのか、ただしてまいりましたが、当局は、「アンケートもとったから十分だ」との答弁でありました。ところが、先日の市営住宅入居申し込みに多数の方が応募されたり、あるいはアパートの家主が建てかえをしないなどの問題が発生しております。末永・本郷に愛着を持ち、長く住み続けたい人たちが、この地域から追い出されていくのではないのでしょうか。あるいは、家賃が高くなるという人たちにどう対処されようとしているのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（伊藤雅敏君） 佐野光信君に申し上げます。通告外のいじめに関する質問が含まれておりますので、注意いたします。理事者におかれましては、通告外のことについては、答弁の必要はありませんので、申し上げます。

市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） まず、来年度の予算編成について、公共料金の問題についてお尋ねがございました。ただいまの段階で私が申し上げられますことは、国民健康保険の改正というものと、それから、保育料の改正というものが予定をされているやに聞いておる段階でございまして、これはいずれも審議会等がございまして、十分ご審議をいただいた上で決定をされるのではないだろうかというふうに思っております。元来、公共料金というのは受益者の適切なる負担ということが必要でございまして、何か何でも値上げを絶対するなというわけにはまいらないというふうに考えてございまして、適正と判断をされるような段階で決定をしまいたいというふうに思っております。

次に、ドーム型多目的スポーツ施設の建設に関しまして、それが民生費

等を圧迫するのではないかというようなご質問でございますが、このドーム建設というのは、100周年の記念事業として取り扱うものでございまして、当然、多目的スポーツ施設でありますので、教育、文化、スポーツ、さらにはコンベンション的な機能も備えているというようなことで、それぞれの機能に対しまして、十分期待ができるものだというふうに思っております。

予算への影響でございますが、第6次基本計画に基づきまして、時代の変遷や地域社会の変化に対応した事業の推進に支障が生じないように、税収の推移、各種基金の運用など、主要財源の確保に努めまして、水準の低下を招かないように予算編成を行ってまいりたいというふうに思っております。

また、ドーム建設によります起債償還の影響でございますが、公債費比率あるいはその他の財政指標の動向に十分注意を払いながら、その運営に大きな影響を及ぼさないように努めてまいりたい、かように考えておりますので、どうぞご理解を賜りたいと思います。

次に、消費税率アップについてご議論がございました。これは国会で既に議決をされているものでありまして、消費税にかかわります改正は平成9年4月1日から実施をされる予定でございます。平成8年9月までに福祉や行政改革の検討等を踏まえまして、税率などを再検討するという見直し規定が盛り込まれておるのは、ご承知のとおりでございます。したがって、いましばらく、私はこの推移を見てみたいというふうに思っております。格別、市長会等というのではなく、この問題は既に国民の代表であります国会で議論が終わっておるものでございますから、今後の推移を見ながら対処してまいりたいというふうに思っております。ご理解をちょうだいいたしておきたいと思っております。

なお、環境基本条例についてでありますけれども、私どもは現在検討を進めておりますけれども、良好な環境の保全と創造に関します基本的な

理念を掲げ、この理念の実現を図るため、その方針を明らかにし、かつそれを具体化をするために環境計画を策定するというにいたしております。条例はできれば3月議会にお諮りをしたいということで、今着々と準備を進めておる段階でございます。公害対策というのは、私は、何かすべて終わったというふうには考えておりませんで、これは永遠の課題であろうかというふうに思います。そこで、当然、環境を守っていくために、最適で最高な技術による対策を推進していかなければならないということは、言うまでもないことでありまして、この計画の中でもこの考えを取り入れてまいりたいというふうに考えております。

また、開発と保全についてであります。自然保護と開発の関係は、二者択一ということではございまして、やはり地域の状況あるいは開発の内容、さらには、それが地域にどういった影響を与えるかという程度を判断しまして決めていかなければならないというふうに思っております。

そこで、基本条例では持続的発展が可能な社会づくりの中でも、自然環境が完全に守られると、そしてかつ、将来の世代がそれを享受できるということが大切であるという観点に立って、実現を図ってまいりたいというふうに思っております。環境保全審議会というのが当市にはございまして、その中に環境問題に取り組んでいる団体を参加させろというご指摘ですが、今日の環境問題に対処してまいりますためには、事業者はもとより、行政、市民の皆さんのすべてが力を合わせなければならないことは言うまでもございせん。したがって、環境保全審議会の委員には、市民、自治会組織の代表の方や、あるいは会議所の代表の方々にもご参加をいただいて、幅広い立場からご意見をちょうだいできるように、委員を構成させていただいております。もちろん、中立であるべき学者先生もこの中に加わっていただいておりますので、私はこの審議会というものをご尊重して、今後も進めてまいりたいというふうに思っております。

以上、私からお答えを申し上げます。

○議長（伊藤雅敏君） 都市計画部長。

〔都市計画部長（大橋 実君）登壇〕

○都市計画部長（大橋 実君） 末永・本郷の土地区画整理事業につきましてお答え申し上げます。

末永・本郷土地区画整理事業にかかわる建築物の移転でございますが、平成4年度から実施しておりまして、本年度で約2割の移転が完成する予定となっております。その中で、転居を余儀なくされる借家人につきましては、公営住宅の入居等の便宜を図ってきたところでございます。本来、借家を継続するかどうかは、基本的には大家と借家人の話し合いによりまして行うものでございますが、実際には借家人が転居せざるを得ないような事態が生じることが考えられますので、その対策の一環として再開発住宅を建設したところでございます。再開発住宅は、国庫補助による公営住宅で、住宅の建設に当たっては、入居資格者の把握、そのほか、需要と供給の均衡を図ることが必要となります。

そこで、当事業では、借家人の意向や大家の借家再現意向等のアンケートを重ねて、供給戸数を20戸と想定いたしました。今回、再開発住宅の公募を行ったところ、今まで態度を決めかねていた方や、アンケート実施後に転入した方の応募で入居希望者が増加し、10名が補欠となりました。区画整理事業では、同時に移転が必要となることはございませんので、補欠者を含めまして、借家人についても各自の移転時期に合わせて公営住宅への入居や適切な民間借家の紹介、その他各自の状況に最も適した解決を話し合いの上行ってまいりますので、よろしくご理解いただきますよう、お願いいたします。

○議長（伊藤雅敏君） 佐野光信君。

○佐野光信君 答弁をいただいたわけですがけれども、何か質問が教育問題は別だということで答弁されておられませんけれども、来年度の予算にかか

わる問題ですよ、いじめの問題をどう防止させていくのかということは、教育予算も含めてやるんですから。ぜひこれは市長、答弁していただきたいと思います。通告しているんですから、来年度の予算にかかわって、福祉と教育の問題、質問しているんですから、きちっと答弁すべきですよ。

それから、後で答弁していただくとして、国保の改正と保育料、幼稚園ですか、保育園ですか、両方とも予定をされているわけですか。私どもは、何が何でも上げるなということではなくて、今日の不況の中で、個人所得も大変落ち込んでいる、そういうときこそ、値上げは控えるべきだと、このことをお話をしているわけです。あるいは、市長は先ほど私が質問した、福祉をトータル的に見る、こういう点では、前部長の時代から、「トータル的に見れば四日市の福祉は十分だ。他市と比較しても遜色ない」こういう話をされておりましたけれども、今具体的に示した平成4年度の決算で、市税では県下一だ、財政力では一だ、こう言いながら、福祉の予算では県下13市で第9位なんですよ、1人当たりの予算にしますと。この額をどうとらえていくのか、きちっと答弁していただきたいと思います。

それから、私どもは、ドームの建設による負担によって福祉の予算が削られる、こういう点を非常に心配しているわけです。今でさえ少ないのに、ドームが82億円だと、周辺整備を含めればトータル的には200億円だと、こう言われるような施設が本当に今必要なかどうか。事業の必要度からいけば、過去にも私どもが申しました児童館の建設、あるいは老人のための施設、地域におけるスポーツ広場、それこそ本当に市民の切実な要求ではないでしょうか。極端なことをいえば、100周年のためにドームをつくるということであれば、体育館を使えば十分できるではないですか。私どももドームについては、出雲市も見てまいりました。しかし、利用については大変されていない、これが事実なんです。出雲のドームは市の中心部にあります。ところが、今度つくろうとしているドーム、外れじゃないですか。どうやってそこまで老人が交通費を使っていくんですか。無料バス

でも走らせるというんですか。ぜひ、本当に影響度についてきちっと予想されている分、答弁いただきたいと思うんです。

起債率75%だと、7年度、8年度で一般会計のどれぐらいに支出があるのか、あるいは償還するときに、これが増えていけば、また公債費比率が15%をオーバーするんじゃないですか。その点も含めて、きちっとお答えいただきたいと思います。

それから、基本条例の問題だって、条例の中にきちっと公害の問題を含めて、開発を優先するんじゃなくて、自然と緑、植生を守るんだと、このことをうたいなさいと。あれほど憲法だって第9条に明確に戦力を持たない、こううたわれているにもかかわらず、自衛隊が海外へどんどん出ておる。こういうことじゃないですか。ですから、基本条例の中に、きちっと公害においては、最高の技術でもって対応する。企業の責任をきちっとうたう。自然を守ることを優先する。このことを明確にうたわなければ、結局、過去の公害の基本法だって、経済との調和という形で、経済が優先されて、どんどん公害がばらまかれてきたではございませんか。市長、あなたはそのことをよく知っているはずなんです。ぜひ答弁いただきたいと思います。

○議長（伊藤雅敏君） 市長。

○市長（加藤寛嗣君） いじめの問題につきましては、もし答弁が必要であれば、教育長の方から答弁をさせていただきます。

次に、公共料金の値上げの問題であります。私どもは、必要な特別会計ですから、その会計の健全性を維持する必要があるというふうに考えておりました。そういった意味で、適正な受益者負担をお願いしようという考えで今日までやってまいりましたので、その考えを維持してまいりたいというふうに考えております。

先ほどドームについてご議論がございましたが、このドームの建設につきましては、既に100人委員会、あるいは議会でも十分ご議論をいただき

まして決定をされた事項でございます。したがって、私は基本的に議会の皆さん方の決定に従って、それをどう実現を図っていくかというのが私の責任ではないかと、かように考えて、その責任を全ういたしたいというふうに考えておるところでございますので、ご理解をちょうだいしておきたいと思っております。

なお、福祉予算について、三重県下の各市との比較がございました。詳しいことは財政部長からお答えを申し上げますが、高齢化率の高いところが一般会計に占める民生費の率が一番高いということに結果的になっているようでございます。四日市は高齢化率でいいますと、たしか上の方から12番目ぐらいだったというふうに思いますが、1人当たりの高齢者に対する民生費の比率を見ますと、9位と、こういう形になっております。総合的に、やはりこれは見なければいけないのではないかと、そういった意味で、私はトータルということをお願いしたつもりでございます。この辺は議論の分かれるところでございますので、この場で今議論を闘わすということはいかなるものかというふうに思います。

○議長（伊藤雅敏君） 財政部長。

○財政部長（野呂 修君） 先ほどの市民1人当たりの民生費の額が県下13市の中で第9位だと、非常に低いというご指摘でございますが、確かに平成4年度の13市のデータを使って、市民1人当たりで民生費を割ってみますと、佐野議員ご指摘のとおりでございます。しかし、同じデータを使いまして、もう少し見方を変えて、先ほど市長からも触れていただきましたけれども、65歳以上の人口比率で13市を順位づけてみるとどうなるかというふうに、この13市を見ますと、例えば市民1人当たりの民生費が1位の市は、やはり老人化率といいますが、高齢化率も断然1位である。2位の市は高齢化率が3位である。3位の市は、高齢化率は2位と。4位は同じ4位というような順番に大体相関が見られまして、後ろの方を見ると、四日市は11位ですが、12位の市は、やはり高齢化率も12位

である。それから、13位、最下位の市はやはり高齢化率が一番低いと、こういうふうに非常に相関をしております。そういう形で見てみれば、四日市は市民1人当たりは9位ですけれども、高齢化率は11位だというふうに見ていきますと、決して高いということを言うつもりではありませんが、そこそこいいですか、それなりの民生費が支出されているというふうに言えるのではないかとこのように考えますので、ちょっと補足をさせていただきます。

○議長（伊藤雅敏君） 環境部長。

○環境部長（玉置泰生君） 環境基本条例の関係でございますが、もちろん四日市市は昭和30年代からのコンビナートの立地に始まりまして、大変残念な公害問題を経験してきた。これは、心に銘じておるところでございます。そういった形の中で、環境問題に対して真正面から取り組んで、本当に環境にいいまちをつくっていかうと、こういうような観点に立っておるわけでございます。そういう流れの中で、今般の環境基本条例の制定をしよう、こういうように考えておるわけでございます。先ほどご答弁を申し上げましたように、公害対策につきましては、時代も変わり、技術もどんどん進歩してまいりますので、当然のことながら、最高の技術、新しい技術、こういったものも常に研究し、常に導入しということで、やっぱりベターを目指すというような形で対応していかなければいけない、これは当然のことでございます。ご答弁申し上げたとおりでございます。

また、自然を守る点につきましても、これも二者択一というわけには、先ほどもお答えを申し上げましたように、まいらない部分は当然でございますけれども、自然の形態あるいはどんな形で地域へ自然が溶け込んでいるのか、こんなようなところも総合的に見ながら自然を守っていく。そして、将来に向けてそれを守っていくという形は当然のことでございます。この辺の基本的な考え方というのは、当然条例の中にも盛り込んでまいりついででございます。

○議長（伊藤雅敏君） 佐野光信君。

○佐野光信君 時間がないので、最後に質問しておきますけれども、教育長、ぜひこれは、いじめの問題、市長も含めてですけれども、来年度予算でどうするのか、これは明らかにしていただきたいと思っております。四日市だって、あれと似たことがあるんですよ。それを放置しておく、これはまさに市長の怠慢だと言わざるを得ない。

それから、いろいろ福祉予算で言われておりますが、65歳以上の、家庭奉仕員の人口1万人当たりは10.9人、69市町村で第43位なんです。13市中で第7位ですよ。あるいは保健婦さん、人口1万人当たりになりますと、四日市は1.2人、69市町村で47位、県下13市で第9位と、こういうデータもあるんですよ。ですから、もっとこれは市長、あなたは、「トータルで」と言われるけれども、個々の問題でも低いんです。トータル的にも低いんです。これはぜひ福祉を充実していただきたい。やっぱり市長、「在宅、在宅」と言われるけれども、政策そのものが場当たりの一貫性がなくて、本当に切実なところへ施されていない、このことが明らかになっております。ぜひ来年度予算では、この福祉の予算を大幅に増やして、充実させていただきたい。

そして、教育の問題でも、いじめのない、本当に子供が自殺するというような悲しいことがないように対策をとっていただきたい、このことをお願いして、時間がありますので、質問を終わります。

○議長（伊藤雅敏君） 佐野光信君に申し上げておきます。一般質問では要旨を通告することになっております。いじめの問題については、通告書に記載がございませんでしたので、ご承知おきください。

〔「関連」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤雅敏君） 水野和子君。

○水野和子君 末永・本郷地区の土地区画整理事業につきまして、関連質問させていただきます。既に都市計画部長からご答弁いただいたんですけど

れども、部長が話し合いの上で決めていくというふうに言われました。しかし、この話し合いが抽選に外れた10人の方たちに対してすぐになされていないというわけです。それは市長も既にご存じのことと思いますけれども、市長のところへお手紙が行っていると思います。ちょっとその一部分を読ませていただきます。

「私は、市内本郷町の借家に住む者です。今度、末永・本郷地区の区画整理のため、立ち退きを迫られ、行く先のない身でございます」ということで、ここに住みついた理由として、家賃が安いこと、勤め先に近いこと、母と子の女2人で、家の前の道路が比較的人通りがあって安全であることの3条件があるために、ここに8年前にずっと永住をするつもりで、借家に入られたわけでございますけれども、今回の住宅に仕方なく、借家の方が建てかえるということをされないために、再開発住宅への入居を申し込まれたわけでございます。そして、その10人の抽せんに外れた人に入ったわけでございますけれども、立ち退きが迫られているために、市営住宅の申し込みをされたわけです。この市営住宅は、末永・本郷の人たちが十分に、行き先のない人がすぐにも入れるような手だてが講じてあれば、こんなことにはならなかったと思うんですけれども、入れなかった方4人が早速市営住宅の申し込みに来られたわけです。住宅課ではそれを受け付けてやっていただいて、きょうたまたま抽せんがあって、その方たちの結果がわかったわけですが、その中の1人が三重団地に入居されただけで、あとの3人は全部外れたわけでございます。この人たちは本当に低所得で行き先がないということで、市営住宅の入居基準に合う方たちなんです、この方たちを不安に駆り立てる、こんなことがあっていいのでしょうか。

そして、この方もこういうふうに言っておられます。「末永・本郷地区は、貧乏人の多いところ。行くところのない人が多いのがわかっていながら、それだけの戸数の家を建てず、区画整理を強行して弱い者をけ散

らすような行政があっただけいいのでしょうか。どうか底辺の者でも生きられる政治をして、文化都市・四日市を辱めないでください。いい返事をお待ちいたしております」というふうに出されております。しかし、市長からの返事は今もって来ていないということでございます。その方たちが本当に安心して暮らせるように、都市計画部長のお話でございまして、そういうことはちゃんとしてあるというようなご答弁でございましたけれども、もう一度私は聞かせていただきたいと思っております。

区画整理をされるときに、アンケート調査を市がされるわけです。この中にも、事業によって、借地または借家住まいの方々が、事業の際に、地区外に転居されることになったり、住宅に困られることのないよう、その対策について検討を行うため、アンケート調査をするものだというふうな明記をしてアンケート調査をとっておられるわけです。しかし、この方たちがこんなにも不安な気持ちになられるということは、非常に気の毒なことだと思います。もう一度答弁をお願いいたします。

○議長（伊藤雅敏君） 都市計画部長。

○都市計画部長（大橋 実君） 転居の問題でございまして、基本的には、大家と借家人という中でお話をなさって決める問題ではございますが、そういうふうでお困りの方がお見えになるということで、例えば、市営住宅の空き家、こういうものの抽せんの方へお願いしたり、逆に民間の借家につきましても紹介をさせていただくとか、そういうことをやっておるわけでございますが、市営住宅の抽せんに漏れたということをお聞きしましたので、早速その方とも十分お話をさせていただいて、適切な解決策を話し合っていきたい、このように考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（伊藤雅敏君） 水野和子君。

○水野和子君 二度とこのようなことのないように、どうぞ市営住宅のあっせんなり、優先的にこの方たちを入居させるなりして、手だてをして

いただくように強く要望いたしまして、私の関連質問を終わります。

○議長（伊藤雅敏君） 橋本 茂君。

〔橋本 茂君登壇〕

○橋本 茂君 先日12月4日のことですが、四日市市心身障害者団体の方々主催によります障害者大会が開かれました。私も教育民生常任委員の1人として参加をさせていただきました。大会で体験発表を聞きました。小林弘典さんとおっしゃる青年が、障害を持ちながらも、養護学校卒業後、働く場を得て、家族や職場の方の温かい支援で自立していること、小さいころはいじめられたけれども、それを乗り越えて元気に積極的に生きていくというお話に、私は胸が熱くなった次第であります。

あす12月9日は、障害者の日ですが、その小林さんを初め、障害者とその家族の方々の苦勞や願いが、本市の障害者福祉施策の抜本的前進によって大いに報われねばならないなと強く思いながら、会場を後にいたしました。

さて、障害者基本法が昨年の国会で、私ども日本共産党も賛成をして、全会一致で成立をいたしましてから1年がたちました。法が政府に障害者基本計画の策定を義務づけ、自治体には計画策定の努力義務を求めたことは、重要な改善点であります。私ども日本共産党市議団は、策定中の本市の長期計画が充実した中身になることを望みつつ、当面、来年度予算要求158項目のうち、20数項目を「障害者施策の充実のために」として市長に提出をしているところであります。最近、私どもに障害を持つがゆえに車いすを使わざるを得ない方々からのご相談や訴えが相次ぎました。その事例を織りまぜながら質問をいたします。

第1は、道路や施設の問題です。日永地区にお住まいのIさんは、難病のため両足が不自由になり、最近、電動車いすを利用し始めました。自宅から市内中心部の病院へ通院をしています。移動する際、どの道路も、日

永から中心部までですが、1本では通行できない状態だそうです。時には、国道1号の歩道を使う、時には旧道に入るけれど、交通量が激しく、また天白川や鹿化川の坂は急勾配で電動車いすでは登れない。しかたなく他の道へ移り、迂回をする。どの道路も安全上、道路構造上、とてもスムーズに車いすで歩けないのが現状だと訴えておみえになりました。しかも、1時間半かかって治療先の民間総合病院、これは実は川村病院なんです、ここに到着しても障害者用トイレがないという不便さを感じている。そんなお話なのであります。また、羽津にお住まいの方は、自動車の往来が激しく、いつも危険を感じながら歩いていると訴えてみえます。

市当局は、道路整備に当たって、このところ人にやさしい道路、歩道と言っていますが、南は日永方面から、西は常磐地区から、北は羽津方面から、電動車いすなどで、市内中心部に通う際、現状は極めて不便で危険だという訴えをどう認識されているのか、お聞きをします。また、それをどう改善しようとしているかも述べていただきたい。

さらに、向こう7年間という長期計画では、市内中心部はもとより、主要な幹線道路が車いすで安心して安全に歩ける、また、視覚障害者の方が点字ブロックの十分な整備のもとに安全に歩ける状態はどこまで達成、整備されるおつもりなのか、お聞きをいたします。

施設整備に関して、市立の公共施設などには最低限の障害者トイレは設置されつつありますが、さらに広く、市内を見てもみると、先ほどのIさんのお話ではありませんが、一定規模の民間総合病院や、スーパー、映画館など、多くの市民が利用する施設、建物には、車いすで利用できる諸設備の改良をするよう、事業主に勧告したり、協議したりしていただいているのでしょうか。この面での市の対策、対応をお聞きいたします。

関連して、市の総合会館について触れますが、1階のロビーの一角に、車いすで気軽に立ち寄れるコーナーを設けていただき、そこには福祉用具や機器等の展示もあり、相談者もいる、電動車いすの充電サービスも行う

といった福祉コーナーの設置を提言をいたしますが、いかがでしょうか。

次に、交通機関の改善の問題です。車いすの場合、JR駅や近鉄駅では、駅員さんに声をかけ、手伝ってもらいながら、一般乗客とは別の特別なルートでホームに出るといったところばかりであり、エレベーターの設置が切望されています。また、視覚障害者の方への点字ブロックの完備がホームの転落事故防止に不可欠になっているところですが、こうした改善、改良で、市はJRや近鉄に申し入れ、交渉に力を入れていただいているでしょうか。

市内交通で大きなウエートを占めるバス路線に関しては、リフトつきバスは1台も運行されていません。障害者の方々はリフトつきバスの運行を待ち望んでおられます。既にお隣の名古屋市を初め、京都市、大阪市など大都市では取り組まれております。大阪市では、3系統、1系統を13ないし17往復走っておりまして、いずれも福祉施設を終点あるいは通過点としています。私は、四日市で市長、市当局がやる気さえあれば、実現できるのではないかと思います。例えば、市内循環の一つの路線からまず走らせることはできる話ではありますが、市当局は、三重交通を初め、各バス会社とどういふ交渉をされようとしているのか、お聞きをいたします。

車いすの方々は公共交通機関の現状が申し述べたような状況ですから、タクシーを多く利用いたします。外出のたびに大変出費がかさむという声が聞かれます。タクシー券の増額の切実な声にぜひこたえていただきたいと思ひます。

○議長（伊藤雅敏君） 建設部長。

〔建設部長（西田喜大君）登壇〕

○建設部長（西田喜大君） ご質問の障害者が安心して暮らせる四日市のまちづくりの中から、車いすで歩けるまちづくりにつきましてお答えいたします。

電動の車いすで安全に通行していただける道路といたしましては、歩道

を通行していただくことが最良と考えております。現在、こういった歩道の中でも、段差及び勾配等の急な箇所を改良を年次的に行っているところでございます。また、周辺部から市街地へ結ぶ道路といたしましては、都市計画道路であります堀木日永線、千歳町小生線、赤堀山城線、高浜昌栄線等の整備に鋭意努力しているところでございます。しかしながら、これらの道路整備につきましては、長い年月を要するところでございます。今後、自転車、歩行者のための道路ネットワークを関係機関と協議しながら調査する予定をいたしておるところでございます。この中で、電動いすで通行される方の問題につきましても検討いたしますとともに、障害者施策に関する長期計画や福祉のまちづくり要綱に基づきまして、保健福祉部と連携を図りながら、高齢者や障害者に配慮した道づくりに努めてまいり所存でございますので、よろしくご理解をお願いいたします。

○議長（伊藤雅敏君） 保健福祉部長。

〔保健福祉部長（服部美次君）登壇〕

○保健福祉部長（服部美次君） ただいまの障害者が安心して暮らせる四日市のまちづくりについて、お答え申し上げます。

本市では、昭和49年度に厚生省から身体障害者福祉モデル都市の指定を受けまして、以来、市庁舎の改造、歩道の段差切り下げ、点字ブロックの敷設等を行っており、さらに昭和54年度からは四日市市福祉環境整備指導要綱を制定し、公共施設、民間施設を問わず、いわゆる社会的弱者の利用が想定される例えば利用面積が500㎡を超えるスーパーマーケットなど、一定規模以上の建築物等について新增築、改築時に建築確認申請を提出する前に、事前に協議し、出入り口のスロープの設置や車いす利用者用のトイレ設置等、福祉環境の整備を促してきたところでございます。また、既設建物のうち、障害者の利用が多く想定される一定規模以上の病院、スーパーマーケット等につきましては、障害者配慮の点について、平成5年度に調査したところでございますが、比較的古い建築物につきましては、ご

指摘のように障害者の方が利用する場合に不便なところもございます。今後は市民のだれもが利用できるような施設としていただくよう、また店員等による売り場や商品案内、車いす介助等のサポートも含めてお願いしていく所存でございます。

また、障害者等の移動手段を確保していくため、平成5年度より、車いすのまま、あるいは寝たまま乗車できるリフトタクシーによる移動支援事業を県下で初めて実施いたしました。家から目的地までタクシーの乗務員による介助サービスが受けられる上、料金も一般タクシー並みでございますので、大変ご好評をいただいております。

また、現状では、近鉄、JR等で駅員の案内や車いす介助などのご協力をいただいているわけですが、物理的な障害の除去、すなわち駅舎の改修、路線バスのリフトバス化など、あわせて働きかけていく必要もあろうかと存じます。しかしながら、例えば、路線バスに車いす利用者が乗車する際、車いすの固定等にある程度の時間を要することや、満員だと乗りおりが難しい等、既にリフトバス化を実施している他都市から聞いてございますが、以上の点も踏まえた上で、特に公共交通機関への働きかけにつきましては、関係機関とも協議をしながら進めてまいりたいと存じます。

続きまして、電動車いすの充電サービス及び総合会館の1階利用につきまして、お答えさせていただきます。電動車いすの充電につきましては、比較的充電に時間を要するものの、利用者にとりましては、確かに切実な問題でございます。障害者福祉センター等での対応を検討してまいりたいと考えております。福祉機器の展示や無料貸し出し及び相談コーナーにつきましては、2階のボランティアセンターで既に実施しているところでございます。しかしながら、総合会館の1階が活用できれば、利用者にとってより便利になりますので、市民が憩うロビー確保の観点から、スペースの点で、難しい面もあろうかと存じます。今後の研究課題にさせていただきます、さように存じます。

タクシーチケットの件につきましては、制度の趣旨が金銭給付ではなく、社会参加促進の観点から実施している制度でございます。現行の制度は平成5年に充実を図っており、年間72枚の枚数は全国的に見ても多い方でございます。さきにも申し上げましたように、社会参加を目的としておりますので、どうかご理解のほど、よろしくようお願い申し上げます。

○議長（伊藤雅敏君） 橋本 茂君。

○橋本 茂君 私は、車いすで苦勞している方々の声を紹介して、幾つか具体的に問題を提起、提言をいたしました。答弁では、検討したいという言葉と、充電サービスの利用とか、展示を1階活用にするとか、具体的に、前向きということでとらえていきたいと思っておりますから、それはそれでぜひ来年度の施策で実現できるものは実現させていただきたいと強く申し上げておきたいと思っておりますけれども、2点ほどお伺いしておきたいと思っております。

先ほど、リフトタクシーが非常に好評だと、それは非常に結構なことだから、これの台数を増やす交渉をしていただいておりますか。最近どんな交渉をしたのかを申し述べてください。

それから、リフトバスの運行、必要だと、働きかけ、協議するというところで、これもぜひ至急やっていただきたいのですが、私が申し上げたように、やる気があって、他都市でやっている例ですから、来年度でもできるんですけれども、しかし、どうもそんなふうな答弁ではなかったような感じもしないでもないで、いつごろをめぐりに踏み切る段取りで必要性を感じ、働きかけ、協議するということを取り組まれようとしているのか、その辺、もうちょっと具体的にお聞かせをいただきたい。この辺は皆さん関心のあるところだと思いますし、これが非常に要望が強いわけです。その点をひとつ、交通機関の改善という点で切実な問題ですので、再度お聞きをしておきたいと思っております。

○議長（伊藤雅敏君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（服部美次君） 最初のリフトタクシーでございますけれ

ども、これは来年度、台数を増やすということで交渉を進めておるとい
報告は受けておりません。

それから、バスでございますが、これは以前に実はバス会社さんとい
ろご協議をさせていただいたことがございます。やはりリフトの乗降を
するのに、雨よけとかその他いろんな問題がございまして、その辺の懸案
というのがまだ残ったままになっておろうかと思えます。確かに他都市、
近いところでは名古屋市が既に路線バスのリフト化をやっております。そ
ういう点も理解しておりますので、できる限り実現の方向に向けて協議
を進めてまいりたい、さよう考えております。

○議長（伊藤雅敏君） 橋本 茂君。

○橋本 茂君 リフトタクシーをぜひ増やす交渉を、大至急していただき
たい、これを強く申し上げておきたいと思えます。

それから、リフトつきバスの交渉に当たって、事例の中で非常に時間が
かかるということもありましたけれども、私が調べた例では、なれば1
分30秒で、そう迷惑がかからずに、そういう余裕を見て走らせる路線にす
るということまで検討されている福祉バスなんです。そういう事例も踏ま
えて検討していただきたい。

時間もなさそうですので、市長に申し上げておきたいと思えます。さき
の国会で、ご承知のように、入院給食の有料化が強行されました。これは、
自民、社会、公明、新生、民社の各党が賛成したから、こんなことが強行
されて、私ども日本共産党だけが健康保険で従来どおり続けるべしと反対
をいたしました。この事態に、四日市の障害者の方々とはびっくりして、県
市の助成で無料化をと、車いすで駆け回って、知事に陳情されたんです。
県議会、市議会の内外で、私たち日本共産党は、この動きを支持をして市
長にも交渉いたしました。幸い、障害者の方を初め広範な県民の運動が実っ
て、県の助成が付き、今議会の条例改正を提案するところまできました。
そこほどに、障害者の暮らし、福祉を切り捨てる冷たい国の悪政が押し寄

せています。それだけに、今回の私の質問内容というのは、本当にささや
かな改善内容であります。市長は直ちに取り組まないということは、私は
極めて遺憾であると思えます。できることはすぐ来年度から実施してい
ただきたい。とりわけ100億円の市民犠牲やむだ使いになるドーム建設を中
止していただいて、その100億円の5分の1ないし10分の1で、それを全
部障害者福祉予算に回せば、申し上げた提案はほとんど実現できる。そう
いうことを指摘し、強く申し上げて、私の質問を終わります。

○議長（伊藤雅敏君） 暫時、休憩いたします。

午後2時6分休憩

午後2時22分再開

○議長（伊藤雅敏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

瀬川憲生君。

〔瀬川憲生君登壇〕

○瀬川憲生君 トリをいただきまして、質問をさせていただくわけでご
ざいますが、大変皆さん方お疲れだと思います。できるだけ簡略にさせてい
ただいて、時間を短縮させていただきたいと思えます。そのためには、明
確なご答弁をいただくことによって、再質問も避けることができますの
で、よろしく願いをいたしたいと思えます。

それでは、通告に従いまして、順次質問をさせていただきます。

最初に、インターネットの実用化時代の対応について、意見を述べ、お
考えをお伺いいたします。

今、世界じゅうでインターネットブームが勢いを増しております。世界
じゅうのあらゆる人と場所や時間を気にせず情報交換ができ、さまざまな
データベースも利用できるコンピューター通信網は、情報ハイウエーの中
核として普及が見込まれております。既に学術研究や商業活動のコミュニ
ケーションに活用され、欧米ではその効果を上げているとのことで、次の

世代通信と期待され、世界規模でのコンピューターを結んだ通信網は、その数 300万台以上が接続されていると言われております。各種のデータやソフトウェア、電子メールのやり取りに使われており、研究目的でのスタートが、最近では商業利用が解禁されたことから、利用者が急増しており、企業の情報発信や通信販売などへの用途も広がりつつあります。また、文字だけでなく、音や画像も送ることができ、マルチメディア通信の主演としても期待されております。今一番便利に利用されているのは、パソコンやワープロでつくった文章を電子メールとしてインターネットに接続されている 150余りの国に向けて送られており、電子メールは遅くても数時間で相手のパソコンに届き、早くて確実な方法として利用されております。また、最近のパソコンは画面のボタンを選ぶだけで、欲しい情報が文字だけでなく、写真やイラスト、時には音やビデオ画像が送信され、取り出せることができます。この機能を利用したのが、ローリングストーンズの公演の映像をインターネットで中継したことで、インターネットがコンサートのオンライン中継を行うのは初めてであり、マルチメディア時代の新たな試みと注目されました。このような便利さから、アメリカではほとんどの大学では学生との連絡に電子メールが使われ、レポートの提出にも利用されているとのこと。日本でも最近利用する会社や大学が急速に増えつつあることで、小中学校でも、これを使って国内や海外の学校との交流をしたり、共同研究をする試みが始まっているようです。

このような私たちの生活の中に迫りつつあるインターネットへの対応を検討する時期ではないかと思いますが、どのようなお考えか、お伺いいたします。

当市は、昭和61年にテレピア構想のモデル都市の指定を受けており、生活文化のネットワーク、総合行政情報ネットワーク等の構築に取り組んできております。生活文化ネットワークでは、地域キャプテンとCATVの二つのメディアにより、各種の情報を提供しております。また、地区市

民センターのOA機器を結ぶオンラインシステムにより、事務効率を上げておりますが、これを結ぶアクセスがまちまちの状態ではないかと思えます。インターネットの対応を含め、一本化した回線を確保して利用した方が効率がよいのではと考えます。そのため、全市に張り終わろうとしているCTYのケーブルを市民情報のアクセスとして利用することを提案したいと思えます。既に主体のケーブルは光ファイバーで張りめぐらされようとしており、市民の各家庭に到達させるのにそう時間がかかるものではないと思えます。また、安く利用できるのではないかと思えます。マルチメディア社会の市民専用ケーブルを確保すべきと考えますが、これについてのご所見をお伺いいたします。

次に、市史編さんに伴う史料の保存管理についてであります。

かつて総務委員会に所属した折にもお尋ねいたしました市史編さんにかかわる件で、その史料の保存などについて、提案を含め意見をお伺いいたします。

平成9年に四日市市が市制施行100周年を迎えるに当たり、その記念事業の一環として昭和60年度から進めていただいております四日市市史も10巻ほどが刊行され、今後も順次発刊されて、平成9年の全20巻の刊行を目標に事業を進めていただいておりますが、内容的にも時間的にも大変なご苦勞をいただいていることと思えます。現在の状況はいかがなものか。既に発刊された内容を見てもわかるように、市史編さん業務は収集した史料をもとに調査研究して充実した内容に取りまとめる作業であり、編さん業務はまだまだ時間がかかるものと推測いたします。そのために、多少の延長もやむを得ないものと思えます。近年には、二度と発行のできない歴史書であり、また、市民の重要な財産でもあろうかと思われまます。膨大な市史料が収集され、整理するのは大変な業務と思えますが、編さんに携わる関係者の皆さんの努力を期待いたします。

さて、収集された市史料がかなりの量であり、編さん業務が終わるころ

には数万点になるものと推測されます。それだけに、市史料の保管場所については、管理の行き届いたものが必要と考えます。史料の中には温度や湿度の影響で長期保存が難しいものもあるのではないかと心配されます。

そこで、今後の史料保存管理についてどのように対応されるのか、お考えをお尋ねいたします。

将来的には保存庫等を建設して、温度や湿度が適切に調整できる設備の中で永久保存がなされることを要望いたします。さらに、必要に応じて、史料の公開ができる体制も整えることが必要と思います。今後の史料の保存管理体制についてのご所見をお伺いいたします。

3番目に、学校週5日制に伴う地域社会の教育環境についてお尋ねいたします。

平成4年9月にとまどいや不安の中でスタートしました月1回の学校週5日制が実施されて2年がたちました。そこで、休みになった土曜日の過ごし方について、文部省が今年6月11日の土曜日の休み状況を調査した結果を見てみますと、中学、高校生は、午前、午後を通じて「ゆっくり休養する」が第1位で、次に、「部活動」や「テレビ鑑賞」と続き、当初心配された「学習塾へ行った」や「予備校へ通う」との実態は0.1%ないし2.4%程度の回答となっております。また、園児、小学生の実態は、「近所での遊びや運動」が第1位で、一緒にいた遊び相手は「兄弟姉妹や父母」が多く、家族と一緒に過ごした子供が大半となっております。今回のこの調査で目立ったところは、小学生の実態で、「テレビゲームなどで遊んだ」との回答が昨年よりわずかながら減少傾向となっております。かわって、増えたのが、午前は「ゆっくり休養する」が9.5%から13.9%になり、午後は「遊びや運動をする」が19.2%から25.5%となっております。テレビゲーム派が減り、ゆっくり休養派が増えつつあり、休日、土曜日を自由に過ごす生活が子供たちの間で定着しているようです。

文部省でも、「外での遊びやゆとりの時間として過ごす子供が多くなっ

ている傾向が見られる」と言っております。このような状況を踏まえ、来年度から週5日制を月2回に増やす見通しと聞いております。

そこで、当市の実施状況をまずお尋ねいたします。

また、四日市市独自の5日制対応として打ち出された教育施策はどのようなものか、お聞かせをいただきたいと思います。

私は、5日制で休日となった土曜日は、子供たちにとって、部活も拘束もない日であり、子供らしさ、人間らしさを取り戻す日であってほしいと願いながら見守ってきました。5日制による1日は、子供たちにとって自由な1日であり、家庭においては親子で過ごす時間であり、地域では子供同士で、また大人たちと交流を深める時間であると思います。このようなことから、本来あるべき家庭教育機能を高めることや、地域社会の教育的役割の効果が重要なポイントとなります。また、学校依存の体質から脱却するという問題点も考える機会ではないかと思えます。子供のことは学校に任せておけばよい、何でも学校の先生にお願いすればいいというような、過度の学校依存の体質を反省して、教育の場は家庭や地域社会にも存在して、広い視野で子供を育てることができる教育環境づくりが急務と思われる。地域社会や家庭での教育環境はいまだ不十分な状況下での様子がかがえませんが、5日制月2回の実施を目前に控え、家庭や社会における教育機能の回復をさせるべき対応をお伺いいたします。

最後に、市民茶室・泗翠庵のその後についてお伺いいたします。

今年7月に都会の騒音や雑音の中にひとときの静寂を求めて、鶴の森公園の一角に完成、オープンしました市民茶室泗翠庵も、周辺の公園整備が順次進み、茶室としての条件が整いつつあると思われ。当初の目的では、伝統文化の発展、向上に加え、生活の潤いと心の豊かさを求める時代の趨勢を認識し、市民の普遍的な利用にこたえとともに、国際交流に資し得る施設として幅広く活用されることが期待されるとなっております。オープンして約5カ月が過ぎました。その後の使用頻度について、お尋ね

いたします。

各施設別に回数を、お茶会以外の催しについては、その催しの利用種類をお聞かせいただきたいと思います。また、その後に発生した問題点があればお聞かせいただきたいと思います。

以上で第1回目の質問を終わります。ご答弁よろしく願いいたします。

○議長（伊藤雅敏君） 市長公室長。

〔市長公室長（佐々木龍夫君）登壇〕

○市長公室長（佐々木龍夫君） まず、インターネットについてでございますが、このインターネットと申しますのは、世界じゅうのコンピューターあるいはコンピューターネットワークを相互に接続いたしましてできました一種の巨大な情報ネットワークでございます。現在、世界の約150カ国、4,000万人が利用していると言われております。もともとこのインターネットは、アメリカの政府機関が通信用に開発したものでございまして、それを学術研究用に開放し、その後、商業利用が解禁をされた、こういうことから現在急速に普及をしているところでございます。

我が国では、これまでインターネットを構成するネットワークと申すのは、学術研究ネットワークが中心でありまして、大学や各種の研究機関が研究のための情報交換を行うものが主なものでございましたが、昨年あたりから、インターネットへの接続等を商業ベースで提供する会社が登場するなどいたしまして、その利用者の幅が非常に急速に広がっているところでございます。

インターネットを利用いたしますと、お話のとおり、世界のコンピューターから最新の情報を引き出すことができますし、また、全世界に情報を瞬時に発信することができるようになるわけでございます。ただ、現段階では、回線使用料と利用コストが非常にかかると、こういうことでございまして、家庭への普及にはまだしばらく時間がかかるだろう、こういうふうに考えられているところであります。

学術研究以外のインターネット利用ということに関しましては、今申し上げたような一つのハードルがございますので、今後、そういった面、あるいはアクセスするための技術ですとか、そういったことが今後いろいろまだ改善される、こういうことが予想されておりますので、私どもとしましても、今後とも関心を持って情勢の変化に注目をしてまいりたい、そのように考えております。

次に、CTYのケーブルを市民情報のアクセスとして利用したらどうかと、こういう話でございますけれども、マルチメディア社会におきまして、ケーブルテレビの活用というのは現在我が国におきましては、非常に大きくクローズアップをされておきまして、特に当市におきましては、CTYの普及率が非常に高い、こういう状況がございます。したがって、近い将来、市域全体の情報ネットワークを進めようと、こういうことになりました時点では、本市のケーブルテレビというのは、有力なアクセス手段になろうか、そのように考えておるところでございます。

したがって、本市といたしましても、今後、都市の魅力をなお一層向上していくためには、市民生活にも経済活動にも情報インフラの整備というのは非常に重要なことになってまいりますので、一昨日もお答えを申し上げましたが、来年度、ご質問の内容のようなことも含めました地域情報化とマルチメディアに関する調査研究を進めてまいりたい、そのように考えておりますので、ひとつよろしくご理解、ご協力をお願いしたいと思います。う次第でございます。

○議長（伊藤雅敏君） 総務部長。

〔総務部長（鈴木一美君）登壇〕

○総務部長（鈴木一美君） 第2点目の市史編さんに伴う史料の保存管理についてご答弁を申し上げます。

四日市市史の刊行事業は、既にご承知のように、100周年の記念事業の一環として全20巻の刊行を目標に計画をいたしました。昭和62年度に、

「考古Ⅰ・史料編」を第1回配本して以来、10巻の刊行を行ったところでございます。こうした歴史書は広範な史料調査に加えまして、専門家の方々の地道な調査研究の積み重ねがあって初めて市民の方々にも親しみやすく、後世にも価値あるものとして信用性が高いものができるわけでございます。20巻のうち、「通史編」、いわゆる読み物的な通史としては4巻でございまして、あとの16巻につきましては、史料の掲載と、その解説というふうなことでございまして、史料の十分な探索の上で、それぞれの執筆がなされておるわけでございます。現在なお、鋭意、諸先生方並びに事務局の方が総力を挙げて編さん作業を推進してきておりますが、現時点で若干遅れぎみではございます。平成9年の100周年に必ずしも20巻が全部刊行できるかどうかということについては、危惧を持っておるところでございますが、今申し上げましたように、地道な作業でございまして、その辺を格別ご理解を賜りたいと思っております。

こうした市史の刊行に必要な基本史料につきましては、市域の内外にわたって多く存在しておるもの、この確認、収集作業に追われておるところでございます。例えば、江戸時代までの古文書でございますとか、古い絵図などにつきましては、近隣の市町村あるいは国立公文書館などまで、多数所蔵されておるものを、この中から検索をし、史料に取り上げてきておるということで、これらにつきましては、複製品として史料保存を行う予定で複製をしてきておるところでございます。

また、明治以降のものにつきましては、史料そのものが市制施行前の町会の記録でありますとか、あるいは参事会会議記録、あるいは合併諸町村の総務会、町会の関係史料等々、多数あるわけでございます。これまでに一応複製本で整理をいたしておるもので約1,800冊程度になっております。これからまだ後、新しい時代のものということで史料が集積されてまいります。編さん途中でございまして、現在参照中で、まだ整理はされていない原文書あるいは新聞の資料でありますとか、書き物、写真類あるいは

歴史的に価値のある公文書、企業関係の会社の歴史書等々合わせますと、既に1万点ほどにこれらも達しておるところでございます。

また、市制60周年のときにも市史を刊行しておるわけでございますが、これらのときに収集された類似の史料等につきましても、なお、図書館にも保存されておるものもございまして、一部、博物館の方に移行したものもあるわけでございます。これらの史料の保存につきましては、既に他市の状況につきまして、参照するために調査を重ねてきております。例えば、呉市は近世文書館という建物もお持ちでございます。これにつきましては、歴史文献のみに集中して保管をされており、これらの史料情報のサービスとして、生涯学習の一環として、これをサービスに供しておるという例もございまして、中には公文書館法というものに基づきます公文書館というものを設置いたしまして、その中にすべての史料を含めておるところ、あるいは図書館でありますとか、博物館の中にそうした歴史的文獻を一定の基準に基づいて閲覧できる機能を兼ね備えて保存しておるところ、さまざまでございます。

現時点で、諸先生のご意見あるいはこういった他市の例も参考にしながら、これらの保存について万全を期してまいりたいということで、庁内的にも検討をしておるところでございます。できる限り一元的に管理するのが望ましいのであろうというふうにご考慮しておるところでございますが、ご質問の趣旨を十分理解しておるつもりでございます。せっかくの貴重な史料でございますので、散逸することが決してないように十分な注意をしたいと思います。

また、整理後、これらを保存管理するだけではなくて、こういった史料公開についても、その体制を整備するとともに、個々の史料の公開につきましましては、歴史事実として、史料として現に存在するものでありましても、今日的にその内容が、例えば人の人権を侵すといったようなものもあるわけでございまして、すべてが公開の用に供されるかということについても、

私どもは十分に慎重に検討しなければならないというふうに考えておりますので、個々の史料の公開の是非を判断する基準の整備についても努めて、規定等、整備をしながら進めていきたいということで、いましばらくこれの結論については時間がかかろうかと思いますが、できる限り早くこういった結論をまって、保存管理の万全を期してまいりたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（伊藤雅敏君） 教育長。

〔教育長（丹羽 武君）登壇〕

○教育長（丹羽 武君） だいまご質問がございました学校週5日制についてお答えを申し上げたいと存じます。なお、この5日制につきましては、本議会におきましても、既にご両名の議員さんからも発言があり、これからの私の答弁も多少重複する点が出てきようかと存じますが、何とぞご容赦を願いたいと存じます。

ただいまご質問いただきました学校週5日制の実施状況についてでございますが、議員が発表されました文部省の調査結果にもありますように、本市におきましても、「家でゆっくり休養する」という答えを出しておる者が約25%と最も多くなっております。続きまして、「遊びや運動をする」というのが約20%、「家庭学習をする」というのが約13%といったような傾向になっておりまして、こういった数字も月別あるいは学校行事、例えば中間考査とか期末考査といったような行事があると、かなり数字が変わってまいりますが、大まかな見方をしますと、ほぼ文部省が出しておる傾向と本市の場合も大きくは変わっておらないというふうに判断しております。

5日制への対応といたしましては、さきにも述べさせていただきましたが、当初設置されました学校週5日制実施検討委員会の中での、特に学校関係部会につきましては、今日も継続してその部会を開いていただき、5日制に伴う諸課題をそこで明らかにしていくとともに、学校週5日制によって

生まれてくる第2土曜日につきましては、生活にゆとりを持たせ、自分のために有意義に過ごせる、また、自分で考え、主体的に行動できるように、さらに加えては、地域でのスポーツ活動や、あるいは諸行事にも参加し、時にはボランティア活動にも参加するといったようなことによって、地域社会にも子供が目を向け、また、地域社会を考える力を身につけさせる機会となるように、また、平素ややもすると疎遠になりがちな傾向にあります親子の触れ合いの機会が、この2回になることによって、より持てるようになるような計画が立てられるよう、今後とも子供とかあるいは保護者の方に対しても、機会あるごとに指導してまいりたいというふうに考えているところでございます。

また、小学校低学年で土曜日に保護者のいない児童に対しましては、学校に指導員を配置して学校施設を開放してまいる制度については、なお継続して見守っていききたいというふうに思っております。

また、5日制の導入に際しましては、いろいろご意見、ご指摘がございましたが、大きな混乱もなく、社会に定着してきておるかと思存しますが、このことは学校、家庭、地域といったような各方面の協力に負うところも多いと考えているところでございます。このことを踏まえまして、平成7年4月から始まります月2回実施への対応につきましては、先般の導入時に強調されておりました子供の受け皿をどうしたらいいかと、そういったような議論が非常に盛んになったわけでございますが、そういったただ単に受け皿づくりに翻弄するのではなく、学校や家庭、地域が子供の実情とか希望を理解して、子供みずからが考え、みずからが行動する姿勢を育てたり、それを実践する場をどのようにしてつくっていったらいいかという、そういった点に重点を置きながら今後も考えていきたいというふうに思っているところでございます。

また、より広い視野と多くの友達を得るためにも、今後も子供会であるとか、あるいはスポーツ少年団といったような地域での諸活動の一層の育

成にも努めていくとともに、そういった地域の諸団体の活性化のために現在も強く要請されております、いわゆるリーダーの養成といったようなこと、あるいは指導者の研修といったようなことにつきましても、教育委員会として、そういった養成、研修の実施についても努力をしていきたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、学校週5日制が月2回実施をされますと、まだ現在予想もしないいろいろな事態も生まれてこようかと存じますが、そういった種々の問題点を早急に検討する中で、先ほど議員もおっしゃられた制度の趣旨に沿えるような5日制の実現に向けて、努力をしていきたいというふうに考えておりますので、何とぞご理解を賜りたいと存じます。

教育に関する2点目の市民茶室である泗翠庵の利用状況についてでございますが、泗翠庵につきましては、本市初めての本格的な公共茶室ということで、茶道関係者を初めとして、市民の多くの期待を得ながら、今年7月にオープンをいたしましたところでございます。この泗翠庵は、茶道はもちろんのことでございますが、お茶室としての機能とか、あるいは雰囲気大きく損なわない範囲内で、日本古来の伝統文化の催しにも利用していただきたく、あるいは海外からのお客様に日本文化の一端に触れていただく場として活用していただくということで、現在も運営をしております。

泗翠庵では、どなたでも気軽にお茶を楽しんでいただけるように、テーブル式になっております立礼席での呈茶を毎日茶道教授連盟の方々の協力を得る中で行っております。11月末までの泗翠庵の利用状況を見ますと、広間、小間といった貸し館としての利用は現在まで延べで50件、月平均にしまして10件でございます。現在のところ、すべて茶会での利用ということになっておりまして、先ほど申したような、茶会以外での申し込みは現在のところございません。また、立礼席での呈茶については、現在まで延べで約5,300名の方がそしてお茶を飲んでいただきました。開館日で平

均をしますと1日46人という方が鶴の森公園へ来ていただいたついでに、あそこへ立ち寄ってお茶を上げておっていただくという状況でございます。

このように多くの市民の方々にご利用をいただいておりますが、オープンしてまだ間もないということもあって、庭園とか、施設の充実とか、座敷にかける掛け軸であるとか、あるいは茶道具といったような備品等の充実についても、まだまだ課題は残っていると存じておりますが、これらにつきましては、できることから計画的に順次充実してまいりたいというふうにも考えております。

いずれにいたしましても、市としても経験の乏しい施設の運営でございますので、今後とも関係者の意見を十分に拝聴しながら、茶道愛好者の底辺拡大のためにも、またいろいろと、例えば初心者入門講座の茶会を催すなどして、より多くの方々にも親しまれる運営、管理を行ってきたいというふうに考えておりますので、何とぞ今後ともご理解を賜るとともに、ご指導をお願いしまして、答弁とさせていただきます。

○議長（伊藤雅敏君） 瀬川憲生君。

○瀬川憲生君 ご答弁ありがとうございます。

まず、インターネットの実用化時代の件でございますけれども、とにかくきょうあすということではないと思いますけれども、四日市にもその勢いは目の前に押し寄せてくるような気がしております。最近の新聞で見ても、インターネットの記事がかなり多く入っております。そういったことからして、いかに私たちの身近に迫ってきておるかということが、何か感じられます。

それと同時に、これに対して、家庭用の末端機であるパソコンなども大衆的な安い値段で普及されるような気がしております。現在、ワープロなんか各家庭では一、二台置いておることなんですけれども、その価格ぐらいまで下がるような傾向でございますので、そういったことが

できれば、やはり一般化ということです。日本は米国よりは3年おくれているということですが、恐らく1年半で追いつくだろうということも言われておりますので、いろいろご検討いただくということでございますけれども、その辺も含んで、ひとつインターネットの四日市の対応ということについて、ご研究をいただきたいと思えます。

それと同時に、これからの時代としまして、ケーブルのことでございますが、光ファイバーで通信網をどうするかということですが、これから四日市は当然、都市づくりに大きな影響を及ぼすのは通信網のあり方だと思えます。従来はいろいろと都市づくり、また企業誘致には道路とか、水とか、交通機関ということが条件であったと思えますけれども、これからはこういうふうな通信網があるかどうかということがかなり大きな要素になってくると思えますので、そういったことも含んで、光ファイバーによる通信網についてのあり方をご検討いただきたいと思えます。

それから、次に、市史編さんに伴う史料の保存管理についてでございますけれども、順次ご検討いただくということで結構でございます。ぜひいい資料館ぐらいを建てていただいて、展示等をお願いしたいと思えます。

それと、編集が終わると、歴史物の史料収集は終わるのかということじゃないと思えますので、この編集が終わっても、後々こういった史料物が各家庭から出されれば受け入れていただけるような体制づくりもぜひお願いをしたいと思えます。

実は私も数年前に、私の家にある歴史物を、蔵を壊すことから始まったわけですが、市の方へお願いしたところが、まだその受け入れがなかったことで、結局、一部は市の方へとっていただきましたけれども、あと一部は捨てたということで、後でしまったということになったわけでございます。そういう経験もございまして、重要な史料で、ただ単に見れば大した価値がないようではございますけれども、後で考えれば重大なものだったなということになりますので、できるだけそういったことで、収集できるよう

な体制づくりをひとつお願いをしておきたいと思えます。

それから、学校週5日制に伴う地域社会の教育環境ということで、私は5日制というよりも、できれば地域社会の教育環境に重点を置いて、このご質問をさせていただいたわけでございますけれども、確かにこれからの学校のあり方と、社会のあり方、これが今までは学校一辺倒的な感覚で教育が進められてきたように思えますけれども、子供の教育は家庭や地域社会にあるということも重要な教育の場と認識していただいて、やはり地域社会の教育環境をぜひ整備していただきたいと思えます。

昨今のいじめの問題でございますけれども、新聞紙上を見ておられますと、何か学校や教育委員会が非常に悪いような感じを受けておられますけれども、決してそうじゃないと思えます。やはりこれは、家庭にも社会にも当然反省すべき問題点があるんじゃないか。先ほど教育長が言われたように、きちっとした子供会やスポーツ少年団を含め、そういった団体等が子供たちの教育に携わっていただければ、恐らくいじめ問題なんかなくなっていくんじゃないかと思えます。現在の学校制度そのものだけで解決しようと思うと、これはかなり無理があると思えます。だめだからこうなったと思えますので、やはり視点を変えていただいて、この社会にも影響があるということで考えていただいて、教育施策の整備をしていただきたいと思えます。

それから、泗翠庵についてでございますけれども、先ほどのお言葉にもありましたけれども、順次ご利用いただいておりますけれども、まだまだ物足りない点がかなりあると思っております。それで、先ほどもおっしゃったように、「市としても経験の乏しい施設の運営でございます」という言葉でございますけれども、経験の乏しいのはよくわかりますけれども、実はこのことについて、この運営される方、またこれに携わる方は、茶室を管理する以上は、千利休の勉強をさせていただいているか、利休の心を体得していただいているかどうか大きな問題だと

思います。これがないと、前回も私、この場で話しましたが、露地が未完成のままになっております。露地そのものが、利休はどういう気持ちで露地という名をつけたかということ、これはここで解説するつもりはないですけれども、仏教実語から来たもので、利休は信仰心の深い方で、この言葉からとって、露地という言葉そのものは、悟りの世界、簡略的にいえばそういうことになると思いますけれども、そういった意味から露地とつけたということから考えると、露地がどんなものであるか、単なる庭かどうか、となると、考えていけば、露地のあり方がわかりますが、ただ金をかければ、いい庭をつくれればいいという意味ではないわけですから、その辺を含んでやれば、もう少しまとまった形で茶室ができるんじゃないかと思えます。

いろいろと申し上げたいことはありますけれども、また個々には関係者の方とお話を進めさせていただきますけれども、大きな点はそういったことで、やはりする以上は、その心を酌んでやらないと、いいものできない。心を酌んだものがないものから、その点を含んでいただいて、今後の洒翠庵をいいものにしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたしまして、すべて要望として、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（伊藤雅敏君） これをもって一般質問を終了いたします。

暫時、休憩いたします。

午後3時7分休憩

午後3時24分再開

○議長（伊藤雅敏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2 議案第102号ないし議案第127号

○議長（伊藤雅敏君） 日程第2、議案第102号平成6年度四日市市一般

会計補正予算（第2号）ないし議案第127号委託協定の変更についての26件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。順次発言を許します。

橋本 茂君。

〔橋本 茂君登壇〕

○橋本 茂君 議案第102号について、歳入に関してお聞きをいたします。

第14款寄附金1,000万円が計上されています。これは市民の篤志家の方による寄附だと聞いておりますが、大変貴重な行為であります。その心を生かし、直ちに来年度の予算と施策に生かすべき対応が求められますが、そうっていないのではないかと。すなわち、歳出を見ますと、積立金で処理することになっています。何でもため込んでおくというのはいかがなものか、お聞きをいたします。

次に、第18款市債についてであります。歳入全体が11億4,000万円余の補正予算で、うち7億5,000万円の市債というのは大変比率が高くなっています。これはどうしてなのか。昨年末から法人市民税の深刻な減収が響いて、借金財政の傾向を強めることになっているとしたら大変であります。今年度の法人市民税の減収状況、特徴もお示しいただきながらお答えをしていただきたい。

次に、議案第119号ないし121号の3議案、これは本町プラザ建設工事請負契約の締結についてであります。これについてお聞きをいたします。この工事内容は、歯科医師会の医師会館を含めた建設計画であります。近隣の市民の方からは、市の公共施設内に民間の歯科医師会の施設を含むことは優遇し過ぎていないかとの声が私どもに寄せられています。本町プラザに歯科医師会館が入ることになった経過と、どのような費用分担なのか、すなわち、歯科医師会に適切な応分の負担をしてもらっているのかどうか、具体的にお示しをいただきたい。

○議長（伊藤雅敏君） 財政部長。

〔財政部長（野呂 修君）登壇〕

○財政部長（野呂 修君） 歳入に関しまして、第14款の寄附金と18款の市債についてご質疑いただきましたので、ご答弁させていただきます。

まず、寄附金につきましては、去る9月議会におきまして、社会福祉事業振興基金条例の一部を改正していただきましたが、これは基金の目的を拡大いたしまして、障害児福祉事業の振興を図るという目的をつけ加えていただいたところでございます。今回、篤志家からいただきました寄附金につきましては、障害児福祉事業に役立ててほしいという趣旨でいただいたものでございます。現在のところ、その活用方法については未定でございますが、平成6年度に障害者対策を推進するために、障害者の長期計画を策定作業中でございますので、これを踏まえまして、また、篤志家のご意思を十分に生かすことができるように、今後保健福祉部と十分に調整を重ねながら、最も有効な活用が図られるように考えてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

2点目の市債についてでございます。今回12月補正で計上させていただきました7億5,000万円の市債のうち、減収補てん債として記載をさせていただくものが4億円含まれております。減収補てん債と申しますのは、ご承知のとおり、地方税の収入が地方交付税上の標準税収入額を下回る場合に、その減収を補うために発行が許可される特例の地方債でございます。減収補てん債は平成4年度にも11億円、5年度にも16億円発行しております。本年度におきましても、法人税割の減収分といたしまして9億円を見込んでおりますので、今回、そのうちの4億円分を計上させていただいたと、こういうところでございますので、よろしくご理解を賜りたいと存じます。

○議長（伊藤雅敏君） 市長公室長。

〔市長公室長（佐々木龍夫君）登壇〕

○市長公室長（佐々木龍夫君） ご質問の口腔保健センターに歯科医師会

事務所が同居するのはどうか、こういうお話でございますが、この歯科医師会事務所が口腔保健センターに入ることになりました経緯と申しますのは、昭和57年の12月に市民の休日歯科診療を緊急に行うための緊急歯科治療センターを現在の本町にあります地域振興課分室の中に設けたわけでございますが、この施設は平成5年度には年間323人、1回当たり6人ほどの市民の利用がございまして、市民の方々から広く利用されるようになってきておるわけでございます。したがって、今回、これの建てかえに伴いまして、緊急歯科治療センターの整備も、ここにあるということで、市民に広く認知されておりますので、建てかえた建物の中にも緊急歯科治療の機能のほかに、障害者歯科治療等の機能もあわせました、より充実した施設として口腔保健センターを整備していくことになったわけでございます。この施設の管理運営は、従来から四日市歯科医師会がこの管理運営を行っていたわけでございますので、今後もそれはあわせて行っていただく、こういうことになったわけでございます。したがって、そういった経緯から、歯科医師会の事務所もこの中に設けると、こういうことになったわけでございます。

ちなみに、歯科医師会は確かに民間ではございますが、公益の社団法人でございますので、そういったことから、純粋に営利だけを求める民間企業ではないということをご理解いただきたいと思います。

それから、この口腔保健センターは、鉄筋コンクリート造りの3階建て、一部4階と、こういう建物でございまして、延べ床面積は全部で1,380㎡余りになるわけでございます。そのうち、3階部分を歯科医師会使用わけでございますが、これについては、区分所有の形態になっておりまして、土地については有償貸与でございますけれども、建設費は全額、歯科医師会が負担をする、こういうことになっております。ちなみに、その金額は1億7,100万円と、こういうことを予定しております。

○議長（伊藤雅敏君） 橋本 茂君。

○橋本 茂君 1点目の寄附金のことですけれども、長期計画の中で生かしていくということもあろうかと思いますが、寄附された方のご意思を生かして、例えば来年度、こういう形で調査費をつけて直ちに長期計画に入る前に動き出したというようなことになれば、またその方もいきを感じて、さらにそれに続くいろんな動きも出てくるやに聞いてもおりますし、そういう姿勢が必要なのではないかとことを申し上げておきたいと思ひます。

さて、2点目の市債をお聞きしたのは、借金が増えることと市税の減収の関係を問うているわけですが、本市の財政を守っていくという点では、ますます私どもは絶えず提起をいたしております不均一超過課税でこれを実施するならば億単位の法人市民税の増収になるわけであります。こういうことをもう踏み切る時期ではないかというふうに申し上げたいと思ひます。ぜひ関係委員会で討議をしていただきたい。

以上で質疑を終わります。

○議長（伊藤雅敏君） 佐野光信君。

〔佐野光信君登壇〕

○佐野光信君 今回提案された議案のうち7つの議案についてお尋ねをしたいと思ひます。

第1点目が議案第111号四日市市乳幼児の医療費の助成に関する条例等の一部改正についてでございますが、健康保険法の改悪に伴い、この10月1日から入院時の給食費の一部負担が導入されたわけでございますが、国民の大きな世論の前に、乳幼児、障害者、母子家庭については、県市折半で負担をして負担の軽減が行われるということで、大変喜ばしいことあります。しかし、肝心かなめの老人については、除外されておりますが、なぜ老人まで含まなかったのか。あるいは老人の給食費を負担するとどれだけの負担になるのか、試算をされたのかどうか、お尋ねをしたいと思ひます。

二つ目には、議案第112号四日市市都市公園条例の一部改正について、並びに議案第113号四日市市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてお尋ねをいたします。二つの議案により、霞ヶ浦第1サッカー場、朝明テニスコート及び鈴鹿川野球場の廃止が出されていますが、廃止による代替施設は必要ないのかどうか。あるいは、関係者との話し合いが十分行われているのかどうかをお尋ねしたいと思ひます。

三つ目に、議案第114号四日市市立小学校及び中学校設置条例の一部改正についてお尋ねをいたしますが、中部東小学校及び納屋小学校を統合し、新たに中央小学校を設置する条例であります。納屋小学校の跡地利用について、過去、市長はあれこれとアドバルーンを上げてみえますけれども、関係住民との話し合いが行われ、その意見が十分反映される体制ができていのかどうか、この点についてお尋ねしたいと思ひます。

次に、議案第125号ないし議案第126号の工事請負契約の変更についてお尋ねをいたします。それぞれ契約金額を変更しようとするものですが、愛知県の芸術文化センターの契約変更をめぐって、いろいろと問題が取りざたされておりますので、あえてお尋ねをしておきたいと思ひます。

一つには、契約変更に当たって、その設計変更があったと思ひますが、その内容についてお尋ねをしたいと思ひます。

二つには、設計変更を行い、契約金額の変更をしたわけでございますが、設計そのものに当初の問題はなかったのかどうか、お尋ねをしたいと思ひます。

三つ目には、入札で低く落としておいて、設計変更という形で金額を増やすということが適切な入札制度なのかどうか、問題があるのではないのでしょうか、お尋ねをしたいと思ひます。

○議長（伊藤雅敏君） 保健福祉部長。

〔保健福祉部長（服部美次君）登壇〕

○保健福祉部長（服部美次君） 先ほどのご質疑の第1点目の議案第111

号四日市市乳幼児の医療費の助成に関する条例等の一部改正についてお答えさせていただきます。

老人医療費についても食事療養費に係る標準負担額を助成の対象にせよということですが、今回の健康保険法の一部改正により、入院時の食事について定額の自己負担を患者が支払うということとされました。食費は入院、在宅にかかわらず、共通して必要となる費用であり、負担の公平化を図ることを目的とした改正でございます。68歳、69歳の老人医療費だけ標準負担額を助成できない理由といたしましては、老人保健福祉法に基づく70歳以上の老人についても、1日600円の自己負担をすることになっております。68歳、69歳の医療費助成は、70歳到達以前の老人に対し補完的に行っている助成制度でございます。今回の改正で老人保健法に該当する老人は、標準負担額を自己負担することにより、68歳、69歳の方に助成するのは整合性に欠けるということでございます。したがって、三重県におきましても、乳幼児、心身障害者、母子の3公費について、入院時食事療養費に係る標準負担額を補助対象とすることとしており、県に呼応して、本市において今般、助成対象としようとするものでございます。これによって、条例改正をお願いするところでございます。

○議長（伊藤雅敏君） 教育長。

〔教育長（丹羽 武君）登壇〕

○教育長（丹羽 武君） ただいまのご質疑の中の議案第112号四日市市都市公園条例の一部改正について、ないし113号四日市市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、あわせてお答えをいたします。

霞ヶ浦第1サッカー場の名称変更につきましては、ご存じのように、当該地がドーム型多目的スポーツ施設の建設用地となっているため、残存コートは一つだけとなりますので、従来の第1、第2コートという名称を廃止するものでございます。なお、代替施設につきましては、必要であると考えますので、垂坂の埋立地の整備による確保をも含めまして、今後鋭

意候補地を検討中でございます。朝明テニスコートにつきましては、朝明終末処理場の増設計画がございまして、借地を返還するものでございます。なお、このコートにつきましては、この数年間、利用実績もございません。廃止しても支障がない施設というふうに考えております。

また、鈴鹿川内堀野球場につきましては、その整備場所が河口近くの河川敷でございまして、集中豪雨や台風のたびにグラウンドの土が流出したり、復旧費用が従来もかさねておったわけでございます。そういったようなことから、整備を見合わせておったものでございますが、5年度中には、月に1回程度の利用状況がございましたが、今回、昨年度から野球連盟にも1年後に廃止する旨を通知いたしまして、ご理解を得てきたところでございます。

続きまして、議案第114号につきましては、四日市市立小学校及び中学校設置条例の一部改正についてでございますが、これに関しまして、ただいま土地の問題についてのご質疑がございました。その前に少し、この機会に、今後のスケジュールを若干簡単に説明させていただきますが、この統合につきましては、平成7年4月に納屋小学校におきまして、中央小学校を開校させまして、その後2年間をかけて新校舎を現在の中部東小学校地に整備いたしたいと考えておるものでございます。これでいきますと、平成9年4月に現中部東小学校地に中央小学校が新校舎として整備される予定でございまして、その後、納屋小学校校舎の解体といったようなことに向かっていくかと思っております。したがって、同小学校地が空き地となる予定になるわけでございます。

したがって、この跡地利用計画の策定につきましては、まだまだ今後の問題ではございますが、港地区の活性化に配慮した施設の誘導が不可欠であるというふうにも考えております。したがって、全市的な観点から考えていくことも必要でございますので、庁内に市長公室を初めとした関係部局による会議も持つとともに、さらには地元の方々のご要望を十

分にお聞きしていく中で、跡地の整備計画を今後立てていきたいというふうに考えておりますので、何とぞご理解を賜りたいと存じます。

○議長（伊藤雅敏君） 下水道部長。

〔下水道部長（岡田幹夫君）登壇〕

○下水道部長（岡田幹夫君） ただいまご質疑のございました議案第125号それから126号、127号についてお答え申し上げます。

まず、議案第125号の変更理由及びその内容についてでございますが、羽津茂福1号幹線水路築造工事の十四川横断箇所にかかっております斎宮橋の橋台の構造につきましては、古い年代の橋でございます、構造図がございませんが、構造を調査いたしまして、重力式の構造であるということから、基礎ぐいがないか、あるいはあってもごく短いものとの判断から、推進工事の設計をいたしたところでございます。しかし、念のために着手に際しまして、事前ボーリングと申しますか、チェックボーリングをいたしましたところ、基礎ぐいの存在が判明いたしまして、これを避けるため、既設立坑を掘り下げ、基礎ぐいに支障がなく、掘進が可能なように当初の縦断計画を深く変更するものでありまして、それに伴う既設立坑の補強として地盤改良を行うものでございます。

次に、議案第126号につきましては、羽津茂福3号幹線水路築造工事でございます、ちょうど富田山城線の本線の中での工事でございます、そのために仮設道路を富田山城線の未供用区間に設けて、交通等の処理を行う必要がございます、道路管理者であります三重県道路公社と仮設道路の舗装構成等につきまして、事前協議しながら設計を行ったところでございますが、その後、仮設道路の使用期間が長期にわたること、あるいは重量物の交通も非常に多く、さらには、地域の交通事情、あるいは交通の安全を図る等々の理由から、道路管理者の方から、再度協議の申し入れがございました。それで、協議の結果、舗装を本線同様の構成に変更するというものでございます。

次に、議案第127号につきましては、桜汚水1号幹線管渠布設工事の口径900mmの施工区間におきまして、当初設計に当たりましては、地質調査資料によりまして、転石のいわゆる石の大きさでございますが、径を判断いたしまして、口径900mmの関係を設定いたしたところでございますが、立坑掘削時あわせまして、掘進箇所の地質調査の探りをいたしましたところ、さらに大きな400mmの転石が確認されたところでございます。そういふことで、900mmでは不可能でございますので、掘削が可能である1,200mm口径に変更するものでございます。

いずれも施工に際して発生したものでございまして、その内容につきましても、国、県の設計指針に沿って適正に行っており、必要最小限の変更でございます。したがって、ご指摘のような疑義を持たれるようなことは一切ございません。

なお、いずれの工事も国補事業でございまして、内容等につきましては、県の審査並びに国の会計検査の対象となっております、当然チェックを受けるものでございます。

○議長（伊藤雅敏君） 佐野光信君。

○佐野光信君 議案第111号、医療費の問題、特に高齢者、国民年金をもらっている人は平均で年金受給額が3万3,000円だということでございますので、支出が増えれば医者に支払う金もなくなる、そういう点で、ぜひ委員会の中で審査をしていただきたい。

それから、議案第126号、これは富田山城線の本工事であれば、市だけでなく、県にも負担させても十分ではないかと思えます。ご検討をお願いいたします。

○議長（伊藤雅敏君） 時間が参りましたので、佐野光信君の質疑はこの程度にとどめさせていただきます。

これをもって質疑を終結いたします。

本件をお手元に配付しました付託議案一覧表のとおりそれぞれ所管の常

任委員会に付託いたします。

日程第3 議案第128号 平成6年度四日市市一般会計補正予算(第3号)ないし議案第137号 工事請負契約の締結について

○議長(伊藤雅敏君) 日程第3、議案第128号平成6年度四日市市一般会計補正予算(第3号)ないし議案第137号工事請負契約の締結についての10件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長(加藤寛嗣君)登壇〕

○市長(加藤寛嗣君) ただいま上程されました各議案についてご説明申し上げます。

議案第128号から議案第135号までは、議員、市長、職員等の給与改定に伴う補正予算及び条例改正案であります。

人事院は、去る8月、給料、扶養手当等、一般職の国家公務員の給与について、本年4月にさかのぼり、1.18%引き上げるとともに、期末手当の額を年間0.1カ月分引き下げよう勧告いたしました。本市におきましては、勧告を尊重し、一般職に属する職員の給与等を国家公務員に準じて改定するため、職員給与条例の一部改正を行うとともに、職員に準じて議長、市長等の期末手当の額を年間0.1月分引き下げのため、議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例並びに市長、助役及び収入役の給与及び旅費に関する条例の一部を改正しようとするものであります。

また、委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、地方交付税単位費用積算基礎の改正などに伴い、学校医、保育所の嘱託医師等の報酬額を本年4月にさかのぼって引き上げようとするものであります。

なお、各会計の補正予算案は、給与改定等に要する経費を補正するもの

で、財源には、一般会計におきましては繰越金等を、その他の会計におきましては繰入金及び繰越金を充当いたしております。

議案第136号市税条例の一部改正につきましては、地方税法の一部が改正されたことに伴い、個人の市民税の所得割に係る税率の適用区分等を変更しようとするものであります。

議案第137号は、工事請負契約締結議案でありまして、西伊倉町市営住宅建替Ⅱ期工事につきまして、指名競争入札により請負契約を締結しようとするものであります。

以上が各議案の概要であります。どうかよろしくご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長(伊藤雅敏君) 提案理由の説明はお聞き及びのとおりであります。ご質疑がありましたら、ご発言願います。

橋本 茂君。

〔橋本 茂君登壇〕

○橋本 茂君 議案第135号についてお聞きをいたします。市職員の給与条例に関する件ですが、提案説明では、期末手当の額を年間0.1カ月分引き下げる内容となっています。まずこれを実施すると、影響額は1人平均で、また全体でいかほどになるのか、お聞きをいたします。

次に、県内他都市、12市であります。そこにおいても同様な引き下げ内容が行われることになっているのかどうか、お聞きをいたします。

さらに、提案説明では、人事院勧告を尊重し、国家公務員に準じてとありますが、本市の職員の給与水準はもちろん国家公務員の水準とは歴然とした格差があり、同一ではありませんから、準じる必要がないのではないかと、この点をお聞きをいたします。

○議長(伊藤雅敏君) 総務部長。

〔総務部長(鈴木一美君)登壇〕

○総務部長(鈴木一美君) 給与条例の改正につきましてご質疑がござい

ました。まず、第1点、今回の改正によって、1人どれだけになるのか、あるいは全体でどれぐらいかということでございます。

資料として1人平均の額を手元に所持しておりませんので、後ほどまた委員会等でお示しをさせていただきたいと思っております。全体としまして、今回の改定によります補正のかかわりでございますが、補正の全体としては1億4,800万円程度ということで、これは全部差し引きした後の数字だけ、私持っておりますので、ご容赦を賜りたいと思っております。

それから、県内他市の状況でございますが、これにつきましては、不思議と昨年は0.15カ月引き下げということもございました。これの扱いをどうするかということを中心に、他市からの問い合わせ等あるいは協議も重ねてきたところでございますが、昨年の例にならって、本年また0.1カ月分がカットになるということでございますが、取り扱い上は、昨年と率が違うだけということでございますので、他市からの問い合わせも現在まではございませんし、人事課長、給与関係課長会議の中では、全体に各市とも今回の人事院勧告に準拠して改定を行う予定というふうに伺っております。

なお、人事院勧告に従う必要がないのではないかというご発言でございますが、今日まで、本市といたしましては、人事委員会を持つ団体でもございませんので、これら職員の給与の適正な運用のためには、毎年の人事院勧告を基準にして、労使の理解のもとに、こういったことで確認をしながら行っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（伊藤雅敏君） 橋本 茂君。

○橋本 茂君 総務委員会でよく議論をしていただきたいと思います。

○議長（伊藤雅敏君） 他にご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。本件をお手元に配付しました付託議案一覧表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

なお、各常任委員会は明日午前10時から開会されますので、念のため申

し上げます。

○議長（伊藤雅敏君） 次に、12月6日までに受理いたしました請願は既にお手元に配付いたしました文書表のとおりであります。

本件をそれぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

陳情につきましては、1件提出がありました。既にお手元に文書表を配付いたしておりますので、ご了承願います。

○議長（伊藤雅敏君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

今回は12月16日、午後2時から会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。ご苦労さまでした。

午後3時58分散会

会 議 録

第 5 日

(平成6年12月16日)

○議 事 日 程 第 5 号

平成6年12月16日(金) 午後2時開議

- 第1 議案第102号ないし議案第137号 …………… 委員長報告・質疑
討論・採決
- 第2 議案第138号 教育委員会委員の任命について …… 説明・質疑
討論・採決
- 第3 委員会報告第5号 請願の審査結果について …………… 採否決定
- 第4 発議第11号及び発議第12号 …………… 説明・質疑
討論・採決

発議第11号 核兵器全面禁止・廃絶国際条約の締結
を求める意見書の提出について

発議第12号 私学助成制度の拡充を求める意見書の
提出について

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員 (37名)

青 山 弘 忠
小 井 道 夫
石 川 勝 彦
市 川 悦 子
市 川 正 徳
伊 藤 正 数
伊 藤 雅 敏
伊 藤 正 巳
宇 野 長 好

大 島 武 雄
大 谷 茂 生
小 川 政 人
喜多野 等
久 保 博 正
桑 原 勇
小 林 博 次
坂 口 正 次
佐 藤 晃 久
佐 野 光 信
瀬 川 憲 生
田 中 武 行
田 中 俊 行
土 井 数 馬
豊 田 忠 正
中 森 慎 二
野 崎 洋 茂
橋 本 茂 雄
長谷川 昭 雄
日 置 記 平
藤 井 浩 治
古 市 元 一
堀 内 弘 士
益 田 力 子
水 野 和 子
水 野 幹 郎
毛 利 道 哉

○欠席議員（2名）

森 真寿朗

谷 口 廣 睦
野 呂 平 和

○出席議事説明者

市 長	加 藤 寛 嗣
助 役	加 藤 宣 雄
助 役	奥 山 武 助
収 入 役	毛 利 道 男
港 湾 審 議 監	梅 木 勇 二 夫
市 長 公 室 長	佐々木 龍 夫
計 画 推 進 部 長	川 畑 義 之
総 務 部 長	鈴 木 一 美
財 政 部 長	野 呂 修
市 民 部 長	小 畑 廣 次
保 健 福 祉 部 長	服 部 美 次 夫
商 工 部 長	米 津 正 夫
農 林 水 産 部 長	須 原 賢 治
環 境 部 長	玉 置 泰 生
都 市 計 画 部 長	大 橋 実
建 設 部 長	西 田 喜 大 夫
下 水 道 部 長	岡 田 幹 夫
消 防 長	島 村 隆 一
病 院 事 務 長	谷 口 淳 一
水 道 事 業 管 理 者	鎌 田 悟

教 育 長 丹 羽 武

代表監査委員 栗 本 春 樹

○出席事務局職員

事 務 局 長 長谷川 昭 彦
参事兼議事課長 伊 藤 千 秋
議事課長補佐 玉 田 耕 士
議 事 係 長 井 上 紀久夫
主 事 濱 田 信 二
主 事 芝 田 敏 樹

午後2時1分開議

○議長（伊藤雅敏君） これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は37名であります。

本日の議事につきましては、お手元に配付いたしました議事日程第5号により取り進めますので、よろしく願いいたします。

日程第1 議案第102号ないし議案第137号

○議長（伊藤雅敏君） 日程第1、議案第102号平成6年度四日市市一般会計補正予算（第2号）ないし議案第137号工事請負契約の締結についての36件を一括議題といたします。

本件に対する委員長の報告を求めます。

まず、総務委員長をお願いいたします。

青山弘忠君。

〔総務委員長（青山弘忠君）登壇〕

○総務委員長（青山弘忠君） 総務委員会に付託されました関係議案につ

きまして、当委員会の審査の経過と結果をご報告いたします。

まず、議案第102号平成6年度四日市市一般会計補正予算（第2号）の関係部分についてであります。

第1条歳入歳出予算の補正のうち、歳入につきましては、景気対策としての公共事業の増加や、長引く景気低迷により、市税の減収等により市債の発行が増加していることから、長期的な視点に立った財政運営により一層配慮していくべきとの意見がありました。

次に歳出についてであります。

第1款議会費につきましては、議員2名の欠員による報酬等の減額補正であり、別段異議はありませんでした。

第2款総務費につきましては、各種公共施設の維持管理等の充実について意見がありました。

第4款衛生費につきましては、別段異議はありませんでした。

次に、第8款土木費のうち、第5項都市計画費の関係部分についてであります。今回の補正は、中央通り地下駐車場整備事業にかかわる補助金の計上であり、理事者からは、「当事業は国道1号の地下駐車場整備に合わせ、株式会社ディア四日市が事業主体となり、国道1号から近鉄四日市駅までの中央通り北側に、地下2層自走式の駐車場を整備しようとするものである。収容台数は306台、延べ床面積1万3,346㎡の計画であり、総事業費としては、約48億円程度見込んでいる。なお、年明けから工事に着工し、平成9年竣工の予定である」との説明がありました。

当事業は、近鉄四日市駅東地区の活性化に寄与するものと期待される所であり、事業の早急な進展を望む所ではありますが、事業の推進に当たっては歩行者等の安全確保や、商店街への荷物の搬入路の確保等に万全を期するとともに、工事期間が長期に及ぶことから、市民に対する工事内容の周知徹底を図るなど、きめ細かな対応に努め、市民生活への影響を最小限に止めていくよう強く要望いたしました。

また、工事の施工に当たっては、工事手法に一層の工夫を加えるなど、効率性、経済性の確保にも配慮していくとともに、工事途中での安易な工事内容の変更等が生じないように、設計・監理について適切な指導、助言を行っていくことを要望いたしました。

第9款消防費につきましては、火災件数の増加による消防団員の費用弁償等の追加計上が主なものであり、別段異議はありませんでした。

第11款公債費につきましても、別段異議はありませんでした。

第2条債務負担行為の補正につきましては、ドーム型多目的スポーツ施設の建設に伴う債務負担行為について、一部委員から反対意見がありました。

また、ドーム型多目的スポーツ施設の建設に当たっては、工事の発注方法に一層の工夫を加えるなど、より効率的な建設工事に努めていくべきとの意見がありました。

第3条地方債の補正及び第4条一時借入金の補正につきましては、別段異議はありませんでした。

次に、議案第107号四日市市議会議員及び四日市市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の制定につきましては、公職選挙法の改正に基づき、選挙運動用自動車の使用、ポスターの作成にかかわる公営制度を新たに設けようとするものでありますが、書類申請の簡素化、並びにポスター掲示場の位置図の配付について意見がありました。

議案第108号四日市市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について、議案第109号四日市市職員退職手当支給条例の一部改正について、議案第110号過料の額の引き上げのための関係条例の一部改正について、議案第115号四日市市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、議案第116号四日市市火災予防条例の一部改正についての以上5議案につきましては、別段異議はありませんでした。

議案第119号ないし議案第121号の3議案につきましては、いずれも（仮称）本町プラザ建設工事にかかわる工事請負契約の締結議案であります。今後、指名業者の選定に当たっては、地域経済の活性化、並びに地元業者育成の観点から、できる限り地元業者への発注に配慮していくとともに、工事の施工に当たっては、地元下請業者の参入について特段の配慮を図っていくよう要望いたしました。

議案第122号につきましては、庁舎空調用熱源改修工事にかかわる工事請負契約の締結議案であり、別段異議はなかったのでありますが、当議案に関連して、各地区市民センターに設置されている冷暖房設備の保守点検等、メンテナンスの充実について意見がありました。

議案第128号平成6年度四日市市一般会計補正予算(第3号)、議案第129号平成6年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)、議案第135号四日市市職員給与条例の一部改正についての以上3議案につきましては、いずれも国家公務員に対する人事院勧告を尊重して、本市職員の給与等について、本年4月にさかのぼり、1.18%引き上げるとともに、期末手当の額を年間0.1カ月分引き下げようとするものでありますが、一部委員から、期末手当の引き下げについて反対意見がありました。

議案第132号四日市市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、議案第133号四日市市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議案第134号四日市市長、助役及び収入役の給与及び旅費に関する条例の一部改正についての以上3議案につきましては、別段異議はありませんでした。

議案第136号四日市市税条例の一部改正につきましては、地方税法の一部改正に伴い、個人市民税の所得割にかかわる税率の適用区分等を変更しようとするものであり、別段異議はありませんでした。

以上の経過により、当委員会に付託されました関係議案につきましては、いずれも原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

これをもって総務委員会の審査報告といたします。

○議長（伊藤雅敏君） 次に、教育民生委員長にお願いいたします。

坂口正次君。

〔教育民生委員長（坂口正次君）登壇〕

○教育民生委員長（坂口正次君） 教育民生委員会に付託されました関係議案について、当委員会における審査の経過と結果のご報告を申し上げます。

まず、議案第102号平成6年度四日市市一般会計補正予算（第2号）の関係部分についてであります。

歳出第3款民生費につきましては、別段異議はありませんでした。

歳出第10款教育費につきましては、小学校費、中学校費の審査に関連して、先日、愛知県西尾市で発生した中学生の自殺事件をきっかけとして大きな社会問題となっているいじめについて、本市の対応をただしたのであります。

理事者からは、「教育委員会として今回のような事件はどこでも起こり得るという認識のもとに、各小中学校長あてに通知文書を送付し、いじめ問題への取り組みについて一層の充実、強化に努めるよう指示したところであり、近々、校長、生徒指導担当教員を集め、早急に指導会議を開催して、通知内容の徹底を図っていきたい。いじめについては、子供たちの変化を見逃さないように努めており、いじめの事実が判明した場合には、子供たちから事情を聴取するとともに、必要に応じて家庭を訪問するなど、問題の解決に努めている。さらに、学年会議を開くなど、学校全体で取り組むよう指導している」との説明がありました。

当委員会は、今後は、保護者や地域社会との緊密な連帯のもとに、学校、家庭、地域が一体となり、児童生徒へのきめ細かな指導を行いながら、いじめの早期発見と問題解決に努めていくよう強く要望いたしました。

また、いじめや登校拒否などの問題に対応するため、教員の増員を求め

る意見もありました。

議案第104号平成6年度四日市市老人保健医療特別会計補正予算（第2号）につきましては、別段異議はありませんでした。

議案第111号四日市市乳幼児の医療費の助成に関する条例等の一部改正につきましては、68歳以上の高齢者に対する入院給食費の助成を求める意見がありました。

議案第113号四日市市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部改正につきましては、一部委員から反対意見がありました。

議案第114号四日市市立小学校及び中学校設置条例の一部改正については、中部東小学校と納屋小学校を統合し、新たに中央小学校を設置しようとするものであり、別段異議はなかったのですが、今後、中学校区の決定及び、平成9年4月に空き地となる納屋小学校跡地整備については、関係者の意見を十分に聞きながら慎重に対応していくよう要望いたしました。

また、統合に伴い通学区域が拡大することから、通学時の安全確保に万全を期すべきとの意見がありました。

以上の経過により、当委員会に付託されました関係議案につきましては、いずれも原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

これもちまして教育民生委員会の審査報告といたします。

○議長（伊藤雅敏君） 次に、産業公営企業委員長にお願いいたします。

森 真寿朗君。

〔産業公営企業委員長（森 真寿朗君）登壇〕

○産業公営企業委員長（森 真寿朗君） 産業公営企業委員会に付託されました関係議案につきまして、当委員会の審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、議案第102号平成6年度四日市市一般会計補正予算（第2号）の関係部分についてであります。

歳出第6款農林水産業費につきましては、別段異議はなかったのですが、農地費に関連して、昨今、市街化の進展により、農業用排水路において、一般家庭からの雑排水の流入が増大する傾向にあることから、農業用排水路の維持管理について、関係各部との調整を図りながら、地元負担のあり方を含め、総合的な見直しを行っていくよう要望いたしました。

そのほか、国の新農政に沿った農業経営集約化への対応策、農業にかかわる工事の発注について意見がありました。

歳出第14款第1項農林水産施設災害復旧費につきましては、別段異議はありませんでした。

議案第105号平成6年度四日市市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)につきましては、集落排水事業の汚水処理場へ流入する家庭排水の農業生産への活用について、必要に応じて農業研究指導所等との連携を図りながら、研究を行っていくべきとの意見がありました。

議案第106号平成6年度四日市市水道事業会計第1回補正予算につきましては、今夏の猛暑、少雨による水不足を契機として、今後とも限りある水資源を有効に使用する観点から、引き続き節水意識の高揚に向けてPRを行っていくべきとの意見がありました。

以上の経過により、当委員会に付託されました関係議案につきましては、いずれも別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

これもちまして産業公営企業委員会の審査報告といたします。

○議長(伊藤雅敏君) 次に、建設副委員長にお願いいたします。

小川政人君。

[建設副委員長(小川政人君)登壇]

○建設副委員長(小川政人君) 病気療養中の谷口委員長に代わりまして委員長報告をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

建設委員会に付託されました関係議案につきまして、当委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、議案第102号平成6年度四日市市一般会計補正予算(第2号)のうち、歳出第8款土木費の関係部分についてであります。

土木管理費につきましては、平成5年4月1日より、四日市市建築行為等にかかる道路後退用地整備要綱が施行され、安全で快適なまちづくりの推進が図られておりますが、要綱の運用に当たっては、個々の事例間の整合性に十分留意しながら公平性の確保に努め、良好な市街地の形成と生活環境の向上に努めるべきとの意見がありました。

次に、道路橋梁費につきましては、平成5年度より安全性と利便性の向上、景観への配慮等、人にやさしい道づくりを基本理念とする環境整備事業がスタートしたところでありますが、市内各所で見受けられる危険箇所を早期に解消し、高齢者や障害者などの社会的弱者が安心して通行できる道づくりを実現していくため、予算の裏づけを含めた計画的な事業推進に努めるよう要望いたしました。

また、道路整備の一層の促進を図る見地から、市道路線の整備事業と整合を図りながら、狭隘箇所、交差点改良など、市内ネック箇所の解消に取り組み、道路環境の向上に努めるよう要望いたしました。

このほか、旧東海道の景観整備事業の継続実施及び里道の拡幅整備について意見がありました。

河川費につきましては、別段異議はありませんでした。

都市計画費のうち街路事業費につきましては、地域住民の日常生活に影響を及ぼしている深刻な交通渋滞の解消を図るため、高浜昌栄線の拡幅整備が進められているところでありますが、事業完了には相当の期間を必要とすることから、整備手法の工夫による早期完了に努めるよう要望いたしました。

また、同路線と新開橋とを結ぶ道路の整備については、一体的な整備に

取り組むべきとの意見がありました。

都市下水路費につきましては、都市環境の向上を図るため、事業の一層の進捗とともに、既設排水路の適正な維持管理に努めるべきとの意見がありました。

歳出第14款第2項土木施設災害復旧費につきましては、迅速な災害復旧を図る見地から、被災箇所の的確な把握に万全を期すべきとの意見がありました。

議案第103号平成6年度四日市市土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)、議案第112号四日市市都市公園条例の一部改正について、議案第117号市道路線の廃止について、及び議案第118号市道路線の認定についての4議案につきましては、別段異議はありませんでした。

議案第123号工事請負契約の締結につきましては、雨水ポンプ等設置施設の配置・据付方法について意見がありました。

また、議案第124号工事請負契約の締結につきましては、今回の落札業者が既存施設の設置業者と同一であることから、契約担当部局との連携を密にし、引き続き公正な契約事務の執行に万全を期すべきとの意見がありました。

次に、議案第125号及び議案第127号の2議案につきましては、下水道の水路築造及び管渠布設にかかる工事請負契約及び委託協定の変更についてであります。

当委員会は、両議案ともにいずれも工事着手後に現場において変更事由が生じていることから、厳密かつ公正なる調査・設計に基づき締結された当初契約の有効性を担保するため、事前測量調査のあり方及び契約変更の必要性について、理事者の説明を求めたのであります。

理事者からは、「専門技術者が現場状況などを考慮に入れた総合的な判断のもとに、通常予測し得る最大限の事前測量調査を行ったところであるが、工事着手後に、掘削を進めないとわかり得ない橋梁の基礎杭や転石等

の存在か確認されたため、やむを得ず変更しようとするものであり、その内容についても、国、県の設計指針等に沿って行う必要最小限の変更である。今後とも事前測量調査の実施に当たっては、職員の一層の能力向上に努めるとともに細心の注意を払い、工事着工後の契約変更を必要最小限に止めるべく特段の努力を払い、より厳正な事業執行に努めてまいりたい」との説明がありました。

当委員会は、今回の工事にかかる契約の変更理由について、理事者の説明を了とするものであります。より一層公正で円滑な公共工事の執行を確保していく見地から、今後、事前測量調査をさらに充実、強化していくとともに、公共事業の効率的執行に万全を期するよう強く要望いたしました。

議案第126号工事請負契約の変更について、議案第130号平成6年度四日市市公共下水道特別会計補正予算(第2号)、議案第131号平成6年度四日市市土地区画整理事業特別会計補正予算(第3号)、及び議案第137号工事請負契約の締結についての4議案につきましては、別段異議はありませんでした。

以上の経過により、当委員会に付託されました関係議案につきましてはいずれも別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

これをもちまして建設委員会の審査報告といたします。

○議長(伊藤雅敏君) 委員長の報告はお聞き及びのとおりであります。

ご質疑がありましたら、ご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤雅敏君) 別段ご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。発言を許します。

佐野光信君。

〔佐野光信君登壇〕

○佐野光信君 私は、日本共産党の四日市市議団を代表して、今定例議会に提案された36議案のうち8議案について、市民生活を守る立場から反対をするものであります。

議案第102号平成6年度四日市市一般会計補正予算（第2号）と議案第112号、第113号についてであります。市制100周年記念事業として平成9年完成を目指し、霞ヶ浦緑地にドーム型多目的スポーツ施設の建設費の債務負担行為として、82億4,600万円の負担を行うことと、建設場所に当たるサッカー場を廃止しようとするものであります。私どもは、今日の円高不況のもと、福祉の水準が他市と比較しても低い中で、ドームを建設することよりも、市民要求の強い児童館や老人の憩いの施設、あるいは各地域でスポーツ広場をつくるなど、福祉、教育の水準を向上させるべきであり、反対をするものであります。

ドーム建設に当たって、今回の82億4,600万円の支出とともに、今後、合計で約200億円からの支出となります。霞ヶ浦緑地に建設することが財政効果があるのかどうか。あるいは今後の財政支出や償還に当たり、市財政に大きな影響を及ぼすことになり、福祉の予算の切り捨てによる福祉行政の後退が懸念をされます。

また、利用するに当たって、公式サッカーもできないように、利用が限定される上に、全市民が利用する上で、海岸線、位置的にも遠く、交通の便も悪く、他市でドームが建設されてきたのは、雪国で冬の間、屋外でスポーツができないところからドームが建設された経過もあり、なぜ今、四日市でドームが必要なのか、大きな疑問であります。ドーム建設など、ゼネコン型の建設に多額の支出を行うべきでなく、反対をするものであります。

次に、議案第135号四日市市職員給与条例の一部改正についてと、この議案に関連して、議案第128号、第129号、第130号、第131号について、反

対理由を述べます。

私どもは、市職員の賃金アップなど、労働条件の向上については大いに賛成であります。しかし、今回の議案の中で、期末勤勉手当が0.1カ月も支給月数を引き下げることが含まれており、私どもはこの引き下げることについてのみ反対をいたします。国家公務員の給与改定に基づき、期末勤勉手当を0.1カ月引き下げるとはありますが、その引き下げの理由として、官民給与の格差があるということではありますが、一つには、民間との比較において、平均給与のとらえ方においても問題があります。二つには特に民間においては、男女の差別賃金が存在しています。それらのものと本当に比較できるのかどうか。三つには、国家公務員との比較が数値上で比較できないものがあります。四つには、公務員の給与は、民間との差が開いたらそれに追いついていくという後追いの性格を持っています。五つには、不況打開という面からも、労働者の懐をあったかくして、購買力を上げていかなければならないという点から見て、市職員の期末勤勉手当を0.1カ月引き下げるとは認めることができず、反対をするものであります。

○議長（伊藤雅敏君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

まず、議案第102号平成6年度四日市市一般会計補正予算（第2号）、議案第112号四日市市都市公園条例の一部改正について、議案第113号四日市市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第128号平成6年度四日市市一般会計補正予算（第3号）、議案第129号平成6年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議案第130号平成6年度四日市市公共下水道特別会計補正予算（第2号）、議案第131号平成6年度四日市市土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）、及び議案第135号四日市市職員給与条例の一部改正についての以上8件を、一括して起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤雅敏君） 起立多数であります。よって、本件は可決されました。

次に、ただいま採決いたしました議案を除いた28件を一括採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤雅敏君） ご異議なしと認めます。よって、本件は可決されました。

日程第2 議案第138号 教育委員会委員の任命について

○議長（伊藤雅敏君） 日程第2、議案第138号教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） ただいま上程されました議案第138号は、本市の教育委員会委員のうち、来る12月25日をもって任期満了となります石崎那津子氏を、引き続き任命したいと存じ、提案するものであります。

なお、同氏の経歴は、お手元の経歴書のとおりであります。

どうかよろしくご審議いただき、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤雅敏君） 提案理由の説明はお聞き及びのとおりであります。ご質疑がありましたら、ご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤雅敏君） 別段ご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

これより本件を採決いたします。

本件は同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤雅敏君） ご異議なしと認めます。よって、本件は同意することに決しました。

それでは、ただいま教育委員会委員に同意いたしました石崎那津子氏からごあいさつがありますので、よろしく願います。

〔石崎那津子氏入場〕

○石崎那津子君 ただいま教育委員の再任につきましてご同意いただきました石崎でございます。大変高いところからではございますが、一言ご挨拶を申し上げます。

物の豊かさよりは、思いやりと心の豊かさを信条といたしまして、4年間教育委員の責を務めさせていただきましたのでございますが、現在の社会情勢におきまして、教育の担います役割の重要性を再認識いたしておる次第でございます。このたび、教育委員を続けてはというお話をちょうだいいたしまして、心新たに、微力ではございますが、一生懸命努力させていただきますと思いますので、議員の皆様方には何とぞご指導、ご鞭撻のほどをお願い申し上げまして、簡単ではございますがごあいさつとさせていただきます。（拍手）

〔石崎那津子氏退場〕

日程第3 委員会報告第5号 請願の審査結果について

○議長（伊藤雅敏君） 日程第3、委員会報告第5号請願の審査結果についてを議題といたします。

委員会の審査報告に対し、ご質疑がありましたらご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤雅敏君） 別段ご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

これより本件を採決いたします。

本件は委員会報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤雅敏君） ご異議なしと認めます。よって、本件は委員会報告のとおり決しました。

日程第4 発議第11号 核兵器全面禁止・廃絶国際条約の締結を求める意見書の提出について及び発議第12号 私学助成制度の拡充を求める意見書の提出について

○議長（伊藤雅敏君） 発議第11号核兵器全面禁止・廃絶国際条約の締結を求める意見書の提出について及び発議第12号私学助成制度の拡充を求める意見書の提出についての2件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

青山弘忠君。

〔青山弘忠君登壇〕

○青山弘忠君 発議第11号核兵器全面禁止・廃絶国際条約の締結を求める意見書の提出につきまして、発議者を代表して提出理由の説明を申し上げます。

人類史上初の原子爆弾が広島、長崎に投下されてからはや半世紀を迎えようとしていますが、今なお、世界には数多くの核兵器が保有されており、核兵器の脅威は依然として続いています。

そこで、政府に対し、世界で唯一の被爆国として、人類の生存と地球環境を守る立場から、核兵器の全面廃絶を実現するために、核兵器全面禁止

・廃絶国際条約を一日も早く締結するよう、国連初め関係諸国に対し、格段の努力を求めため、お手元に配付いたしました意見書を提出しようとするものであります。どうかよろしくご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤雅敏君） 坂口正次君。

〔坂口正次君登壇〕

○坂口正次君 発議第12号私学助成の拡充を求める意見書の提出について、発議者を代表して提出理由の説明を申し上げます。

今日、日本の教育は、私学の存在を抜きにして語ることはできません。三重県においても、高校生の5人に1人が私学に通うなど、私学教育は県民教育の一端を担う重要な役割を果たしております。このような状況の中、私学に対する国の予算は、今年度25%も削減され、私学関係者にとっては大きな打撃となりました。また、本県の私学助成は徐々に改善されてきたものの、まだ十分ではなく、特に、授業料補助については、全国的に見ても大きく立ちおけております。そこで、政府と県に対し、私学助成制度のより一層の拡充を求めため、お手元に配付いたしました意見書を提出しようとするものであります。よろしくご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤雅敏君） 提出者の説明はお聞き及びのとおりであります。

ご質疑がありましたら、ご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤雅敏君） 別段ご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

これより本件を一括採決いたします。

本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤雅敏君） ご異議なしと認めます。よって、本件は可決され

ました。

○議長（伊藤雅敏君） この際ご報告いたします。さきの9月定例会から今定例会までの各常任委員会の閉会中の調査結果について、お手元に報告書を配付いたしておりますので、これによりご了承願います。

○議長（伊藤雅敏君） 以上で、今定例会の日程は全部終了いたしましたので会議を閉じ、平成6年12月四日市市議会定例会を閉会いたします。
連日にわたりご苦労さまでした。

午後2時42分閉会

地方自治法第123条第2項の規定に基づき署名する。

四日市市議会議長	伊 藤 雅 敏
四日市市議会副議長	豊 田 忠 正
署 名 議 員	市 川 正 徳
署 名 議 員	橋 本 茂

1. 会期日程
2. 議会運営委員会決定事項
3. 議決事件一覧表
4. 一般質問通告一覧表
5. 議案質疑通告一覧表
6. 付託議案一覧表
7. 意見書
8. 常任委員会の閉会中の調査報告について

平成6年12月定例会会期日程

12月1日(木)	午前10時開会 議案説明
2日(金)	休 会
3日(土)	
4日(日)	
5日(月)	
6日(火)	午前10時開議 一般質問
7日(水)	午前10時開議 一般質問
8日(木)	午前10時開議 一般質問 議案質疑、委員会付託 追加議案説明、質疑、委員会付託
9日(金)	各常任委員会
10日(土)	休 会
11日(日)	
12日(月)	
13日(火)	
14日(水)	
15日(木)	
16日(金)	午後2時開議 委員長報告、質疑、討論、採決 追加議案説明、質疑、討論、採決

議会運営委員会決定事項

(6. 11. 24)

◎12月定例会市議会について

1. 会期日程 別紙のとおり

2. 一般質問

(1) 発言順序・発言時間

- ① 緑水会 2時間 ② 政友クラブ 3時間
- ③ 市民クラブ 1時間 ④ 公明党 1時間40分
- ⑤ 市政クラブ 1時間40分 ⑥ 新政クラブ 1時間20分
- ⑦ 日本共産党 1時間 ⑧ 清風会 1時間
- ⑨ 無所属

※ 小井道夫議員（無所属）の発言時間は、今定例会から平成7年3月定例会までを単位として答弁を含め15分を配分する。

3. 通告（受理）期限

- (1) 一般質問 12月1日（木） 午後2時まで
(通告内容が同一趣旨の場合は午後3時まで変更可)
- (2) 議案質疑 12月6日（火） 午後4時まで
- (3) 請 願 12月6日（火） 午後4時まで
- (4) 議員提案による意見書発議案
12月6日（火） 午後4時まで
- (5) 討論・その他 12月13日（火） 正午まで

議決事件一覧表

〔市長提出議案〕 (37件)

議 案 名	議決結果
議案第 102号 平成6年度四日市市一般会計補正予算（第2号）	原案可決
議案第 103号 平成6年度四日市市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）	原案可決
議案第 104号 平成6年度四日市市老人保健医療特別会計補正予算（第2号）	原案可決
議案第 105号 平成6年度四日市市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決
議案第 106号 平成6年度四日市市水道事業会計第1回補正予算	原案可決
議案第 107号 四日市市議会議員及び四日市市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の制定について	原案可決
議案第 108号 四日市市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について	原案可決
議案第 109号 四日市市職員退職手当支給条例の一部改正について	原案可決
議案第 110号 過料の額の引上げのための関係条例の一部改正について	原案可決
議案第 111号 四日市市乳幼児の医療費の助成に関する条	

	例等の一部改正について	原案可決
議案第 112号	四日市市都市公園条例の一部改正について	原案可決
議案第 113号	四日市市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について	原案可決
議案第 114号	四日市市立小学校及び中学校設置条例の一部改正について	原案可決
議案第 115号	四日市市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について	原案可決
議案第 116号	四日市市火災予防条例の一部改正について	原案可決
議案第 117号	市道路線の廃止について	原案可決
議案第 118号	市道路線の認定について	原案可決
議案第 119号	工事請負契約の締結について －（仮称）本町プラザ建設工事（建築工事）－	原案可決
議案第 120号	工事請負契約の締結について －（仮称）本町プラザ建設工事（建築電気設備）－	原案可決
議案第 121号	工事請負契約の締結について －（仮称）本町プラザ建設工事（建築機械設備）－	原案可決
議案第 122号	工事請負契約の締結について －庁舎空調用熱源改修工事－	原案可決
議案第 123号	工事請負契約の締結について －午起ポンプ場雨水ポンプ設備工事－	原案可決
議案第 124号	工事請負契約の締結について －白須賀ポンプ場φ1800雨水ポンプ設備工事－	原案可決

議案第 125号	工事請負契約の変更について －羽津茂福 1号幹線水路築造工事 (その2)－	原案可決
議案第 126号	工事請負契約の変更について －羽津茂福 3号幹線水路築造工事 (その2)－	原案可決
議案第 127号	委託協定の変更について －桜汚水 1号幹線管渠布設工事－	原案可決
議案第 128号	平成 6 年度四日市市一般会計補正予算（第 3 号）	原案可決
議案第 129号	平成 6 年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）	原案可決
議案第 130号	平成 6 年度四日市市公共下水道特別会計補正予算（第 2 号）	原案可決
議案第 131号	平成 6 年度四日市市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 3 号）	原案可決
議案第 132号	四日市市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	原案可決
議案第 133号	四日市市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	原案可決
議案第 134号	四日市市長、助役及び収入役の給与及び旅費に関する条例の一部改正について	原案可決
議案第 135号	四日市市職員給与条例の一部改正について	原案可決
議案第 136号	四日市市税条例の一部改正について	原案可決
議案第 137号	工事請負契約の締結について －西伊倉町市営住宅建替（Ⅱ期）工事－	原案可決
議案第 138号	教育委員会委員の任命について	同意

〔議員提出議案〕（2件）

議 案 名	議決結果
発議第11号 核兵器全面禁止・廃絶国際条約の締結を求め る意見書の提出について	原案可決
発議第12号 私学助成制度の拡充を求める意見書の提出に ついて	原案可決

〔請 願〕（3件）

番号	件 名	請願者の住所・氏名	議決結果
	紹 介 議 員	付 託 委 員 会	
11	6.12.1 受理 私学助成に関する意見書の 提出等について	四日市市笹川八丁目45 三重県私学助成をす める会 会 長 丹生 久吉 ほか 5,330名	採 択
	田中 俊行 水野 幹郎	教育民生委員会	
12	6.12.6 受理 障害者を対象とした訓練施 設の早期設置について	四日市市八王子町 2017-5 あゆみの会 会 長 加藤 和子	採 択

小川 政人 田中 武		教育民生委員会	
13	6.12.6 受理 核兵器全面禁止・廃絶国際 条約締結を求める意見書採 択について	津市上浜町六丁目 118-4 三重県原水爆被災者 の会 代表者 嶋岡 静男 ほか1名	採 択
	伊藤 正数 小林 博次	総務委員会	

一般質問通告一覧表

順序	氏名	要旨	ページ
1	緑水会 石川勝彦 (発言時間60分)	1 街路樹の維持管理について (1) 猛暑、少雨への対応 (2) 散水車の導入 (3) 街路樹の剪み足と樹種 (4) 新日本街路樹100景・新 みえ街路樹10景の維持管理	14
		2 大樹名木の保護育成について 3 鎮守の森周辺の整備について 4 公園のリフレッシュについて (1) 街区公園の見直し	
2	緑水会 市川正徳 (発言時間60分)	1 小山田地区の諸問題について (1) 見守り安心電話 (2) ミルクロードにバス路線 を (3) 幸福村公園の整備 2 南部地区の文化振興について	32

(12月6日)

3	政友クラブ 小川政人 (発言時間60分)	1 「全国市長会」学校災害賠償保険について	取下げ
4	政友クラブ 桑原勇 (発言時間35分)	1 学校週5日制月2回実施について 2 痴呆性老人対策について	41
5	政友クラブ 伊藤正数 (発言時間35分)	1 外郭団体の見直しについて 2 三重ハイテクプラネット21構想(鈴鹿山麓リサーチパーク)と周辺について 3 公共事業に関わる用地取得について	50
6	政友クラブ 長谷川昭雄 (発言時間50分)	1 既に来た高齢対策を問う (1) ヘルプケア (2) 福祉教育 (3) 就業対策 (4) 住宅施策 (5) 女性の人権	66
7	市民クラブ 土井数馬 (発言時間60分)	1 学童保育について 2 障害福祉について 3 産業廃棄物処理場と都市景観について	84

(12月7日)

8	公明党 市川悦子 (発言時間60分)	1 視覚障害者対策について 2 救急業務のあり方について 3 女性センター(仮称)について 4 温水プールについて	107
9	公明党 益田力 (発言時間40分)	1 市民ふれあい農園について 2 学校週5日制月2回実施について 3 市立博物館について	130
10	市政クラブ 中森慎二 (発言時間50分)	1 市民サービスについて (1) 行政手続法制定に伴う対応 (2) 固定資産税の過誤納金返還制度 2 道路整備について	145
11	市政クラブ 水野幹郎 (発言時間50分)	1 国際都市四日市の構築に向けて(教育・文化・産業・市民交流等総合的な視野のもとに) 2 平成6、7年度の予算財政に関連して (1) 平成6年度の歳入状況と財政確立 (2) 平成7年度予算作成に当	162

(12月8日)

		たつて 3 公民館活動について 4 景気低迷期こそ授産施設の助成を 5 介護される側に立った福祉のあり方について	
12	新政クラブ 森真寿朗 (発言時間40分)	1 女性の地位向上対策について(特に農村女性の向上) 2 小・中学校の国際交流について(西陵中学と天津南開中学)	183
13	新政クラブ 佐藤晃久 (発言時間40分)	1 トイレ文化を考える第10回全国トイレシンポジウムに参加して (1) 市民参加のトイレづくり	192
14	日本共産党 佐野光信 (発言時間40分)	1 市長の政治姿勢について (1) 来年度予算編成方針 (2) 消費税率アップによる市民生活への影響 (3) 環境基本条例 2 末永・本郷の土地区画整理事業について	202
		1 障害者が安心して暮らせる	

15	日本共産党 橋本 茂 (発言時間20分)	四日市の街づくりについて (1) 車いすで歩ける街づくり を (2) 交通機関の改善を — 駅の改良、リフトバスの 運行、タクシー利用など	218
16	清風会 瀬川 憲生 (発言時間60分)	1 インターネットの実用化へ の対応について 2 市史編さんに伴う史料の保 存管理について 3 学校週5日制に伴う地域社 会の教育環境について 4 市民茶室「洒翠庵」の利用 状況について	225

議案質疑通告一覧表

順序	氏 名	件 名	ページ
1	日本共産党 橋本 茂 (発言時間15分)	1 議案第102号 平成6年度 四日市市一般会計補正予算 (第2号) 歳入第14款 寄附金 第18款 市債 2 議案第119号 工事請負契 約の締結について — (仮称)本町プラザ建設 工事(建築工事) — 3 議案第120号 工事請負契 約の締結について — (仮称)本町プラザ建設 工事(建築電気設備) — 4 議案第121号 工事請負契 約の締結について — (仮称)本町プラザ建設 工事(建築機械設備) —	241
		1 議案第111号 四日市市乳 幼児の医療費の助成に関する 条例等の一部改正について 2 議案第112号 四日市市都 市公園条例の一部改正につい	

		て	
		3 議案第113号 四日市市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について	
2	日本共産党 佐野光信 (発言時間15分)	4 議案第114号 四日市市立小学校及び中学校設置条例の一部改正について	244
		5 議案第125号 工事請負契約の変更について －羽津茂福1号幹線水路築造工事(その2)－	
		6 議案第126号 工事請負契約の変更について －羽津茂福3号幹線水路築造工事(その2)－	
		7 議案第127号 委託協定の変更について －桜污水1号幹線管渠布設工事－	

付託議案一覧表

○ 総務委員会

議案第 102号 平成6年度四日市市一般会計補正予算(第2号)

第1条 歳入歳出予算の補正

歳入全般

歳出第1款 議会費

第2款 総務費

第4款 衛生費

第8款第5項 都市計画費中都心整備
課関係部分

第9款 消防費

第11款 公債費

第2条 債務負担行為の補正

第3条 地方債の補正

第4条 一時借入金の補正

議案第 107号 四日市市議会議員及び四日市市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の制定について

議案第 108号 四日市市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について

議案第 109号 四日市市職員退職手当支給条例の一部改正について

議案第 110号 過料の額の引上げのための関係条例の一部改正について

議案第 115号 四日市市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

議案第 116号 四日市市火災予防条例の一部改正について

議案第 119号 工事請負契約の締結について

－(仮称)本町プラザ建設工事(建築工事)－

- 議案第 120号 工事請負契約の締結について
－ (仮称) 本町プラザ建設工事 (建築電気設備) －
- 議案第 121号 工事請負契約の締結について
－ (仮称) 本町プラザ建設工事 (建築機械設備) －
- 議案第 122号 工事請負契約の締結について
－ 庁舎空調用熱源改修工事 －
- 議案第 128号 平成 6 年度四日市市一般会計補正予算 (第 3 号)
- 議案第 129号 平成 6 年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- 議案第 132号 四日市市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 議案第 133号 四日市市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 議案第 134号 四日市市長、助役及び収入役の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 議案第 135号 四日市市職員給与条例の一部改正について
- 議案第 136号 四日市市税条例の一部改正について

○ 教育民生委員会

- 議案第 102号 平成 6 年度四日市市一般会計補正予算 (第 2 号)
第 1 条 歳入歳出予算の補正
歳出第 3 款 民生費
第 10 款 教育費
- 議案第 104号 平成 6 年度四日市市老人保健医療特別会計補正予算 (第 2 号)
- 議案第 111号 四日市市乳幼児の医療費の助成に関する条例等の一部改正について

- 議案第 113号 四日市市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第 114号 四日市市立小学校及び中学校設置条例の一部改正について

○ 産業公営企業委員会

- 議案第 102号 平成 6 年度四日市市一般会計補正予算 (第 2 号)
第 1 条 歳入歳出予算の補正
歳出第 6 款 農林水産業費
第 14 款 第 1 項 農林水産施設災害復旧費
- 議案第 105号 平成 6 年度四日市市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 議案第 106号 平成 6 年度四日市市水道事業会計第 1 回補正予算

○ 建設委員会

- 議案第 102号 平成 6 年度四日市市一般会計補正予算 (第 2 号)
第 1 条 歳入歳出予算の補正
歳出第 8 款 土木費 (総務委員会に付託した部分を除く)
第 14 款 第 2 項 土木施設災害復旧費
- 議案第 103号 平成 6 年度四日市市土地区画整理事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 議案第 112号 四日市市都市公園条例の一部改正について
- 議案第 117号 市道路線の廃止について
- 議案第 118号 市道路線の認定について
- 議案第 123号 工事請負契約の締結について

- －午起ポンプ場雨水ポンプ設備工事－
議案第 124号 工事請負契約の締結について
－白須賀ポンプ場φ1800雨水ポンプ設備工事－
議案第 125号 工事請負契約の変更について
－羽津茂福 1号幹線水路築造工事（その 2）－
議案第 126号 工事請負契約の変更について
－羽津茂福 3号幹線水路築造工事（その 2）－
議案第 127号 委託協定の変更について
－桜污水 1号幹線管渠布設工事－
議案第 130号 平成 6 年度四日市市公共下水道特別会計補正予算
（第 2 号）
議案第 131号 平成 6 年度四日市市土地区画整理事業特別会計補正予算
（第 3 号）
議案第 137号 工事請負契約の締結について
－西伊倉町市営住宅建替（Ⅱ期）工事－

核兵器全面廃止・廃絶国際条約の締結を求める意見書

人類史上初の原子爆弾が広島・長崎に投下されてから、半世紀を迎えようとしていますが、今もなお放射線障害によって多くの被爆者が苦しみ続けています。

核兵器は極めて非人道的な大量殺戮兵器であり、核兵器の使用は人類の滅亡・文明の終焉をもたらすものであります。

それにもかかわらず、世界には今なお数多くの核兵器が保有されており、核兵器の脅威は依然として続いています。

よって、政府におかれては、世界で唯一の被爆国として人類の生存と地球環境を守る立場から、核兵器の即時全面廃絶を実現するために、「核兵器全面禁止・廃絶国際条約」を一日も早く締結するよう、国連をはじめ関係諸国に対し格段の努力を尽くされることを強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条第 2 項の規定により意見書を提出します。

平成 6 年12月16日

四日市市議会

議長 伊 藤 雅 敏

関係省庁宛

（内閣総理大臣、外務大臣、自治大臣）

私学助成制度の拡充を求める意見書

今日、日本の教育は私学の存在を抜きにして語ることはできません。

三重県においても、高校生の 5 人に 1 人が私学に通うなど私学教育は県民教育の一端を担う重要な役割を果たしています。

このような中、私学に対する国の予算は今年度25%も削減され、私学関係者にとっては大きな打撃となりました。

今回の削減分は地方交付税の増額で手当てされましたが、地方交付税は使途が限定されない一般財源で、私学助成が一般財源化の方向に向かうな

らば、私学助成の削減と地域間格差が拡大することになりかねません。

よって、政府におかれては、下記の措置を講じられるよう強く要望いたします。

記

1. 高校以下の私立学校に対する国庫助成をただちに回復し、増額すること

2. 経常費2分の1助成を国の責任で早期に達成すること

3. 教育条件改善のための急減期特別助成を制度化すること

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出します。

平成6年12月16日

四日市市議会

議長 伊藤雅敏

関係省庁宛

(内閣総理大臣、大蔵大臣、文部大臣、自治大臣)

私学助成制度の拡充を求める意見書

今日、日本の教育は私学の存在を抜きにして語ることはできません。

三重県においても、高校生の5人に1人が私学に通うなど私学教育は県民教育の一端を担う重要な役割を果たしています。

このような中、私学に対する国の予算は今年度25%も削減され、私学関係者にとっては大きな打撃となりました。

本県の私学助成は関係者の努力により少しずつ改善されてきましたが、まだ十分ではなく、特に授業料補助については、全国的に見ても大きく立ち遅れています。

よって、三重県におかれては、下記の措置を講じられるよう強く要望いたします。

記

1. 私立高校生授業料軽減補助を近隣県並みに拡充・改善すること

2. 急減期特別助成を県の施策として制度化すること

3. 経常費2分の1助成に向けて、必要な措置を講じること

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出します。

平成6年12月16日

四日市市議会

議長 伊藤雅敏

三重県知事宛

常任委員会の閉会中の調査報告について

常任委員会の閉会中の調査について、別紙のとおり報告します。

平成6年12月16日

総務委員長	青山弘忠
教育民生委員長	坂口正次
産業公営企業委員長	森真寿朗
建設副委員長	小川政人

四日市市議会

議長 伊藤雅敏 殿

総務委員会

○ 防災対策について

災害は時として予期せず起きることがあり、ひとたび大災害が起きれば、平穏な日常生活は一瞬にして消え去ることもある。

被災地の住民にとって正確な情報の途絶は不安をより一層募らせるものであり、迅速かつ確実な災害情報の収集伝達体制の整備が緊急の課題となっている。

本市においても、本年9月1日に東海大地震を想定して、多数の市民や防災関係機関が参加して大規模な防災訓練を実施したほか、各地区において様々な工夫を凝らした防災訓練が行われているところであり、市民の防災への関心は年々高まりを見せている。

また、9月定例市議会においては、防災無線通信設備設置の工事請負契約案件が上程されたところであり、当委員会においては市民の生命・身体及び財産を守る立場から種々議論が交わされたところである。

こういったことから、当委員会では閉会中の継続調査に防災対策についてを取り上げ、その中でも特に防災行政用無線（同報無線）に焦点を当て調査研究を行ったところである。

1. 本市の防災対策について

本市では災害対策基本法に基づき、四日市市防災会議が設置されており、この防災会議の中で非常災害への緊急措置に関する計画を含む地域防災計画が作成され、実施推進するとともに、防災関係機関との連絡調整を行っている。

さらに、災害が発生したまたは災害が発生する恐れがある場合には災害対策本部を設置するとともに、災害応急対策をとることとなっており、あらゆる災害に対し、災害の発生を防御または応急的援助を行うなど被害を最小限に止めるため、全庁的に防災に関する所掌事務を定め、有事の際に備えているところである。

これら防災対策の中心的な役割を担っているのが防災対策室であり、防災意識の啓発、防災訓練の基本計画に関すること、その他防災に係る総合調整等を主に担当し、日常的な防災活動を行っている。

2. 災害情報の伝達について

災害発生時においては、気象情報の伝達、各種情報の収集、災害応急対策に必要な指示等の伝達を迅速かつ確実に実施するとともに、直接市民に対して広報活動を行い、災害に対する協力、復興意欲の喚起等被害の拡大防止と災害応急対策活動の円滑で効果的な促進を図ることが重要な課題となっている。

現在、本市における災害情報の通信及び伝達方法としては、加入電話、防災行政用無線、県防災無線、消防無線、孤立防止用無線電話、広報車、携帯マイク、報道機関等の利用による方法がとられている。

特に、防災行政用無線については、災害現場から情報等を収集するための移動系無線と同時に多数の場所に情報を伝達できる固定系無線（同報無線）とがあり、本市においては既に移動系無線の運用が開始されているところであり、今後は一度に多数の市民に緊急伝達することができる固定系無線（同報無線）の導入を3ケ年で実施する計画である。

この同報無線は、市役所庁舎及び消防本部に親局（送信設備）を設置し、災害時に防災拠点となる消防署、地区市民センター、消防分団詰所や津波など大きな被害を受ける恐れのある海岸部等に子局を設置し、迅速で的確な防災情報を市民に伝達しようとするものであり、子局には屋外拡声装置、屋内型の戸別受信機、無線ファクシミリを設置する計画である。

一方、消防分団車庫にあるモーターサイレンについても、無線設備と連結し、親局からの操作によりサイレンを吹鳴させることにより、緊急災害情報を市民に周知できるものである。

同報無線の設置に当たっては、電波伝播上必要と思われる諸データを現地において実験測定するとともに既存の消防サイレンを吹鳴させ騒音計及び調査員の聴覚による調査測定も実施したところであり、調査結果では、中継局の設置の必要もなく、親局から子局に向け直接電波により、情報を伝達することが可能との結果が得られた。

一方、消防分団に設置の消防サイレンについては出力が小さく、周囲の状況等によっては音響範囲が非常に狭い所もあり、全市にこのモーターサイレンで伝達することは困難との調査結果が出たことから、モーターサイレンの出力を増やすとともに市内10箇所増設する計画である。

3. まとめ

災害から市民の生命・身体及び財産を守っていくためには、日常からの防災対策の点検と見直しは、何よりも重要であるところであり、こうした観点から、調査研究の過程において各委員から出された意見の概要は次のとおりである。

- ・ 災害時に多くの市民が集まることが予想される小・中学校等の非難場所については早急に同報無線システムを導入すること
- ・ 同報無線の設置に当たっては、地理的条件、気象条件等も加味しながら、設置場所の選定を行っていくこと
- ・ 自治会等において、有線による町内放送設備を備える所が増えてきて

いることから、これらに防災行政用無線を接続させ、災害情報を伝達していく方法も検討していくこと

- ・ 災害情報の伝達に当たっては、本市で普及が図られているケーブルテレビジョン四日市（CTY）の活用についても検討していくこと
- ・ サイレン吹鳴パターン毎の情報内容を市民に理解してもらうため、市広報等を通じ反復的な啓発に努めていくとともに、各戸にシール化した説明文書を配付するなど徹底した周知に努めること
- ・ サイレン吹鳴に当たっては、大規模災害の吹鳴と火災時等の吹鳴とが混同されないよう消防本部等の関係機関と十分な連携をとること
- ・ 災害発生時の職員・関係機関等への連絡体制については、主要職員にポケットベルを持たせるなどして伝達網に支障の来さないよう配慮すること

当委員会は、大地震を初めとする災害に対する市民の不安を少しでも解消していくためには、迅速かつ的確な災害情報の収集伝達体制の整備が重要であると考えているところである。このため、当委員会での議論や地域住民の意見を十分勘案し、できる限り音声による災害情報の伝達を基本にしながら、長期的な視点に立った防災無線システムの構築を図るなど市民の安全確保に向けて、防災対策の一層の充実に努めるよう望むものである。

教育民生委員会

○ 障害者（児）の施設について

昭和56年の国際障害者年、昭和58年を初年とする「国連・障害者の十年」等における様々な取り組みの結果、障害者の施策と障害者を取り巻く環境は大きな進歩をみているが、国際障害者年のスローガンである障害者の社会への「完全参加と平等」を現実のものとするためには、まだまだ多くの取り組みなければならない課題が残されている。

現在、本市においては、障害者施策をより総合的・計画的に推進するた

め平成7年度から平成12年度までを計画期間とする障害者施策に関する長期計画を策定中であるが、増大する障害者の福祉ニーズに対応していくためには、拠点となる施設の整備が必要不可欠となっている。

そこで当委員会は「障害者（児）の施設」を閉会中の調査事項として取り上げ、ライフサイクルと障害の種別に応じた施設の役割と現状、今後の障害者のための施設整備を中心に調査研究を行った。

1. 本市の障害者（児）の施設の現状

本市の障害者は、身体障害者が6,035人、知的障害者が871人、精神障害者は推計1,600人となっており、近年、重度障害者や重複障害者の増加、さらには障害者の高齢化が進展する傾向がみられる。

本市の障害者施策を施設面から見た場合、身体障害者、知的障害者については、乳・幼児期においては、あけぼの学園において早期療育に重点を置いた取り組みがなされている。

学齢期においては、障害児学級や養護学校のほか、障害の種別、程度に応じて、各種の入所・通所施設が設置されている。

青年期以降については、重度の障害者の施設としては在宅生活が困難な障害者のための入所施設のほか、一般就労が困難な障害者に対しては、「たんぼぼ」等の通所更生施設や「あさけワークス」「共栄作業所」等の授産施設において自立更生、社会参加を目指している。

精神障害者については、主に思春期に発病することが多く、保健所が中心になって施策を展開しているが、近年、授産施設や生活の場としての援護寮などといった社会復帰施設が設置されるなど地域社会で生活するための環境整備が図られている。

2. 今後の施設整備のあり方

近年、地域での自立した生活と社会参加を求める障害者も増加しており、障害者のための施設が果たす役割もより地域に密着したものへと変容しつつある。

こういった観点から各委員から出された主な意見は次のとおりである。

- 施設の設置に当たっては、市域全体のバランスを考えた配置を行うとともに、健常者との交流にも十分配慮したものとすること
- 青年期以後の知的障害者の活動の場が不足していることから、現在ある通所更生施設「たんぼぼ」の拡充を図るとともに、新たな施設の設置を検討すること
- 障害者の福祉的就労の場として大きな役割を果たしている小規模授産施設に対し、施設の拡充等、環境整備への支援を強めるとともに、福祉工場設置への取り組みを推進すること
- 授産施設等で障害者が作った製品を市が積極的に利用するとともに、製品のPRを充実するなど販路の拡大に努めること
- 依然として障害者に対する誤解や偏見がみられることから、障害及び障害者に対する正しい認識の普及に努めること

また、施設の設置に当たっては、住民に十分な理解と協力を求め、施設を地域社会に密着したものとしていくこと

- 精神障害者への支援については、地区市民センターに相談の窓口を設けるなど障害者や家族が気軽に相談できる体制を整備するとともに、地域においても、日頃からの見守りや相談活動を通じて障害者の悩みや不安の解消に努めること
- 障害者健康福祉センターについては西老人福祉センターの改築にあわせ合築施設として整備が計画されているが、当老人福祉センターは以前から多くの高齢者が利用しており、施設の拡張が強く求められていることを踏まえ、老人福祉センターとしての機能についても一層の充実を図っていくこと

また、障害者健康福祉センターの計画に当たっては、将来の関連施設の整備に伴う用地の確保など長期的な視野に立って整備構想を策定すること

- ・ 在宅生活の困難で施設入所している障害者については、家族との交流の維持・促進に努めるとともに、社会参加への条件整備を進めること
- ・ 市民が利用する施設については、視覚障害者が建物の概要をつかめるよう、点字で施設の案内表示をすること
また、点字ブロックの敷設については、弱視の障害者にもよく識別できるようカラーブロックを用いること
- ・ 市民が利用する施設の建設に当たっては、関係部局との緊密な連携のもと、障害者が利用しやすいように利便性に十分配慮するとともに、民間の建築物についても障害者施策に対する理解と協力を求めていくこと

3. まとめ

このように、今後の障害者（児）の施設整備に当たっては、複雑・多様化する障害者の福祉ニーズを的確に把握し、対応していくことが求められており、とりわけ障害者が自立更生、社会復帰を目指すための訓練型施設のより一層の充実・整備が必要となっている。

また、既存の施設を利用したデイサービス事業の充実、グループホーム事業の展開等とともに、個々の障害者の特性に応じて施設が選択できるよう、各種施設間の連携を図り、それぞれを特色のある施設として整備していくことが求められている。

当委員会は、現在、策定が進められている障害者施策に関する長期計画の中で福祉環境の整備や在宅支援サービスの充実などとともに、施策推進の拠点となる各種施設の整備・充実に積極的に取り組み、心身にハンディキャップを持った人々が可能な限り家庭や地域で自立した生活を送り、社会の一員として共に生きることのできる社会が早期に実現されることを強く望むものである。

産業公営企業委員会

○ 大四日市まつりについて

現行の大四日市まつりは、8月第1週の土曜、日曜を含む3日間の日程で開催され、郷土文化財行列やドリームパレードなど本市の真夏の祭典として種々の行事が行われているところである。

しかしながら、昨今では実行組織が行政主導型であるため、まつり全体の盛り上がりに欠けるという声や一部地域だけのまつりであるとの批判も聞かれる状況にある。

当委員会は、大四日市まつりが魅力あるまつりとして充実・発展していけるようまつりのあり方全般について、その経緯・現況を踏まえながら調査・研究を行った。

1. 大四日市まつりの経緯

大四日市まつりは、商品祭、七夕祭、港まつりという複数の祭りを統合して開催されていた「四日市港まつり」を発展的に継承し、全市民挙げて参加ができ、躍進する工業都市・四日市の姿にふさわしいまつりとして、昭和39年に始められた。

第1回は2日間の日程により、パレード、大四日市おどりを中心に開催され、第2回からは日程も4日間となり、諏訪神社の祭礼いわゆる「四日市祭り」に出演し、親しまれてきた大入道、鯨船等の郷土文化財も披露されることとなった。

当時の開催期間は本市の市制施行記念日の8月1日から開港記念日である8月4日までの4日間であったが、昭和55年の第17回からは「文化都市四日市を創る大四日市まつり」としてまつりの性格に文化性を加味することとあわせて、日程が現行のように変更され、参加型行事の充実が図られたところである。

また、昭和62年には、まつりの性格の一層の明確化を図るため、スポーツ行事、地域の盆踊り等が協賛行事に区分けされるなど、幾多の変遷を経て現在に至っている。

2. 大四日市まつりの現況

平成6年度の事業内容では、先ず初日は献花式で幕を開け、市内各所への諏訪太鼓表敬訪問や市民公園における青年の夕べなどの行事が行われている。

二日目はドリムパレードやサンバフェスティバルなどカーニバル的要素が強い行事が中心であるが、諏訪神社における郷土文化財民謡と獅子舞といった行事も盛り込まれている。

最終日である三日目は諏訪神社での商品祭の式典を皮切りに諏訪新道から三滝通りにかけて行われる市民総踊りパレードや郷土文化財行列、さらに四日市港においては遊覧船による港めぐりを初めとした港まつりが行われているほか、市民の夕べと称した盆踊りが二日目、三日目の両日にわたって市民公園において開催されている。

また、協賛行事として、子供諏訪太鼓競演や納涼茶会、わんぱく相撲大会など、三日間にわたり二十程度の催しが名を連ねている。

次に収支の方に目を向けて見ると、収入は平成6年度予算額で2,410万円、うち市からの補助金が500万円、県受託料（世界祝祭博支援事業委託料）300万円、協賛金1,450万円等の内訳になっている。

支出については、各事業への補助、出演料、会場・舞台設営などの行事演出費が2,055万円で、その大部分を占めている。

3. 今後に向けて

大四日市まつりの経緯・現況を精査する過程で、各委員からは次のような意見が出された。

(1) まつりのあり方・性格

- ・ 現行のまつりをさらに充実させていくのか、あるいは各地区で盛り上げる形としていくのかなど、今後のまつりのあり方についてあらゆる角度から研究を行うこと
- ・ 従来の諏訪神社の祭礼（四日市祭り）に少しでも移行できるよう、現行のまつりの見直しをすること

また、その場合、行政と神事との関わりの問題に十分意を用いること

- ・ どちらかと言えばカーニバル中心のイメージの強い現行のまつりの中で、従来からの祭礼に則った祭りの持つ文化性をいかに表現するか、その性格づけの整理を行うこと

(2) 開催期日・時期

- ・ 現行の日程では年によっては開港記念日である8月4日にまつりが行われない場合も生じることから、従来からのまつりの経緯、意義等を十分に汲んだ開催期日とすること
- ・ 開催を年2回とし、夏はカーニバル的な行事、秋は伝統的文化財を中心とした行事とすることについて、さらに議論を深めること

(3) 実行組織

- ・ 実行組織である大四日市まつり実行委員会は多人数で構成されており、柔軟性を持った対応ができるよう、その組織の見直しを行うこと
- ・ 協賛金の協力要請をスムーズに行えるよう、商工会議所等を中心とした民間主導型に逐次移行させていくこと
- ・ 平成11年には現行の日程となってから20周年を迎えることから、実行委員会において民間主導型に移行させていくことについて議論を行うなど、これまで以上に課題の解消に向けた取り組みを行うこと

(4) 事業内容

- ・ できるだけ多くの市民の参加が得られるよう、事業内容にさらに創意工夫を凝らすこと
- ・ 市民総踊りパレード、郷土文化財行列については、そのパレード・練り込み場所を市民公園まで延長するよう検討すること
- ・ 各地区で行われている盆踊りを現行のまつりに集約することについて検討すること

(5) 財政

- ・ 従来にも増してまつりに特色を持たせ、市民はもとより、広く市外の

人にも親しまれるまつりとしていくため、市の補助金の一層の増額に努めること

- ・ 市の補助金に加え、山車等の維持管理や諏訪太鼓の補修等を目的とした助成金の創設を検討するなど、まつりの財政全般にわたる総合的な見直しを行うこと

(6) その他

- ・ 商店街においては通行人等からごみの排出が問題とされており、その対策を協議するとともに、商業活動に思いうような効果が上がっていない現況を十分に把握すること
- ・ 市民のためのまつりとするため、答礼台の見直しをすること
- ・ 障害者用トイレの設置はもとより、その案内表示に留意すること

所得水準の向上や余暇時間の増大等に伴い、市民の余暇需要がますます増大・多様化している中であって、まつりは単に余暇利用におけるレジャーの一つとしての位置づけがされるだけでなく、伝統文化の継承さらには参加することによる連帯意識の高揚等幾つかの効果がある。

当委員会は、これらまつりの持つ効用を踏まえる中で、今後とも大四日市まつりが新しい四日市の創造、活性化につながり、対外的にも情報を発信できるまつりとして発展していくことが何よりも肝要であるとする次第である。

このため、各委員から出された意見を十分勘案し、他都市のまつりの状況も参考にしながら、そのあり方についてさらに検討を重ねられるよう強く望む次第である。

建設委員会

○ 都市景観形成の推進について

戦後の我が国は、欧米先進国を目標に飛躍的な経済成長を遂げてきた。都市の整備は、こうした経済の急速な拡大に対応するため、短期間で社会

資本ストックの量的充足を図る必要に迫られたことから、うるおい、ゆとり、美しさや身の回りの生活空間の水準の向上といった都市環境の質的充実とは二次的な位置付けにとどまり、個性や特色を備えた質の高いまちが形成・蓄積されるには至らなかった。

近年の経済社会の成熟化によって、市民の生活水準は大きく向上し、うるおいやすらぎなど都市環境の質的向上を求める声が高まりつつあり、生活空間の質の分野とりわけ良好な都市景観形成へのニーズが強くなってきている。豊かさの実感できる市民生活の実現や地域経済社会の均衡ある発展を図っていく上で、生活空間のありようは重要な要素であり、市民生活に身近な景観施設の整備充実が求められている。

このため、地方自治体においては、市民のこうした都市景観形成に対するニーズの高揚や多様化を踏まえ、様々な施策が実施に移されようとしている。

本市においても、昭和63年5月に、建設省が創設した都市景観形成モデル都市制度の第1回モデル都市としての指定を受け、平成6年3月には都市景観条例を制定し、建築物も含めた景観形成に取り組み、都市景観形成事業を積極的に進めているところである。

当委員会は、平成7年度に同条例が本格的に施行される予定となっていることを踏まえ、真に快適で魅力的な都市景観を創造していくための手法を探るべく、「都市景観条例」と「美しいまちづくりへの誘導方策」にそれぞれ焦点を当てて、調査・研究を行った。

1. 都市景観条例について

(1) 目的

美しいまちは、市民、事業者、行政の不断の努力によって形づくられ、そこに住む人々に、まちへの愛着と誇りを感じさせる。そのため3者が一体となって、優れた都市景観をつくるためのルールを定めることを目的とする。

(2) 条例の性格

指導、助言、助成、表彰による誘導、啓発を旨とした内容で、罰則規定はなく、規制はごく緩やかなものである。

(3) 条例の特色

都市景観整備の総合的推進を表明するとともに、景観形成のため、重点整備地区制度、大規模建築物等の届出制度、表彰・助成制度等の創設や、都市景観審議会の設置を行うことによって、市民参加による景観行政の推進を図る。

(4) 条例化の効用

条例化によって、都市景観行政が制度的に位置づけられ、施策が体系的に実施できる。例えば、景観形成地区の景観向上による他地区への波及効果や、景観届出制度によるデザイン・色彩に配慮した質の高い建築物等の増加が期待できる。こうした各種制度の定着が図られることによって、行政自体はもとより市民の景観意識の向上が期待される。

2. 美しいまちづくりへの誘導方策について

都市景観条例の内容については、以上のとおりであるが、市民共有の財産でもある優れた都市景観を形成するため、当条例を礎として、今後、いかに個別の建築誘導や関連公共事業等による景観づくりを進めていくかが大きな課題となっている。こうした当面する課題を踏まえながら、当委員会の調査・研究の過程において出された意見は、次のとおりである。

- ・ 良好な都市景観の形成は、行政の努力はもとより、市民に景観行政への理解と積極的な参加を求めることが特に重要であり、広く市民に対して啓蒙・啓発活動を行い、市民の景観形成への参加・協力を促していくこと
- ・ 優れた都市景観を形成・維持していく上で、とりわけ重要となるのは、市民ぐるみの運動であることから、広報やパンフレット等によるPR活

動によって、市民参加のための組織づくりを行い、あらゆる機会を通じて市民意識の啓発を図ること

- ・ 市民主導による主体的な景観形成を実現するため、市民運動の初期の段階から行政が積極的に参加することにより、市民に整備指針を提示するなど誘導に努めること
- ・ より実りのある景観形成及び景観表彰制度にしていくため、相応の公共資本の投下を行うとともに、関係部局との連携を密にしながら、執行体制の強化を図ること
- ・ 景観形成モデル地区の整備による例示的景観向上を市民にアピールし、他地区住民の景観意識の向上を促し、波及効果の拡散を図っていくこと
- ・ 都心部を中心とした重点整備地区の整備はもとより、市内各地に歴史的・文化的遺産が多数点在していることから、それらを生かすことによって都心部と地域との均衡ある一体的な整備に努めること
- ・ 市民に心のゆとりや安らぎを与える緑や花を、個々の家庭における栽培の範域から、まちや地域へと「個」から「線」や「面」へと広げていくための組織的整備を図り、市内随所で緑や花が楽しめるまちづくりを推進すること
- ・ 鉄道や道路等のコンクリートが剥き出しとなっている高架下部分へのデザインの塗装及び市街地における電線の地中化の促進など、まず実施可能な対策から、順次取り組んでいくこと
- ・ 住民による自発的・主体的なまちづくり組織の結成・育成を図るため、その中心的役割を担うグループライダーの発掘・育成に努めること
- ・ ライフスタイルの変化により、夜間の活動時間が増大していることから、霞ヶ浦・中央緑地への街灯の設置、中央通りのライトアップなど市民が身近に憩える施設として整備を図り、夜間景観の創造に努めること
- ・ 将来予想される中心部へのペDESTリアンデッキの導入に当たっては、先進地の調査・研究を行い、その長所を採り入れるなど色彩・形状に工

夫を凝らした施設とすること

- ・ 都市景観アドバイザー制度については、画一的な運用を図るのではなく、本市の特性に合わせた特色ある運用方法を採用すること

3. まとめ

美しいまちは、行政側のみでの取り組みで実現できるものではなく、市民一人一人がまちづくりの主役となり、主体的に参画していくことによって実現可能となる。

こうした市民主導型のまちづくりの重要性についての意識啓発を図る一方で、行政の文化化により、美しさや文化性といった要素をまちづくりの付加的要素から本来的要素へと内部目的化させ、その上で、地域固有の歴史・風土を生かしたまちづくりに腰を据えて取り組むべき時期にきている。先進国の一員にふさわしい豊かで美しい生活空間を備えた質の高い「まちづくり」を実現し、社会共有の資産として後世に引き継ぐことが今の我々に課せられた責務である。

もとより、良好な景観形成に果たす行政の役割は大きく、率先して関係分野との連携を強化し、総合行政としての景観行政に取り組むための体制を整備・強化するとともに、職員の意識及び能力をより一層高める必要がある。都市景観条例の施行を契機に、市民意識高揚のため裾野の広い運動を展開しながら、景観行政に対する取り組みをより一層本格化し、強力に推進していかねばならない。

以上のことから当委員会は、景観行政が21世紀を展望したこれからの都市行政の中で、ベーシックな課題として大きな比重を占めるものと認識するものである。

このため、各委員から出された意見を十分に踏まえ、地域住民の理解と協力をベースに関係部局との連携を図りながら、個性的で他都市に誇りうる都市景観の形成を推進していく必要がある。市民総ぐるみによる個性的な美しいまちづくりは、地域への帰属意識が高まるばかりでなく、新しい

時代の都市の活力源の一つとして大きな役割を担うものであり、「住みたいまち」から「ずっと住み続けたいまち四日市」の実現に向けて、一層の努力を払われるよう強く望む次第である。